

# 第 1 章 総 則

## 1 目 的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条及び第 8 条の 3 の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等及び福岡市火災予防条例（昭和 37 年福岡市条例第 28 号）の規定等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

## 2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び都市部の密集性或いは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の規模、用途等の特性に応じた安全対策の向上を図るために付加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（本基準内では☒で表示）については、防火対象物の安全性向上のために定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまでも関係者等の任意の協力があって実現されるものであることを前提としなければならない。

そのため、職員は関係者等に、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該指導事項については、指導経過等を明確にする等、事務処理上の不均衡を生じないように留意する必要がある。

## 3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (6) 条例とは、福岡市火災予防条例（昭和 37 年福岡市条例第 28 号）をいう。
- (7) 条則とは、福岡市火災予防規則（昭和 50 年福岡市規則第 43 号）をいう。
- (8) 予防規程とは、福岡市火災予防規程（昭和 50 年福岡市消防局告示第 1 号）をいう。
- (9) 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (10) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (11) 建基則とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建築省令第 40 号）をいう。
- (12) 建基市条例とは、福岡市建築基準法施行条例（平成 19 年福岡市条例第 29 号）をいう。

- (13) 建基市細則とは、福岡市建築基準法施行細則（昭和46年福岡市規則第83号）をいう。
- (14) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (15) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (16) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (17) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- (18) 特定防火設備とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- (19) 防火戸とは、防火設備のうちの防火戸をいう。
- (20) 特定防火戸とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- (21) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (22) 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- (23) 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- (24) 防災センター等とは、規則第12条第1項第8号に規定するものをいう。

## 第2章 消防同意事務審査要領

### 第1節 総論

#### 第1 審査上の留意事項

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から関与し、防火面のチェックを行う制度である。

このことから、関係法令の防火に関する規定について審査するとともに、下記事項に留意し、規制目的に沿った効果的、かつ、合理的な指導を行う必要がある。

- 1 建築物の出火防止並びに災害が発生した場合の避難、通報、消火及び延焼拡大防止等の防災対策について総合的に審査すること。
- 2 建築物の防災施設、設備等は個々の目的だけではなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- 3 消防用設備等のうち、自主設置のもの及び他の法令に基づき設置するものについても、原則として本基準を適用し指導すること。
- 4 消防用設備等の各種技術開発を踏まえて、これら消防用設備等の機能、特性等を十分に把握するよう努め、実態にあった指導をすること。
- 5 危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、各係の担当者との連絡・連携等に配慮すること。
- 6 審査の結果、防火に関する規定に抵触している場合は、原則として不同意とするものであるが、申請者に対する便宜的、保護的措置として当該抵触している部分の変更等を行うことにより措置するものであること。
- 7 その他、消防同意事務の取扱いにあたっては、「福岡市建築物同意等事務取扱規程」等によること。

## 第2 防火に関する規定

### 1 防火に関する規定に係る法令

法第7条及び建基法第93条に定める防火に関する規定には、次の法令等が含まれるものであること。

#### (1) 建築基準法関係

- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ② 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- ③ 福岡市建築基準法施行条例（平成19年福岡市条例第29号）

#### (2) 消防法関係

- ① 消防法（昭和23年法律第186号）
- ② 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- ③ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- ④ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ⑤ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- ⑥ 福岡市火災予防条例（昭和37年福岡市条例第28号）
- ⑦ 福岡市火災予防規則（昭和50年福岡市規則第43号）
- ⑧ 福岡市火災予防規程（昭和50年福岡市消防局告示第1号）

#### (3) 電気事業法関係

- ① 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ② 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）

#### (4) 都市計画法関係

- ① 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ② 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）
- ③ 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）

#### (5) 都市再開発法関係

- ① 都市再開発法（昭和44年法律第38号）
- ② 都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）

#### (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係

- ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
(平成18年法律第91号)
- ② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令  
(平成18年政令第379号)
- ③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則  
(平成18年国土交通省令第110号)

#### (7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律関係

- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
- ② 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）
- ③ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）

#### (8) 労働基準法関係

- ① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ② 事業附属寄宿舎規程（昭和 22 年労働省令第 7 号）
- ③ 建設業附属寄宿舎規程（昭和 42 年労働省令第 27 号）
- (9) 労働安全衛生法関係
  - ① 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
  - ② 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
  - ③ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
  - ④ 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）
- (10) 医療法関係
  - ① 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
  - ② 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）
- (11) 医薬品医療機器等法関係
  - ① 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律  
(昭和 35 年法律第 145 号)
  - ② 薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）
- (12) 国際観光ホテル整備法関係
  - ① 国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）
  - ② 国際観光ホテル整備法施行規則（平成 5 年運輸省令第 3 号）
- (13) 学校教育法関係
  - ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
  - ② 幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）
- (14) 児童福祉法関係
  - ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
  - ② 福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 54 号）
  - ③ 福岡市指定障がい児入所施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成 24 年福岡市条例第 55 号)
  - ④ 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成 24 年福岡市条例第 56 号)
- (15) 老人福祉法関係
  - ① 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
  - ② 福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成 24 年福岡市条例第 63 号)
  - ③ 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成 24 年福岡市条例第 64 号)
- (16) 社会福祉法関係
  - 福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成 24 年福岡市条例第 65 号)
- (17) 障害者総合支援法関係
  - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## 第2 防火に関する規定

- (平成 17 年法律第 123 号)
- ② 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 57 号）
  - ③ 福岡市指定障がい者支援施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 58 号）
  - ④ 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 59 号）
  - ⑤ 福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 60 号）
  - ⑥ 福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 61 号）
  - ⑦ 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 62 号）
- (18) 介護保険法関係  
福岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 69 号）
- (19) 倉庫業法関係
- ① 倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）
  - ② 倉庫業法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）
- (20) 火薬類取締法関係
- ① 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
  - ② 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）
- (21) ガス事業法関係
- ① ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
  - ② ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）
- (22) 高圧ガス保安法関係
- ① 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
  - ② 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）
  - ③ 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）
  - ④ 冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）
- (23) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
- ① 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）
  - ② 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）
- (24) 放射性同位元素等の規制に関する法律関係
- ① 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
  - ② 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号）
- (25) 官公庁施設の建設等に関する法律関係  
官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）

- (26) 駐車場法関係
  - ① 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
  - ② 駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）
- (27) 石油パイプライン事業法関係
  - ① 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）
  - ② 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令  
（昭和 47 年通商産業省・運輸省・建設省・自治省令第 2 号）
- (28) 石油コンビナート等災害防止法関係
  - ① 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）
  - ② 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）
  - ③ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令  
（昭和 51 年自治省令第 17 号）

## 2 消防同意の審査の範囲

法第 7 条に基づく消防同意の審査は次によること。

- (1) 消防法関係については、すべての規定とすること。
- (2) 建築基準法関係の防火に関する規制内容及び規制条文は、別記 1 「建築基準法令上の防火に関する規定」によること。  
なお、建基法第 6 条第 4 項（準用される場合を含む。）に基づく確認に対する消防同意時の審査事項は、別記 2 「建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項」によること。
- (3) 前 1.(6)から(26)までに掲げる法令上の防火に関する規制条文は、別記 3 の「関係法令上における防火に関する規定」によるものであるが、建築同意の審査にあたってはこれらを参考とすること。

### 別記 1

#### 建築基準法令上の防火に関する規定

##### 1 集団規定

- (1) 防火地域及び準防火地域内の建築物の構造規制（建基法第 61 条）
- (2) 防火地域，準防火地域内の建築物の屋根の不燃規制（建基法第 62 条）
- (3) 防火地域内の建築物に設ける看板等で屋上に設けるもの又は高さ 3 m をこえるものの不燃規制（建基法第 64 条）
- (4) 複数の敷地を一の敷地とみなすこと等による制限の緩和（建基法第 86 条）

##### 2 単体規定

- (1) 構造関係
  - ① 屋根の不燃規制（建基法第 22 条，建基令 109 条の 8）
  - ② 外壁の土塗壁と同等の防火構造規制（建基法第 23 条）
  - ③ 建築物の用途，規模による耐火建築物，準耐火建築物等とすべき構造規制  
（建基法第 27 条，第 115 条の 3，第 115 条の 4，第 116 条）
  - ④ 大規模木造建築物等の外壁，軒裏の防火規制，屋根の不燃規制  
（建基法第 25 条）

## 第2 防火に関する規定

- ⑤ 大規模建築物の主要構造部等の構造規制  
(建基法第 21 条, 建基令第 109 条の 5, 建基令第 109 条の 7)
  - ⑥ 病院等のボイラー室の構造規制 (建基市条例第 7 条)
  - ⑦ 劇場等の構造規制 (建基市条例第 8 条から 17 条)
  - ⑧ 自動車修理工場の構造規制 (建基市条例第 21 条)
  - ⑨ 防火地域又は準防火地域内の建築物の壁, 柱, 床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準 (建基令第 136 条の 2)
- (2) 防火区画, 防火壁, 界壁等関係
- ① 面積による区画 (建基法第 36 条, 建基令第 112 条, 第 128 条の 3)
  - ② 大規模木造建築物の防火壁等 (建基法第 26 条, 建基令第 113 条, 第 115 条の 2)
  - ③ 異種用途別の区画 (建基法第 36 条, 建基令第 112 条)
  - ④ 吹抜き等の竪穴区画 (建基法第 36 条, 建基令第 112 条)
  - ⑤ 界壁等の構造 (建基法第 36 条, 建基令第 114 条)
  - ⑥ 自動車修理工場の防火区画 (建基市条例第 22 条)
- (3) 避難関係
- ① 階段の幅員等の規制  
(建基法第 35 条, 第 36 条, 建基令第 23 条から第 27 条, 第 124 条)
  - ② 直通階段の設置  
(建基法第 35 条, 第 36 条, 建基令第 120 条, 第 121 条, 第 121 条の 2, 建基市条例第 9 条)
  - ③ 避難階段, 特別避難階段の設置  
(建基法第 35 条, 第 36 条, 建基令第 122 条, 建基市条例第 10 条)
  - ④ 直通階段, 避難階段, 特別避難階段の構造  
(建基法第 35 条, 第 36 条, 建基令第 121 条の 2, 第 123 条, 建基市条例第 12 条)
  - ⑤ 屋外階段の構造 (建基令第 121 条の 2)
  - ⑥ 廊下の幅員, 行き止まり廊下等の禁止, 廊下の構造等  
(建基令第 119 条, 第 124 条, 建基市条例第 14 条, 第 18 条)
  - ⑦ 屋外への出口等  
(建基令第 125 条, 第 125 条の 2, 建基市条例第 8 条, 第 13 条, 第 20 条)
  - ⑧ 屋上広場等の規制 (建基令第 122 条, 第 126 条)
  - ⑨ 劇場等の客席からの出口 (建基市条例第 15 条)
- (4) 道路, 通路関係
- ① 敷地の接道の規制 (建基法第 43 条, 建基市条例第 27 条から第 33 条)
  - ② 敷地内の通路, 空地の規制  
(建基令第 128 条, 第 128 条の 2, 建基市条例第 18 条)
  - ③ 道路内の建築物の構造等 (建基法第 44 条, 建基令第 145 条)
- (5) 内装制限関係
- ① 特殊建築物等の内装規制  
(建基法第 35 条の 2, 建基令第 128 条の 3 の 2 から第 129 条)



- ② 木造の共同住宅等の内装規制（建基市条例第 19 条）
- (6) 非常用進入口，建築設備関係
  - ① 非常用の進入口及び非常用の昇降機の設置及び構造  
（建基法第 34 条，第 35 条，建基令第 126 条の 6，第 126 条の 7，第 129 条の 13 の 2，第 129 条の 13 の 3）
  - ② 排煙設備の設置及び構造（建基法第 35 条，建基令第 126 条の 2，第 126 条の 3）
  - ③ 非常用の照明装置等の設置及び構造  
（建基法第 35 条，建基令第 126 条の 4，第 126 条の 5）
  - ④ 電気設備及び避雷設備の基準  
（建基法第 32 条，第 33 条，建基令第 129 条の 14，第 129 条の 15）
  - ⑤ 火気使用室等の構造設備  
（建基法第 28 条，建基令第 20 条の 3，建基市条例第 7 条）
  - ⑥ 煙突の構造（建基法第 36 条，建基令第 115 条）
  - ⑦ 配管及び風道等の構造  
（建基法第 28 条，建基令第 20 条の 2，第 129 条の 2 の 4，第 129 条の 2 の 5）
  - ⑧ 冷却塔設備の構造（建基法第 20 条，建基令第 129 条の 2 の 6）
  - ⑨ エレベーター，ダムウォーター等のかご及び昇降路出入口の不燃材料等  
（建基法第 20 条，建基令第 129 条の 6，第 129 条の 7，第 129 条の 9，第 129 条の 11，第 129 条の 13）
- (7) その他
  - ① 地下街及び地下建築物に対する防火，避難の規制  
（建基法第 35 条，建基令第 128 条の 3）
  - ② 中央管理室の設置，機能等  
（建基法第 34 条，建基法第 35 条，建基令第 20 条の 2，第 126 条の 3，第 129 条の 13 の 3）

### 3 その他

- (1) 構造，材料，防火設備関係
  - ① 耐火構造（建基法第 2 条，建基令第 107 条）
  - ② 準耐火構造（建基法第 2 条，建基令第 107 条の 2）
  - ③ 防火構造（建基法第 2 条，建基令第 108 条）
  - ④ 不燃材料（建基法第 2 条，建基令第 108 条の 2）
  - ⑤ 防火戸その他の防火設備（建基法第 2 条，建基令第 109 条）
  - ⑥ 遮炎性能に関する技術的基準（建基令第 109 条の 2）
  - ⑦ 窓その他の開口部を有しない居室等  
（建基法第 35 条，第 35 条の 2，第 35 条の 3，建基令第 111 条，第 116 条の 2，第 128 条の 3 の 2）
  - ⑧ 簡易な構造の建築物の規制  
（建基法第 84 条の 2，建基令第 136 条の 9，第 136 条の 10，第 136 条の 11）
- (2) 特殊な材料等（建基法第 37 条，建基令第 144 条の 3）

**別記 2**

**建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項**

- 1 別表1「建築基準法及び同法施行令に係る審査事項の適用基準」及び別表2「建基市条例で定める防火に関する規定」の取扱いは、法第7条の規定に基づき消防長又は消防署長が行う同意のうち、建基法第6条第4項（同法の他の規定により準用される場合を含む。）の規定により建築主事等が行う確認をする場合において、消防長又は消防署長に求められた消防同意について適用するものであること。
- 2 建基法及び建基令  
建基法及び建基令については、これらの法令の防火に関する規定のうち、別表1に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。
- 3 建基市条例については、同条例の防火に関する規定のうち、別表2に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。

別表 1

建築基準法及び同法施行令に係る審査事項の適用基準

○：審査が必要なもの △：必要に応じて審査を行うもの -：審査の必要がないもの

審査事項	参照条文 (主要なもの)	建築物の用途						
		特定 防火 対象物	非特定防火対象物		長屋	戸建 住宅		
			右記 以外	共同住宅等				
				中高層	低層			
道路との関係 ・ 敷地内 通路	建基法第35条(令第128条)(敷地内の通路)(注1)	建基令第123条 建基令第125条	○	○	○	○	-	-
	建基法第35条(令第128条の2)(大規模な木造等の建築物の敷地内における通路)(注1)	建基令第107条 建基令第109条 建基令第109条の2 建基令第109条の3	○	○	○	○	-	
	建基法第43条(敷地と道路との関係)(注1)	建基令第116条の2	○	○	○	○	○	-
	建基法第44条(道路内の建築制限)	建基令第145条	-	-	-	-	-	-
主要構造部の制限	建基法第21条第1項及び第2項(大規模の建築部の主要構造部等)	建基令第46条 建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第109条 建基令第109条の2 建基令第109条の3 建基令第109条の4 建基令第109条の5 建基令第109条の6 建基令第109条の7 建基令第115条の2	△	△	△	△	△	-
	建基法第27条(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)	建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第109条 建基令第109条の2 建基令第109条の3 建基令第110条 建基令第110条の4 建基令第110条の5 建基令第115条の4 建基令第116条	△	△	△	△		
	建基法第35条の3(無窓の居室等の主要構造部)	建基令第107条 建基令第108条の2 建基令第111条	○	○	-	-	-	-
	建基法第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)	建基令第107条 建基令第107条の2 建基令第109条 建基令第109条の2 建基令第109条の3 建基令第108条 建基令第108条の2 建基令第136条の2	○	○	○	○	○	○
屋根	建基法第22条(屋根)	建基法第24条の2 建基令第109条の5	○	○	○	○	○	○

## 第2 防火に関する規定

屋根	建基法第 62 条 (防火地域内等の建築物の屋根)	建基令第 136 条の 2 の 2	○	○	○	○	○	○
外壁等	建基法第 23 条 (外壁)		○	○	○	○	○	○
	建基法第 25 条 (大規模の木造建築物の外壁等)	建基令第 108 条 建基令第 109 条の 5	○	○	△	△	△	—
	建基法第 64 条 (開口部の防火戸)	建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2	○	○	○	○	○	○
	建基法第 65 条 (隣地境界線に接する外壁)	建基令第 107 条	○	○	○	○	○	○
防火区画	建基法第 26 条 (防火壁等)	建基令第 107 条 建基令第 113 条 建基令第 115 条の 2	○	○	○	△	△	—
	建基法第 36 条 (建基令第 112 条) (防火区画〔面積区画〕)	建基法第 21 条 建基法第 27 条 建基法第 61 条 建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 109 条の 3 建基令第 115 条の 3	○	○	○	△	△	—
	建基法第 36 条 (建基令第 112 条) (防火区画〔堅穴区画〕)	建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2	○	○	○	△	—	—
	建基法第 36 条 (建基令第 112 条) (防火区画〔異種用途区画〕)	建基法第 27 条 建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2	○	○	○	△	—	—
	建基法第 36 条 (建基令第 114 条) (建築物の界壁, 間仕切壁及び隔壁)	建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 112 条	○	○	○	△	△	—
廊下	建基法第 35 条 (建基令第 119 条) (廊下の幅)		○	○	○	△	—	—
屋上広場	建基法第 35 条 (建基令第 126 条) (屋上広場等)		○	○	○	—	—	—

階段	建基法第 35 条 (建基令第 120 条) (直通階段の設置)	建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 116 条の 2	○	○	○	△	-	-
	建基法第 35 条 (建基令第 121 条) (二以上の直通階段を設ける場合)	建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 123 条	○	○	○	△	-	-
	建基法第 35 条 (建基令第 121 条の 2) (屋外階段の構造)	建基令第 107 条の 2	○	○	○	△	-	-
	建基法第 35 条 (建基令第 122 条) (避難階段の設置)	建基令第 123 条 建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 112 条 建基令第 126 条	○	○	○	△	-	-
	建基法第 35 条 (建基令第 124 条) (物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅)	建基令第 123 条 建基令第 126 条	○	/	/	/	/	/
	建基法第 36 条 (建基令第 23 条) (階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法)	建基令第 120 条 建基令第 121 条	○	○	○	△	-	-
	建基法第 36 条 (建基令第 24 条) (踊場の位置及び踏幅)		○	○	-	-	-	-
	建基法第 36 条 (建基令第 25 条) (階段及びその踊場の手すり)		-	-	-	-	-	-
建基法第 36 条 (建基令第 26 条) (階段に代わる傾斜路)		-	-	-	-	-	-	
出入口	建基法第 35 条 (建基令第 118 条) (客席からの出口の戸)		○	-	/	/	/	/
	建基法第 35 条 (建基令第 125 条) (屋外への出口)	建基令第 120 条 建基令第 124 条	○	○	-	-	-	-
	建基法第 35 条 (建基令第 125 条の 2) (屋外への出口等の施錠装置の構造等)	建基令第 123 条	○	○	-	-	-	-

## 第2 防火に関する規定

内装制限	建基法第 35 条の 2 (特殊建築物等の内装)	建基令第 128 条の 3 の 2 建基令第 128 条の 4 建基令第 128 条の 5	○	○	△	—	—	—
非常用昇降機	建基法第 34 条 2 項 (非常用昇降機)	建基令第 129 条の 6 建基令第 129 条の 7 建基令第 129 条の 13 の 2 建基令第 129 条の 13 の 3	○	○	○	—	—	—
排煙設備	建基法第 35 条 (建基令第 126 条の 2) (排煙設備の設置)	建基令第 126 条の 3 建基令第 107 条 建基令第 107 条の 2 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 112 条 建基令第 115 条 建基令第 116 条の 2 建基令第 129 条の 2 の 3	○	○	○	—	—	—
非常用照明	建基法第 35 条 (建基令第 126 条の 4) (非常用の照明装置の設置)	建基令第 126 条の 5 建基令第 116 条の 2	○	○	○	—	—	—
非常用進入口	建基法第 35 条 (建基令第 126 条の 6) (非常用の進入口の設置)	建基令第 126 条の 7 建基令第 129 条の 13 の 3	○	○	○	○	○	○
地下街	建基法第 35 条 (建基令第 128 条の 3) (地下街)	建基令第 23 条 建基令第 108 条の 2 建基令第 109 条 建基令第 109 条の 2 建基令第 112 条 建基令第 126 条の 2 建基令第 126 条の 3 建基令第 126 条の 4 建基令第 126 条の 5 建基令第 129 条の 2 の 3	○					
簡易な構造の建築物	建基法第 84 条の 2 (簡易な構造の建築物に対する制限)	建基令第 136 条の 9 建基令第 136 条の 10	△	△				
その他	建基法第 40 条 (条例附加)		(注 2)					

※ 1 「特定防火対象物」とは、建築物であつて法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 4 号に定める防火対象物をいう。

※ 2 「非特定防火対象物」とは、建築物であつて令別表第 1 に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以外のものをいう。

※ 3 「共同住宅等」とは、建築物であつて令別表第 1 (5) 項口に掲げる防火対象物をいう。

※ 4 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が 3 以下のものをいう。

(注 1) 審査を実施する際に現場調査を併せて行うこと。

(注 2) 条例による規定のうち、必要なものについて審査を行う。

別表2

## 建基市条例で定める防火に関する規定

審 査 事 項			該 当 用 途
単 体 規 定	第7条	病院等のボイラー室の構造	病院, 公衆浴場, ホテル, 旅館
	第8条	劇場等の屋外への出口	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, 公会堂, 集会場
	第9条	劇場等の直通階段	同 上
	第10条	劇場等の避難階段等	同 上
	第11条	劇場等の用途に供する部分への準用	同 上
	第12条	劇場等の用途に供する部分における直通階段の共用	同 上
	第13条	劇場等の避難階における避難経路	同 上
	第14条	劇場等の廊下	同 上
	第15条	劇場等の客席からの出口	同 上
	第16条	劇場等の客席の構造	同 上
	第17条	劇場等の舞台部の隔壁の構造	同 上
	第18条	マーケット等の通路	区画された飲食店, 物販店等が存する1の建築物
	第19条	木造の共同住宅等の内装	木造共同住宅, 木造寄宿舎等
	第20条	木造の共同住宅等の出口	同 上
集 団 規 定	第21条	自動車修理工場の構造	建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する対象物
	第22条	自動車修理工場の防火区画	同 上
	第27条	建築物の敷地と道路との関係 1 前面道路の幅員 2 道路に面する部分の長さ	1 延面積 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物の敷地 2 下記の用途に供する部分の床面積の合計が200 m <sup>2</sup> を超え1,000 m <sup>2</sup> 以下のものの敷地 【令別表第1(1)項, (2)項, (4)項, (5)項, (6)項イ, (7)項, (9)項, (12)項イ, (13)項イ, (14)項(倉庫業を営む倉庫に限る。)]
	第30条	百貨店等の敷地等と道路との関係 1 道路に面する部分の長さ 2 主要出入口の空地の幅と奥行き	床面積 1,500 m <sup>2</sup> を超える百貨店, マーケット, その他の店舗
	第31条	劇場等の敷地等と道路との関係 1 道路に面する部分の長さ 2 主要出入口の空地の幅と奥行き	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, 公会堂, 集会場
単 体 規 定	第32条	倉庫等の出入口と道路との関係 出入口の空地の幅と奥行き	倉庫(倉庫業を営む倉庫に限る。), 自動車車庫, 自動車修理工場
	第33条	倉庫等の敷地の出入口の設置の禁止	同 上

**別記 3**

**関係法令上における防火に関する規定**

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）  
既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例（第 23 条）
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則  
（平成 18 年国土交通省令第 110 号）  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号の主務  
省令で定める安全上及び防火上の基準（第 13 条）
- 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）  
計画の認定（第 17 条第 3 項）
- 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）  
建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項第 4 号の建設省令で定める防火  
上の基準（第 31 条（第 1 項第 2 号除く。）
- 5 事業附属寄宿舍規程（昭和 22 年労働省令第 7 号）
  - （1）第 1 種寄宿舍の位置、構造等（第 7 条，第 9 条，第 10 条）
  - （2）第 1 種寄宿舍の避難階段の数（第 11 条）
  - （3）第 1 種寄宿舍における階段通路等の表示，出入口の構造等（第 12 条，第 13 条）
  - （4）第 1 種寄宿舍における警報設備及び消火設備（第 13 条の 2，第 14 条）
  - （5）第 1 種寄宿舍における階段の構造及び廊下の構造（第 17 条，第 18 条）
- 6 建設業附属寄宿舍規程（昭和 42 年労働省令第 27 号）
  - （1）位置（第 6 条）
  - （2）避難階段等の数，表示及び出入口等（第 8 条から第 10 条）
  - （3）警報設備及び消火設備（第 11 条，第 12 条）
  - （4）階段の構造，廊下の幅及び避難施設の照明（第 13 条から第 15 条）
- 7 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
  - （1）化学設備を設ける建築物の構造（第 268 条）
  - （2）灰捨場の構造（第 292 条）
  - （3）危険物乾燥設備を有する建築物の構造（第 293 条）
  - （4）アセチレン発生器室の位置及び構造（第 302 条，第 303 条）
  - （5）移動式アセチレン溶接装置の格納箱の構造（第 304 条）
  - （6）カーバイトのかすだめの構造（第 307 条）
  - （7）ガス集合装置室の位置及び構造（第 308 条，第 309 条）
  - （8）危険物等の作業場等における避難用出入口，直通階段，警報設備等  
（第 546 条から第 549 条）
  - （9）貸与形式建築物における共用の避難用出入口，警報設備等（第 670 条，第 671 条）
- 8 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
  - （1）ボイラー室の区画及び出入口（第 18 条，第 19 条）
  - （2）ボイラーと可燃物との距離（第 21 条）
- 9 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）
  - （1）病院及び診療所の構造及び設備（第 16 条）



- (2) 助産所の構造及び設備 (第 17 条)
- (3) 診療用の放射線照射装置使用室, 放射性同位元素使用室並びに同器具及び元素の貯蔵室の構造 (第 30 条の 6, 第 30 条の 8, 第 30 条の 9)
- 10 薬局等構造設備規則 (昭和 36 年厚生省令第 2 号)
  - (1) 放射性医薬品を取扱う薬局及び一般販売業の店舗の構造及び設備 (第 1 条, 第 2 条)
  - (2) 放射性医薬品の製造所の構造及び設備 (第 9 条)
- 11 国際観光ホテル整備法 (昭和 24 年法律第 279 号)
  - (1) 登録ホテルの避難施設, 消火器等 (第 6 条)
  - (2) 登録旅館の避難施設, 消火器等 (第 18 条)
- 12 国際観光ホテル整備法施行規則 (平成 5 年運輸省令第 3 号)
  - (1) 登録ホテルの避難施設, 消火器等 (第 4 条)
  - (2) 登録旅館の避難施設, 消火器等 (第 17 条)
- 13 幼稚園設置基準 (昭和 31 年文部省令第 32 号)
  - 園舎の階数及び構造 (第 8 条)
- 14 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 (平成 24 年福岡市条例第 56 号)
  - (1) 児童福祉施設と非常災害 (第 6 条)
  - (2) 保育所の設備の基準 (第 44 条)
- 15 福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 (平成 24 年福岡市条例第 63 号)
  - 構造設備の一般原則, 非常災害対策及び設備 (第 4 条, 第 5 条及び第 7 条)
- 16 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 (平成 24 年福岡市条例第 64 号)
  - 構造設備の一般原則, 非常災害対策及び設備 (第 4 条, 第 5 条及び第 6 条)
- 17 福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 (平成 24 年福岡市条例第 65 号)
  - 非常災害対策及び設備 (第 5 条及び第 6 条)
- 18 福岡市介護老人保健施設の人員, 施設及び設備並びに運営の基準を定める条例 (平成 24 年福岡市条例第 69 号)
  - 構造設備の基準及び非常災害対策 (第 6 条及び第 14 条)
- 19 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営の基準等を定める条例 (平成 24 年福岡市条例第 57 号)
  - 非常災害対策 (第 73 条)
- 20 福岡市指定障がい者支援施設等の人員, 設備及び運営の基準等を定める条例 (平成 24 年福岡市条例第 58 号)
  - 非常災害対策 (第 49 条)
- 21 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 (平成 24 年福岡市条例第 59 号)

## 第2 防火に関する規定

- (1) 非常災害対策
  - (第8条, 第51条, 第56条, 第61条, 第70号, 第85条及び第88条)
- (2) 自立訓練(生活訓練)事業所の構造(第59条)
- 22 福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例
  - (平成24年福岡市条例第60号)
  - 非常災害対策(第4条)
- 23 福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例
  - (平成24年福岡市条例第61号)
  - 構造設備及び非常災害対策(第3条及び第5条)
- 24 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例
  - (平成24年福岡市条例第62号)
  - 構造設備及び非常災害対策(第4条及び第7条)
- 25 倉庫業法施行規則(昭和31年運輸省令第59号)
  - 1類倉庫, 2類倉庫, 3類倉庫, 貯蔵倉庫及び冷蔵倉庫の構造設備等
  - (第3条, 第3条の4から第3条の11)
- 26 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)
  - (1) 製造施設の構造, 位置及び設備等(第4条)
  - (2) 火薬庫外において貯蔵する火薬類, がん具煙火等を貯蔵する場所の構造(第16条)
  - (3) 火薬庫の位置(第23条)
  - (4) 地上式1級火薬庫の位置, 構造及び設備(第24条)
  - (5) 地上覆土式1級火薬庫の位置, 構造及び設備(第24条の2)
  - (6) 地中式1級火薬庫の位置, 構造及び設備(第25条)
  - (7) 2級火薬庫の位置, 構造及び設備(第26条)
  - (8) 3級火薬庫の位置, 構造及び設備(第27条)
  - (9) 水畜火薬庫の位置, 構造及び設備(第27条の2)
  - (10) 実包火薬庫の位置, 構造及び設備(第27条の4)
  - (11) 煙火火薬庫, がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置, 構造及び設備
  - (第28条, 第29条)
- 27 冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)
  - 第1種製造者及び定置式製造設備に係る技術上の基準(第6条, 第7条)
- 28 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)
  - (1) 定置式製造設備に係る技術上の基準(第6条)
  - (2) 貯蔵の方法に係る技術上の基準(第18条)
  - (3) 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準(第55条)
- 29 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
  - (平成9年通商産業省令第11号)
  - (1) 貯蔵施設の技術上の基準(第11条, 第14条)
  - (2) 供給設備の技術上の基準(第18条)
  - (3) 特定供給設備の技術上の基準(第53条)

- 30 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）
  - （1） 第 1 種製造設備に係る技術上の基準（第 6 条）
  - （2） 第 2 種製造設備に係る技術上の基準（第 7 条）
  - （3） 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準（第 8 条）
  - （4） バルク供給に係る供給設備の技術上の基準（第 19 条）
  - （5） 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準（第 53 条）
- 31 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則  
（昭和 35 年総理府令第 56 号）  
使用施設，廃棄物詰替施設，廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の構造  
（第 14 条の 7 から第 14 条の 12）
- 32 官公庁施設の建築等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）  
庁舎の構造（第 7 条）
- 33 駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）  
避難施設及び防火区画（第 10 条，第 11 条）

### 第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

#### 1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次の①又は②に該当するものをいう。
- ① 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第3-3表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分第3-3表(ロ)欄（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で、次の第3-1表アからウまでに該当するもの。

第3-1表

条 件	左 欄 の 運 用
ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。	(ア) 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。 (イ) 管理権原を有する者と同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全面的に権限を行使できる者が同一であることをいう。
イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。	(ア) 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの、又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次のa及びbに該当し、かつ、第3-3表(ロ)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。 a 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。 b 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

	(イ) 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が、主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね、前(ア)、a及びbに該当し、かつ、第3-3表(ロ)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であること。
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。)とほぼ同一であることをいう。

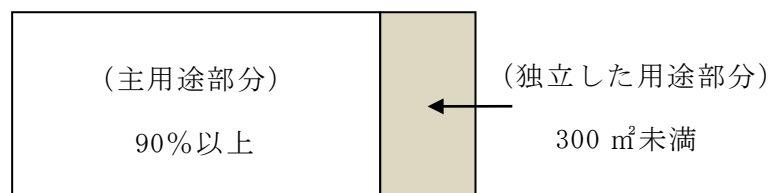
- ② 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる用途又は同表(6)項ハに掲げる用途(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)を除く。)に供される部分

なお、共用される部分の床面積は、次により按分すること。

ア 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

イ 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

ウ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。



- (3) 令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」の取扱いは、次によること。

- ① 令別表第1の項が混在する場合だけでなく、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目が混在する場合も含むものであり、細項目が混在する場合も、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

例：令別表第1(5)項イと(5)項ロが混在する防火対象物は、同表(16)項イの複合用途防火対象物

- ② 一の防火対象物に、同一細項目で異なる詳細分類(令別表第1(6)項イの(1)から(4)並びに(6)項ロ及びハの(1)から(5)のことをいう。)が混在する場合は、「2以上の用途」とはならず、複合用途防火対象物として取り扱わない。

例：令別表第1(6)項イ(1)と(6)項イ(4)が混在する防火対象物は、同表(6)項イの防火対象物

(6)項	イ	(1)
「項」	「細項目」	「詳細分類」

- (4) 同一の防火対象物が時間帯や季節ごとによって使用実態が異なる場合は、主として使用される用途として取り扱うが、それぞれの用途に供するものとして必要とされる技術上の基準を満たさなければならないことに留意すること。

## 2 一般住宅の用途に供される部分

一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うこと。（第3-2表参照）

- (1) 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、令別表防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
- (2) 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- (3) 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- (4) 令別表防火対象物の用途が2以上存し、かつ、一般住宅部分が混在する場合（前(1)に該当する場合を除く。）は、最初に一般住宅部分を除き令別表防火対象物で用途を判定する。その結果、単項となった場合は、当該単項部分と一般住宅部分とで判定する。一方、複合用途となった場合は、当該複合用途と一般住宅の複合用途とすること。
- (5) 一般住宅に付属する同一敷地内の物置又は車庫は、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。
- (6) 専業農家又は兼業農家が穀類等の農産物又はトラクター、コンバイン等の農機具類を収納する収納舎は、個人住宅に附設するもの又は別であるものにかかわらず令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。

第3—2表

項 目		例 示		判 定
一般住宅	令別表防火対象物で 50 m <sup>2</sup> 以下のもの	一般住宅 (大)	令別表防 火対象物 (小)	一般住宅
一般住宅	令別表防火対象物	一般住宅 (小)	令別表 防火対象物 (大)	令別表防火対象物
一般住宅	令別表防火対象物で 50 m <sup>2</sup> を超えるもの	一般住宅 (大)	令別表防 火対象物 (小)	複合用途
一般住宅	令別表防火対象物	一般住宅 (1/2)	令別表 防火対象物 (1/2)	複合用途

[備考]

- ① 一般住宅は、前1.(2).①で定める従属的な部分に含まれないものであること。
- ② 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物の床面積の合計とで用途を決定すること。
- ③ 2.(3)の「おおむね等しい」とは、その差が10 m<sup>2</sup>以下のものをいう。
- ④ 一般住宅と令別表第1(5)項口が存する場合は、一般住宅は同表(5)項口として取り扱うものとする。
- ⑤ 令別表防火対象物には、令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる用途又は同表(6)項ハに掲げる用途（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）も含まれること。

### 3 危険物施設

法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

### 4 令第8条区画

令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

## 5 複合用途防火対象物の取扱い

- (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(前2.(4)により同表第1(16)項に掲げる防火対象物となる場合も含む。)となるもののうち、次の①及び②に該当するものは、同表第1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下「特定用途部分」という。)が存するものにあっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること(同表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる用途又は同表(6)項ハに掲げる用途(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に供される部分があるものを除く。)。この場合、当該特定用途部分は、主たる令別表用途と同一の用途に供されるものとして取り扱う。
- ① 特定用途部分の床面積(共用部分の按分面積も含む)の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。
- ② 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。
- (2) 令第8条に定める区画を有する防火対象物で、前4により令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるものの消防用設備等の設置にあつては、区画された部分ごとに、前1.(2).②、前2及び前(1)を適用するものであること。



第3-3表

(1) 項イ		劇場、映画館、演芸場又は観覧場	
定義	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	舞台部、切符売場、映写室、衣装部屋、客席、出演者控室、大・小道具室、ロビー、練習室、舞台装置等営繕のための作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、事務室、ラウンジ、クロック、浴室	展示博物室、ホール、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室
該当用途例	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席		
補足事項	1 本項の防火対象物は、誰でも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項に含まれないものであること。		

(1) 項ロ		公会堂又は集会場	
定義	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定のいすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体の管理に属するものをいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定のいすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者の管理に属するものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他前(1)項イを準用する。	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、喫茶室、専用駐車場、売店、クロック室	展示博物室、図書室、浴室、遊技室、体育室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場
該当用途例	区民会館、市民会館、福祉会館、音楽堂、貸ホール、貸講堂、公民館、町内会集会場、結婚式場(披露宴会場含む。)、児童厚生施設(児童館)、労働会館等		
補足事項	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯乐的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。		

<b>(2) 項イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの</b>			
定義	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食させる施設をいう。 4 その他これらに類するものとは、クラブ、バー、サロン等の名称を冠しているが、その営業の実態においてキャバレー等と同視すべきものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、舞台部、調理室、更衣室、ダンスフロア	勤務者・利用者の利便に供される部分 託児室、専用駐車場、クローク	密接な関係を有する部分
該当用途例	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ等		
補足事項	客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まないものであること。		

<b>(2) 項ロ 遊技場又はダンスホール</b>			
定義	1 遊技場とは、施設を設けて客に囲碁、将棋、麻雀、パチンコ、ビリヤード、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、その他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	遊技室、景品場、遊技機械室、客席、更衣室、作業室、待合室、舞台部、ゲームコーナー、ダンスフロア	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、喫茶室、専用駐車場、売店、クローク、談話室、バー	密接な関係を有する部分
該当用途例	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、ビリヤード場、ビンゴ場、洋弓・射的場、ゴーゴー喫茶、麻雀屋、囲碁・将棋屋、ディスコ、ゲームセンター、カラオケ施設等		
補足事項	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンスホールのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）第2条第1項第4号に規定する政令で指定された指導員が指導する教習所（教室）は、本項に含まれないものとする。 3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 4 カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう（個室においてサービスを提供するものを除く。）		

<b>(2) 項ハ</b>	<b>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</b>
---------------	--

定 義	<p>1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗型性風俗特殊営業がこれに該当し、個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供するもの等をいう。【風営法第2条第6項】</p> <p>2 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、規則第5条第1項で定める店舗をいう。</p> <p>① 規則第5条第1項第1号に規定する店舗は、令別表第1(4)項に類似するもので、電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗(セリクラ)をいう。</p> <p>② 規則第5条第1項第2号に規定する店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいうものであること。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	勤務者・利用者の利便に供される部分 託児室、専用駐車場、売店	密接な関係を有する部分
該当用途例	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、ヌードスタジオ、のぞき劇場、レンタルルーム(異性同伴)、セリクラ等		
補足事項	<p>1 店舗型性風俗特殊営業のうち、ソープランド(令別表第1(9)項イ)、ストリップ劇場(同表(1)項イ)、ラブホテル及びモーテル(同表(5)項イ)、アダルトショップ(同表(4)項)、テレホンクラブ及び個室アダルトビデオ(同表(2)項ニ)等、既に各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が令別表第1(2)項ハに該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。</p>		

(2) 項ニ	<b>カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</b>		
定 義	<p>令別表第1(2)項ニの総務省令で定める店舗は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>2 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗</p> <p>3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。)</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	勤務者・利用者の利便に供される部分 厨房、専用駐車場、シャワー室	密接な関係を有する部分
該当用途例	カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ、個室ビデオ等		
補足事項	<p>1 カラオケボックス等とは、一の防火対象物に複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれないものであること。</p> <p>2 個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペースも含むものであること。</p> <p>3 届出や名称のみで判断することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定すること。</p>		

<b>(3) 項イ 待合、料理店その他これらに類するもの</b>			
定義	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、客席、厨房、宴会場、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分 専用駐車場、売店、結婚式場、ロビー	密接な関係を有する部分
該当用途例	茶屋、料亭、割烹等		

<b>(3) 項ロ 飲食店</b>			
定義	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、客席、厨房、宴会場、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分 専用駐車場、結婚式場、託児室	密接な関係を有する部分 サウナ室、娯楽室、会議室
該当用途例	喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス（興行場法の適用を受けないもの）、レストランシアター等		
補足事項	1 飲食を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聴かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。 ※ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の営業許可を受けているかどうかを問わない。		

<b>(4) 項 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場</b>			
定義	1 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	売場、荷捌室、商品倉庫、事務室、食堂展示場	勤務者・利用者の利便に供される部分 専用駐車場、写真室、結婚式場、遊技場、美・理容室、診療室、集会室、託児室	密接な関係を有する部分 催物場（展示博物室を含む）、貸衣裳室、料理美容等の生活教室、現金自動支払機室
該当用途例	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市場、中古車販売店、リサイクルショップ、画廊販売店、営業用給油取扱所、携帯ショップ、レンタルビデオ及びCD店、その他類似店		
補足事項	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に入出りできる形態を有するものであること。 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは、本項には含まれないものであること。 3 薬剤以外の商品を販売する薬局は、本項に該当するものであること。 4 店頭にて商品を販売する質屋、ピザ屋及びペットショップ等は、本項に該当するものであること。		

(5) 項イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの										
定義	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多数で共用するように設けられているものをいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、マッサージ、レンタルルーム等で、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。</p>									
主従関係	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(イ) 主用途部分</th> <th colspan="2">(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室</td> <td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td> <td>密接な関係を有する部分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、診療室、図書室、喫茶室</td> <td>宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む）展望施設、プール</td> </tr> </tbody> </table>	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分		宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分		娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む）展望施設、プール
	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分								
宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分								
	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む）展望施設、プール								
該当用途例	<p>保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、ウィークリーマンション(旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用対象であるもの。)、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく届出住宅(住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下同じ。)(令別表第1(5)項ロに掲げるものを除く。)</p>									
補足事項	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。</p> <p>2 宿泊とは、宿泊が反覆継続され、社会性を有するものであること。</p> <p>3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、旅館業法の適用がない場合、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 「その他これらに類するもの」に該当するか否かの判定については、次の条件等を勘案する必要があること。</p> <p>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</p> <p>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。</p> <p>(3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。</p> <p>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</p> <p>5 令別表第1(6)項イ、同項ロ及びハ、(9)項イ、(11)項等は、副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが、それぞれの用途としての火災危険性に着目して対応することで十分であり、原則として同表(5)項イに掲げる防火対象物として取り扱わないこと。</p> <p>6 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等の取扱い</p> <p>届出住宅については、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物として取り扱う。ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない届出住宅については、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下となる場合は、住宅として取り扱うこと。</p> <p>なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅(住戸)ごとに用途を判定した上で、棟ごとの用途は本節第3.1から5の規定により判定すること。</p> <p>また、旅館業法の許可を受けたもので、一戸建て住宅又は共同住宅等の一部において宿泊サービスを提供することが確認できるものについては、届出住宅と同様の判定をすること。</p>									

(5) 項ロ 寄宿舍, 下宿又は共同住宅										
定義	<p>1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1カ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部を有するもの）をいう。</p>									
主従関係	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(イ) 主用途部分</th> <th colspan="2">(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室</td> <td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td> <td>密接な関係を有する部分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売店、専用駐車場、ロビー、面会室、集会室、リフレッシュ室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分		居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分		売店、専用駐車場、ロビー、面会室、集会室、リフレッシュ室	
	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分								
居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分								
	売店、専用駐車場、ロビー、面会室、集会室、リフレッシュ室									
該当用途例	寮、事業所専用のための宿泊所、ゲストハウス（シェアハウス）、小規模住居型児童養育事業（専ら乳幼児の養育を常態とする場合は令別表第1(6)項ロ又はハとする。）、児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業による自立援助ホーム、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）（専ら乳幼児の養育を常態とする場合を除く。）、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅（同表(5)項イに掲げるものを除く。）、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊所（旅館業法の適用を受けないものに限る。）									
補足事項	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として取り扱わないものであること。</p> <p>3 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいい、寄宿舍に含まれること。</p>									

(6) 項イ	<p><b>次に掲げる防火対象物</b></p> <p>(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。</p> <p>(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する診療所</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>(3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所</p> <p>(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</p>
定義	<p>1 病院とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定めるもので、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医療法第1条の5に定めるもので、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p>

いう。  
 3 助産所とは、医療法第2条に定めるもので、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。  
 なお、助産所は、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の入所施設を有してはならない。

主従関係	(イ)主用途部分	(ロ)機能的に従属する用途に供される部分
	診療所、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、会議室検疫所、隔離所、霊安室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、現金自動支払機室

**1 用途判定フローチャート**

```

    graph TD
      Hospital[病院 ※定義1参照] -->|あり| GenWard[一般病床・療養病床 ※補足事項2.(1)参照]
      Hospital -->|なし| SpecWard[特定診療科名 ※補足事項3参照]
      Clinic[診療所 ※定義2参照] -->|4床以上| SpecWard
      Clinic -->|3床以下| NursWard[病床数 ※補足事項2.(2)参照]
      SpecWard -->|あり| Fire[適切な消火活動体制 ※補足事項4参照]
      SpecWard -->|なし| Fire
      Fire -->|なし| I1["(6)項イ(1)"]
      Fire -->|あり| I2["(6)項イ(2)"]
      NursWard -->|あり| Midwifery[助産所]
      NursWard -->|なし| Bed[病床]
      Midwifery --> Bed
      Bed -->|あり| I3["(6)項イ(3)"]
      Bed -->|なし| I4["(6)項イ(4)"]
  
```

**2 病床の取扱い**

(1) 医療法第7条に規定する病床の種別は以下のとおり。

- ① 精神病床（病院）  
精神疾患を有する者を入院させるための病床
- ② 感染症病床（病院）  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症（結核を除く。）、同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第8項に規定する指定感染症（同法第7条の規定により同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第8条（同法第7条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）並びに同法第6条第9項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるための病床
- ③ 結核病床（病院）  
結核の患者を入院させるための病床
- ④ 療養病床（病院又は診療所）  
前①から③に掲げる病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの
- ⑤ 一般病床（病院又は診療所）

前各号に掲げる病床以外のもの

(2) 病床数の取扱い

- ① 病床数とは、医療法第7条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいい、令別表第1(6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいう。
- ② 許可病床数が4以上であっても、1日平均患者数（1年間の入院患者述べ数を同期間の診療日数で除した値をいう。）が1未満のものにあつては、令別表第1(6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。ただし、1日平均患者数が実態として1以上となる可能性がある施設は、「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当するものとする。

3 特定診療科名について（規則第5条第4項）

(1) 特定診療科名とは、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外をいう。

- ① 肛門外科，乳腺外科，形成外科，美容外科，小児科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，産科，婦人科
- ② 前①に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項（下表参照）とを組み合わせた名称  
（例：女性美容外科，小児皮膚科等⇒特定診療科名に該当しない。）

【表】医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ

(1)	頭頸部，胸部，腹部，呼吸器，消化器，循環器，気管食道，肛門*，血管，心臓血管，腎臓，脳神経，神経，血液，乳腺*，内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位，器官，臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官，臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて，厚生労働省令で定めるもの
(2)	男性，女性，小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて，これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの
(3)	整形，形成*，美容*，心療，薬物療法，透析，移植，光学医療，生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち，医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの
(4)	感染症，腫瘍，糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であつて，厚生労働省令で定めるもの

※ 外科は特定診療科名であるが，肛門外科，乳腺外科，形成外科，美容外科は特定診療科名から除外されている。ただし，「大腸・肛門外科」のように複数の診療科名を組み合わせたものは，「大腸外科」及び「肛門外科」に該当し，全体として特定診療科名として取り扱われる。

③ 歯科

④ 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

（例：小児歯科，矯正歯科，歯科口腔外科）

(2) 旧診療科名の取扱い

- ① 特定診療科名に該当する診療科名  
神経科，呼吸器科，消化器科，循環器科，性病科，気管食道科，胃腸科
- ② 特定診療科名に該当しない診療科名  
皮膚泌尿器科，こう門科

※ 旧診療科名とは，医療法施行令第3条の2の改正（平成20年政令第36号）で，同令同条において規定されなくなった診療科名をいう。

なお，当該改正施行令が施行された日（平成20年4月1日）に，既に開業していた病院や診療所については，そのまま標榜することができる。



(3) 麻酔科の取り扱い

麻酔科は医療法施行令第3条の2に規定する診療科名ではないことから、特定診療科名には該当しない。特定診療科名に該当するか否かの判断は、標榜している診療科名のうち麻酔科以外の診療科名により行うこと。

(4) 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所の取扱い

特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。

**4 火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの（以下「適切な消火活動体制」という。）について（規則第5条第3項）**

(1) 規則第5条第3項に規定する「体制」とは

同項第1号による「職員の総数の要件」及び第2号による「宿直勤務者を除いた職員数の要件」の両方を満たす体制であること。

（例：病床数92床の場合）

○ 「職員の総数の要件」

病床数が26床を超えるため、2人に13床までを増すごとに1人を加えなければならない。加える人数は以下により算定する。

$$(92\text{床}-26\text{床})\div 13\text{床}=5.07$$

少数点以下は切り上げ、加える人数は6人となる。よって、職員の総数の要件は常時8人以上となる。

○ 「宿直勤務者を除いた職員数の要件」

病床数が60床を超えるため、2人に60床までを増すごとに2人を加えなければならない。加える人数は以下により算定する。

$$(92\text{床}-60\text{床})\div 60\text{床}=0.53$$

小数点以下は切り上げ、1に2人を乗じ、加える人数は2人となる。よって、宿直勤務者を除いた職員数の要件は、常時4人以上となる。

(2) 規則第5条第3項第1号の「職員の数」とは

- ① 1日の中で最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。
- ② 職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。
- ③ 特定診療科名以外の診療科名の職員数も含むものであること。
- ④ 火災時に異なる棟から職員が駆けつけることができる場合、当該別棟の職員の数は、原則として算定しない。ただし、「職員の数」の算定を行う棟の患者の看護等を異なる棟に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に当該異なる棟に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切な対応ができると認められる場合は、この限りでない。

(3) 規則第5条第3項の「その他の職員」とは

歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいう。

なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者についてはこの限りではない。

(4) 規則第5条第3項の「病床数」とは

許可病床数（特定診療科名以外の病床も含み、一般病床及び療養病床以外の精神病床、結核病床及び感染症病床のすべてを含む。）をいう。

(5) 規則第5条第3項第2号の「宿直勤務を行わせる者」とは

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度または短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。

なお、宿直勤務は単なる夜間勤務とは異なり、労働基準法上の例外的取扱いによるものであるため、所轄労働基準監督署長の許可が必要であること。

	<p><b>5 その他事項</b></p> <p>(1) 同一敷地内に令別表第1(6)項イ(1)に掲げる病院の用に供される建物が複数存しており、その中に病床を有さない建物(いわゆる「外来棟」)が独立した棟としてある場合、当該外来棟に対する消防用設備等に係る規定の適用に当たっては、消防法施行令第32条を適用して同表(6)項イ(4)に掲げる防火対象物に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(2) 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。</p> <p>(3) あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。</p> <p>(4) 病院と同一棟にある看護師宿舎は令別表第1(5)項ロ、看護学校の部分は同表(7)項の用途に供するものとして取り扱う。</p>
--	---

(6) 項ロ	<p><b>次に掲げる防火対象物</b></p> <p>(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)</p>		
定義	補足表参照		
主従関係	(イ)主用途部分	(ロ)機能的に従属する用途に供される部分	
	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分 売店、浴室	密接な関係を有する部分
補足事項	<p><b>1 用途区分の運用上の留意事項</b></p> <p>(1) 規則第5条に規定する「業として」とは報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。</p>		

(2) 用途の判断

施設又は事業の名称から一律に令別表第1(6)項ロ又はハとすることなく、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受け入れ態勢等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、用途の判断を行うこと。

(3) 通所と入所が混在する施設の取扱い

例えば、有料老人ホームと通所施設等が混在する場合においては、原則令別表第1(16)項イとして取り扱うこと。ただし、有料老人ホームと通所施設等が建物内部で行き来できるなど、構造等に明確な区分がなく、有料老人ホームの入所者が通所施設等の大部分で介護サービス等の提供を受ける場合は、同表(6)項ロとして取り扱うこと。

(4) 関係者への対応

利用実態が変化した場合に用途区分が変更されることが考えられるため、消防用設備等の設置について、消防法第17条の3の趣旨を関係者等に十分に説明し、事業者の受け入れ体制等の事業内容を確認したうえで、あらかじめ必要な対応を促すことが望ましいこと。

(5) 入居者又は宿泊者の人数の判断の目安

利用実態が変化した場合に令別表第1(6)項ロ又はハとなる軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の社会福祉施設等(注)における入所者若しくは入居者又は宿泊者の人数の判断の目安は次によること。

- ① 社会福祉施設等に、実際に入所若しくは入居又は宿泊している人数によること。
- ② ①が明確でないときは、社会福祉施設等が届出等により福祉部局に示している定員又は新規に社会福祉施設等を設置しようとする際に示す定員の予定数によること。
- ③ ②の届出等がない場合には、防火対象物の入所若しくは入居又は宿泊の用に供する部屋の数、規模及び形態等の事業者の受け入れ態勢に関する資料の提出を求め、推定される人数によること。

(注) 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者支援施設、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。)第5条第8項に規定する短期入所又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設、令別表第1(6)項ロ(1)及びハ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」をいう。

## 2 高齢者施設に係る運用上の留意事項

(1) 避難が困難な要介護者とは

規則第5条第3項に規定する区分に該当する者(介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者)及び介護の認定を受けていない者で自力避難困難であると実情により判断された者をいう。

(2) 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」(規則第5条第6項第1号)

避難が困難な要介護者の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。

例えば、有料老人ホームのように、介護居室等避難が困難な要介護者が入居することを想定した部分の定員がある場合は、当該定員の割合が一般居室を含めた施設全体の半数以上であることを目安とすること。

(3) 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」(規則第5条第6項第2号)

令別表第1(6)項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断の目安としては、まず、①について関係者への聞き取り等により確認することを前提とし、①に該当しない場合は、②の確認により、最終的に用途を判定すること。

なお、宿泊サービス提供の有無、宿泊者数及び宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の数については、関係者からの聴取、施設の運営規程、事業者が保存する宿泊サービス提供の記録、ベッドの数、ホームページ、広告物等により確認すること。

① 次のすべてに該当する施設は、令別表第1(6)項ロ(1)とする。該当しない場合は、②により判断すること。

ア 月に5日以上宿泊サービスの提供を行うことがある。

イ 実態として、1泊あたり2名以上の要介護者(※)が宿泊することがある。

ウ 宿泊サービスを利用する「避難が困難な要介護者」の数が宿泊者数の半数以上となることがある。ただし、「避難が困難な要介護者」の宿泊利用が1名である場合は除く。

※ 要介護者：要介護状態区分1以上の者

② 前①に該当しない場合で、次のすべてに該当する施設は、令別表第1(6)項ロ(1)とする。

なお、過去1年間の宿泊実績のうち、最も宿泊人数が多かった連続3ヶ月間の宿泊実績を元に判断することとする。

ア 当該3ヶ月間において、宿泊サービス利用者の延べ人数が当該3ヶ月間の日数以上である。

イ 当該3ヶ月間の宿泊サービス利用者の延べ人数のうち避難が困難な要介護者の数が半数以上である。

(4) 「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」

令別表第1(6)項ロ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」については、前(2)又は(3)と同様に判断すること。

### 3 障害者福祉施設等に係る運用上の留意事項

令別表第1(6)項ロ(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、次に掲げる者が概ね8割を超えることを原則とする。ただし、利用者の定員が1名の場合を除くものとする。

(1) 規則第5条第5項に規定する区分に該当する者(障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分(平成26年度までは障害程度区分としていた。)が4以上の者)



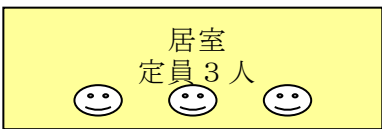
(2) 障害支援区分の認定を受けていない者で自力避難困難であると実情により判断された者(障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所施設については、障がい児の利用もあるため、自力避難困難であると実情により判断された障がい児も含む。) なお、障がい児には障害支援区分の設定がないため、実情により判断すること。

## 《補 足 表》

1 (6)項ロ(1)	
<b>(1) 老人短期入所施設</b> <span style="float: right;"><b>【老人福祉法】第20条の3</b></span>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。
<b>(2) 養護老人ホーム</b> <span style="float: right;"><b>【老人福祉法】第20条の4</b></span>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。

<b>(3) 特別養護老人ホーム</b>		<b>【老人福祉法】第20条の5</b>
担当課	保健福祉局事業者指導課	
【定義】	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの等を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。	
【施設】	特別養護老人ホームの介護保険法上の名称 入所定員が30名以上の場合「介護老人福祉施設」 入所定員が29名以下の場合「地域密着型介護老人福祉施設」	
<b>(4) 軽費老人ホーム</b>		<b>【老人福祉法】第20条の6</b>
<b>(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)</b>		
担当課	保健福祉局事業者指導課	
【定義】	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除くものをいう。	
【施設】	① <b>軽費老人ホーム（旧ケアハウス）</b> 身体機能の低下や高齢などのため、独立して生活するには不安が認められるが、独立した生活を送れるよう工夫された施設で、給食、入浴等のサービスを行う。	
	② <b>軽費老人ホームA型</b> 低所得階層に属する老人であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難なものが低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とする。	
<b>(5) 有料老人ホーム</b>		<b>【老人福祉法】第29条</b>
<b>(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)</b>		
担当課	保健福祉局事業者指導課、住宅都市局住宅計画課（サービス付き高齢者向け住宅等）	
【定義】	老人福祉法第29条に定める老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設をいう。	
【施設】	① <b>介護付有料老人ホーム（一般型、外部サービス型）</b>	
	② <b>住宅型有料老人ホーム</b>	
	③ <b>その他有料老人ホームに該当する住宅</b> サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等に関する令別表第1の用途については、食事の提供等により、有料老人ホームに該当するものを同表(6)項ロ又はハと取り扱うこと。 具体的な判断の目安として、事業者による食事の提供の場となる食堂や事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室を有することなどが考えられるものであること。 なお、有料老人ホームは老人福祉法第29条第1項で規定されており、サービス付高齢者向け住宅の登録を受けているかどうか、有料老人ホームの届出をしているかどうかにかかわらず、介護等の同項に定めるサービスを提供しているものは、有料老人ホームとして扱われる。 <b>&lt;サービス付き高齢者向け住宅&gt;</b> 「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）」によって定められた賃貸住宅又は有料老人ホームで、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に適合するものとして市の登録を受けたもの。サービス付き高齢者向け住宅に登録した場合、有料老人ホームに該当する場合であっても、有料老人ホームの届出は適用除外となる。 用途については、義務付けられている状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。）以外の任意で提供することができるその他の福祉サービスの提供（食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助等）がある場合、令別表第1(6)項ロ又はハと取り扱うこと。	

	<p><b>&lt;未届有料老人ホーム&gt;</b>          有料老人ホームに該当するサービスを提供しているが、有料老人ホームの届出をしていない施設（サービス付き高齢者向け住宅を除く）。          「高齢者向けケア付き住宅」、「ケア付き高齢者住宅」、「介護マンション」、「ケア付きマンション」、「ケア付き高齢者マンション」、「宅老所」等と称している場合もある。各施設によって提供されるサービスが異なる。</p>
【補足】	有料老人ホームには介護付（一般型、外部サービス型）・住宅型・健康型の3つのタイプがあるが、健康型にあつては、本項に含まれないものであること。（(6)項ハ(1)欄参照）
<b>(6) 介護老人保健施設 【介護保険法】第8条第27項</b>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいう。
<b>(7) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設</b>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の生活保護法の規定による居宅介護（短期入所生活介護に限る。）又は介護予防（介護予防短期入所生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者を短期間入所させ、養護する事業を行うための特別養護老人ホームその他厚生労働省令（老人福祉法施行規則第1条の4）で定める施設をいう。
<b>(8) 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）</b>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	要支援1・2又は要介護1以上の方が対象で、「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「宿泊」のサービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を提供するサービスを行う施設である。
<b>(9) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（認知症グループホーム）</b>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	要支援2又は要介護1以上の者で認知症の状態にある方が、家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、入浴、排せつ、食事等日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスである。
<b>(10) その他これらに類似するものとして総務省令で定めるもの</b>	
<b>① お泊りデイサービス（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）</b>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【解説】	介護保険法に基づいた通所介護事業サービス（デイサービス）に加えてその利用者を対象に夜間に介護保険適用外の宿泊サービスを提供する事業形態。宿泊については、法定外のサービスのため自主事業扱いとなっている。
【補足】	お泊りデイサービスが令別表第1(6)項ロ又は(6)項ハに該当するか否かは、「補足事項」2.(3)の「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断基準によること。
<b>② 老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの（避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるものに限る。）</b>	
【解説】	提供されるサービスは、法律上の定義が無い場合各宅老所によって異なるが、日中はデイサービス、夜間は必要に応じてショートステイに類似したサービスに加えて、運営者独自の発想によるサービス提供がなされているところが多い。
【補足】	1 入所者の生活拠点当該施設である場合は有料老人ホームとして用途判定し、また、

	<p>小規模多機能型居宅介護事業のような事業形態で宿泊が長期にわたって入所しているような状態であれば、「補足事項」2.(3)の「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断基準を参考に用途判定をすること。</p> <p>2 定員を多く申告することで、用途判定に支障をきたす場合は、老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けず営業している入所施設に限り、居室1人当たりの面積は7.43㎡以上を基準とし算定する。この基準については、小規模多機能型居宅介護事業者の指定基準を準用する。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>居室 定員1人 居室面積 8㎡</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>居室 定員2人 居室面積 16㎡</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>居室 定員3人 居室面積 24㎡</p> </div> </div>
<b>③ 複合型サービス（看護小規模多機能居宅介護）</b> <span style="float: right;"><b>【介護保険法】第8条23項</b></span> <b>（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）</b>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	「複合型サービス」（看護小規模多機能居宅介護）とは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。
【解説】	小規模多機能型居宅介護の「通い」「訪問介護」「宿泊」のサービスに加え、必要に応じて「訪問看護」のサービスを一体的に受けることができるサービスをいう。

<b>2 (6) 項口(2)</b>	
<b>救護施設</b> <span style="float: right;"><b>【生活保護法】第38条第2項</b></span>	
担当課	保健福祉局保護課
【定義】	生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。
【補足】	<p>居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い</p> <p>居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、令別表第1(5)項口として取扱うことが適当と考えられるものであること。</p>

<b>3 (6) 項口(3)</b>	
<b>乳児院</b> <span style="float: right;"><b>【児童福祉法】第37条</b></span>	
担当課	こども未来局こども家庭課
【定義】	乳児（1歳未満をいう。）（保健上、その他の理由により特に必要のある場合には、幼児（1歳以上をいう。）を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
【その他】	<p>乳児院における小規模グループケア施設</p> <p>乳児院において、虐待を受けるなど心に深い傷をもつ子どものうち、手厚いケアを要する子供に対して、小規模なグループによるケア（ケア単位は原則4人以上6人以下）を行うための施設で、敷地内又は敷地外に設置できる。（「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について（平成17年雇児発律第0330008号）」）</p>

<b>4 (6)項口(4)</b>	
<b>障害児入所施設</b> <span style="float: right;"><b>【児童福祉法】第42条</b></span>	
担当課	こども未来局こども発達支援課
【定義】	<p>身体に障がいのある児童，知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む。）を入所させて，保護，日常生活の指導，独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設をいう。</p> <p>医療の提供（医療法上の病院の指定）の有無により，「福祉型」又は「医療型」に分かれる。</p>

<b>5 (6)項口(5) 「避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。」</b>	
<b>(1) 障害者支援施設</b> <span style="float: right;"><b>【障害者総合支援法】第5条第11項</b></span>	
担当課	保健福祉局障がい福祉課
【定義】	<p>障がい者につき，施設入所支援を行うとともに，施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護，自立訓練，就労移行支援及び就労継続支援B型をいう。）を行う施設（のぞみの園及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。</p>
<b>(2) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所施設（ショートステイ）</b>	
担当課	保健福祉局障がい福祉課
【定義】	<p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により，短期間の入所を必要とする障がい者等につき，短期間の入所をさせ，入浴，排せつ又は食事の介護その他の必要な支援を供与するための障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設をいう。</p>
【施設】	<p>「単独型」 短期入所施設と生活介護等と一緒に運営されているもの。短期入所施設の利用者は，生活介護等を利用せず，短期入所部分だけを利用する場合もある。</p> <p>「併設型」 短期入所施設と障害者支援施設，障がい者グループホーム等，比較的大きな施設と併設されたもの。</p> <p>「空床型」 病院等の空床を利用するもの。</p>
<b>(3) 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（グループホーム）</b>	
担当課	保健福祉局障がい福祉課
【定義】	<p>障がい者につき，主として夜間において，共同生活を営むべき住居において相談，入浴，排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。</p>
【補足】	<p>共同生活援助のサテライト型住居の取扱い</p> <p>共同生活援助のサテライト型住居（※）については，本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって，サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として，利用者がマンション等の一室に単身で居住する形態として，平成26年4月に創設されるものであるが，その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから，通常は，令別表第1（5）項口として取扱われるものと考えられること。</p> <p>※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。</p>



(6) 項ハ	<p>(1) 老人デイサービスセンター，軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)，老人福祉センター，老人介護支援センター，有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)，老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設，同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設，保育所，幼保連携型認定こども園，児童養護施設，児童自立支援施設，児童家庭支援センター，児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。</p> <p>(4) 児童発達支援センター，児童心理治療施設，児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター，障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)，地域活動支援センター，福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護，同条第8項に規定する短期入所，同条第12項に規定する自立訓練，同条第13項に規定する就労移行支援，同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)</p>		
定義	補足表参照		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	居室，集会室，機能訓練室，面会室，食堂，厨房，診療室，作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
補足事項	(6)項ロ参照		

《補 足 表》

1 (6)項ハ(1)	
(1) 老人デイサービスセンター 【老人福祉法】第20条の2の2	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	65歳以上の者であって，身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障があるもの(養護者を含む。)を通わせ，入浴，排せつ，食事等の介護，機能訓練，介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。
(2) 軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。) 【老人福祉法】第20条の6	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	(6)項ロ(1)欄参照
【施設】	① 軽費老人ホーム(旧ケアハウス)
	(6)項ロ(1)欄参照
	② 軽費老人ホームA型
(6)項ロ(1)欄参照	
(3) 老人福祉センター 【老人福祉法】第20条の7	
担当課	保健福祉局高齢福祉課
【定義】	無料又は低額な料金で，老人に関する各種の相談に応ずるとともに，老人に対して，健康

	の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。
<b>(4) 老人介護支援センター</b> <span style="float: right;"><b>【老人福祉法】第20条の7の2</b></span>	
担当課	保健福祉局地域包括ケア推進課
【定義】	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。
<b>(5) 有料老人ホーム（口(1)に掲げるものを除く。）</b> <span style="float: right;"><b>【老人福祉法】第29条</b></span>	
担当課	保健福祉局事業者指導課、住宅都市局住宅計画課（サービス付き高齢者向け住宅等）
【定義】	(6)項口(1)欄参照
【施設】	<p>① <b>介護付有料老人ホーム（一般型、外部サービス型）</b>  (6)項口(1)欄参照</p> <p>② <b>住宅型有料老人ホーム</b>  (6)項口(1)欄参照</p> <p>③ <b>健康型有料老人ホーム</b>  食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければならない。</p> <p>④ <b>その他有料老人ホームに該当する住宅</b>  (6)項口(1)欄参照</p>
<b>(6) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設</b>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	<p>要介護・要支援認定を受けた高齢者が昼間の一定時間、デイサービスセンターなどの施設で、食事・入浴・排せつなどの介助や日常生活上の世話、機能訓練などを受ける、日帰りの通所介護サービスをいう。</p> <p>当該事業は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第3項第3号に規定する施設等で行われることがある。</p>
<b>(7) 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（口(1)に掲げるものを除く。）</b>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	(6)項口(1)欄参照
<b>(8) その他これらに類似するものとして総務省令で定めるもの</b>	
<b>① お泊りデイサービス（口(1)に掲げるものを除く。）</b>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【解説】	(6)項口(1)欄参照
【補足】	(6)項口(1)欄参照
<b>② 老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの（口(1)に掲げるものを除く。）</b>	
【解説】	(6)項口(1)欄参照
【補足】	(6)項口(1)欄参照
<b>③ 複合型サービス（看護小規模多機能居宅介護）（口(1)に掲げるものを除く。）</b>	
担当課	保健福祉局事業者指導課
【定義】	(6)項口(1)欄参照
【解説】	(6)項口(1)欄参照

<b>2 (6)項ハ(2)</b>	
<b>更生施設</b> <span style="float:right">【生活保護法】第38条第3項</span>	
担当課	保健福祉局保護課
【定義】	生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。

<b>3 (6)項ハ(3)</b>	
<b>(1) 助産施設</b> <span style="float:right">【児童福祉法】第36条</span>	
担当課	こども未来局こども家庭課
【定義】	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。
【施設】	① <b>第一種助産施設</b> <span style="float:right">【児童福祉最低基準】第15条第2項</span> 医療法（昭和23年法律第205号）の病院である助産施設をいう。
	② <b>第二種助産施設</b> <span style="float:right">【児童福祉最低基準】第15条第3項</span> 医療法の助産所である助産施設をいう。
<b>(2) 保育所</b> <span style="float:right">【児童福祉法】第39条</span>	
担当課	こども未来局事業企画課
【定義】	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。
<b>(3) 幼保連携型認定こども園</b> <b>【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】</b> <b>(通称：「認定こども園法」)第2条第7項</b>	
担当課	こども未来局事業企画課
【定義】	「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設をいう。
【補足】	認定こども園には、幼保連携型以外に「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」の3つの類型があり、市が定める条例による認定基準を満たす場合は、市が「認定こども園」として認定する。 また、幼保連携型以外の認定こども園については、名称や類型だけで判断することなく、建物形態や実態に即して用途判定を行うこと。
<b>(4) 児童養護施設</b> <span style="float:right">【児童福祉法】第41条</span>	
担当課	こども未来局こども家庭課
【定義】	保護者のない1歳以上の児童（乳児（1歳未満をいう）を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。
【補足】	地域小規模児童養護施設については本項に含まれるが、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）については、専ら乳幼児の養育を常態とする場合を除き本項に含まれず、令別表第1(5)項ロとして取り扱うこと。
<b>(5) 児童自立支援施設</b> <span style="float:right">【児童福祉法】第44条</span>	
担当課	こども未来局こども家庭課
【定義】	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
<b>(6) 児童家庭支援センター</b> <span style="float:right">【児童福祉法】第44条の2</span>	
担当課	こども未来局こども家庭課

【定義】	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。
<b>(7) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（地域密着型）</b>	
担当課	こども未来局事業企画課
【定義】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、地域子育て支援拠点、駅ビル商店街などの駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かり、必要な保護を行う事業。対象は、市内に居住する生後6か月から小学校就学前の乳幼児であり、病児・病後児は対象外とする。
【補足】	病児・病後児デイケア事業施設は本事業には該当しないが、令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物として取り扱う。 一般住宅において事業を行う場合は、当該事業に供される部分と一般住宅に供される部分との面積により、第3.2により用途判定を行うこと。
<b>(8) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業</b>	
担当課	こども未来局事業企画課
【定義】	市が認定した保育士資格を持つ「保育ママ（家庭的保育者）」が、補助者と2人以上で、賃貸アパートの一室等を使い、家庭的な環境の中で、5人までの乳幼児の保育を行う事業である。
【補足】	一般住宅において事業を行う場合は、当該事業に供される部分と一般住宅に供される部分との面積により、第3.2により用途判定を行うこと。
<b>(9) その他これらに類する施設</b>	
<b>① 認可外保育施設</b>	
担当課	こども未来局指導監査課
【定義】	都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。）が認可している認可保育所以外の保育施設を総称して認可外保育施設と呼ばれている。
【補足】	原則として、児童福祉法第59条の2による届け出が必要となるものを本項の対象とする。託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数にかかわらず保育所に含まれる。 企業主導型保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設のうち、同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が行う保育事業施設）は、当該企業と別敷地にて開設されるもの又は当該企業の従業員以外の児童も入所可能なものは本項の対象となること。
<b>② 小規模保育事業を行う施設</b>	
担当課	こども未来局事業企画課
【定義】	市が認可した者が、賃貸借物件の一室等を使い、保育士が乳幼児の保育を行う。

<b>4 (6)項ハ(4)</b>	
<b>(1) 児童発達支援センター</b> <span style="float: right;"><b>【児童福祉法】第43条</b></span>	
担当課	こども未来局こども発達支援課
【定義】	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む。）を日々保護者の下から通わせて、次の各号に定める支援を提供することを目的とする施設をいう。
【施設】	<b>1 福祉型児童発達支援センター</b> 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 <b>2 医療型児童発達支援センター</b> 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

<b>(2) 児童心理治療施設</b>		<b>【児童福祉法】第43条の2</b>
担当課	こども未来局こども家庭課	
【定義】	軽度の情緒障がいをもつ児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。	
<b>(3) 児童発達支援</b>		<b>【児童福祉法】第6条の2第2項</b>
担当課	こども未来局こども発達支援課	
【定義】	障がい児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。	
<b>(4) 放課後等デイサービス</b>		<b>【児童福祉法】第6条の2第4項</b>
担当課	こども未来局こども発達支援課	
【定義】	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。	

<b>5 (6)項ハ(5)</b>		
<b>(1) 身体障害者福祉センター</b>		<b>【身体障害者福祉法】第31条</b>
担当課	保健福祉局障がい企画課	
【定義】	無料又は低額な料金で、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。	
<b>(2) 障害者支援施設（口(5)に掲げるものを除く。）</b>		<b>【障害者総合支援法】第5条第11項</b>
担当課	保健福祉局障がい福祉課	
【定義】	(6)項口(5)欄参照	
<b>(3) 地域活動支援センター</b>		<b>【障害者総合支援法】第5条第25項</b>
担当課	保健福祉局障がい福祉課	
【定義】	利用者（地域活動支援センターを利用する障がい者及び障がい児をいう。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものをいう。	
<b>(4) 福祉ホーム</b>		<b>【障害者総合支援法】第5条第26項</b>
担当課	保健福祉局障がい福祉課	
【定義】	現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。	
<b>(5) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設</b>		
担当課	保健福祉局障がい福祉課	
【定義】	常時介護を要する障がい者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与するための障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設をいう。	
<b>(6) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（口(5)に掲げるものを除く。）</b>		
担当課	保健福祉局障がい福祉課	
【定義】	(6)項口(5)欄参照	
<b>(7) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設</b>		
担当課	保健福祉局障がい福祉課	
【定義】	障がい者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間に	

	わたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。
<b>(8) 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設</b>	
担当課	保健福祉局障がい福祉課
【定義】	就労を希望する 65 歳未満の障がい者につき、一定期間（2年間。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とする場合にあっては、3年又は5年）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を供与するための施設をいう。
<b>(9) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設</b>	
担当課	保健福祉局障がい福祉課
【定義】	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。
【施設】	① <b>就労継続支援A型（雇用型）</b> 企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。
	② <b>就労継続支援B型（非雇用型）</b> 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。
<b>(10) 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（口(5)に掲げるものを除く。）</b>	
担当課	保健福祉局障がい福祉課
【定義】	(6)項口(5)欄参照

<b>(6) 項二 幼稚園又は特別支援学校</b>		
定義	1 幼稚園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするものをいう。【学校教育法第22条】 2 特別支援学校とは、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とするものをいう。【学校教育法第72条】	
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分
	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店
補足事項	幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。	

(7) 項	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの		
定義	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第 29 条】</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を目的とする学校をいう。【学校教育法第 45 条】</p> <p>3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第 49 条の 2】</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第 50 条】</p> <p>5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第 63 条】</p> <p>6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。【学校教育法第 115 条】</p> <p>7 大学とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。【学校教育法第 83 条】</p> <p>8 専修学校とは、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。【学校教育法第 124 条】</p> <p>9 各種学校とは、前 1 から 7 までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。【学校教育法第 134 条】</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分 教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分 勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	密接な関係を有する部分 学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及び P T A 事務局
該当用途例	<p>1 学校教育法第 1 条に掲げる学校及び同法第 124 条に定める専修学校並びに第 134 条に定める各種学校の認可を受けたもので次に掲げるもの 例：美容・理容学校、和・洋裁、編物、タイプ、外国語、料理、調理師、建築、デザイン、鍼灸、経理、電気、電算機、音楽、進学予備、自動車運転、整備、看護、助産、臨床検査技師、視能訓練、自衛隊、海員、海上保安、消防、警察学校</p> <p>2 職業能力開発促進法第 16 条に定める公共職業能力開発施設及び同法第 25 条に定める事業主等の設置する職業訓練施設は本項に該当する。</p>		
補足事項	<p>1 学校教育法では、専修学校は修業年限が 1 年以上であり、教育を受けるものが 40 人以上とされている。</p> <p>2 各種学校規程では、各種学校は、修業年限が 1 年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあっては 3 カ月以上 1 年未満）とされている。</p> <p>3 同一敷地内にあって、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館、研究所等は学校に含まれる。</p> <p>4 予備校が学校教育法第 134 条に基づく認可を受けているものは令別表第 1 (7) 項となるが一般算盤塾、学習塾及び研修所（官庁、会社等）は同表 (15) 項として取り扱う。</p> <p>5 小学校敷地内の留守家庭子ども会（こども未来局所管）は、本項に該当せず、令別表第 1 (15) 項に掲げる防火対象物として取り扱う。</p>		
備考	同一敷地内の独立性、関連性の高い施設は、当該用途に供するものとして取り扱う。		

<b>(8) 項</b>		<b>図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの</b>	
定義	<p>1 図書館とは、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条に定める図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館とは、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条に定める歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を目的とする機関のうち、地方公共団体、民法第 34 条の法人、宗教法人又はその他の法人が設置するもので都道府県教育委員に登録する施設をいう。</p> <p>3 美術館とは、絵画、彫刻などの美術品を陳列して一般公衆の展覧、研究に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館法で定める図書館以外のもので図書館、博物館と同等のものをいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、事務室、映写室、鑑賞室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、専用駐車場	密接な関係を有する部分
該当用途例	郷土館、記念館、科学館等が該当する。		

<b>(9) 項イ</b>		<b>公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの</b>	
定義	<p>公衆浴場（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条に定める温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設）のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において客に接触する役務を提供するものをいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室	密接な関係を有する部分
該当用途例	サウナ等類似施設		
補足事項	公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。		



<b>(9) 項口</b>	<b>(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場</b>		
定義	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	脱衣室, 浴室, 休憩室, クリーニング室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂, 売店, 専用駐車場, サウナ室(小規模な簡易サウナ), 娯楽室	密接な関係を有する部分 有料洗濯室
該当用途例	銭湯, 鉱泉浴場, 砂湯, 潮湯, 温湯, 温泉, 家庭風呂等		
補足事項	1 (9) 項イに同じ 2 本項の公衆浴場は, 温湯, 潮湯, 温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。		

<b>(10) 項</b>	<b>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)</b>		
定義	1 車両の停車場とは, 鉄道車両の駅舎(プラットフォームを含む。)バスターミナルの建築物等をいうが, 旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶若しくは航空機の発着場とは, 船舶の発着する埠頭, 航空機の発着する航空施設等をいうが, 旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限定されるものであること。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	乗降場, 待合室, 運転指令所, 電力指令所, 手荷物取扱所, 一時預り所, ロッカー室, 仮眠室, 救護室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂, 売店, 喫茶室, 旅行案内所	密接な関係を有する部分 理容室, 両替所
該当用途例	渡船場, バスターミナル, 空港ターミナル, 外航ターミナル, 鉄道ターミナル, 埠頭ターミナル		

<b>(11) 項</b>	<b>神社, 寺院, 教会その他これらに類するもの</b>		
定義	神社, 寺院, 教会その他これらに類するものとは, 宗教の教義をひろめ, 儀式行事を行い, 及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	本殿, 拝殿, 各殿, 礼拝堂, 社務所, 集会堂, 聖堂, 位牌堂	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂, 売店, 喫茶室, 専用駐車場, 図書室, 展示室	密接な関係を有する部分 宴会場, 厨房, 結婚式場, 娯楽室, 宿泊室(旅館業法の適用のあるものを除く。)
該当用途例	1 結婚式, 披露宴, 集会, 法事, 宴会を行う社務所及び庫裡の取扱いについては, 結婚式又は宴会のための常勤の従業員を有し, 営利企業としての結婚会館と同様の営業実態又は檀家, 信徒, 氏子以外の不特定多数の者を対象として宴会を行うものは, 令別表第1(1)項口に該当する。 2 礼拝堂及び聖堂は, 規模, 形態に関わりなく本項に該当する。 3 同一敷地内の幼稚園は, 令別表第1(6)項ハに該当する。 4 信者が祈祷, 修行のため宿泊する部分は, 同一棟, 別棟にかかわらず当該用途とする。ただし, 旅館業法の適用を受けるものは除く。 5 同一敷地内の納骨堂は, 本項に該当する。		

(12) 項イ		工場又は作業場	
定義	<p>工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。</p> <p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	作業所、設計室、研究室、事務所、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、浴室、仮眠室	密接な関係を有する部分 荷捌室

(12) 項ロ		映画スタジオ又はテレビスタジオ	
定義	<p>映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はビデオテープ等の記録媒体を作成若しくは編集する施設をいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ	密接な関係を有する部分
補足事項	客席、ホールで興業場法の適用のあるものは、原則として、令別表第1(1)項に該当する。		

(13) 項イ		自動車車庫又は駐車場	
定義	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積み卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、事務室	密接な関係を有する部分 待合室
該当用途例	<p>1 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車も含む。</p> <p>2 機械式立体駐車場、自走式駐車場等類似のものは、本項に該当する。</p>		
補足事項	<p>1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。</p> <p>3 事業場等の従属的な部分とみなされる自動車車庫及び駐車場は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 原動機付自転車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条に定めるものであって、一般的には二輪車で総排気量125cc以下のものをいう。</p>		

<b>(13) 項口</b>	<b>飛行機又は回転翼航空機の格納庫</b>		
定義	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	勤務者・利用者の利便に供される部分 専用駐車場	密接な関係を有する部分
補足事項	単なる格納だけでなく、運航上必要最小限度の整備のための作業施設を付設する場合についても、原則として全体が本項に該当する。		

<b>(14) 項</b>	<b>倉庫</b>		
定義	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	物品庫、荷捌室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場	密接な関係を有する部分
該当用途例	寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預り、一時預りその他政令で定めるものを除く。）を行う営業（倉庫業法第2条第2項）に定める倉庫以外のものも本項に該当する。		

<b>(15) 項</b>	<b>前各項に該当しない事業場</b>		
定義	その他の事業所とは、令別表第1(1)項から同表(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業所をいい、営利的事業所であると非営利的事業所であることを問わず、事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。		
該当用途例	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、汚水処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング店（取次店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂（令別表第1(11)項に掲げるものを除く。）、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、文化センター、体育館、レンタルルーム、水族館、貸レコード店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧場のないもの）、ミニゴルフ場、車検場、貸衣裳屋、葬祭場、コインランドリー、小学校敷地内の留守家庭子ども会（こども未来局所管）、企業主導型保育施設（同表(6)項ハ(3)に掲げるものを除く。)		
補足事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業とは、一定の目的と計画に基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。</li> <li>2 住宅は、本項に含まれないものであること。</li> <li>3 観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しない体育館は、本項に該当するものであること。</li> <li>4 宿泊又は飲食を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。</li> <li>5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショールーム、PRセンター等）は、本項に該当するものであること。</li> <li>6 試験所、検査所、研究所の作業所的室で検査等業務に伴う作業所は、本項に該当するものであること。（例）陸運局車検場、陸運局指定の車検場</li> <li>7 自転車及び原動機付自転車を収納する駐輪場は、本項に該当するものであること。</li> <li>8 薬剤以外の商品を陳列及び販売しない調剤薬局は、本項に該当するものであること。</li> </ol>		

備考	<p>1 会議室、ホールは規模形態（固定椅子、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興業場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして取り扱う。</p> <p>なお、興業場法の適用のあるものは、原則として令別表第1（1）項の用途に供するものとして取り扱う。</p> <p>2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当するものであること。</p>		
用途A	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
事務所 金融機関 官公署	事務室、休憩室、 会議室、ホール、 物品庫（商品倉庫 を含む。）	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、喫茶室、娯楽室、理容室、 専用駐車場、診療室	展示室、展望施設
用途B	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
文化センタ ー	事務室、集会室、 談話室、図書室、 ホール	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、 視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体 育室、トレーニング室	
備考	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。		
用途C	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
研修所	事務室、教室、体 育館	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、診療室、遊技室、談話室、 娯楽室、専用駐車場、図書室、浴室	
備考	研修のための宿泊施設は、令別表第1（5）項ロの用途に供するものとして取り扱う。		
用途D	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
観覧席を 有しない 体育館	体育室、更衣室、 控室、浴室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐 車場	映写室、図書室、集会室、 展示博物館

(16) 項イ	<b>複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの</b>
---------	--

(16) 項ロ	<b>（16）項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物</b>
---------	--

<b>（16の2）項</b>	<b>地下街</b>
定義	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所、その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
補足事項	<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場、機械室等は、地下街に含まれるものであること。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m 未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。</p> <p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。</p>

(16の3)項	準地下街
定義	建築物の地階（令別表第1(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）をいう。
補足事項	<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は当該距離）以内の部分とする。</li> <li>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離が20mを超える場合は、当該建築物の地階等は含まれないこと。</li> <li>3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないこと。</li> <li>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</li> <li>5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（2段降下式のものを含む。）の特定防火設備（1時間炎を遮る性能を有する防火設備）で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。</li> <li>6 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が同表(16の3)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、同表(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。</li> </ol>

(17) 項	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物
定義	本項の防火対象物は、文化財保護法に基づくもの及び同法第182条第2項に基づく地方公共団体が定める文化財保護条例（福岡県文化財保護条例・昭和30年福岡県条例第25号、福岡市文化財保護条例・昭和48年条例第33号）によって指定された建造物をいう。
補足事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。【文化財保護法第27条第1項】</li> <li>2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。【文化財保護法第27条第2項】</li> <li>3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具、その他の物件で、わが国民の生活の推移のため欠くことのできないもの（民俗文化財）で有形のものうち特に重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。【文化財保護法第78条】</li> <li>4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものうち重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。【文化財保護法第2条第1項第4号】</li> <li>5 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例で定めるところにより指定したも</li> </ol>

	<p>のをいう。</p> <p>6 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p> <p>7 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が同表(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、同表(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。</p>
--	--

<b>(18) 項</b>	<b>延長 50 メートル以上のアーケード</b>
定義	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
補足事項	<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 延長は、屋根の中心線に沿って測定するものであること。</p>

<b>(19) 項</b>	<b>市町村長の指定する山林</b>
定義	本項は、市町村長の指定する山林をいう。
補足事項	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。現在、本市において指定されているものはない。

<b>(20) 項</b>	<b>総務省令で定める舟車</b>
定義	規則第5条第10項で定義する舟車をいう。
補足事項	<p>1 法第2条第6項に規定する、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。</p> <p>(1) 推進機関を有する長さ12メートル未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）で船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第2条第2項第1号に規定するもの</p> <p>(2) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>(3) 係船中の船舶</p> <p>(4) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(5) 総トン数20トン未満の漁船（専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業するもの。）</p> <p>2 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。</p> <p>3 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。</p> <p>4 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。</p> <p>5 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条で定める消火器を設けなければならないものは、全ての車両であること。</p> <p>6 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条で定める消火器を備え付けなければならない自動車は、次のとおりである。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあっては5kg、猟銃雷管にあっては2,000箇、実砲、空砲、信管、又は火管にあっては200箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危政令別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自</p>

動車を除く。)

- (3) 告示で定める品名及び数量以上の可燃物を輸送する自動車(被けん引自動車を除く。)
- (4) 150 kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)
- (5) 前各号に掲げる火薬類, 危険物, 可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車
- (6) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の3第1項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する自動車
- (7) 乗車定員11人以上の自動車
- (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車
- (9) 幼児専用車(専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。)

## 第4 消防用設備等の設置単位

### 1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位について

建築物である防火対象物に係る消防用設備等の設置単位については特段の規定（令第8条，第9条，第9条の2，第19条第2項，第27条第2項）のない限り，棟であり，敷地ではないこと。

- (1) 棟とは，原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となった建築物をいう。
- (2) 棟の取扱いについては，次の2から4によること。

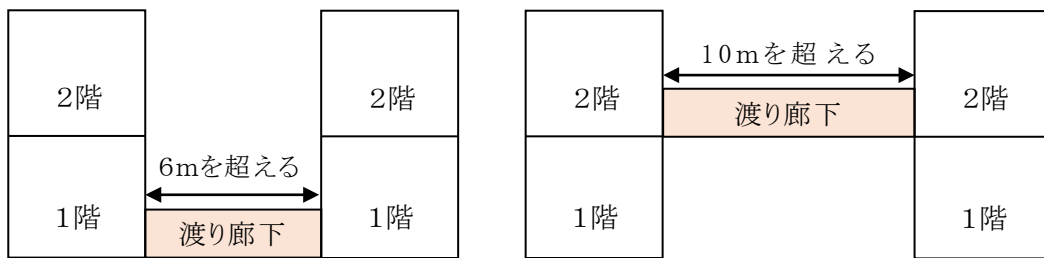
### 2 建築物と建築物が渡り廊下により接続されている場合（「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号第2.1））

建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。），地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気，暖房又は冷房の設備の風道，給排水管，配電管等の配管類，電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は，原則として一棟であること。ただし，次のいずれかに該当する場合は，別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 延焼防止上有効な距離が確保できる場合

建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で，接続される建築物相互間の距離が，1階にあっては6mを超え，2階以上の階にあっては10mを超えるものについては，次によること。（第4-1図参照）

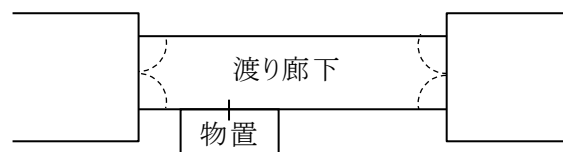
なお，1階と2階が接続される場合にあっては，10mを超えるものとする。



第4-1図

- ① 渡り廊下は，通行又は運搬の用途のみに供され，かつ，可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

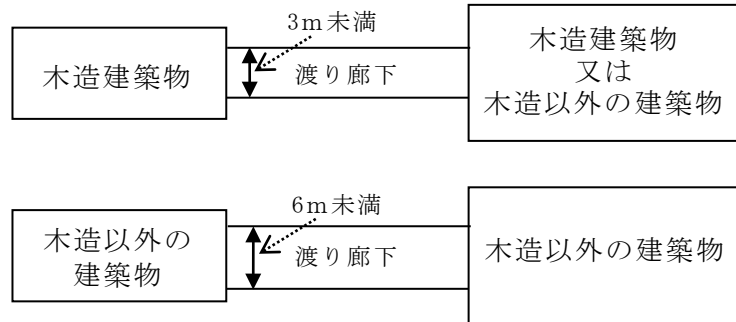
したがって，第4-2図の場合は，別棟取扱いは認められない。



第4-2図



- ② 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、それ以外の場合は6m未満であること。ただし、接続される双方の建築物の主要構造部が耐火構造で、渡り廊下が不燃材料で造られた吹き抜け等の開放式である場合、この限りでない。(第4-3図参照)



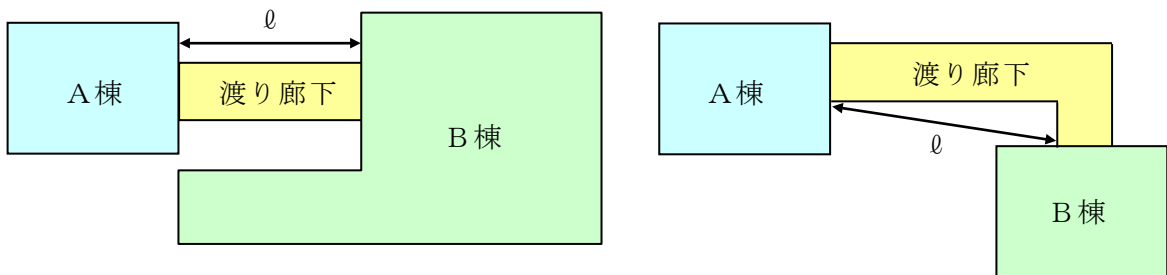
第4-3図

- ③ 前①及び②の規定により別棟として取り扱う場合であっても、次により指導すること。ただし、開放廊下を除く。

- ア 建築物の両端の接続部分には防火戸を設けること。
- イ 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものであること。

- ④ 建築物相互間の距離は次によること。

- ア 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離による。(第4-4図参照)
- イ 渡り廊下が接続する部分が高低差を有する場合の距離は水平投影距離による。
- ウ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離による。



※ 建築物相互間の距離は  $l$  による。

第4-4図

- (2) 延焼防止上有効な距離が確保できない場合

建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、接続される建築物相互間の距離が、1階にあっては6m以下で、2階以上の階にあっては10m以下のものについては、次によること。

- ① 前(1). ①, ②及び④によること。
- ② 建築物相互間の距離は1m以上であること。
- ③ 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内

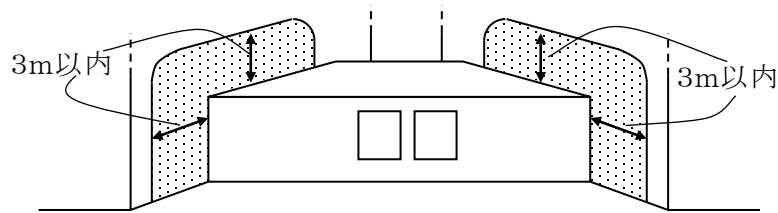
の距離にある部分に限る。) については、次のア又はイによること。

(第4-5, 6図参照)

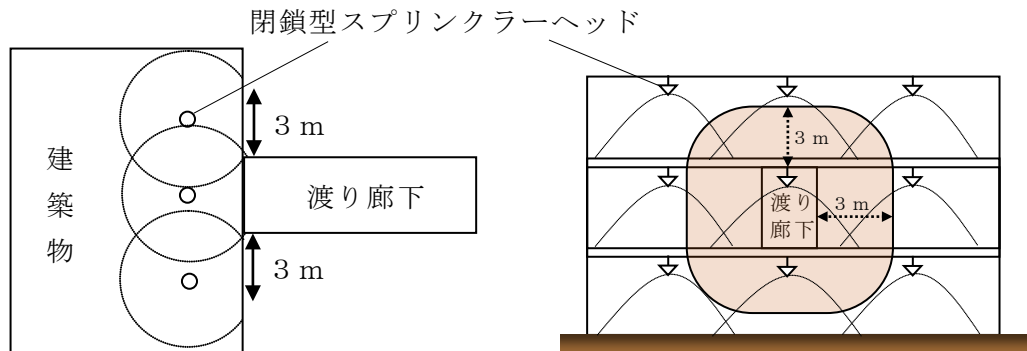
ア 耐火構造又は防火構造で造られていること。

イ 前ア以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の扉又はスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は令第12条第2項の基準の例によること。

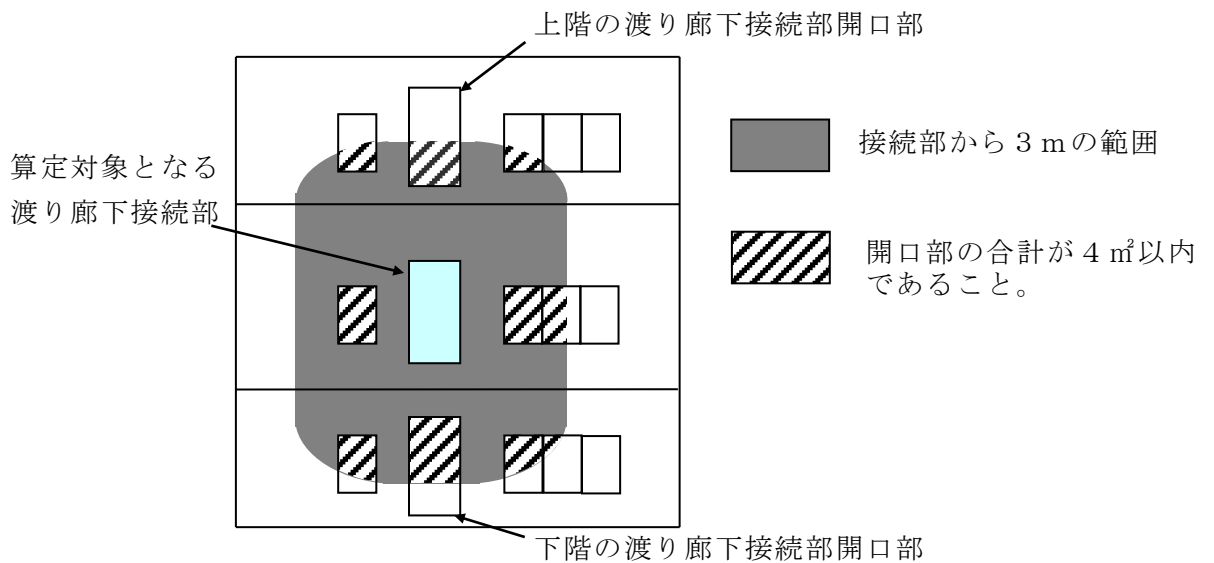


第4-5図

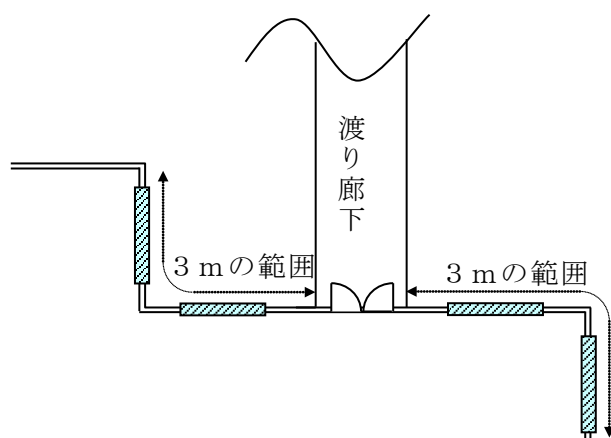


第4-6図

- ④ 前③の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、1の接続部において合計面積 $4\text{ m}^2$ 以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りではない。(第4-7, 8図参照)



第4-7図



第 4 - 8 図

⑤ 渡り廊下の形状及び構造は、次によること。

ア 開放式の渡り廊下の場合

(ア) 建築物との接続部には防火設備が設けられていること。

(イ) 次のいずれかに適合するものであること。

a 廊下の両側の上部が天井高の 1/2 又は 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。

b 廊下の片側の上部が天井高の 1/2 又は 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ廊下の中央部に火災及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から 50cm 以上下方に突出したたれ壁を設けたもの。

イ 前ア以外の場合

(ア) 建基令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(イ) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積はいずれも  $4 \text{ m}^2$  以下であり、当該部分は防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

なお、防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和 48 年建設省告示第 2563 号)に規定する防火戸を設けること。

(ウ) 次の a 又は b に示す排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあってはこの限りではない。

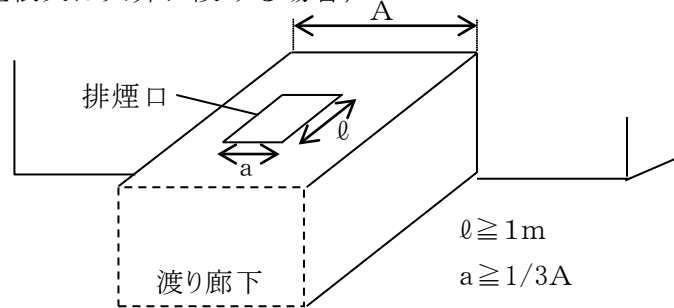
a 自然排煙用の開口部は次によること。(第 4 - 9 図参照)

(a) 屋根又は天井に設ける場合は、渡り廊下の幅員の 1/3 以上の幅で

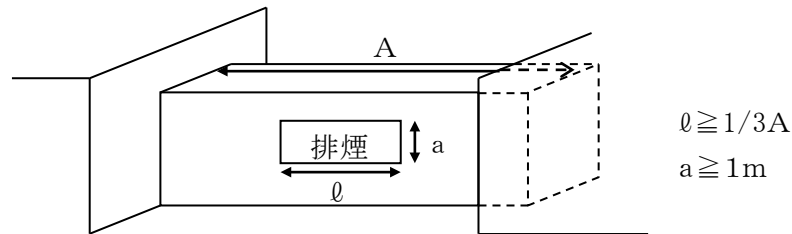
長さ 1 m 以上のもの

- (b) 外壁に設ける場合は、その両側面に渡り廊下の 1/3 の長さで高さ 1 m 以上のもの
- (c) 開口面積の合計は 1 m<sup>2</sup> 以上であること。

(屋根又は天井に設ける場合)



(外壁に設ける場合)



※両側に必要

第 4 - 9 図

b 機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるもの（減圧方式又は加圧方式）であり、電気で作動させるものには非常電源が附置されていること。

- (a) 減圧方式の場合は、排煙風量が 1 秒間に 6 m<sup>3</sup> 以上の能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ 10cm 以上とすること。
- (b) 加圧方式の場合は、水柱圧力が 2 mm 以上の能力を有するものとする。
- (c) 排煙設備の非常電源は、消防用設備等技術基準（各論）第 3 非常電源によること。

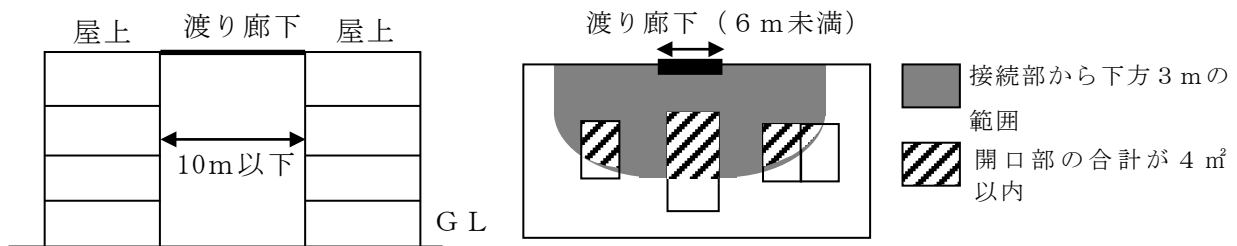
なお、この場合非常電源の種別は規則第 12 条第 1 項第 4 号かっこ書きの規定を適用しないことができるものであること。

⑥ 建築物と建築物の屋上（屋上駐車場を含む。）が開放式の渡り廊下で接続される場合で次に適合する場合にあっては、前①から④の基準に係わらず別棟とすることができるものとする。（一方が屋上である場合を含む。）（第 4 - 10 図参照）

ア 接続される建築物は耐火建築物であること。

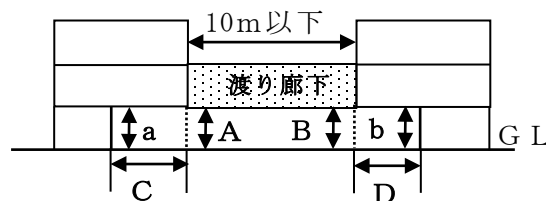
イ 渡り廊下は幅員 6 m 未満で、構造は不燃材料で造られたものであること。

ウ 渡り廊下と建築物の接続部の下方周囲 3 m の範囲は前③の基準に適合すること。



第 4 - 10 図

⑦ 渡り廊下接続部の直下がオーバーハングやピロティ等で外壁を有していない場合の前③ア及びイに規定する接続部からそれぞれ 3 m 以内の距離にある部分の取り扱いは原則として図の A 及び B の部分とする。ただし、図の C 及び D 部分を通行の用のみに供し、屋内的用途（駐車場、荷捌き場等）として使用しない場合は、図の a 及び b 部分とすることができる。（第 4 - 11 図参照）



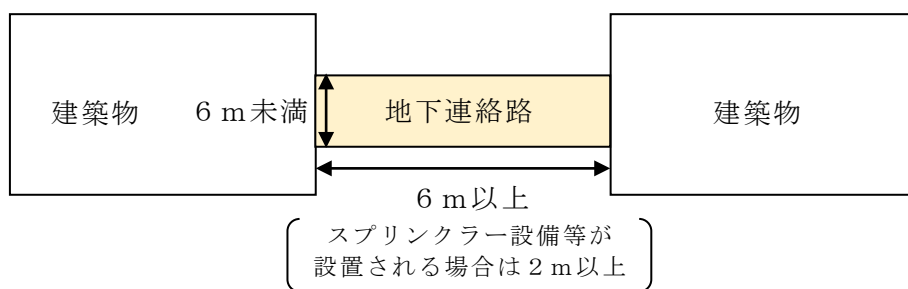
第 4 - 11 図

### 3 建築物と建築物が地下連絡により接続されている場合（「消防用設備等の設置単位について」（昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号第 2 . 2））

建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次の（1）から（8）までに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- （1） 接続される建築物又はその部分（地下連絡路で接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。
- （2） 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。
- （3） 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- （4） 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は 6 m 以上であり、その幅員は 6 m 未満であること。

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、地下連絡路の長さを 2 m 以上とすることができる。（第 4 - 12 図参照）

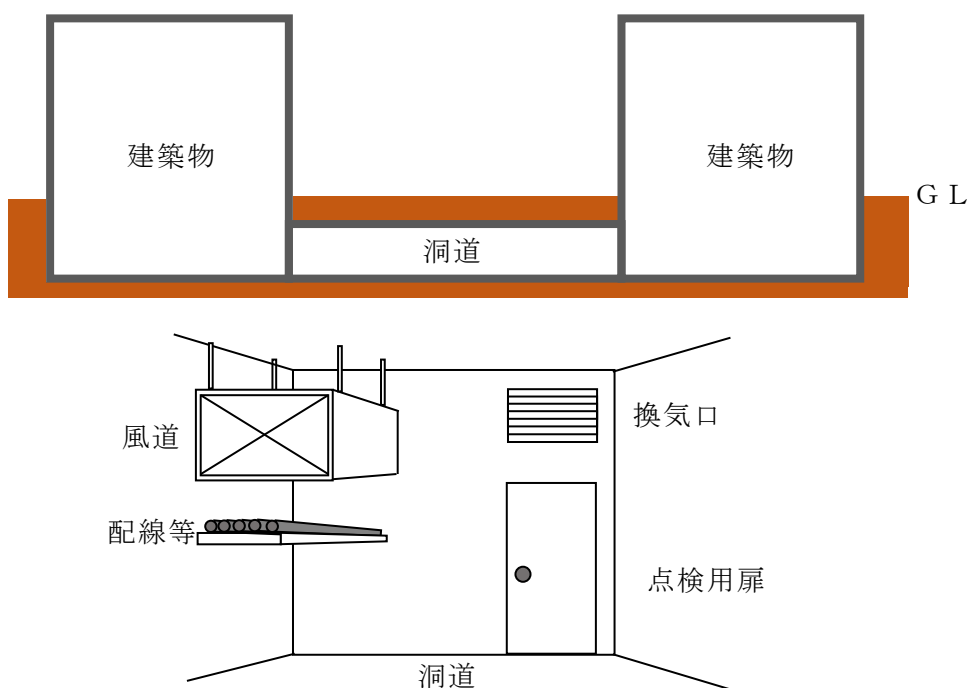


第 4 - 12 図

- (5) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (6) 前(5)の出入口の開口部の面積はいずれも 4 m<sup>2</sup>以下であること。
- (7) 前(5)の出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
- (8) 地下連絡路は、内部の煙を有効かつ安全に外部へ排除できる非常電源を附置した機械排煙設備（前 2. (2). ⑤. イ. (ウ). b によること。）が設けられていること。ただし、地下連絡路に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りではない。

#### 4 建築物と建築物が洞道により接続されている場合

建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次の(1)から(5)までに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。(第 4 - 13 図参照)



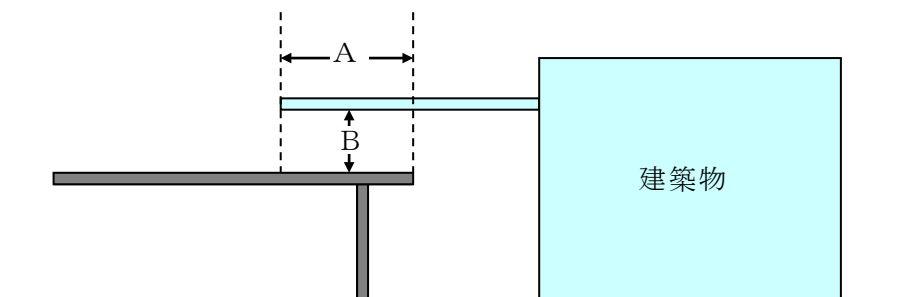
第 4 - 13 図

- (1) 建築物と洞道が接続されている部分の開口部及び点検口，排気口を除いて開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。
- (2) 洞道は耐火構造又は防火構造とし，その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- (3) 洞道内の風道，配管，配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は，当該貫通部において，当該風道，配管，配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床との隙間を不燃材料で埋めたものであること。ただし，洞道の長さが 20m を超える場合にあっては，この限りではない。
- (4) 前(1)の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には，防火戸（開口部の面積が 2 m<sup>2</sup>以上のものにあつては，自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。
- (5) 前(1)の換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては，防火ダンパーが設けられていること。

## 5 渡り廊下等の庇又は屋根による設置単位について

屋根又は庇（以下「庇等」という。）が「かぶさっている」防火対象物の設置単位については，下記の条件を満たす場合に限り別棟として取り扱うことができる。

（第 4 - 14 図参照）



庇等の構造は不燃材料であること。

$$B \geq \frac{1}{2} A \quad \text{かつ} \quad B \geq 10 \text{ cm}$$

第 4 - 14 図

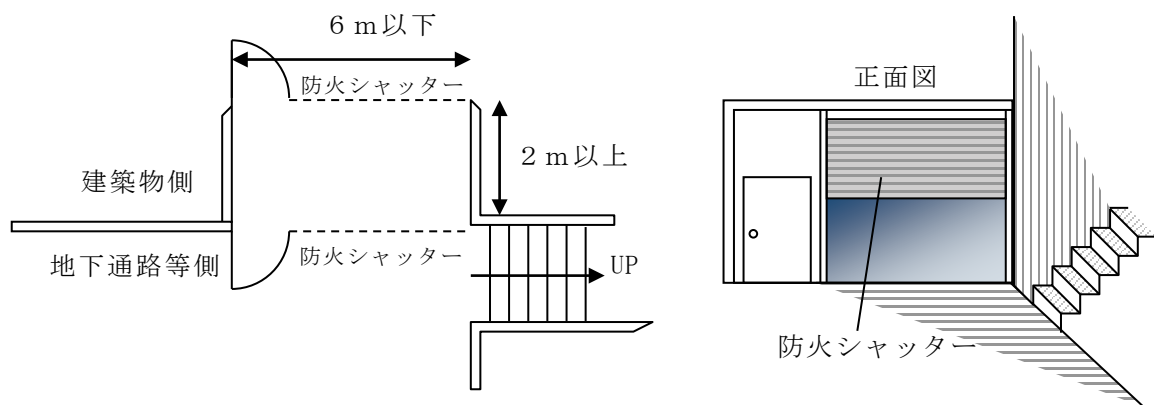
## 6 地下通路及び地下鉄駅コンコース通路と隣接建築物との接続方法

公共の用に供する地下通路及び地下鉄駅のコンコース通路（以下「地下通路等」という。）と建築物の地階の部分とを連絡する場合においては，前 3 の規定に適合させること。

ただし，次の(1)から(6)に該当する直通階段及び連絡部（地下通路等に設けられたその他の直通階段が，避難上有効に配置されている場合は，(4)から(6)に該当する場合）により連絡する場合はこの限りでない。（第 4 - 15，16 図参照）

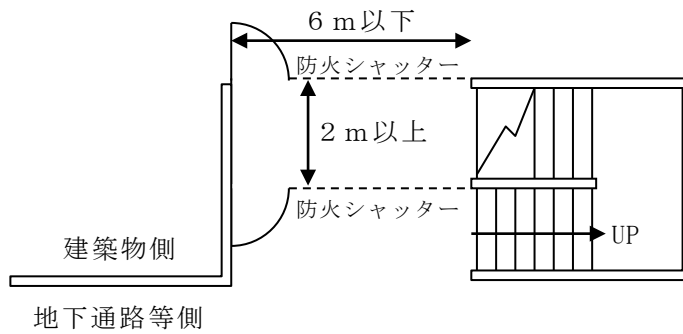
なお，上記いずれかの措置を講じたものについては，別棟として取り扱う。

- (1) 直通階段は地上の道路に直接面する出入口を有し、当該建築物の2階以上の階に通じない階段であること。
- (2) 直通階段の構造は次によること。  
幅員 2.5m 以上、蹴上 18 cm 以下、踏面 26 cm 以上、ただし、幅員が 2.5m に満たない場合（階段の最低幅員は 1.4m）においては連絡部分の最大幅員を按分比例により減ずるものとする。  
（例）階段幅員が 2.0m の場合  $6.0 \times (2.0/2.5) = 4.8\text{m}$ （連絡部の最大幅員）
- (3) 直通階段とこれに接する建築物の部分とは連絡部を除き開口部のない耐火構造の床及び壁で区画すること。
- (4) 同一建築物に2以上の連絡部を設ける場合は、その相互間の歩行距離を 20m 以上とすること。
- (5) 連絡部の構造は、次によること。
- ① 連絡部の出入口を除き、耐火構造の床及び壁で区画すること。
  - ② 連絡する開口部は、特定防火設備による2重区画とし、それぞれに避難の為の扉を設けること。
  - ③ 区画内の天井及び壁の屋内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
  - ④ 連絡部の幅は 6 m 以下とし、長さ（2重区画として設ける防火戸相互間の距離）は 2 m 以上とすること。
  - ⑤ ②により設ける扉は、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する方式のもので、「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和 48 年建設省告示第 2563 号）に規定する構造とすること。



第 4 - 15 図

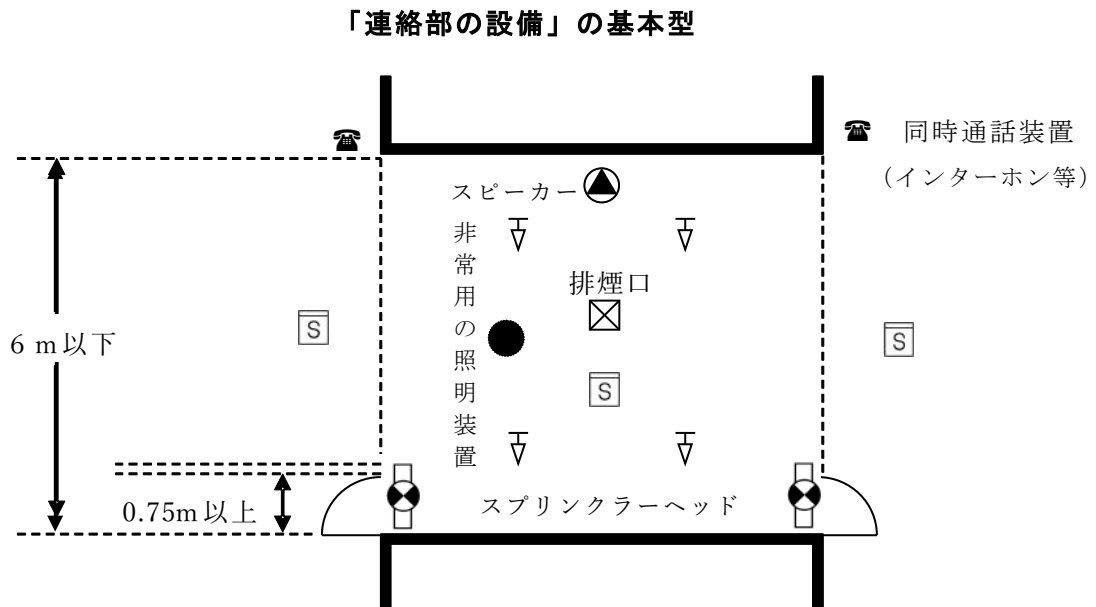




第 4 - 16 図

(6) 連絡部には，次の設備を設けること。ただし，連絡する建築物の用途及び規模並びに連絡部の位置，構造及び設備等の状況によっては，一部を省略することができるものとする。(第 4 - 17 図参照)

- ① スプリンクラーヘッド
- ② 自動火災報知設備の感知器
- ③ 放送設備のスピーカー
- ④ 避難口誘導灯
- ⑤ 排煙設備 (連絡部の床面積に  $2 \text{ m}^3/\text{min}$  を乗じて得た量の空気を排出する性能)
- ⑥ 同時通話装置 (地下通路等と建築物の防災センター等の相互間で，同時に通話できる設備) ※インターホン等
- ⑦ 非常用の照明装置

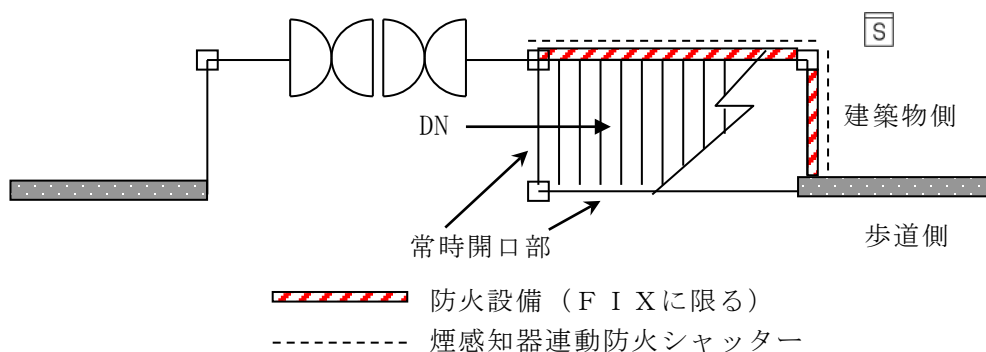


第 4 - 17 図

## 7 地下鉄駅の地上出入口と側面建築物との関連について

地下鉄駅の地上出入口と側面建築物が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 地上出入口の階段が建築物の外壁面（オーバーハングの下部）にある場合で、二方が常時外気に開放されている場合。（第4-18図参照）

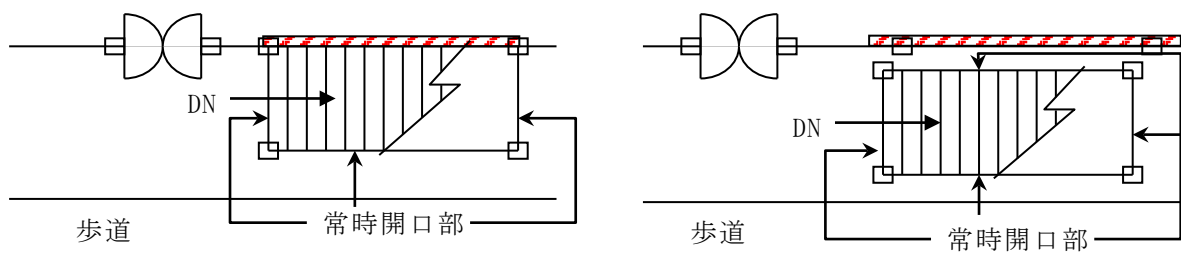


第4-18図

建築物に面する階段区画を防火設備（FI-Xに限る。）に煙感知器連動防火シャッターを合わせた防火措置を講ずること。ただし、地上出入口に至る地下通路（開口部のない耐火構造の壁, 床, 天井で囲まれた部分に限る。）が歩行距離 20mを超える場合は、防火シャッターを設けないことができる。

- (2) 地上出入口の階段の三方以上が常時外気に開放されている場合。

（第4-19図参照）



第4-19図

両図とも地上出入口階段に面する建築物の側壁部分は防火設備（FI-Xに限る。）のみとすることができる。

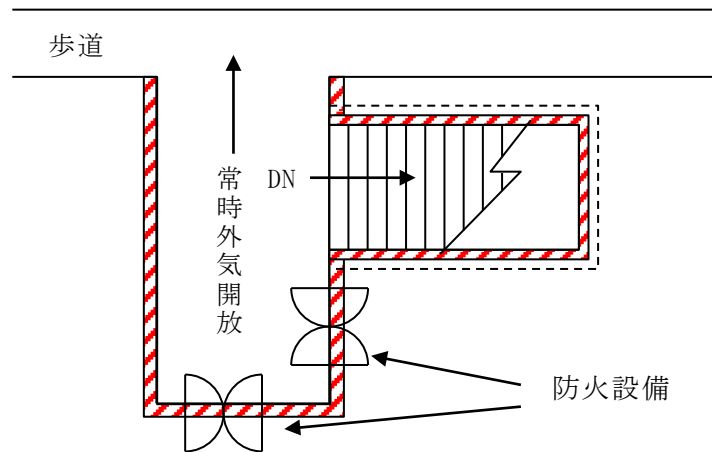
- (3) 地上出入口が建築物の屋内にある場合は、原則、別棟として取り扱うことはできないものとする。ただし、出入口に至る地下通路が 20mを超える場合で、次のいずれかの措置を講じた場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

（第4-20図参照）

- ① 階段部分を防火設備（FI-Xに限る。）に煙感知器連動防火シャッターを合わせた区画とする。

- ② 地下通路部分を防火設備（常閉若しくは煙閉）にて区画した場合は，階段区画は防火設備（F I Xに限る。）のみとすることができる。

なお，①，②いずれの場合においても建築物内の出入口に面する部分の開口部を防火設備とすること。



第4-20図

## 8 その他取扱い

- (1) 建築物相互間が空調等のダクトで接続されているもので，当該ダクトと建物外壁が接する部分に防火ダンパーが設けられている場合は，別棟として取り扱うことができるものとする。

なお，煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設置する場合は，1か所に設ければ足りるものとする。

- (2) 渡り廊下の床面積の取扱いについて

別棟として取り扱う場合の渡り廊下部分の床面積は，防火対象物の位置，構造，設備の状況及び利用形態等を考慮し，どこまでを1棟として取り扱うかを決定するものとする。

- (3) 緩衝帯を有する接続部について

(一財)日本消防設備安全センターにおいて消防設備システム評価を取得した「緩衝帯を有する接続部」で建築物等が接続される場合は，別棟として取り扱うことができるものであること。

## 第5 収容人員の算定

### 1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い、規則第1条の3に定める算定方法とする。
- (2) 法第8条の適用については、棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）で算定する。ただし、一の棟の従業員のみが移動して他の棟を使用する場合は、当該他の棟の収容人員は参入しないこと。  
なお、同一棟内で、同一の者が階を移動して使用する場合は、重複して算定しないこと。
- (3) 令第24条の適用については、棟単位で各階（地階及び無窓階の収容人員を算定する場合は当該階）の収容人員を合算した数、令第25条及び条例第34条の10の適用については、階単位の収容人員とすること。
- (4) 防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる部分については、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3に定める算定方法とする。
- (5) 2以上の用途の存する防火対象物で、主用途の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満であることにより（第2章第1節第3.1.(2).②参照）、主たる用途として取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、当該防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3に定める算定方法とする。

### 2 収容人員算定上の留意事項

- (1) 従業者の取扱いは、次によること。
  - ① 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業者として扱わないこと。
  - ② 交替制の勤務体制をとっている場合は、1日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とする。したがって、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数とはしない。
  - ③ 令第24条、令第25条及び条例第34条の10の適用にあたっては、次のとおりとする。
    - ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
    - イ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂及び会議室等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定する。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とする。

- ウ 令第24条の適用にあたり、棟単位で階の収容人員を合算する場合、階を移動する従業員の数について重複して算定しないこと。
- (2) 床面積による収容人員の算定の取扱いは、次によること。
- ① 単位面積当たりで除した際の1未満の端数は原則として切り捨てるものであること。ただし、令別表第1(5)項イの和式の宿泊室等における算定の際に生じた端数については、切り上げること。
  - ② 廊下(待合所になっている部分を除く。)、階段、便所等は、原則として収容人員を算定するにあたって床面積に含めないものであること。
- (3) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。
- ① いす席相互を連結したいす席
  - ② 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動することができないいす席(ソファー等)
- (4) 令別表用途(令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物並びに同表(16)項に掲げる防火対象物で、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)の中に存する専用住宅の居住者は、収容人員の算定に含めないものとする。
- (5) 建築時における令別表第1(5)項ロの共同住宅で、令第24条、令第25条及び条例第34条の10の適用にあたっては次により算定すること。
- ① 3K(DK、LDKを含む。)以上の1住戸の居住者 4人
  - ② 2K(DK、LK、LDKを含む。)の1住戸の居住者 3人
  - ③ 1K(DK、LDKを含む。)の1住戸の居住者 1.5人
- ※ 端数が生じた場合は、階単位で切り上げるものとする。
- (6) 規則第1条の3に規定する「その他の部分」、「飲食又は休憩の用に供する部分」等の床面積により算定する場合は、原則として当該床面積により算定する部分を合計することなく、当該部分ごとに算定すること。ただし、令別表第1(8)項、(9)項及び(11)項にあつては、それぞれの部分を合計し、除して算定すること。
- (7) 長いす式のいす席(以下「長いす席」という。)の正面幅により収容人員を算定する場合についても、長いす席の正面幅を合計することなく、当該部分ごとに算定すること。
- (8) 令別表第1(6)項ハ(3)の保育所等、(6)項ニ及び(7)項で講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室、遊技教室及びこれらに類する用に供する部分において、令第24条及び令第25条の階単位で収容人員を算定する場合は、当該部分を一時に使用する最大数により算定すること。

第5-1表

区分		収容人員の算定方法
1項	イロ	<p>従業者の数+客席部分の人数等</p> <p>1 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅 0.4mで1人）</p> <p>2 立ち見席は、当該床面積 0.2 m<sup>2</sup>で1人（いす席の通路は含まない。）</p> <p>3 その他の客席部分は、当該床面積 0.5 m<sup>2</sup>で1人</p> <p>※ 小体育館、サークル活動室等で客席を設けることがある場合は、その他の客席部分とみなす。</p>
	イ	<p>従業者の数+客席部分の人数等</p> <p>1 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅 0.5mで1人）</p> <p>2 客が利用するステージ及びその他の客席部分は、当該床面積 3 m<sup>2</sup>で1人</p>
2項	ロ(遊技場)	<p>1 遊技機械器具を使用して遊技することができる者の数                      なお、遊技人員が明確に限定できないものにあつては、次によること。                      (1) ボーリングは、レーンに付属する固定式のいす席の数                      なお、場内にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。                      (2) ビリヤードは、1台で2人                      (3) 麻雀は、1台で4人                      (4) ルーレット等遊技人員の制限のないものについては、台等の寄りつき部分 0.5mで1人</p> <p>2 観覧、飲食又は休憩用の固定式のいす席の数(長いす席は正面幅 0.5mで1人)</p>
	ロ(その他)	<p>1 固定式のいす席の数(長いす席は正面幅 0.5mで1人)</p> <p>2 和式、立見席は、床面積 3 m<sup>2</sup>で1人</p> <p>3 ディスコ、ダンスホールの踊りに供する部分は、その他の部分として当該床面積 3 m<sup>2</sup>で1人</p>
	ハニ	<p>1 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅 0.5mで1人）</p> <p>2 待合室、その他の客席部分は、当該床面積 3 m<sup>2</sup>で1人</p> <p>※ インターネットカフェ、個室ビデオ等の個室部分で、常時同一場所において使用し、かつ、容易に移動することができないソファ、リクライニングチェア等は固定式とみなす。</p>
	イロ	<p>従業者の数+客席部分の人数等=収容人員</p> <p>1 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅 0.5mで1人）</p> <p>2 その他の客席部分は、当該床面積 3 m<sup>2</sup>で1人</p>
3項	イロ	<p>従業者の数+客席部分の人数等=収容人員</p> <p>1 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅 0.5mで1人）</p> <p>2 その他の客席部分は、当該床面積 3 m<sup>2</sup>で1人</p>

区分	収容人員の算定方法
4項	<p>従業者の数+従業者以外の者が利用する部分の人数等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲食又は休憩の用に供する部分（喫煙場所を含む。）は、当該床面積 3 m<sup>2</sup>で1人（固定式のいす席等がある場合でも床面積 3 m<sup>2</sup>で1人）</li> <li>2 その他の部分（売場にあつては陳列棚、ショーケース部分を含む。）は、当該床面積 4 m<sup>2</sup>で1人</li> </ol> <p>※ 大規模物販店内の機能従属として取り扱われている遊技場については、その他の部分として当該床面積 4 m<sup>2</sup>で1人</p>
5項	<p>イ</p> <p>従業者の数 +</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊室 <ul style="list-style-type: none"> <li>洋 <ul style="list-style-type: none"> <li>シングルベッドで1</li> <li>ダブル又はセミダブルベッドで2人</li> </ul> </li> <li>和式 <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積 6 m<sup>2</sup>で1人</li> <li>簡易宿所及び主として団体客を宿泊させる部分は当該床面積 3 m<sup>2</sup>で1人</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>集会・宴会・休憩の用に供する部分 <ul style="list-style-type: none"> <li>固定式のいす席の数（長いす席は正面幅 0.5mで1人）</li> <li>当該床面積 3 m<sup>2</sup>で1人</li> </ul> </li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 簡易宿所の階層式寝台は上下別に当該寝台の面積 3 m<sup>2</sup>で1人、ベッド式はベッドの数で算定する。</li> <li>2 一の宿泊室に和式部分と洋式部分が併存するものは、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものはこの限りではない。</li> <li>3 宿泊室にセミダブル又はダブルベッドが設置されているが、実態として当該ベッドに1人のみの使用が確認できる場合（旅館業営業許可申請書等の収容定員により確認できる場合）は、当該ベッドにつき1人として算定することができる。</li> </ol>
ロ	<p>居住者の数により算定する。</p> <p>※ メゾネットタイプの場合は、原則として、共用廊下等に面する主たる出入口の存する階（以下「主たる階」という。）に全居住者数を算入すること。</p> <p>※ 下宿、寄宿舎の場合は、寮管理規程及び契約書等により実態を把握する。一般的に6畳（和室、洋室）以下は1室1人とする。</p>

第5 収容人員の算定

区分		収容人員の算定方法
6項	イ	<p>医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 + { 病室内にある病床の 待合室は床面積の合計を3㎡で除して得た数</p> <p>1 廊下を待合所に行っている場合は、建基令第119条に規定する廊下幅員以外の部分を当該床面積3㎡で1人</p> <p>2 病院等保育器及び乳幼児ベッドは、病床として取り扱う。</p> <p>3 予防診療等を実施している診療所等についても規則第1条の3によって算定する。</p>
	ロ	従業者の数+老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数
	ニ	教職員の数+幼児、児童又は生徒の数
7項		教職員の数+児童、生徒又は学生の数
8項		<p>従業者の数+閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数</p> <p>※ 書架、陳列ケース等を置いている部分も床面積に含める。</p>
9項	イ ロ	<p>従業者の数+浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数</p> <p>※ 休憩の用に供する部分には、トレーニング室、待合室、娯楽室等を含む。</p>
10項		従業者の数
11項		<p>神職、僧侶、牧師、その他の従業者の数+礼拝（祭壇部分を除く。）、集会、休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数</p> <p>※ 固定式のいす席の礼拝堂等であっても3㎡で除すること。</p> <p>※ 納骨堂の従業者以外の者が出入りする部分の床面積については、納骨その他の施設部分を除くものとする。</p>
12項	イ ロ	従業者の数
13項	イ ロ	従業者の数



区分	収容人員の算定方法
14項	従業者の数
15項	<p>従業者の数+従業者以外の者が使用する部分の床面積3㎡で1人</p> <p>※ 以下に掲げる用途の場合の「従業者以外の者が使用する部分」については、次によること。</p> <p>なお、5～8の休憩又は待合部分は、当該部分として取り扱う。また、ロビー、更衣室、シャワー室等で、休憩、飲食等の部分がなく、かつ、人の滞留が一時的なものについては算定しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理髪店、美容室、整骨院、エステサロン、マッサージ店等：待合部分</li> <li>2 駐輪場：なし</li> <li>3 モデルルーム及び新車展示場：商談スペース、キッズスペース等</li> <li>4 留守家庭子ども会（学童保育）：保育スペース</li> <li>5 学習塾：教室（学習室）</li> <li>6 ゴルフ練習場及びバッティングセンター：打席部分</li> </ol> <p>※ 打席部分の床面積には、機器等の部分を含めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7 スイミングクラブ：プール及びプールサイド</li> <li>8 体育館、スポーツクラブ、テニスクラブ、ダンス教室等：運動する部分</li> </ol>
16項、 16の2項及び 16の3項	各用途の部分ごとに算定した数を合算
17項	<p>床面積を5㎡で1人</p> <p>※ 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される防火対象物又はその一部が(17)項に該当する場合は、(17)項として収容人員を算定するほか、それぞれの用途に応じて、収容人員の算定をすること。</p> <p>なお、法第8条及び法第17条の規定の適用については、それぞれ算定した収容人員で判断すること。</p>
新築工 事 中 の 建 築 物 及 び 建 造 中 の 旅 客 船	従業者の数+新築工事中の建築物で仮使用承認を受けた部分がある場合は、その部分の用途ごとの算定方法により算定した数

## 第6 建築物の床面積及び階の取扱い

### 1 床面積の算定

#### (1) 建築基準法令上の床面積

床面積の算定は、昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号〈別記〉及び《資料》によること。

なお、本解説中吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段に関する項目中の「外気に有効に開放されている部分」の判断に際して一つの要件となる「当該部分が面する隣地境界線からの距離」については、50cm以上で支障ないものであること。

〈別記〉

#### 床面積の算定方法について

昭和61年4月30日 建設省住指発第115号  
建設省住宅局建築指導課長より  
特定行政庁主務部長あて

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定されており、また、「昭和32年11月12日住指発第1132号新潟県土木部長あて」「昭和39年2月24日住指発第26号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和61年8月1日以降確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

記

#### 1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算定するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

##### (1) ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

- (2) ポーチ  
原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。
- (3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物  
ピロティに準ずる。
- (4) 吹きさらしの廊下  
外気に有効に開放されている部分の高さが 1.1m 以上であり、かつ、天井の高さの 1/2 以上である廊下については、幅 2 m までの部分を床面積に算入しない。
- (5) バルコニー・ベランダ  
吹きさらしの廊下に準ずる。
- (6) 屋外階段  
次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。  
イ 長さが、当該階段の周長の 1/2 以上であること。  
ロ 高さが 1.1m 以上、かつ、当該階段の天井の高さの 1/2 以上であること。
- (7) エレベーターシャフト  
原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。
- (8) パイプシャフト等  
各階において床面積に算入する。
- (9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット  
タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。
- (10) 出窓  
次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。  
イ 下端の床面からの高さが、30 cm 以上であること。  
ロ 周囲の外壁面から水平距離 50 cm 以上突き出していないこと。  
ハ 見付け面積の 1/2 以上が窓であること。
- (11) 機械式駐車場  
吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 15 m<sup>2</sup> を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。
- (12) 機械式駐輪場  
床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 1.2 m<sup>2</sup> を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。
- (13) 体育館等のギャラリー等  
原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。
- 2 区画の中心線の設定方法  
次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 木造の建築物  
イ 軸組工法の場合  
柱の中心線

- ロ 枠組壁工法の場合  
壁を構成する枠組材の中心線
- ハ 丸太組工法の場合  
丸太材の中心線
- (2) 鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物  
鉄筋コンクリートの躯体，P C板（プレキャストコンクリート板）等の中心線
- (3) 鉄骨造の建築物
  - イ 金属板，石綿スレート，石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合  
胴縁等の中心線
  - ロ イ以外の場合  
P C板，A L C板（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の  
中心線
- (4) 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物  
コンクリートブロック，石，れんが等の主要な構造部材の中心線

(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積等の算定

建築法令によるほか，次によること。

- ① 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は，棚とみなされる構造（積荷を行う者だけが棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト，クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き，床面積に算入するものであること。

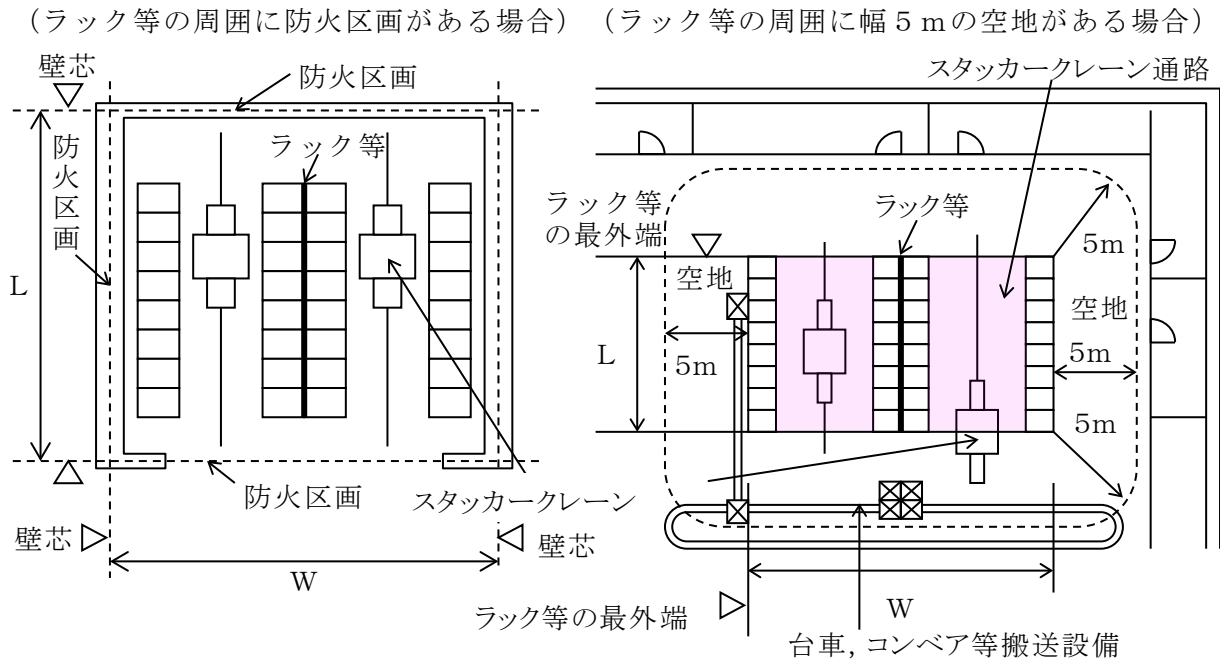
※ 一般的に棚と床の区別は，当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし，当該部分を歩行し，又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが，具体的にはその形状機能等から社会通念に従って判断すること。

- ② ラック式倉庫の延べ面積の算定については，次によること。

ア ラック式倉庫の延べ面積は，原則として各階の床面積の合計により算定すること。

この場合において，ラック等を設けた部分（ラック等の中の搬送通路の部分を含む。以下同じ。）については，当該部分の水平投影面積により算定すること。

イ ラック式倉庫のうち，ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており，当該区画の開口部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又はラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては，ラック等を設けた部分の面積により算定すること。（第6-1図参照）

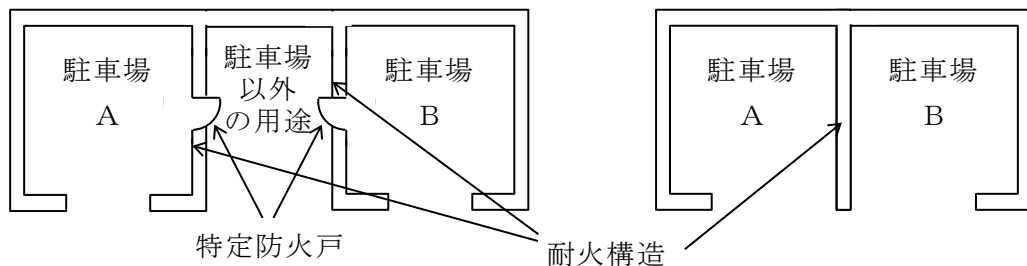


第 6 - 1 図

ウ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の 10% 未満であり、かつ、300 m<sup>2</sup> 未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模の如何にかかわらず、令第 12 条第 1 項第 5 号に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。

③ 駐車の用に供する部分の床面積は、次により算定すること。

- ア 自動車を駐車する部分のほか、車路は床面積に算入すること。ただし、駐車場にいたる外部進入路（ランプ、スロープ）等で、上部に屋根等が無く、床面積が発生しない部分は「駐車の用に供する部分」として取り扱わない。
- イ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの。）下に設けられた駐車場にあっては、さく、へい等で囲まれた部分、又は当該工作物の水平投影面積を床面積として算入すること。
- ウ 駐車の用に供しない部分を介して 2 箇所以上の駐車の用に供する部分が存する場合で耐火構造の壁若しくは自動閉鎖機能付き特定防火戸（シャッター不可）で区画される場合、又は開口部のない耐火構造の壁で区画され、出入庫が外部等からそれぞれ別々にできる場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。（第 6 - 2 図参照）

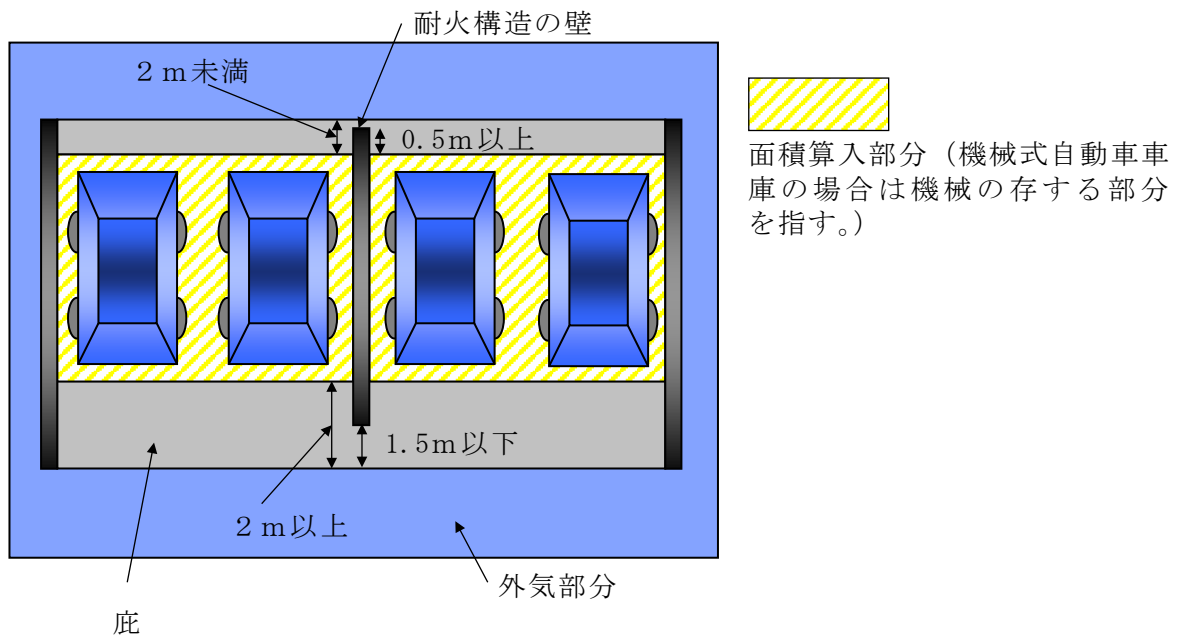


第 6 - 2 図

なお、第6-2図の耐火構造の壁で区画される場合で、庇等により共用部分が発生する場合の耐火構造の壁の位置は次によること。(第6-3図参照)

(ア) 庇等の部分が2m未満の場合は、面積が発生する部分(駐車スペース)から0.5m以上の耐火構造の突き出しを設けること。

(イ) 庇等が2m以上の場合は、外気部分から1.5m以下となるように、耐火構造の壁を設置すること。(機械式自動車車庫(昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもの。以下同じ。)の場合は、機械が存する部分を、面積が発生する部分と読み替えるものとする。)



第6-3図

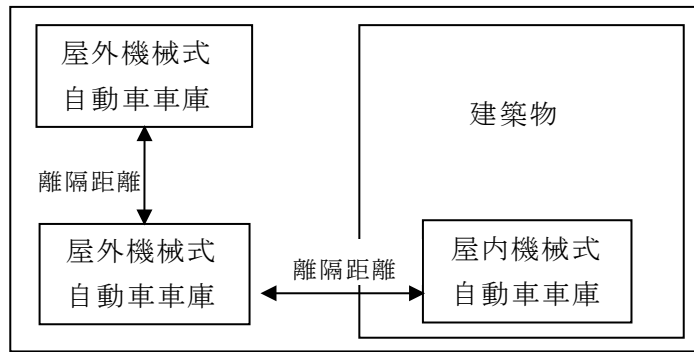
④ 機械式自動車車庫及び機械式自転車車庫の床面積の算定については、水平投影面積とすること。

⑤ 機械式自動車車庫が2以上存する場合の収容台数の算定については、それぞれの機械式自動車車庫の収容台数を合計して算定すること。ただし、以下の場合においては、この限りではない。(第6-4図参照)

ア 屋外に機械式自動車車庫が2以上存在し、機械式自動車車庫相互の離隔距離が3m以上ある場合

イ 屋内の機械式自動車車庫と屋外の機械式自動車車庫が存在し、機械式自動車車庫相互の離隔距離が3m以上ある場合

ウ 屋内に機械式自動車車庫が2以上存在し、③.ウに適合する構造とした場合



第 6 - 4 図

- ⑥ 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積は、自動車の修理又は整備を行う部分（以下「作業場部分等」という。）及びこれに接続する専ら部品庫、油庫、コンプレッサー室等の用に供する部分（以下「部品庫等」という。）、車路の床面積の合計とすること。

ただし、作業場部分等と部品庫等が、準耐火構造又は耐火構造の壁（開口部にあつては特定防火設備）により区画し、かつ、区画間において車両の通行ができない場合は、それぞれ区画された部分ごとに床面積を算定すること。

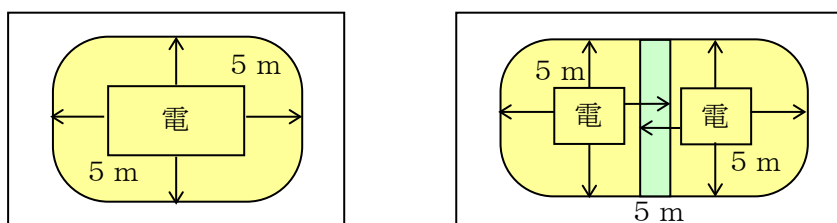
- ⑦ 令第 13 条第 1 項第 6 欄で定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同条第 7 欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。

ア 不燃材料の壁、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸で区画された部分の床面積

なお、この場合の防火戸は、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（規則第 23 条第 4 項第 1 号ニの部分にあつては、規則第 23 条第 6 項第 1 号に定める感知器）の作動と連動して閉鎖するもの

イ 電気設備又は鍛造場等の水平投影の周囲に水平距離 5 m（周囲の 1 面に不燃材料の壁、天井、床（アに定める防火戸を含む。）が存する場合は、当該壁までの距離）で区画されていると仮定した部分の床面積（第 6 - 5 図参照）

この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が 2 箇所以上設置されている場合は、その合計面積（隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した部分の床面積が重複する場合、重複加算しない。）とするものであること。



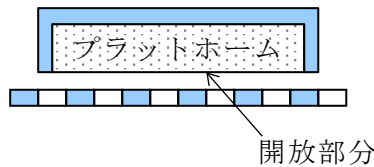
第 6 - 5 図

⑧ 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

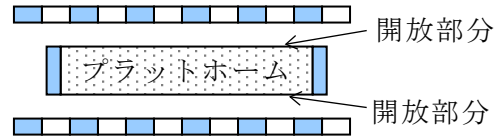
ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム（上家の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。）

（第6-6図参照）

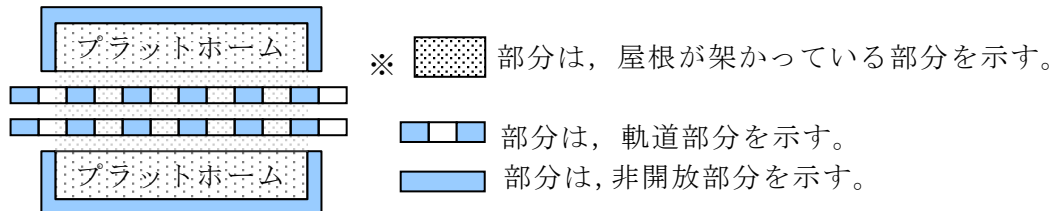
（ア） 延長方向1面開放の例



（イ） 延長方向2面開放の例



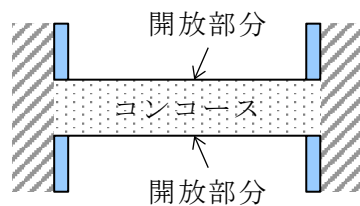
（ウ） ( ) 書きにより床面積に算入される場合



第6-6図

イ 2面以上が開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし、通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く。（第6-7図参照）

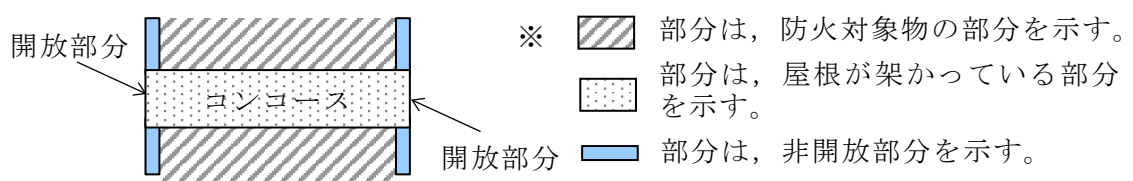
（ア） 2面開放の例その1



（イ） 2面開放の例その2



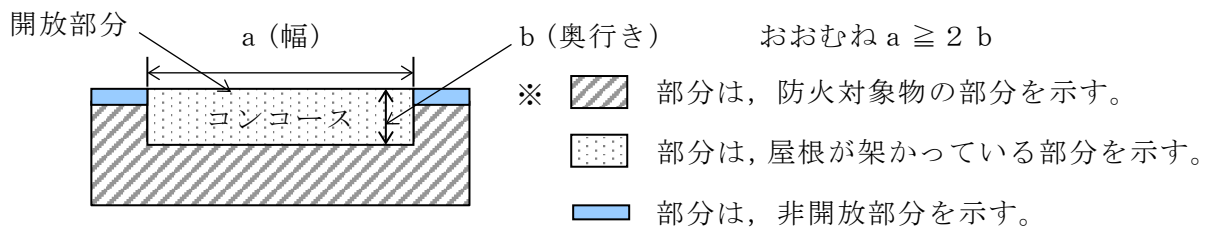
（ウ） ただし書きにより算入される場合の例



第6-7図



ウ 1面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さがおおむね奥行きの2倍以上あるコンコース。(第6-8図参照)

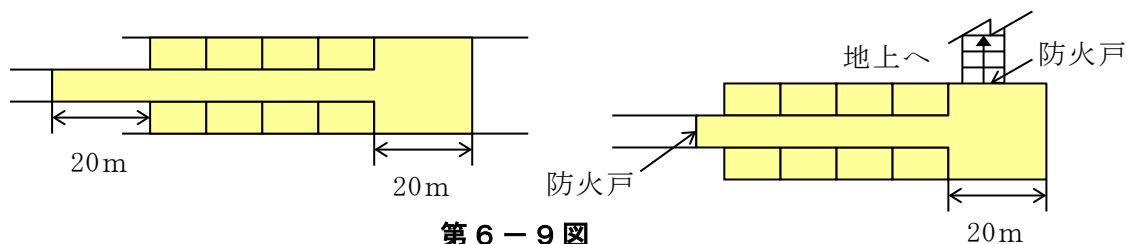


第6-8図

⑨ 地下駅舎の床面積は次により算定する。

- ア 改札口内にあつては、プラットホーム等で囲まれた軌道部分も含め算入する。
- イ 改札口外のコンコース等にあつては、通路及び地上に通ずる階段、上屋部分も含めて算入する。

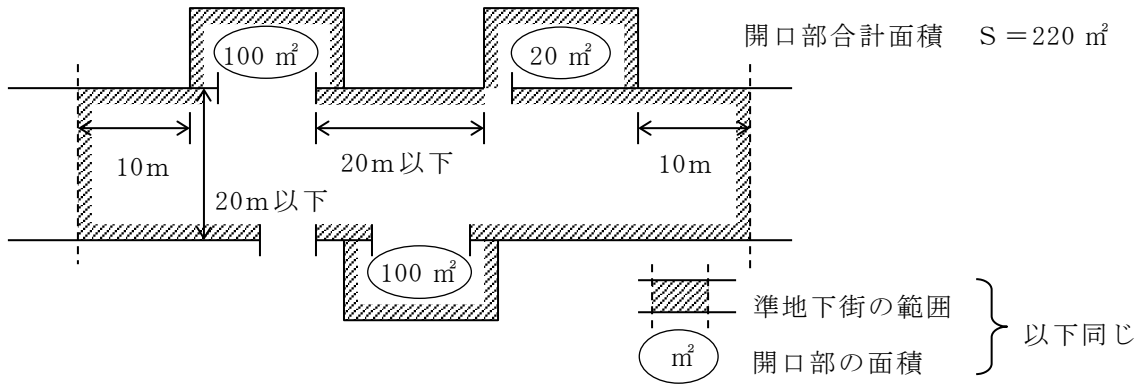
⑩ 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m(20m未満の場合は当該距離)の斜線で囲まれた部分を床面積に算入する。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は当該防火戸で囲まれた部分までとするものであること。(第6-9図参照)



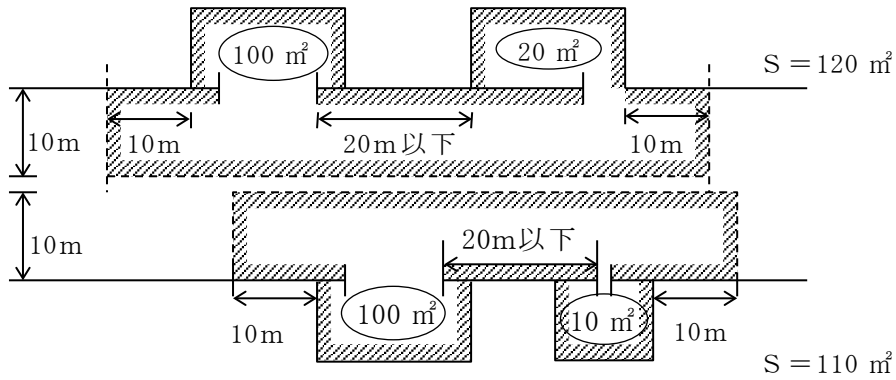
第6-9図

⑪ 準地下街の面積の算定は、複数の建築物の地階又は地下にある複数の建築物で、地下道との接続部分の開口部(建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介して接続するものを除く。)の面積(常時閉鎖式(随時開くことができる自動閉鎖装置付のものをいう。以下同じ。)又は煙感知器連動閉鎖式(随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものをいう。以下同じ。)の特定防火戸を有する開口部にあつては、当該開口部の面積の1/2の面積とする。)の合計(相互間の歩行距離が20m以内の距離に存する開口部の合計をいう。)が40㎡以上となるものの合算した面積とする。(第6-10図参照)

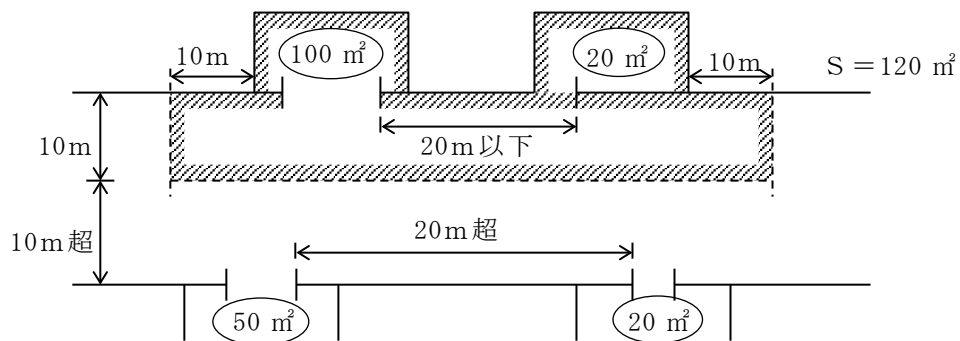
ア 地下道の幅員が 20m 以下の場合



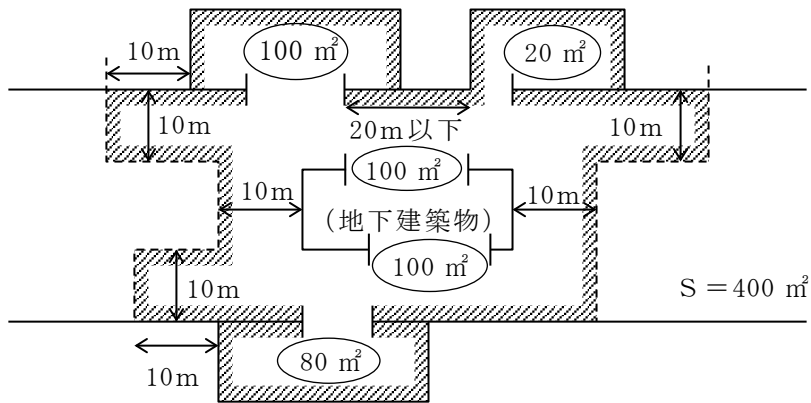
イ 地下道の幅員が 20m 以上で、両側に準地下街が形成される場合



ウ 地下道の幅員が 20m 以上で、片側に準地下街が形成される場合



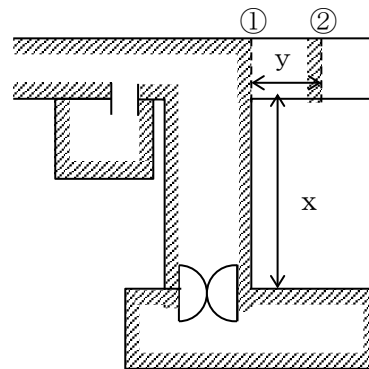
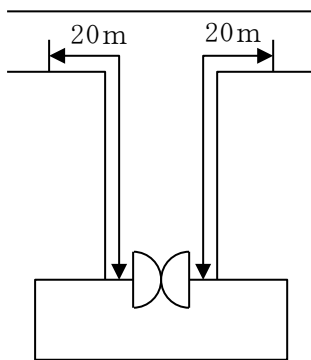
エ 地下道に地下建築物が存する場合



オ 地下道の一部が枝分かれし、その奥に地階入口がある場合

(ア) 20mの距離の取り方

(イ) 準地下街の範囲の考え方



①  $x \geq 10 \text{ m}$  の場合

②  $x < 10 \text{ m}$  の場合 (但し  $y = 10 - x$ )

第6-10図

⑫ 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。

※ 危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項で定める基準でなく、法第10条第4項で定める基準によるものであること。

⑬ 開口部のない壁等で区画されたデッドスペースで、建基法上、面積に算入されないものについては、消防用設備等の設置の対象としない。

壁等の構造については、原則、建築物の構造要求による仕様（耐火建築物の場合、耐火構造など）とすること。

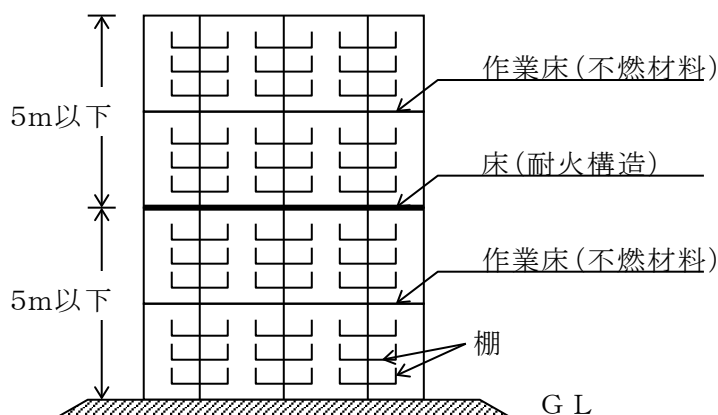
なお、耐火構造の場合、乾式等で容易に変更できる仕様は認めないものとする。

## 2 階数の算定

### (1) 建基法上の階数の算定

階数の算定は、建基令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- ① 多層式倉庫（物品（危険物を除く。）を貯蔵保管するための棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。）が次に適合する場合は、作業床の部分を階数に算入しないことができるものであること。
  - ア 耐火建築物であること。
  - イ 主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。
  - ウ 階高（作業床を除く。）は、5m以下であること。（第6-11図参照）



第6-11図

- ② 棚式倉庫（積荷の作業を行う者が、当該棚の外部において直接積荷することができるもの又はリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの。）は、次に適合する場合、階数を1として取り扱うものであること。
  - ア 耐火建築物若しくは準耐火建築物を要求されるものについては、耐火建築物又は建基法第2条第9号の3口の準耐火建築物（建基令第109条の3第1号に該当するものを除く。）で外壁を耐火構造としたものとし、主要構造部以外の部分は不燃材料で造られていること。
  - イ 軒高が15mを超えるものは、耐火建築物であること。
- ③ 次の各号に適合する吊上げ式車庫は、建基法第27条及び第61条の適用にあたって、階数を1として取り扱うものであること。
  - ア 耐火建築物又は建基法第2条第9号の3口に該当する準耐火建築物（建基令第109条の3第1号に該当するものを除く。）であること。
  - イ 木造建築物が密集している市街地内で他の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）又は隣地境界線から5m以下の距離に建築する場合は、外壁を不燃材料で覆い、かつ、地盤面からの高さが15m以下の部分が耐火構造であること。
  - ウ イの場合で、延焼のおそれのある部分にある車両の出し入れ口には、特定防火戸が設けられていること。
  - エ 木造建築物が密集している市街地で既存の建築物又は他の建築部分と一体に

建築する場合は、当該既存の建築物又は他の部分とをイでいう他の建築物とみなしてイ及びウによること。

④ 小屋裏等を利用する物置等の取扱い

階数及び床面積に算入されない小屋裏や床下等の余剰空間を利用して設ける物置（以下「小屋裏物置等」という。）の取扱いについては次によること。

なお、用途については収納に限定され、コンセント、テレビ端子等の収納に不要な設備を設けた場合は、階および面積に算入すること。また、室内からの利用を想定しているため、外部から利用するものは適用外とする。（第6-12図参照）

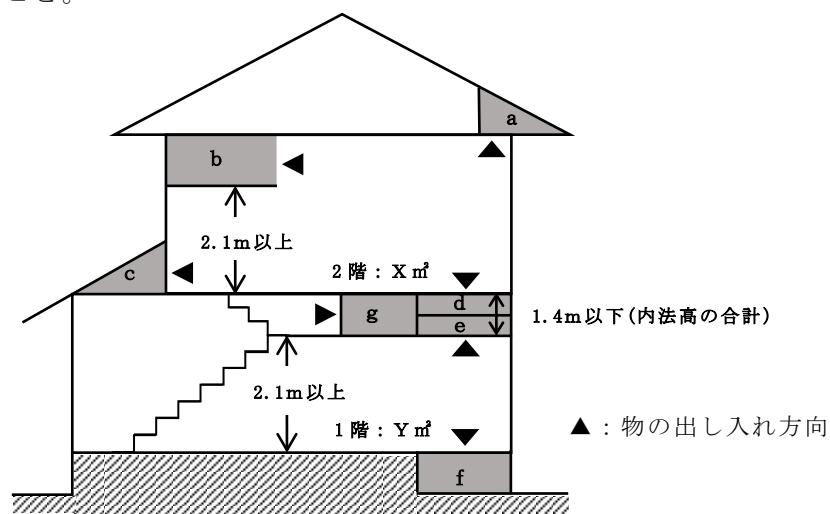
ア 1の階に存する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計（共同住宅等は住戸単位で算定。）が、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の1/2未満であること。

なお、小屋裏物置等を階の中間に設ける場合には、小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計が、その接する上下それぞれの階の床面積の1/2未満であること。

イ 小屋裏物置等の最高の内法高さが1.4m以下であること。

なお、上下階にそれぞれ小屋裏物置等が存在し、上下に連続する小屋裏物置等にあつては、内法高さの合計が1.4m以下であること。

ウ 階の中間に設ける小屋裏物置等は、当該部分の直下の天井高さが2.1m以上であること。



$$a + b + c + d < X/2$$

$$e + f + g < Y/2$$

$$c + d + e + g < X/2 \text{ かつ } Y/2$$

a : 2階小屋裏物置の水平投影面積

b : 2階物置の水平投影面積

c : 2階から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積（戸等で区画すること）

d : 2階床下物置の水平投影面積

e : 1階天井裏物置の水平投影面積

f : 1階床下物置の水平投影面積

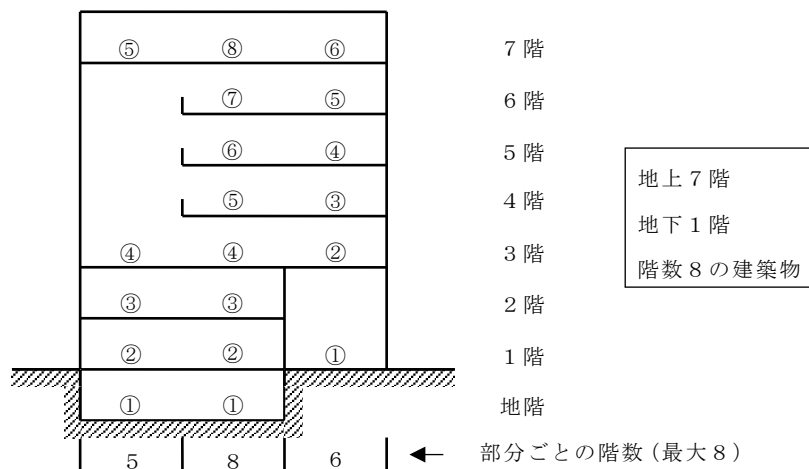
g : 階段等から利用する1階天井裏物置の水平投影面積

X : 2階の床面積

Y : 1階の床面積

第6-12図

- ⑤ 建築物の部分によって階数が異なる場合等の階数の算定は次によること。  
 ア 建築物の内部に吹き抜けがある場合は、吹き抜け以外の床のある部分で、階数の最大の部分を階数とすること。(第6-13図参照)



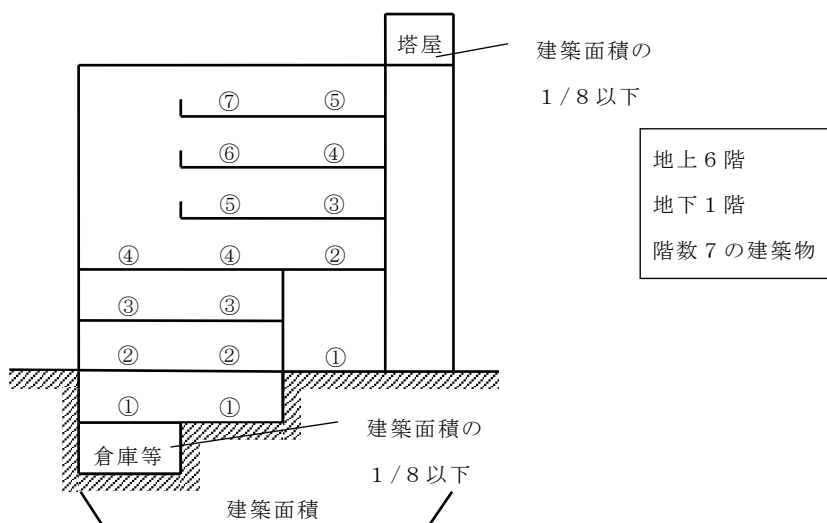
第6-13図

- イ 屋上部分に設けられる昇降機塔, 装飾塔, 物見塔等の水平投影面積の合計が、建築面積の1/8以下であれば階数に算入されない。(保守点検時, 非常時などを除き, 通常の使用時に人が内部に入らず, かつ, 用途・機能・構造上, 屋上に設けられることが適当であると認められる場合に限る。)ただし, 屋上部分に必ずしも必要としない倉庫等がある場合は, 階数に算入するもの。

(第6-14図参照)

- ウ 地階部分に設けられる倉庫, 機械室等の水平投影面積の合計が、建築面積の1/8以下であれば階数に算入されない。(地階部分に居室を有せず, かつ, 用途・機能・構造上, 地階に設けられることが適当であると認められる場合に限る。)(第6-14図参照)

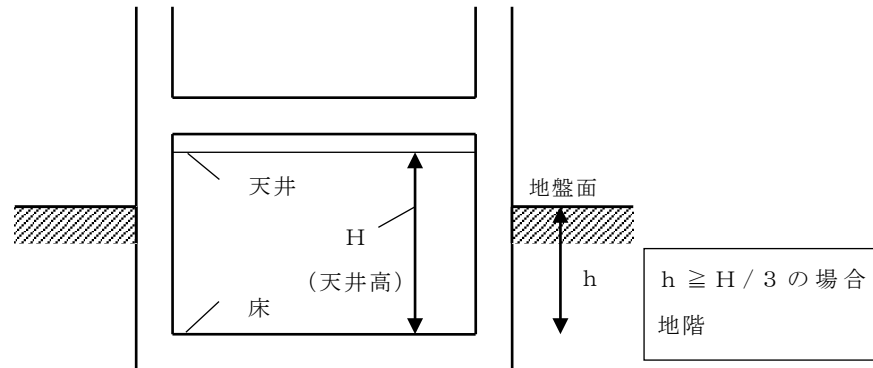
- ※ 建築物の「階数」に算入されない場合でも, 「階」には該当するため, その部分の床面積は延べ面積に算入するもの。



第6-14図

⑥ 地階の判定

地階は床面から地盤面までの高さが、その階の天井高さの 1/3 以上のものをいう。(第 6-15 図参照)



第 6-15 図

(2) 消防用設備等の設置にあたっての階数の算定

① 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。

※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的にはその形状機能等から社会通念に従って判断すること。

なお、棚、床の構造がグレーチング等で開放性がある場合であっても、階の判断は使用形態によるものとし、構造による判断は行わない。

② 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので、当該部分の高さがおおむね 1.4 m 以下（通常の姿勢で作業ができない高さ）のものは、階数に算入しないものであること。

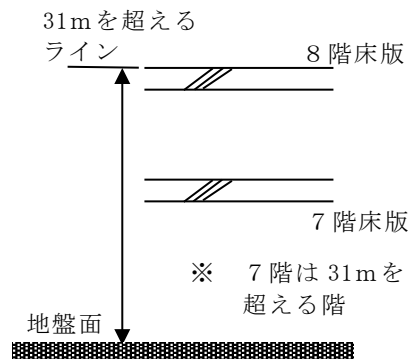
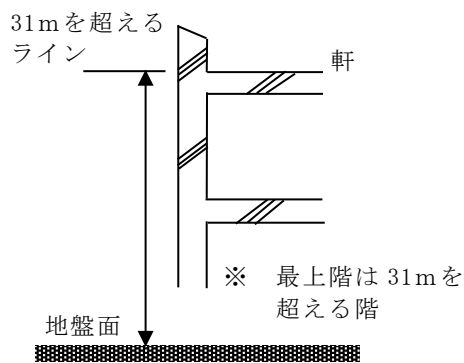
③ 吊上げ式車庫の階数は 1 とすること。

(3) 消防用設備等の設置にあたっての高さの算定

① 地盤面からの高さが 31m を超える階について（第 6-16 図参照）

ア 最上階の場合は、軒の高さが 31m を超えるもの

イ 途中階の場合は、当該階の床版上端から直上階の床版上端の範囲内で地盤面からの高さが 31m を超えるもの



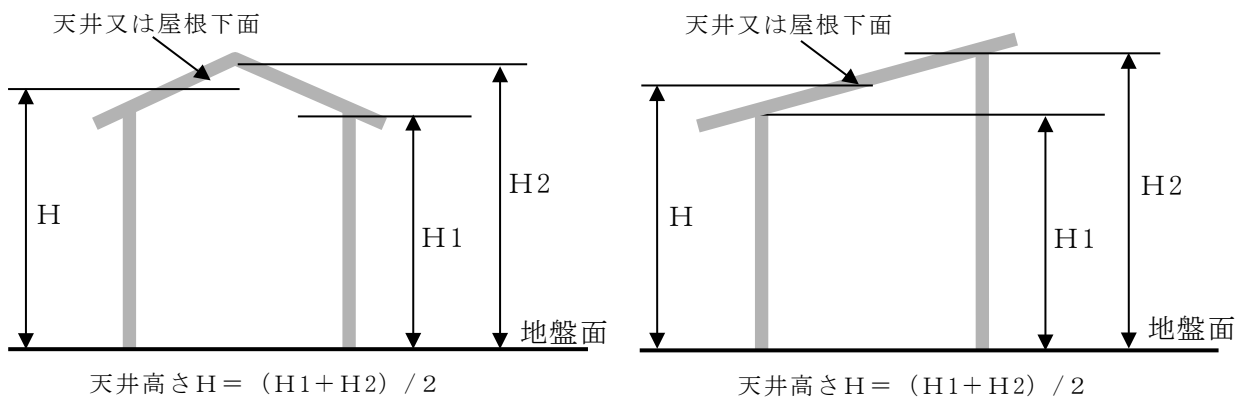
第6-16図

② ラック式倉庫の天井の高さについては、次によること。

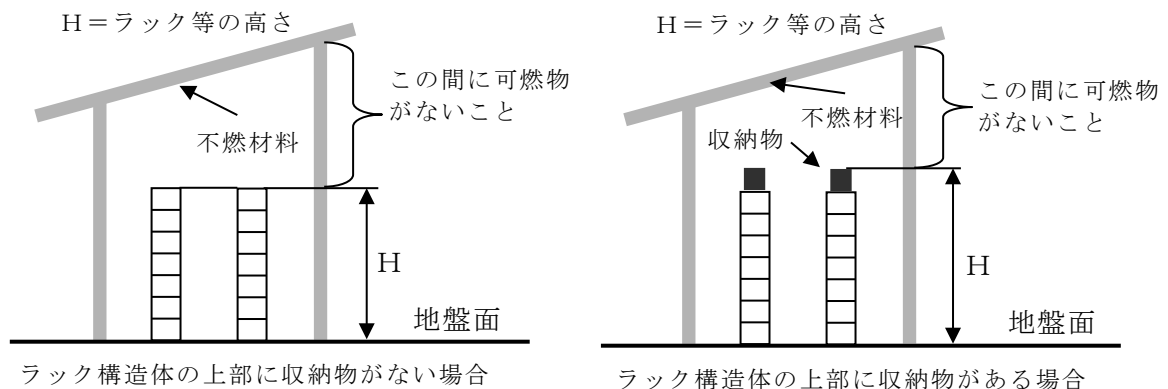
ア ラック式倉庫の天井(天井のない場合にあつては、屋根の下面。以下同じ。)の高さは、原則として当該天井の平均の高さ(軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均)により算定すること。(第6-17図参照)

イ ユニット式ラック等を用いたラック式倉庫のうち、屋根及び天井が不燃材料で造られ、かつ、ラック等と天井の間に可燃物が存しないものであつて、ラック等の設置状況等から勘案して、初期消火、本格消火等に支障がないと認められるものにあつては、ラック等の高さにより算定することができること。

(第6-18図参照)



第6-17図



第6-18図

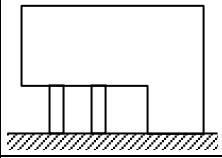
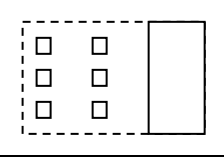
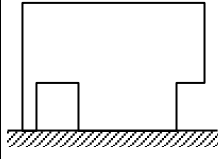
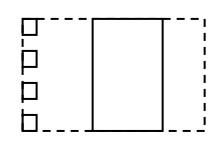


《資料》

建築物の床面積の算定（昭和 61 年 4 月 30 日付け建設省住指発第 115 号）

1 ピロティ

通達：十分に外気に開放され、かつ、明らかに屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置場等に供する部分など
			

（考え方）

ピロティの床面積の算定については、昭和 39 年 2 月 24 日付け住指発第 26 号（以下「39 年通達」という。）により、既にその取扱いが例示されているところであるが、今回の通達においてもその考え方を踏襲したものである。

〈解 説〉

（1）ピロティにおいて、床面積に算入しない扱いとするのは、次の 2 つの要件を満たす場合である。

- ① 十分に外気に開放されていること
- ② 屋内的用途に供しないこと

（2）「十分に外気に開放されている」とは、ピロティ部分が、その接する道路又は空地と一体の空間を形成し、かつ、常時人の通行が可能な状態にあることをいう。

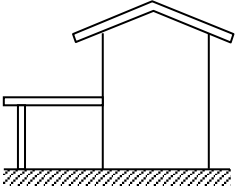
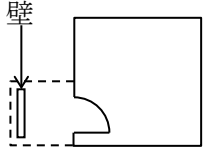
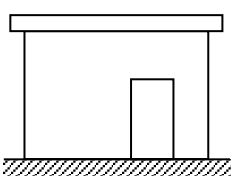
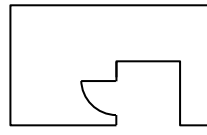
すなわち、ピロティ部分の周長の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造で区画されている場合など十分に外気に開放されていると判断されないときは、床面積に算入することとなる。

（3）「屋内的用途」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納等の用途をいう。したがって、ピロティを自動車車庫、自転車置場、倉庫等として利用する場合には、屋内的用途に供するものとして、当該部分は床面積に算入する。この場合、駐車部分と一体となったピロティ内の車路部分も床面積に算入する扱いとなる。

なお、ピロティ内の一部を屋内的用途で供する場合は、ピロティ全体を床面積に算入するのではなく、屋内的用途に供する当該部分のみを床面積に算入する。

## 2 ポーチ

通達：原則として床面積に算入しない。ただし，屋内的用途に供する部分は，床面積に算入する。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
庇 型			右記を除き，原則として床面積に算入しない。	屋内的用途に供する部分
寄り付き型				

(考え方)

ポーチについても，39年通達の考え方を踏襲している。

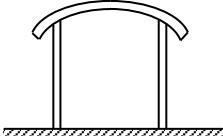
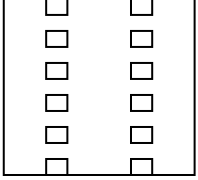
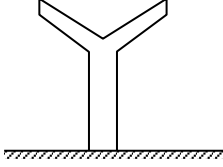
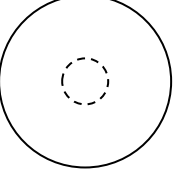
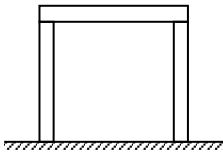
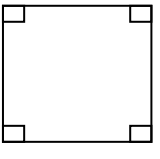
〈解 説〉

- (1) ポーチとは，元来，建築物の本屋根とは別の庇を持ち，建築物本体の壁体から突出している建築物の入口部分である。これに対して，寄り付きは同じく建築物への出入りのための空間であるが，建築物本体の外周より内側に凹んだ形状をなす。ここでは，寄り付きも一括してポーチに含めて扱っているが，いずれも，入口部分の開放的な空間として，建築物への出入りのための通行専用に供されるのが本来の用途であるので，原則として，床面積に算入しないこととしたものである。
- (2) ただし，ポーチと称するものであっても，シャッター，扉，囲い等を常設し，その部分を閉鎖的に区画するなどして，屋内的用途に利用する場合は，床面積に算入する。

「屋内的用途」とは，ピロティの項で解説したとおりである。ポーチ部分の面積が通常出入りに必要な大きさを超える場合などには，自動車車庫等に利用される可能性があるので，当該部分と玄関及び道路との位置関係，当該部分の機能，建築物の用途等を総合的に勘案して判断する必要がある。

### 3 公共用歩廊，傘型又は壁を有しない門型の建築物

通達：ピロティに準じる。(十分に外気に開放され，かつ，屋内的用途に供しない部分は，床面積に算入しない。)

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公共用歩廊			十分に外気に開放され，かつ，屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分
傘型				
門型				

#### (考え方)

公共用歩廊，傘型又は壁を有しない門型の建築物についても，ピロティ同様，単純に形態から判断することは困難であり，開放性と併せて，屋内的用途に供されるか否かでもって判断することとなる。

#### 〈解 説〉

(1) 公共用歩廊，傘型又は壁を有しない門型の建築物について，床面積に算入しない扱いとするのは，次の2つの要件を満たす場合である。

- ① 十分に外気に開放されていること
- ② 屋内的用途に供しないこと

(2) 上記については，ピロティの場合と同様であるので，ピロティの項を参照のこと。

(3) 例えば壁を有しない門型の建築物の場合，自動車車庫や自転車置場に利用されている例が多数見受けられるが，その場合に床面積に算入するのは，当該用途に供されている部分であるので注意が必要である。

当該用途に供されている部分（屋内的用途に供されている部分）を確定することが困難な場合には，図-1に示すように，先端から1m後退した破線の内側の部分をもってみなすという便法もあろう。



図-1

(4) なお、学校等の渡り廊下は公共用歩廊に、またオーバブリッジは次項の吹きさらしの廊下に、各々準じて取り扱うことが妥当であろう。

#### 4 吹きさらしの廊下

通達：外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h1 \geq 1.1\text{m}$ かつ $h1 \geq 1/2h2$ で、aのうち2mまでの部分 { h1：当該廊下の外気に有効に開放されている部分の高さ h2：当該廊下の天井の高さ a：当該廊下の幅 }	左記以外の部分

(考え方)

上記のような一定の条件を満たす廊下については、十分な開放性を有し、屋外部分とみなし得るものとして、原則として床面積に不算入とする。ただし、幅2m(芯々)を超える廊下については、その部分を自転車置場、物品の保管等の屋内用途に用いる場合が想定されるため、十分な開放性を有するものであっても、幅2mを超える部分は床面積に算入することとしたものである。

〈解 説〉

(1) 通達文を補って読めば、次のとおりとなる。

- ① 外気に有効に開放されている部分を有さない廊下の部分は、床面積に算入する。
- ② 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m未満又は天井の高さの1/2未満である廊下は、床面積に算入する。
- ③ 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上かつ天井の高さの1/2以上で、幅が2m以下の廊下は、床面積に算入しない。
- ④ 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上かつ天井の高さの1/2以上で、幅が2mを超える廊下は、2mを超える部分を床面積に算入する。

(図-2参照)

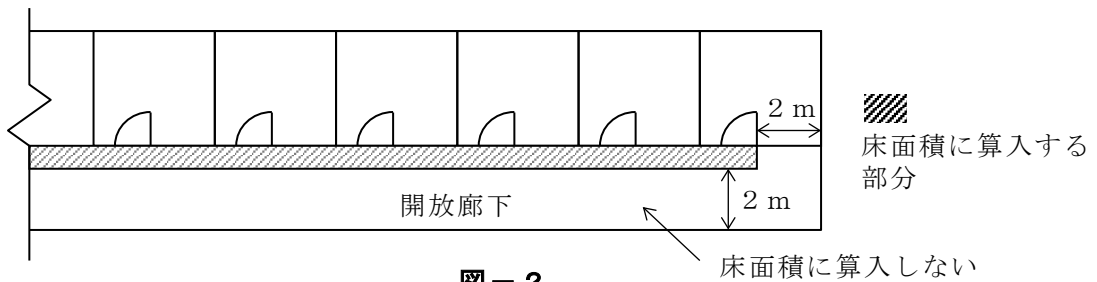


図-2

(2) 「外気に有効に開放されている部分」の取扱いについては、例えば次の要件を満たす場合は外気に有効に開放しているとして差し支えないものと考えられる。ただし、市街地の状況や土地利用の状況により一律な取扱いが困難な面もあるので、特定行政庁が区域を指定して別の数値を定める場合は、その数値によることとなる。

- ① 隣地境界線からの距離が、1 m以上であること。
- ② 当該部分が面する同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が2 m以上であること。

上記①において隣地境界線との距離についての要件を挙げたのは、将来にわたり隣地における建築の如何にかかわらず、廊下が一定の広がりをもった屋外空間に面し、十分な開放性を有することを担保するためである。すなわち、隣地境界に面する場合、隣地にいかなる建築物が建つか想定できないので、一定のあきの確保をもって、外気に有効に開放されていることの要件としたものであるが、隣地が公園、水面等で将来にわたって空地として担保されるような場合には、隣地境界線からの距離を考慮しなくとも差し支えないと考えられる。

また、上記②においては、廊下に対面して、同一敷地内の他の建築物又は同一建築物の他の部分がある場合、隣地境界に面する場合と同様、廊下が一定の広がりをもった屋外空間に面し、十分な開放性を有することをもって、外気に有効に開放されていると判断するとの考えから、当該廊下先端から対向する部分までの水平距離についての要件を挙げたものである。

なお、①、②いずれの場合も距離の検討は、各階及び廊下の各部分ごとに行うこととする。

例えば、図-3のように、隣地境界線との距離が部分により異なる場合には、図の斜線部分が床面積に算入されることとなる。また、図-4のような場合には、水平距離が2 m未満となる斜線部分は、床面積に算入することとなる。

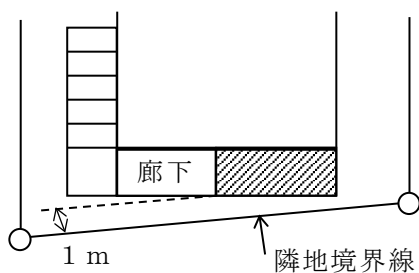


図-3

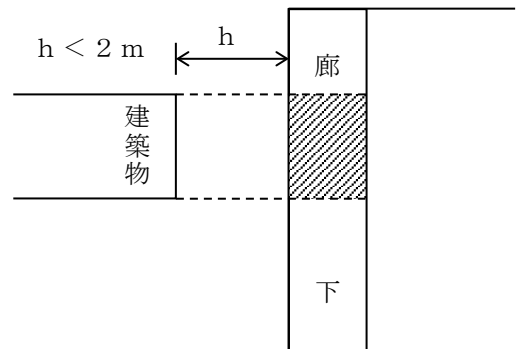


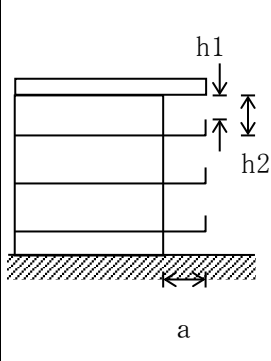
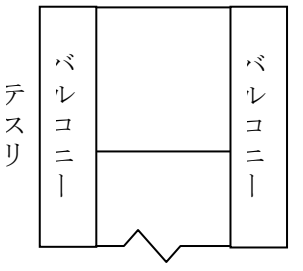
図-4

- (3) 「外気に有効に開放されている部分」の取扱いに関し、プライバシー保護のための目隠しや、高層住宅の上階部分、強風・寒冷地域等においてよく設置される防風スクリーンが問題となるところがあるが、これらについては、住戸の出入口の前面に設けられ、プライバシーの保護や風雪の吹き込みを防ぐために必要と認められる範囲のものであれば、その設置にかかわらず、外気に有効に開放されているとみなして支障ないであろう。
- (4) 以上に解説した「外気に有効に開放されている部分」について、その高さが 1.1 m 以上であり、かつ、天井の高さの 1/2 以上である廊下は、屋外部分とみなし得る開放性を有するものとして取り扱うものであるが、これらの条件に合致する廊下であっても、その幅が 2 m (芯々) を超えるとなると、もっぱら通行に利用されるという通常の用途のほか、自転車置場、物品の保管等の屋内的用途が生ずることが想定されるので、幅 2 m を超える部分は床面積に算入することとしている。なお、屋根又は底のない廊下部分は当然床面積に算入しないものであり、幅 2 m を超える部分の検討においても、屋根等のある部分のみを対象に幅 2 m を超える部分を床面積に算入するものとして取り扱う。

## 5 バルコニー・ベランダ

通達：吹きさらしの廊下に準ずる。

外気に有効に開放されている部分の高さが 1.1m 以上であり、かつ、天井の高さの 1/2 以上であるバルコニー・ベランダについては、幅 2 m までの部分を床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h1 \geq 1.1 \text{ m}$ かつ $h1 \geq 1/2 \times h2$ で、 $a$ のうち 2 m までの部分 ( $h1$ : 当該バルコニー・ベランダの外気に有効に開放されている部分の高さ $h2$ : 当該バルコニー・ベランダの天井の高さ $a$ : 当該バルコニー・ベランダの幅 )	左記以外の部分

(考え方)

上記のような一定の条件を満たすバルコニー・ベランダについては、十分な開放性を有し、屋外部分とみなし得るものとして、原則として床面積に不算入とする。ただし、幅 2 m を超えるバルコニー・ベランダについては、その部分を物品の保管等の屋内用途に用いる場合が想定されるため、十分な開放性を有するものであっても、幅 2 m を超える部分は床面積に算入することとしたものである。

〈解 説〉

- (1) バルコニー・ベランダについては、吹きさらしの廊下に準じて取り扱われるので、「外気に有効に開放されている部分」等の解説については、吹きさらしの廊下の項を参考にされたい。
- (2) 図-5のように、バルコニー・ベランダが建築物の角に位置する場合等2面以上が外気に開放されているものについては、外気に開放されているすべての面から幅2mを超える部分を床面積に算入する。
- (3) バルコニー・ベランダの上部に屋根又は庇がない場合は、当然床面積に算入する必要はない。図-6のように部分的に屋根等がかかっている場合は、屋根等のある部分のみを対象に、幅2mを超える部分を床面積に算入する。

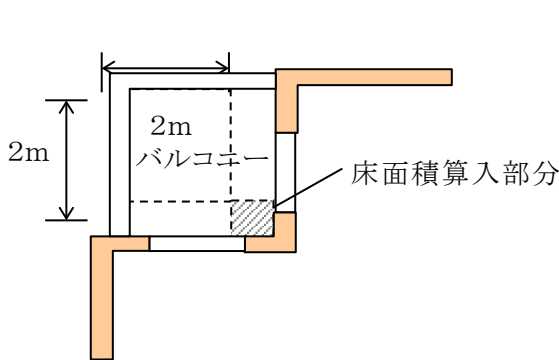


図-5

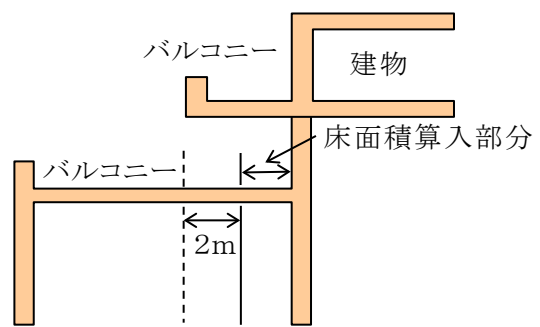


図-6

6 屋外階段

通達：次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

イ 長さが、当該階段の周長の1/2以上であること。

ロ 高さが、1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの1/2以上であること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		<p>外気に有効に開放されている部分の長さ <math>\geq 1/2 \times</math> 階段周長 <math>(2[a + b])</math> で、<math>h1 \geq 1.1</math> m かつ <math>h1 \geq 1/2h2</math></p> <p>(<math>h1</math>: 当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ  <math>h2</math>: 当該階段の天井の高さ)</p>	左記以外の部分

(考え方)

上記のような一定の条件を満たす屋外階段については、十分な開放性を有し、屋外部分とみなし得るものとして、床面積に算入しないこととしたものである。

〈解 説〉

(1) 屋外階段の床面積算定においても、吹きさらしの廊下やバルコニー・ベランダと同様に各階ごとに検討する。中間階の階段のように、上部がおおわれており雨ざらしになっていないものについては、次の要件をすべて満たす場合は、十分な開放性を有し、屋外部分とみなし得るものとして床面積に算入しないこととする。

① 外気に有効に開放されている部分の長さが、当該階段の周長 1/2 以上であること。

② 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さ 1/2 以上であること。

(2) 「外気に有効に開放されている部分」の解釈については、吹きさらしの廊下の項を参照されたい。なお、隣地境界線までの距離及び対面する建築物の部分等までの距離について、階段の周の一部が所要の数値を確保できない場合にあっては、所要の数値を確保できる周部分が当該階段の周長の 1/2 以上である場合には、当該階段は床面積に算入しないものとしてよいであろう。

例えば、図-7において、通達のイ、ロの条件を満足している場合、外気に有効に開放されている部分の長さが階段周長の 1/2 以上であるか否かは、 $a$ 、 $b$ 、 $c$ の数値により決定される。すなわち、

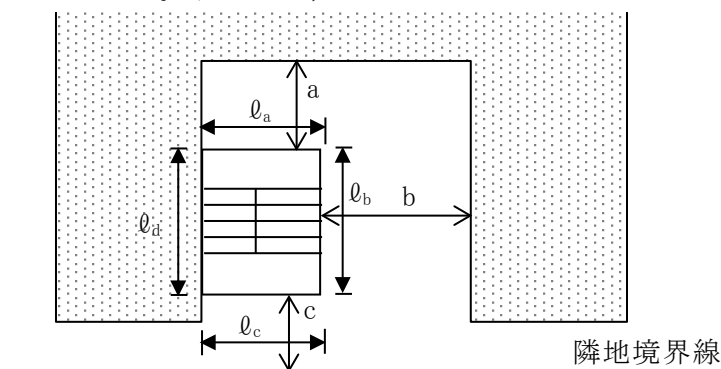


図-7

Ⓐ  $a < 2\text{ m}$ 、 $b \geq 2\text{ m}$ 、 $c \geq 1\text{ m}$ の場合

$l_b$ 、 $l_c$ が外気に有効に開放されている部分と判断され、 $l_b + l_c \geq 1/2 (l_a + l_b + l_c + l_d)$ であるので、当該階段は床面積に算入されない。

Ⓑ  $a < 2\text{ m}$ 、 $b < 2\text{ m}$ 、 $c \geq 1\text{ m}$ の場合

$l_c$ のみが外気に有効に開放されている部分と判断され、 $l_c < 1/2 (l_a + l_b + l_c + l_d)$ であるので、当該階段は床面積に算入される。

(3) 最上階の階段等で屋根等がかかっていない雨ざらしの部分は床面積に算入しない。

(4) ところで、階段の開放部分をパイプ等の簡易なもので適当なすき間を設けて囲む場合については、外気への開放の程度はそれほど阻害されないので、他の算入しない条件を満足すれば、当該階段は床面積に算入しないのでよいであろう。また、図-8のように階段の外周又は中間部分に柱、間仕切壁が設置される場合については、それらが当該階段のみをささえる柱等小規模なものであれば、外気に有効に開放されている部分の長さの算定等にあたって無視してよいが、開放の程度を相当阻害するような幅のあるものであれば、このような階段は床面積に算入することとなる。



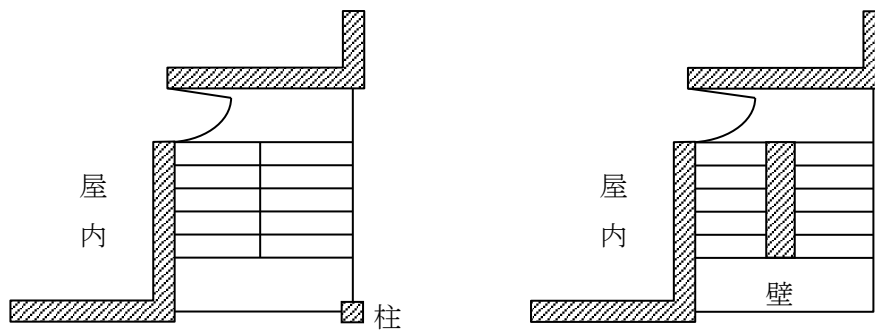


図-8

7 エレベーターシャフト

通達：原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		乗降口がない階の部分 〔高層階エレベーターで、 乗降口のない低層階部 分など〕	左記以外の場合
	EV シャフト		

(考え方)

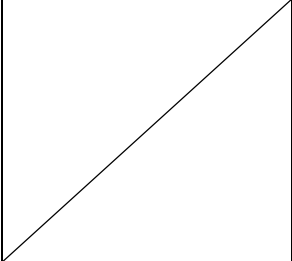
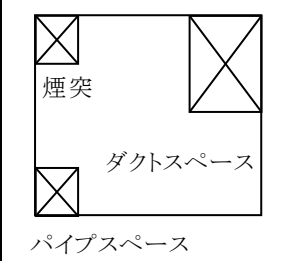
建築物の機能上重要な部分であり、原則として床面積に算入することとする。ただし、着床できない（乗降口がない）階については、不算入とする。即ち、着床する部分は、当該階の他の部分と一体的な用途を有するものとして床面積に算入するという考え方である。

〈解 説〉

エレベーターシャフトも階の一部であり、着床する部分は、当該階の他の部分と一体的な用途を有するものとして考えられるので床面積に算入する。ただし、上図の高層階エレベーターのように、乗降口のない低層階部分は、当該階の他の部分と一体的な用途を有する部分とみなされないの不算入とする。

8 パイプシャフト等

通達：各階において床面積に算入する。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		煙突	パイプシャフト ダクトスペース

(考え方)

建築物内部であり，各階において利用される部分であるので，床面積に算入することとする。

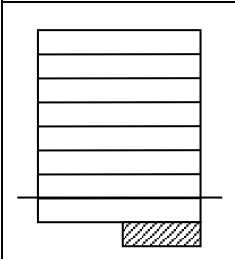
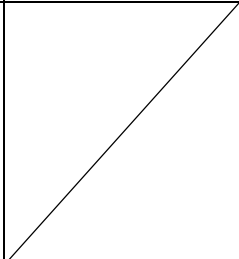
〈解 説〉

パイプシャフト等も階の一部で，ダクト，パイプは各階において横引きされ，利用されるものである所以，床面積に算入する。

なお，煙突については，パイプシャフト等と異なり，各階において利用されるものでないので，床面積に算入しない。

9 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

通達：タンクの周囲に保守点検用の専用空間のみを有するものについては，床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		タンクの周囲に保守点検用の専用空間のみを有するもの	左記以外の場合

(考え方)

タンクの設置のための専用空間で，周囲に保守点検用の専用空間のみを有するものは，設置する部分全体を建築設備とみなして床面積に不算入とする。ただし，地下ピット内にポンプを併置するなどにより，他用途が生ずるおそれのある場合は，機械室等とみなして，床面積に算入する。

〈解 説〉

- (1) 従来、建築物の地下部分において、基礎コンクリート共用で設けられていた給水タンク等については、床面積の算定に関し何ら疑義はなかったが、外部からの汚染物質の流入、浸透による事故が生じたことに伴い、昭和50年建設省告示第1597号により、給水タンク等は、外部から全ての面を保守点検ができる構造としなければならないこととなったため、床面積の算定に微妙な判断を要するようになった。
- (2) そこで、今回の通達において、従来の給水タンク等と同様な形式で地下ピット（最下階の床下）に設置する場合には、当該給水タンク等を設置する部分全体を設備と見做し、床面積に不算入とすることとしたものである。ただし、当該部分に給水若しくは揚水ポンプを設置し又は制御盤を置く等、保守点検用の空間の範囲を超えて使用される場合には、床面積に算入する。なお、保守点検のためのスペースの幅が概ね0.6～1.5m程度であり、当該部分への出入りがタラップ等によるほか、出入口を上蓋とするなど他の用途に使用されるおそれのないものであれば、床面積に算入しないこととして差し支えないであろう。

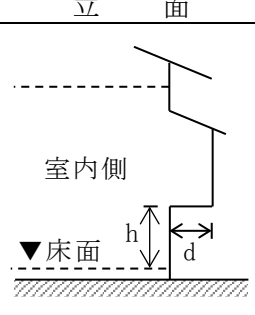
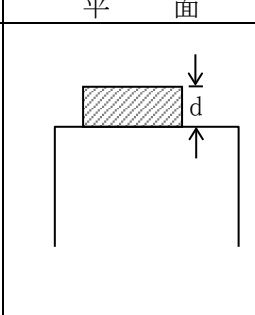
10 出窓

通達：次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

イ 下端の床面からの高さが、30 cm以上であること。

ロ 周囲の外壁面から水平距離50 cm以上突き出ていないこと。

ハ 見付け面積の1/2以上が窓であること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
 <p>室内側</p> <p>▼床面</p> <p>h</p> <p>d</p>	 <p>h</p> <p>d</p>	<p><math>h \geq 30 \text{ cm}</math>, <math>d &lt; 50 \text{ cm}</math>かつ 見付け面積の1/2以上が 窓であるもの</p> <p>h：下端の床面からの高さ d：周囲の外壁面から水平距離</p>	左記以外のもの

(考え方)

上記のような一定の条件を満たすものについては、床としての機能を有さないものとみなし、床面積に不算入とする。

〈解 説〉

- (1) 通達イの（出窓）下端は、室内の上面でとる。
- (2) 通達ハの見付け面積のとり方は、図-9（室内側から見たもの）における斜線部分の面積（鉛直投影面積）である。

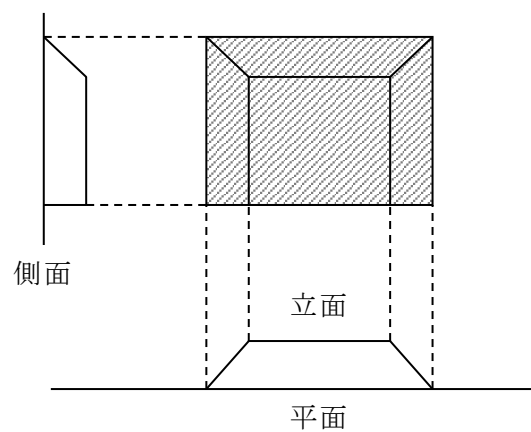
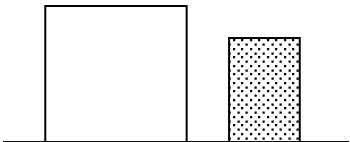
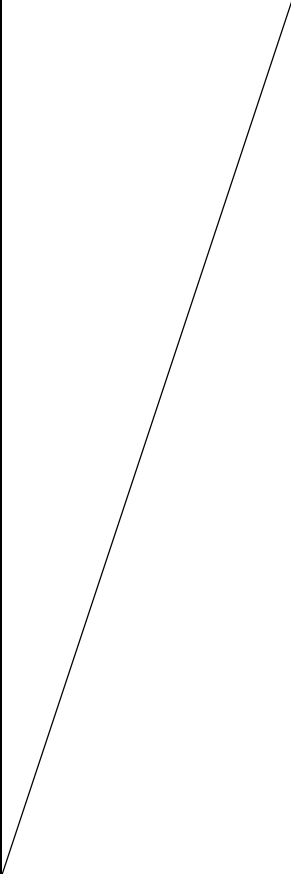
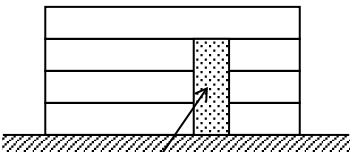
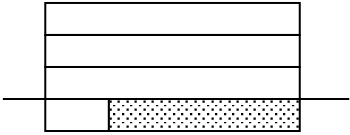


図-9

- (3) 通達のイ、ロ、ハを満たす場合でも、当該部分の天井が室内の天井の高さ以上に位置する場合や、当該部分が屋根と一体となっていて下屋となっていない場合などで、その形状が常識的に出窓と認められない場合は、床面積に算入する。
- (4) また、棚等の物品の保管や格納の用途に供される部分が相当程度ある場合や、下に地袋を設ける場合などは、床面積に算入する。

11 機械式駐車場

通達：吊上式自動車車庫，機械式立体自動車車庫等で，床として認識することが困難な形状部分については，1台につき15㎡を，床面積として算定する。なお，床としての認識が可能な形状の部分については，通常の算定方法による。

立 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
<p>独立の 立体駐車場 垂直循環方式 エレベーター方式 エレベータースライド方式</p> 		<p>床として認識することが困難なものは，駐車台数1台につき15㎡として床面積を算定する。</p>
 <p>立体駐車場（同上方式）</p>		<p>床として認識することが困難なものは，駐車台数1台につき15㎡とみなし算定した数値と各階のフロアと同位置に床があるものとして算定した数値のうち大きいほうの数値とする。</p>
 <p>水平循環方式 多層循環方式 二段方式</p>		<p>建築物の一つの階に床として認識することが困難な立体の駐車装置が設けられる場合は，駐車台数1台につき15㎡とみなし算定した数値と当該装置設置部分の床面積のうち大きいほうの数値とする。</p>

（考え方）

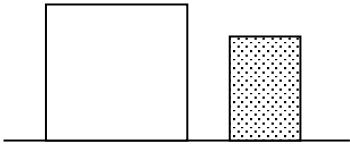
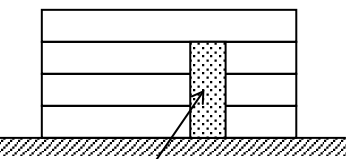
床として認識することが困難な形状のものについては，1台につき15㎡とみなし算定した数値をもって床面積とする。

〈解 説〉

- (1) 立体の機械式駐車装置で床としての認識が可能なものは，その面積によるものとし，床としての認識が困難なものについては，自動車1台当たり15㎡の床面積を有するものとみなす。自動車1台当たりの面積は，幅2.5m，奥行き6m，即ち所要面積15㎡と想定したものである。
- (2) なお，ここでは，建築物として扱われる機械式駐車場について定めているものであるが，準用工作物等として扱われる機械式駐車場の築造面積についてもこれに準じて取り扱ってよい。

## 12 機械式駐輪場

通達：床として認識することが困難な形状の部分については，1台につき1.2㎡を，床面積として算定する。なお，床としての認識が可能な形状の部分については，通常の算定方法による。

立 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
独立の立体駐車場 垂直循環方式 エレベーター方式 エレベータースライド方式 	/	床として認識することが困難なものは，駐輪台数1台につき1.2㎡として床面積を算定する。
 立体駐輪場（同上方式）		床として認識することが困難なものは，駐輪台数1台につき1.2㎡とみなし算定した数値と各階のフロアと同位置に床があるものとして算定した数値のうち大きいほうの数値とする。

### （考え方）

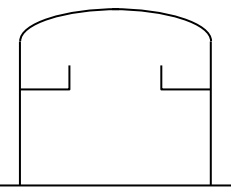
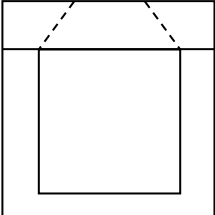
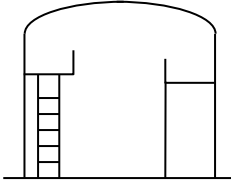
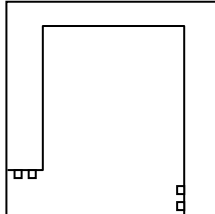
床として認識することが困難な形状のものについては，1台につき1.2㎡とみなし算定した数値をもって床面積とする。

### 〈解 説〉

立体の機械式駐輪装置で床としての認識が可能なものは，その面積によるものとし，床としての認識が困難なものについては，自転車1台当たり1.2㎡の床面積を有するものとみなす。自転車1台当たりの面積は，幅0.6m，奥行き2.0m，即ち所要面積1.2㎡と想定したものである。

13 体育館等のギャラリー等

通達：原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		保守点検等一時的な使用を目的としている場合	左記以外の場合
			

(考え方)

観覧のためのギャラリーなどは、一定時間以上継続して使用されるものであるので、床面積に算入する。保守点検等一時的な使用を目的とするキャットウォークの類で他の用途に使用されるおそれのない場合は、不算入とする。

〈解 説〉

- (1) 観覧のためのギャラリーなどは、人が一定時間以上そこに滞留して使用されるものであるため床面積に算入する。
- (2) 幅が1 m程度以下で、保守点検等一時的な使用を目的とするキャットウォークの類は、床面積に算入しない。

参考文献

- ・財団法人建築行政情報センター発行「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例
- ・福岡市作成「福岡市確認申請の手引き」

## 第7 無窓階の取扱い

### 1 無窓階

無窓階とは、令第10条第1項第5号に規定する普通階以外の階で、建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいい、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び構造により判定する。

### 2 無窓階以外の階（普通階）の判定

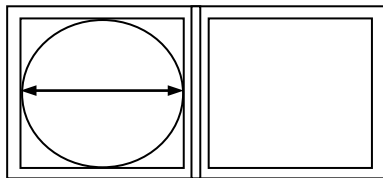
規則第5条の3によるほか細部については、次により運用する。

#### (1) 床面積に対する開口部の割合

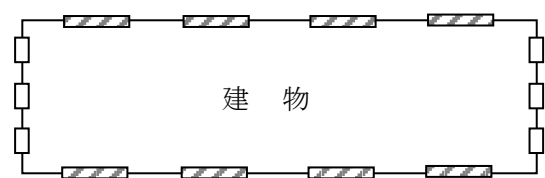
規則第5条の3第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

##### ① 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の30分の1を超えるものであること。（第7-1図参照）



直径50cm以上の円が内接



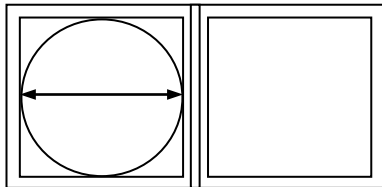
直径50cm以上の円が内接することができる開口部

$$\frac{\text{直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

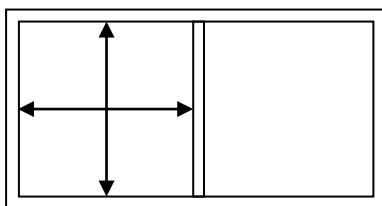
第7-1図

##### ② 10階以下の階

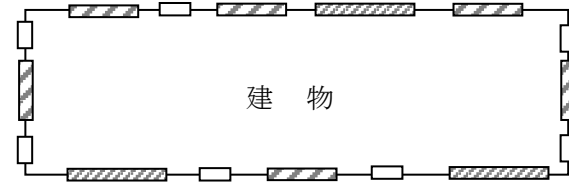
①の開口部の割合と同様であるが、①の開口部のほかに、直径1m以上の円が内接することができる開口部又は、その幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。（第7-2図参照）



直径1m以上の円が内接



幅が75cm以上及び高さが1.2m以上



直径50cm以上の円が内接することができる開口部

大型開口部（階ごとに2カ所以上必要。開口部は、各々できる限り離れた位置とすることが望ましい。）

$$\frac{\text{直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計} + \text{大型開口部の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

第7-2図

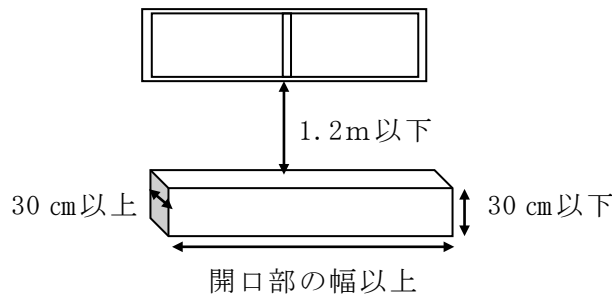


(2) 有効な開口部

- ① 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。ただし、次のア～オに適合する踏み台を設けた場合は、有効な開口部として取り扱うことができる。

(第7-3図参照)

- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。  
 イ 開口部が設けられている壁面と隙間なく、床に固定されていること。  
 ウ 高さ30cm以下、かつ、奥行き30cm以上で、幅は開口部の幅以上であること。  
 エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以下であること。  
 オ 避難上支障のない場所に設けられていること。

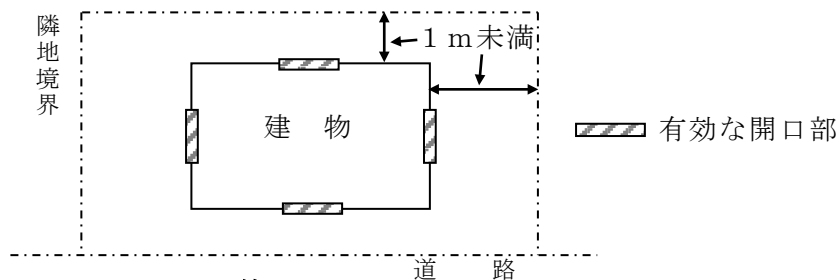


第7-3図

- ② 開口部は、道又は道に通ずる有効幅員1m以上の通路、その他の空地（以下「有効空地等」という。）に面したものであること。（11階以上の階は除く。）  
 ③ 開口部は、内部から容易に避難でき、かつ、外部からも容易に進入できるものであること。  
 ④ 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されていること。

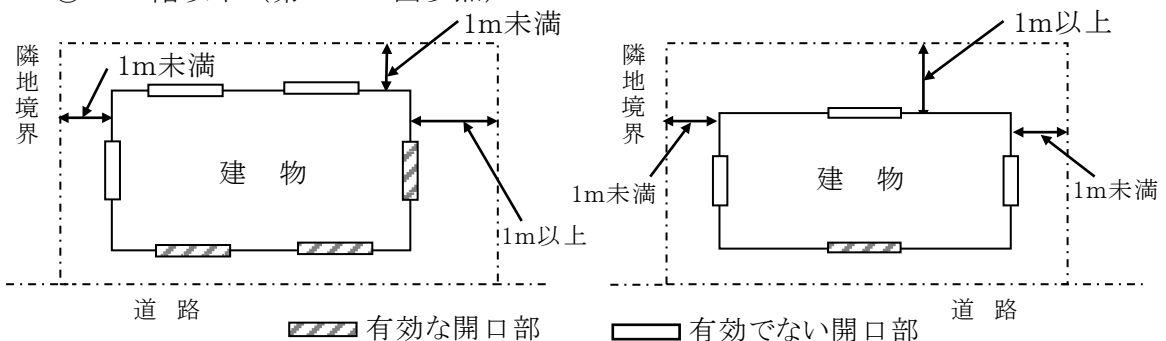
(3) 開口部と敷地との関係

- ① 11階以上（第7-4図参照）



第7-4図

- ② 10階以下（第7-5図参照）

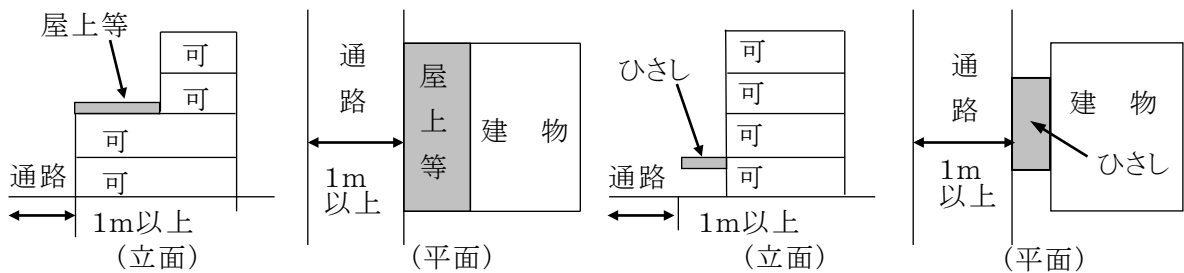


第7-5図

(4) 通路その他の空地の取扱い

次に掲げる空地等は規則第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

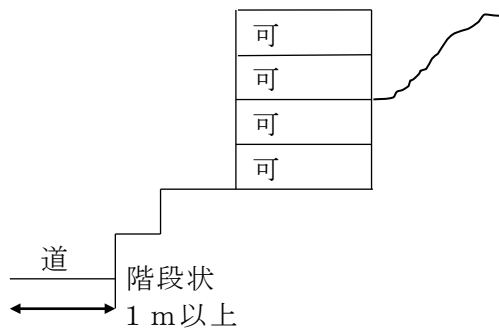
- ① 敷地外の空地の部分については、将来にわたって空地（公園，河川敷等）として確保されていて避難及び消火活動に支障がない場合は有効であると認めて差し支えない。
- ② 屋上，バルコニー，ひさし等（以下「屋上等」という。）が設けられている場合の上階部分（第7-6図参照）



屋上等が構造上及び形状上，避難及び消火活動が有効にできるものであって，当該屋上等が有効空地等に面する場合は，認めて差し支えない。

第7-6図

- ③ 傾斜地，階段状の部分で，有効空地等に面した部分（第7-7図参照）

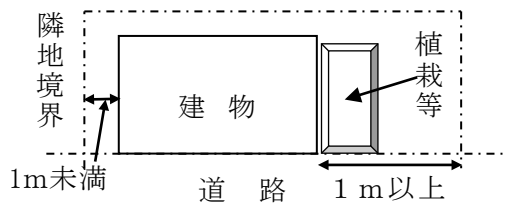


避難及び消火活動が有効にできるものにあつては，認めて差し支えない。

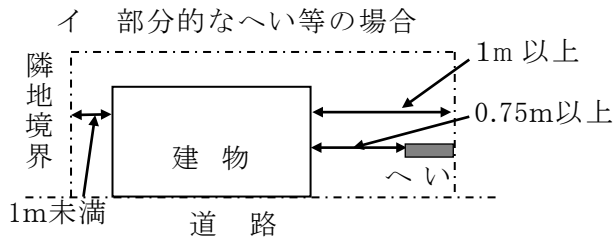
第7-7図

- ④ 空地の幅員1m以内の部分に樹木，へい，その他の工作物があり，かつ，容易に除去できないものがある場合（第7-8図参照）

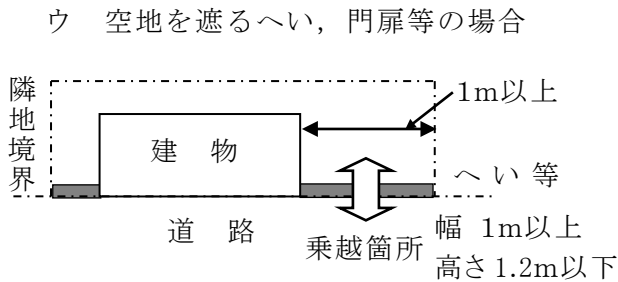
ア 植栽，泉水の場合



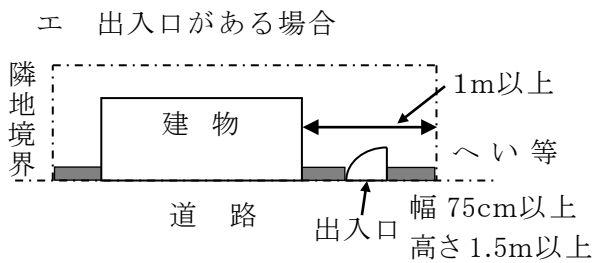
将来にわたり避難及び消火活動が有効にできるものにあつては，認めて差し支えない。



へい等の部分的な突出しと外壁との間が75cm以上あれば、認めて差し支えない。



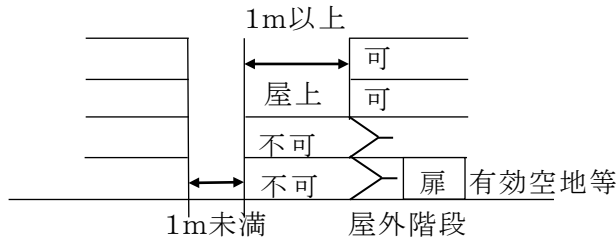
道路境界や敷地内等、空気を遮るへい、門扉等(内外から容易に開閉できないもの)の幅が1m以上、かつ、高さが1.2m以下の場合は、当該部分を乗り越えることができるものとし、当該へい等に繋がる有効空地等は認めて差し支えない。



出入口の幅が75cm以上、かつ、高さが1.5m以上であり、当該出入口が、内外から容易に避難及び進入できる場合は、認めて差し支えない。

第7-8図

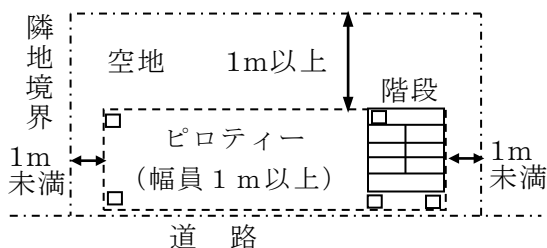
⑤ 屋上部分(屋外階段が屋上まで通じている。)(第7-9図参照)



屋外階段の出入口が有効空地等に接する場合で、当該屋上部分の有効幅員が1m以上の場合であって、避難及び消火活動が有効にできるものにあつては、認めて差し支えない。

第7-9図

⑥ 避難階部分にピロティーを有している場合(第7-10図参照)

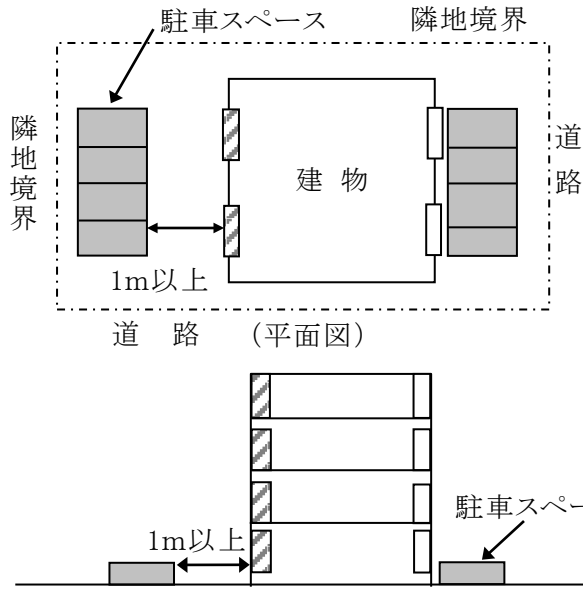


有効幅員1m以上のピロティーを通過し、有効空地等がある場合は、認めて差し支えない。

ただし、常時、駐車のために供する等、避難及び消火活動に支障があるものについては認められない。

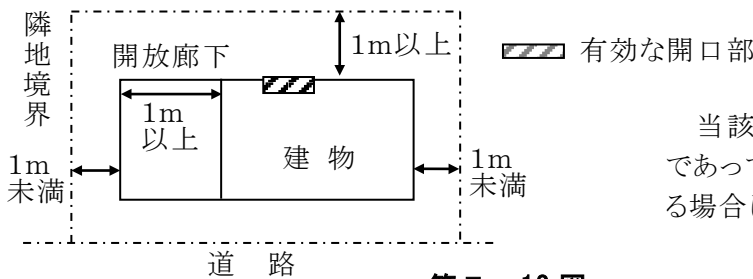
第7-10図

⑦ 駐車スペースが隣接して設けられている場合（第7-11図参照）



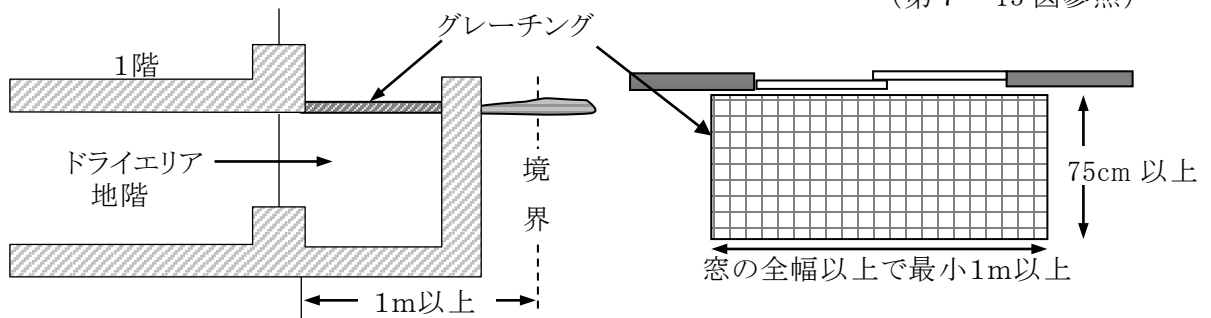
第7-11図

⑧ 避難階部分の一部が、片側開放廊下形式になっている場合（第7-12図参照）



第7-12図

⑨ ドライエリアに転落防止足場（グレーチング等）を設ける場合の上階部分（第7-13図参照）

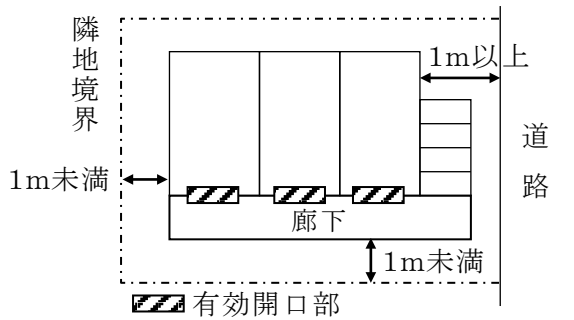


第7-13図

転落防止足場は次の基準に適合すること。

- ア 構造：木造以外であること。（鉄骨・鉄筋コンクリート造，鉄骨造等）
- イ 面積：奥行き75cm以上，開口は窓の全幅以上で最小1m以上であること。（引き違いの窓の場合は，両面の全幅である。）
- ウ 空地：足場の前面又は側面は，有効空地等（以下「幅1m以上の道路」という。）に面していること。
- エ その他：転落防止柵が設けられていること。（1mあたり300kgの力に耐え，高さは足がかりを含め，1.1m以上1.3m以下であること。）

⑩ 屋外階段に通ずる開放廊下（第7-14図参照）

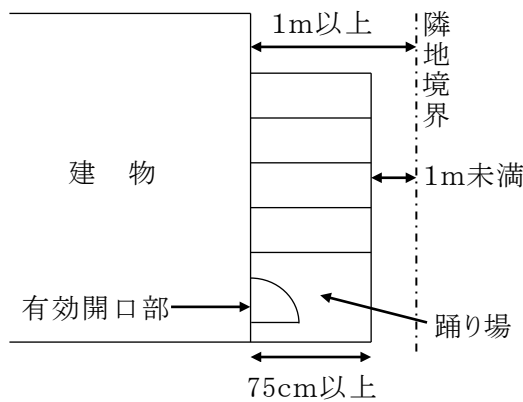


第7-14図

次の条件を満たす場合

- ア 廊下的一端に階段が設けられていること。
- イ 階段及び廊下の有効幅員は、75 cm以上であること。
- ウ 屋外階段の昇り口は、有効空地等に面していること。

⑪ 屋外階段の踊り場（第7-15図参照）

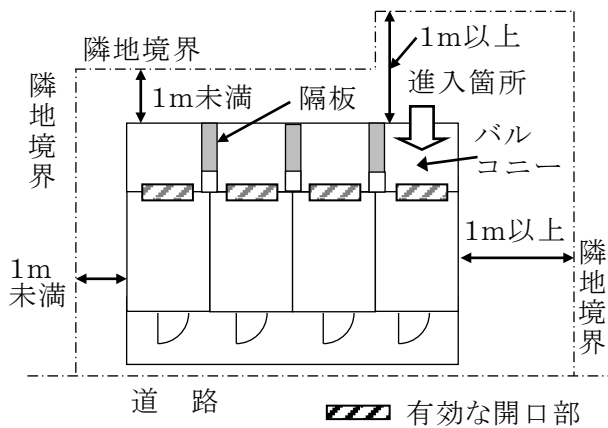


第7-15図

次の条件を満たす場合

- ア 屋外階段の有効幅員は、75 cm以上であること。
- イ 屋外階段の昇り口は、有効空地等に面していること。

⑫ 有効空地等に面せず、隔板を介したバルコニー（第7-16図参照）



- ※本取扱いは、共同住宅に限るものではないこと。
- ※進入箇所は、バルコニーの正面，側面を問わないこと。

第7-16図

次の条件を満たす場合

- ア バルコニーに進入する箇所(有効空地等に面するものに限る。)が存すること。
- イ アの進入箇所のバルコニーの手すり(腰壁を含む。以下同じ。)の幅が1m以上、バルコニー床面からの手すり高さが1.2m以下、かつ、手すり上部の開放高さが1m以上であること。
- ウ 有効空地に面しないバルコニーに繋がる隔板が容易に破壊できるもので、幅60 cm以上、高さ80 cm以上及び下端の床面からの高さが15 cm以下であること。
- エ バルコニーの有効幅員が75 cm以上であること。

- ⑬ 共同住宅等の敷地内に設置されるサービススペース（福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例第18条に規定する「引っ越し、荷下ろし等の作業ができる場所」をいう。）は、避難及び消火活動に支障がない場合は有効であると認められる。

(5) 開口部の構造

次に掲げる開口部は、規則第5条の3第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

① ガラス戸等（第7-1表参照）

**第7-1表 ガラスの種類による開口部の取扱い**

ガラスの種類・厚さ		開口部の条件	判定
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	6.0 mm以下	F I X	○
		引き違い戸	○
鉄線入り板ガラス 網入り板ガラス	6.8 mm以下	F I X	×
	10 mm以下	引き違い戸	△
強化ガラス	5.0 mm以下	F I X	×
		引き違い戸	○
超耐熱性 結晶化ガラス	5.0 mm以下	F I X	○
		引き違い戸	○
倍強度ガラス	—	F I X	×
		引き違い戸	×
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0 mm以下+ PVB30mil(膜厚 0.76mm)以下 +フロート板ガラス 6.0 mm以下	F I X	×
		引き違い戸	△
	網入り板ガラス 6.8 mm以下+P VB30mil(膜厚 0.76mm)以下+ フロート板ガラス 5.0 mm以下	F I X	×
		引き違い戸	△
	フロート板ガラス 5.0 mm以下+ PVB60mil(膜厚 1.52mm)以下 +フロート板ガラス 5.0 mm以下	F I X	×
		引き違い戸	▲
	網入り板ガラス 6.8 mm以下+P VB60mil(膜厚 1.52mm)以下+ フロート板ガラス 6.0 mm以下	F I X	×
		引き違い戸	▲
フロート板ガラス 3.0 mm以下+ PVB60mil(膜厚 1.52mm)以下 +型板ガラス 4.0 mm以下	F I X	×	
	引き違い戸	▲	

<p>複層ガラス</p>	<p>構成するガラスごとに本表（線入り・網入りガラスは、厚さ 6.8 mm 以下のものに限る。）により全体を判断する。          (例)</p> <p>※上図の場合の判定は、F I Xは×、引き違い戸は△となる。</p>
--------------	--

[備考]

- 1 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるもの。
- 2 「F I X」とは、はめごろし窓をいう。
- 3 「P V B」とは、ポリビニルブチラール膜をいう。
- 4 低放射ガラス（通称L o w - E膜付きガラス）並びにポリエチレンテレフタレート製フィルム（JISA5759 に規定するもので、厚さ 100 μ m (0.1 mm) 以下のものに限る。）又は塩化ビニル製フィルム（厚さ 400 μ m (0.4 mm) 以下のものに限る。）を貼付したガラスを用いた開口部については、基板となるガラスを本表（線入り・網入りガラスは、厚さ 6.8 mm 以下のものに限る。）により判断する。

[凡例]

- …有効な開口部として取り扱うことができる。
- △…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分を有効な開口部として取り扱うことができる。（引き違い戸の場合概ね 1/2）
- ▲…外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものに限り、上記△の基準で認めることができる。
- ×…有効な開口部として取り扱うことはできない。

② シャッター、扉等

シャッター、扉等は、原則として有効開口部として認めないが、次の措置を行う場合は、この限りではない。

なお、非常電源を有するものの配線については、電源回路にあつては規則第 12 条第 1 項第 4 号ホ、操作回路にあつては同項第 5 号の規定を準用すること。

ア 屋内外から手動で容易に開放できるもの。

イ 自動火災報知設備の感知器等により解錠し、屋内外から手動又は電動（非常電源付き）で開放できる装置がついているもの。

ウ 屋外から水圧によって開放又は解錠できる装置（以下「水圧開錠装置等」と

いう。)を備え、当該装置の送水口が避難階又は当該シャッター等の直近にあるもので、次のいずれかにより開放できるもの。

また、水圧解錠装置等は、「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」(昭和52年12月19日付け消防予第251号)に適合したものであること。

なお、(一財)日本消防設備安全センターが行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において性能評定を受けたものについては、これに適合するものとして取り扱うことができること。

(ア) 屋外から水圧により解錠し、手動又は電動開放装置(非常電源付き。以下同じ。)により、開放できるもの。

(イ) 屋外から水圧によりシャッター等を開放し、かつ、屋内からは電動開放装置により開放できるもの。

(ウ) 屋外から水圧により電動開放装置のスイッチを作動させ開放するもの。

エ 雨戸(厚さ概ね0.3~0.6mm)として設けられたもので、開口部に当該開口部以上の長さ及び奥行60cm以上のバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの。

オ ガラス小窓付き扉(外部シリンダー錠、内部サムターン錠)で、当該ガラス小窓が容易に破壊できるもので、幅15cm以上、かつ、高さ15cm以上であり、外部から破壊した際に内部サムターン錠を開錠できる位置(小窓とサムターン錠の距離が30cm以内)に設けられたもの。

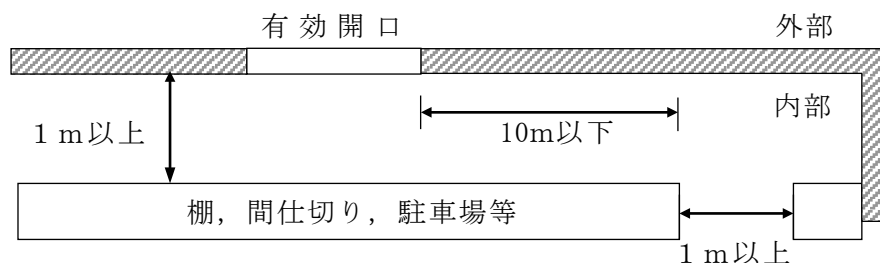
#### (6) 有効開口部の管理

規則第5条の3第2項第4号による「常時良好な状態」とは、次によること。

① 有効開口部に面して、棚、間仕切り、駐車場等を設ける場合は、(第7-16図)の例によること。

ア 開口部の相対する部分に所定の寸法を確保された出入口を設け、屋内外から手で開放できるものは、認めて差し支えない。

イ 開口部と間仕切りの間に通路を設け、間仕切りに出入口を設けたものは、通路部分の管理状況が常時通行上支障ない場合で、かつ、下図の条件に適合する場合に限り認めて差し支えない。



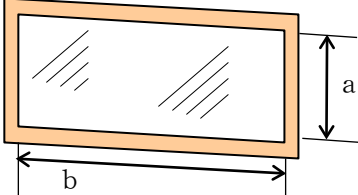
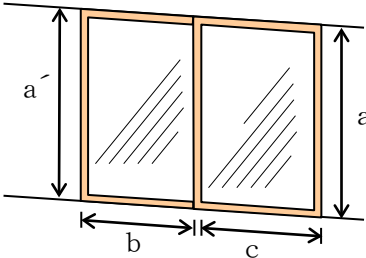
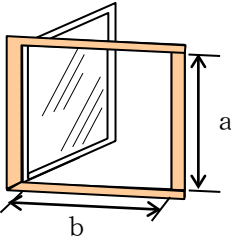
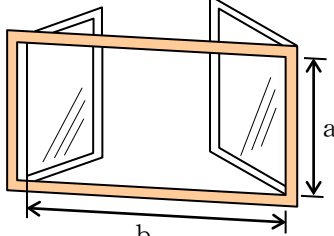
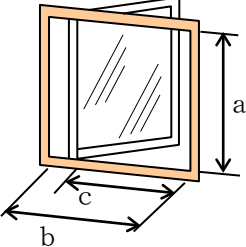
第7-16図

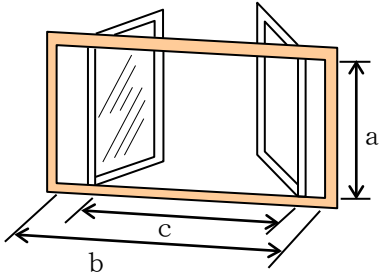
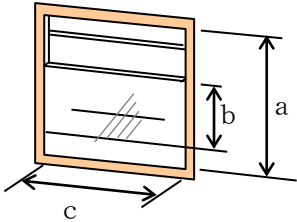
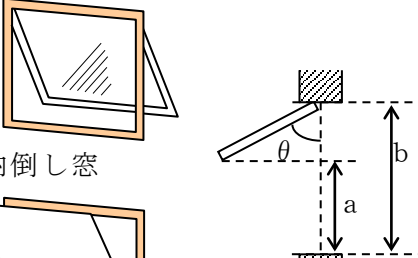
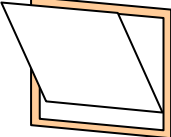
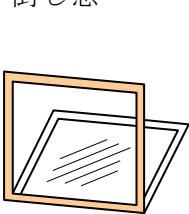
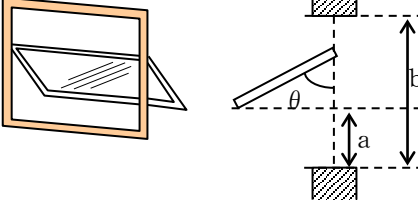
② 開口部の有効寸法の算定

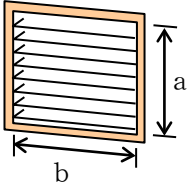
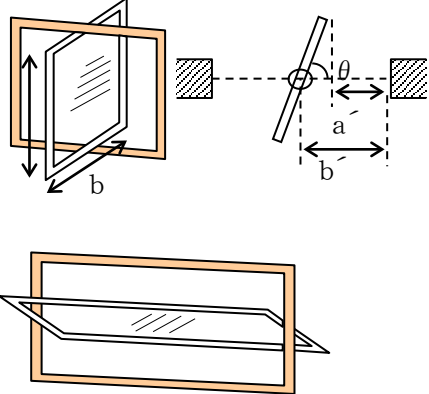
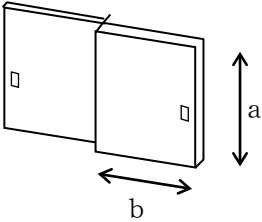
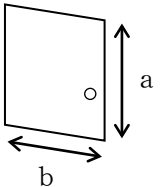
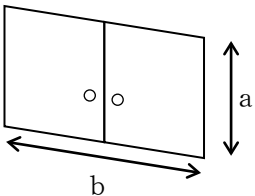
開口部の有効寸法の算定は次によること。(第7-2表参照)

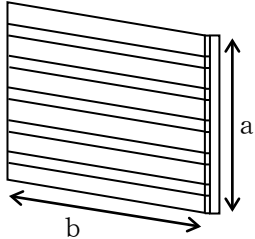
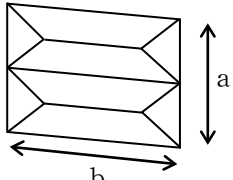


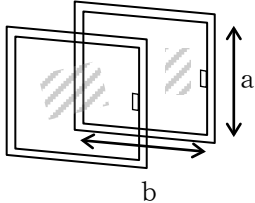
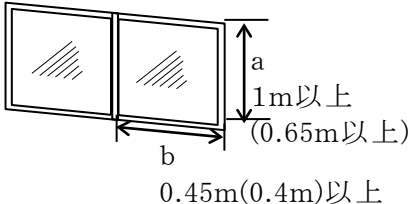
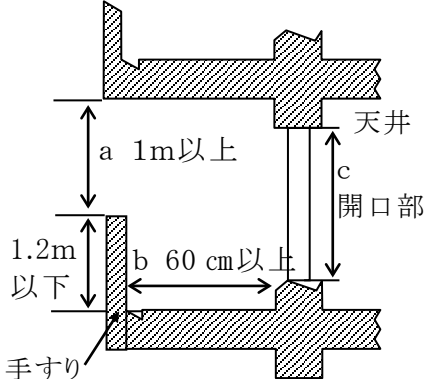
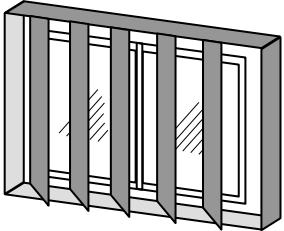
第7-2表

開閉形式	名称 / 例 図	有効開口面積
はめ殺し	<p>はめ殺し窓</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容易に破壊又ははずすことができる場合は、認めて差し支えない。</li> <li><b><math>a \times b</math></b></li> <li>・普通ガラス 6 mm以下</li> <li>・強化板ガラス 5 mm以下</li> <li>・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下</li> </ul>
引き	<p>引違い窓, 片引き窓</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><b><math>a' \times b + a \times c</math></b></li> <li>・普通ガラス 6 mm以下</li> <li>・強化板ガラス 5 mm以下</li> <li>・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下</li> <li><b><math>a \times c</math></b></li> <li>・線, 網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下)</li> <li>・外部クレセント付き</li> </ul>
開き	<p>片開き窓</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><b><math>a \times b</math></b></li> <li>・普通ガラス 6 mm以下</li> <li>・強化板ガラス 5 mm以下</li> <li>・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下</li> <li>・線, 網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下)</li> <li>・外部クレセント付き</li> </ul>
	<p>両開き窓</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><b><math>a \times b</math></b></li> <li>・普通ガラス 6 mm以下</li> <li>・強化板ガラス 5 mm以下</li> <li>・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下</li> <li>・線, 網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下)</li> <li>・外部クレセント付き</li> </ul>
	<p>堅入り出し窓</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><b><math>a \times b</math></b></li> <li>・普通ガラス 6 mm以下</li> <li>・強化板ガラス 5 mm以下</li> <li>・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下</li> <li><b><math>a \times c</math></b></li> <li>・線, 網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下)</li> <li>・外部クレセント付き</li> </ul>

	<p>両壁送り出し窓</p> 	<p><b>a × b</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通ガラス 6 mm以下</li> <li>・強化板ガラス 5 mm以下</li> <li>・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下</li> </ul> <p><b>a × c</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線, 網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下)</li> <li>・外部クレセント付き</li> </ul>
<p>上げ下げ</p>	<p>上げ下げ窓</p> 	<p><b>a × c</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通ガラス 6 mm以下</li> <li>・強化板ガラス 5 mm以下</li> <li>・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下</li> </ul> <p><b>b × c</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線, 網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下)</li> <li>・外部クレセント付き</li> </ul>
<p>プロジェクト</p>	<p>突き出し窓</p>  <p>内倒し窓</p>  <p>外倒し窓</p>  <p>送り出し窓</p> 	<p><b>b × c</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通ガラス 6 mm以下</li> <li>・強化板ガラス 5 mm以下</li> <li>・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下</li> </ul> <p>aの部分とする。</p> <p><b>a = b (1 - cos θ)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線, 網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下)</li> <li>・外部クレセント付き</li> </ul>

<p>ルーバー</p>	<p>ガラスルーバー窓</p> 	<p><math>a \times b</math></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普通ガラス 6 mm以下</li> </ul>
<p>回転</p>	<p>たて軸回転窓, よこ軸回転窓</p> 	<p><math>a \times b</math></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普通ガラス 6 mm以下</li> <li>強化板ガラス 5 mm以下</li> <li>超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下</li> </ul> <p><math>a</math> の部分とする。</p> <p><math>a' = b' (1 - \cos \theta)</math></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線, 網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下)</li> <li>外部クレセント付き</li> </ul>
<p>引き</p>	<p>引き違い戸</p> 	<p><math>a \times b</math></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>扉の材質に関係なく, 内外から容易に開放できる構造の場合に限る。</li> </ul> <p>※三連以上の引き違い戸及びアコーディオン式扉の場合は, 最大に開放した状態での有効開口面積とする。</p>
<p>引き, 開き</p>	<p>片引き, 片開き (戸, ドア)</p> 	<p><math>a \times b</math></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>扉の材質に関係なく, 内外から容易に開放できる構造の場合に限る。</li> </ul>
	<p>両引き, 両開き (戸, ドア)</p> 	<p><math>a \times b</math></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>扉の材質に関係なく, 内外から容易に開放できる構造の場合に限る。</li> </ul>

シャッター等	シャッター 	$a \times b$ ・原則として、有効開口部として認めないが、(5) 開口部の構造②シャッター等に記載された措置を行う場合には認められる。
シャッター等	ハンガードア 	$a \times b$ ・屋内外から手で開放できる場合は認めて差し支えない。

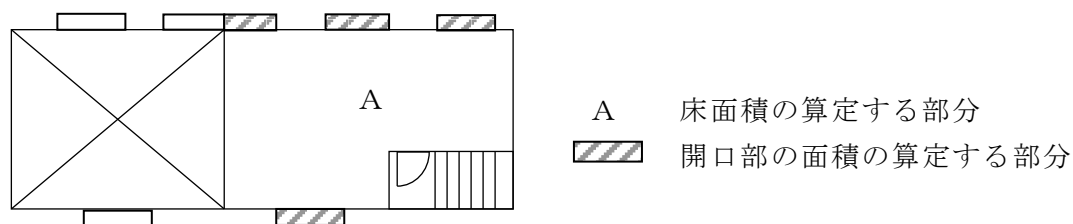
	例 図	有 効 開 口 面 積
二重窓		$a \times b$ ・ガラスは、(5) ①によること。 ・屋内外から手で開放できるガラス戸 ・避難階に設けられた屋内から手で開放できる軽量シャッター（水压解錠付き）とガラス戸
特殊な開口部の取扱い		$a \times b$ ・左図寸法の開口部は「直径 50 cm 以上の円が内接することができる開口部」と認めて差し支えない。( ) 内は、避難階又はバルコニー等の足場がある場合の寸法
バルコニー等がある場合		・ $a$ は 1 m 以上で、手すりの高さが 1.2 m 以下の場合には $c$ の寸法とする。ただし、 $b$ は 60 cm 以上とする。なお、当該バルコニーへの進入箇所の手すりの幅は 1 m 以上であること。 ※有効空地等に面しないバルコニー内の開口部の取扱いは、前(4) ⑫によること。
格子付きの開口		・原則として格子の材質を問わず、有効開口部として認められない。

(7) その他

- ① 精神病院等の階が無窓階になる場合は、昭和 49 年法律第 64 号の附則第 4 項により消防用設備等が遡及適用されるものに限り、病室以外の部分が規則第 5 条の 3 の規定により無窓階とならない当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。
- ② 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。  
(第 7-17 図参照)

床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



第 7-17 図

- ③ 令第 8 条の区画がある場合は、当該区画された部分の階ごとに判定すること。  
なお、令第 8 条の区画以外で、開口部の無い間仕切壁等により区画されている場合は、階ごとの合計面積で判定すること。この場合、区画ごとに平均して開口部を設けることが望ましい。
- ④ 昭和 52 年 4 月以前の既存対象物の普通階・無窓階の判断については、「無窓階の判断基準の細目について」(昭和 51 年 3 月 25 日付け消予第 283 号)を参照のこと。
- ⑤ 特殊な構造のものがある場合は、その都度検討する。

## 第 8 令第 8 条に規定する区画等の取扱い

### 1 令第 8 条の区画

(1) 令第 8 条の区画の構造

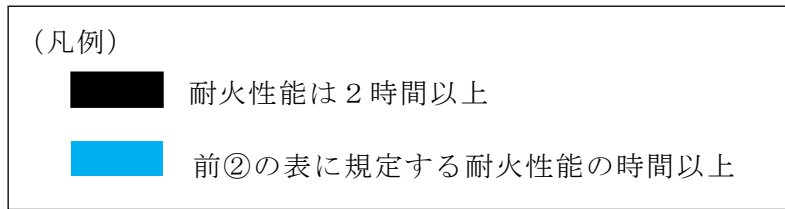
令第 8 条の区画（以下「令 8 区画」という。）の構造は、次によること。

- ① 鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造，壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。），プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。
- ② 建基令第 107 条第 1 号に定める通常の火災時の火熱に 2 時間以上の耐える性能を有すること。

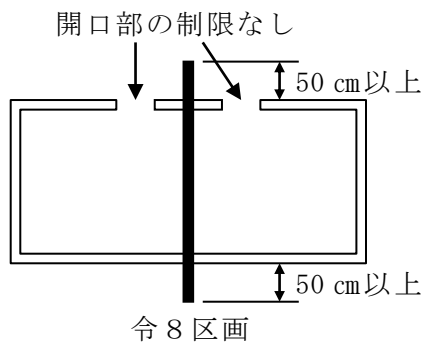
**建基令第 107 条の通常の火災時の火熱に耐える性能(以下「耐火性能」という。)表**

建築物の部分		構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間（非損傷性）	加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間（遮熱性）			屋外へ火炎を出す原因のき裂などの損傷を生じないことの加熱時間（遮炎性）
			最上階・最上階から 2～4 の階	最上階 5～14 の階	最上階から 15 以上の階	
壁	間仕切壁	耐力壁	1 時間	2 時間	2 時間	—
		非耐力壁	—			
	外壁	耐力壁	1 時間	2 時間	2 時間	1 時間
		非耐力壁（延焼部分）	—			1 時間
	非耐力壁（延焼外部分）	—			30 分間	30 分間
柱		1 時間	2 時間	3 時間	—	—
床		1 時間	2 時間	2 時間	1 時間	—
はり		1 時間	2 時間	3 時間	—	—
屋根		30 分間			—	30 分間
階段		30 分間			—	—

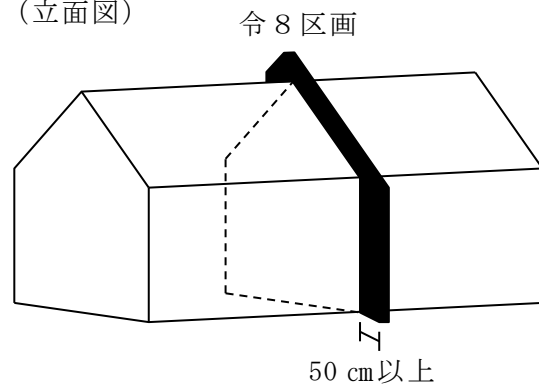
- ③ 令第8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50 cm以上突き出していること。(第8-1図参照)ただし、次のア又はイに該当する場合は、この限りではない。



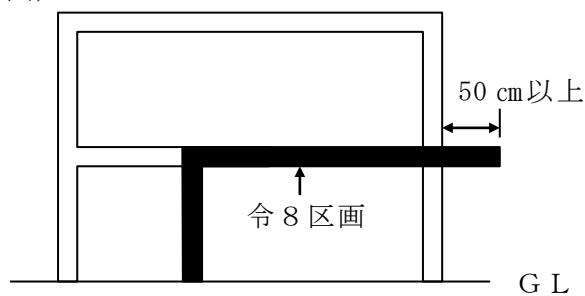
(平面図)



(立面図)



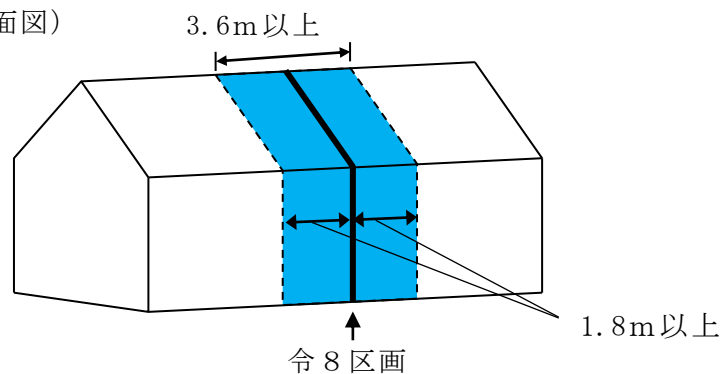
(断面図)



第8-1図

- ア 令第8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令第8区画を含む幅3.6m以上(原則両側にそれぞれ1.8m以上)の範囲は耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がないこと。(第8-2図参照)

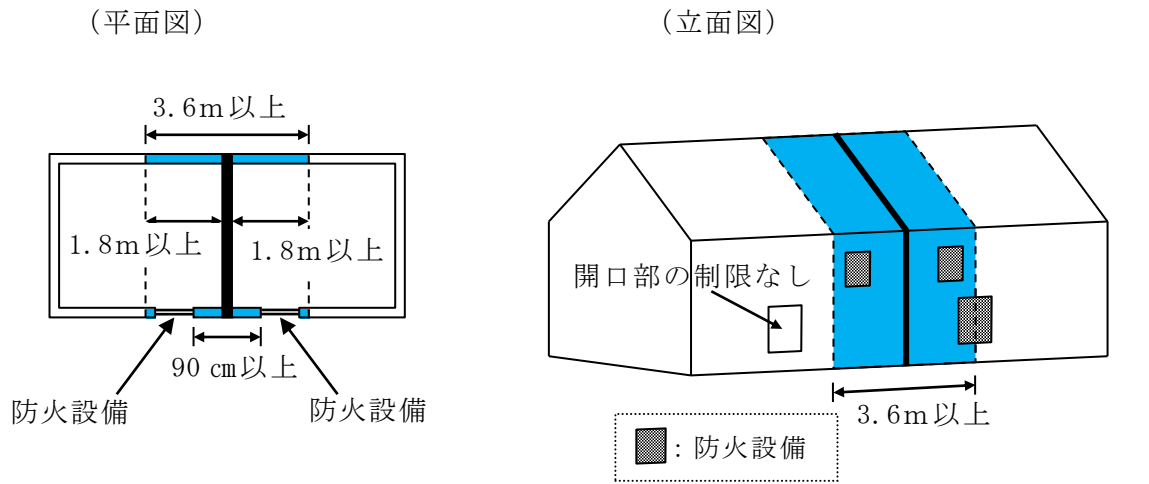
(立面図)



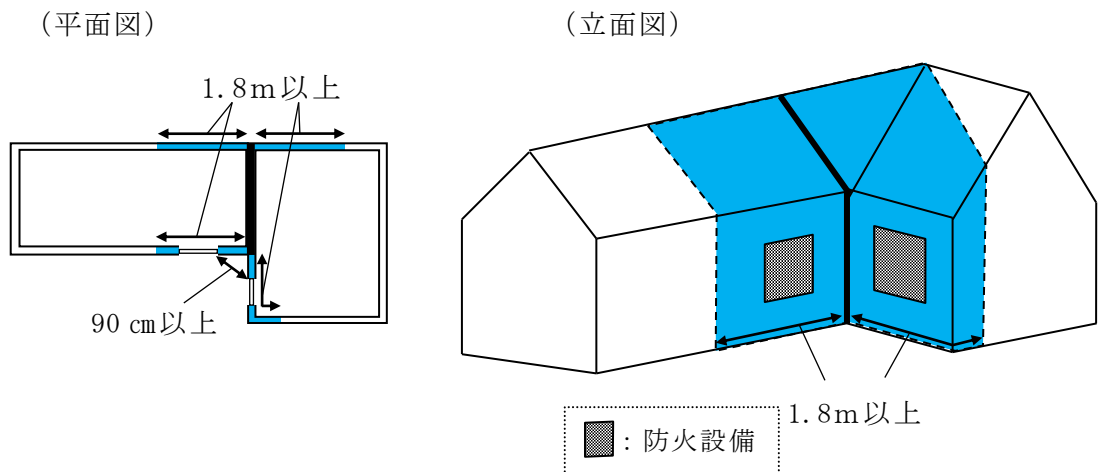
第8-2図

第8 令第8条に規定する区画等の取扱い

イ 前アの範囲に開口部を設ける場合は、防火設備とし、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90 cm以上離れていること。(第8-3~6図参照)



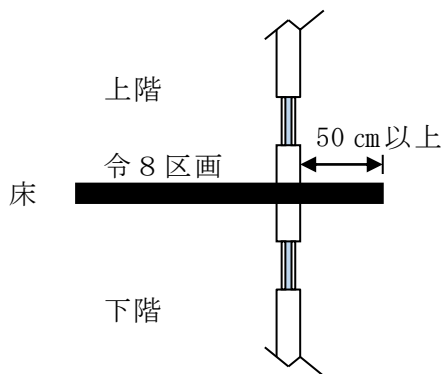
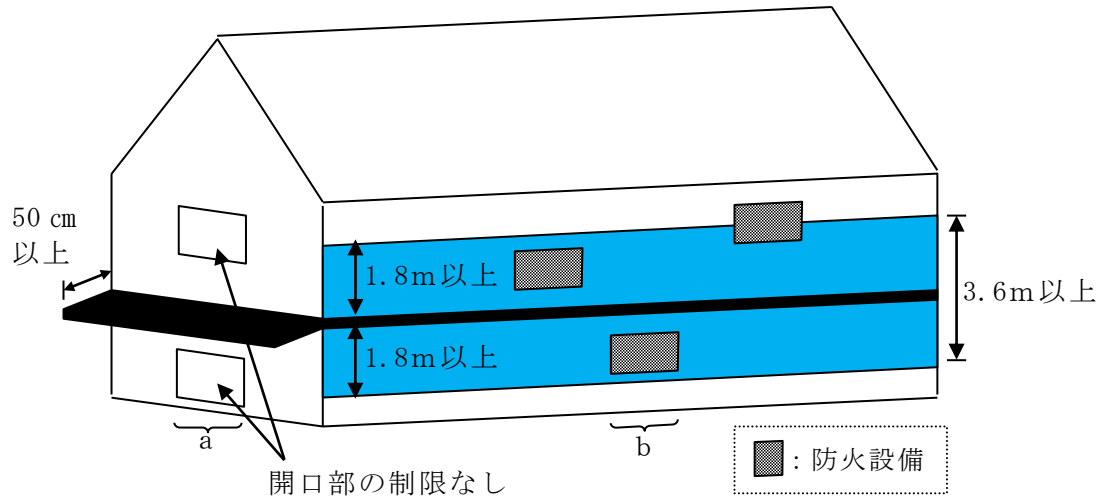
第8-3図



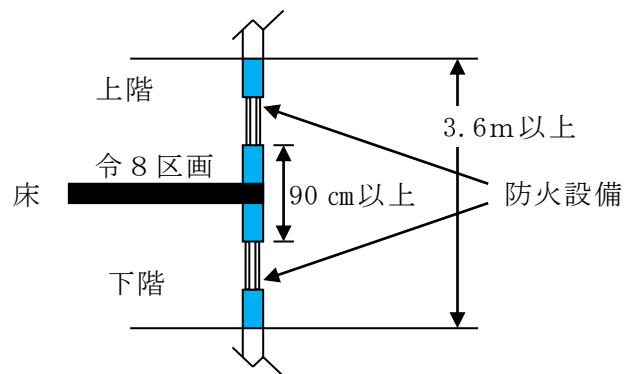
第8-4図



(立面図)

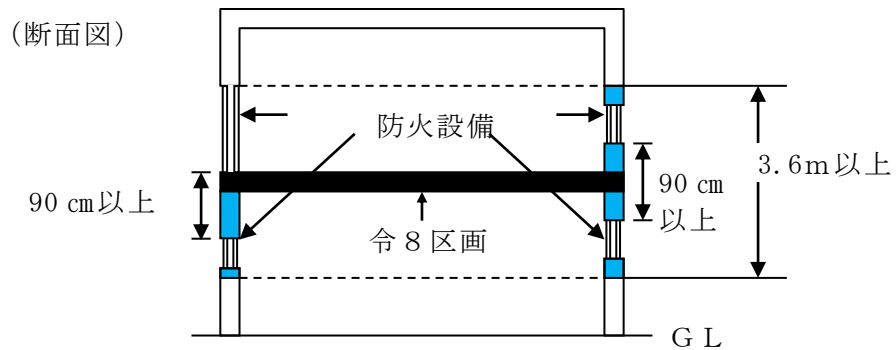


(a 部分断面図)



(b 部分断面図)

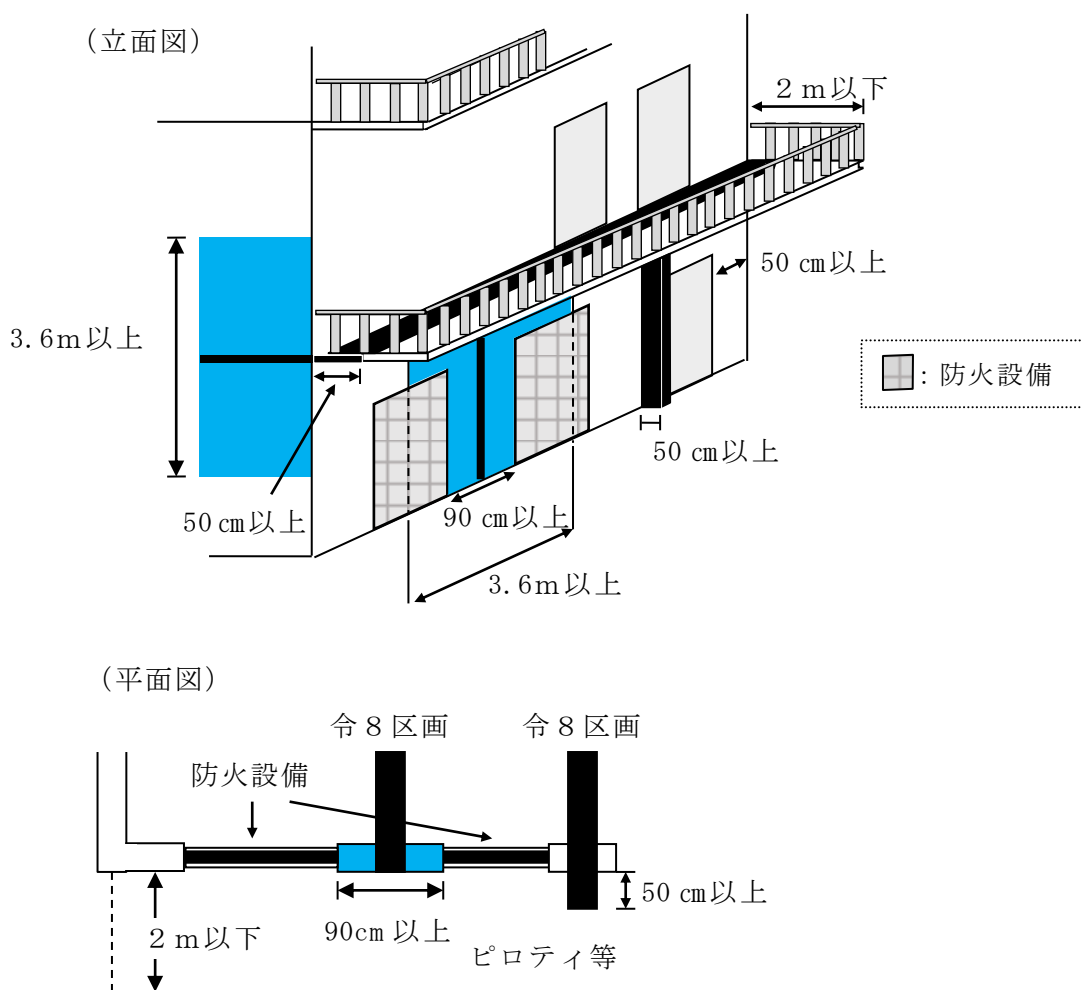
第8-5図



第8-6図

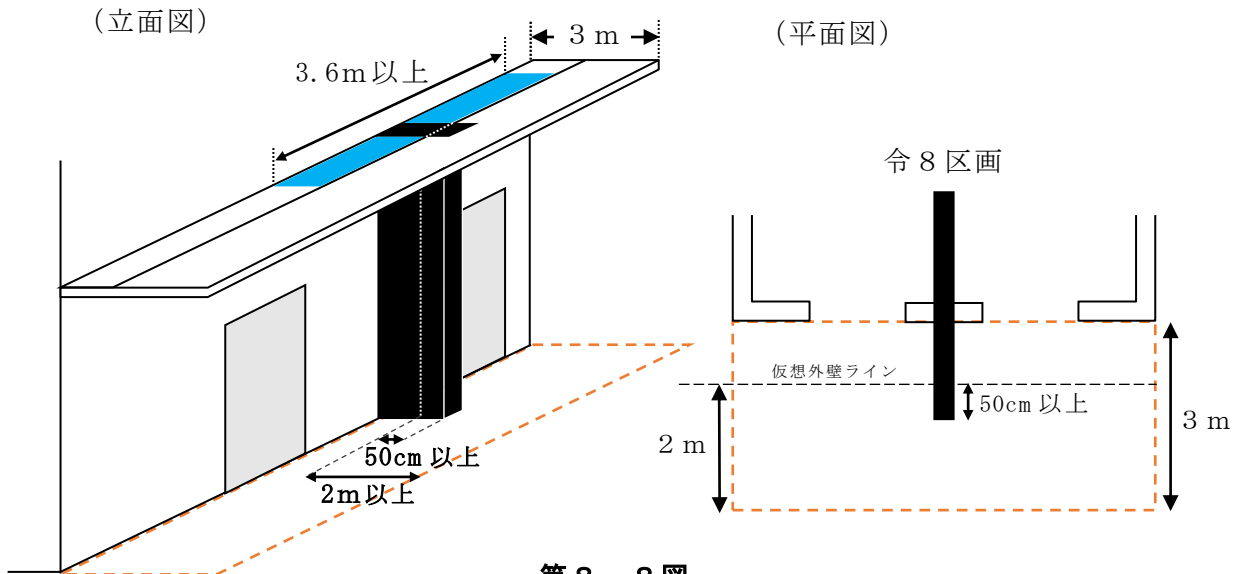
第8 令第8条に規定する区画等の取扱い

- ④ 令8区画を設けた部分の外壁面に軒、ひさし、吹きさらし廊下、バルコニー若しくはベランダその他これらに類するもの（以下「軒等」という。）が存する場合は、床面積に算入される部分の最先端部を外壁面とみなして当該壁面まで令8区画の耐火構造の壁を設け、かつ、当該壁面の両側又は上端は前③により措置すること。
- ⑤ 令8区画を設けた部分の外壁面にピロティ及びポーチ（以下「ピロティ等」という。）が存する場合は、次によること。
- ア ピロティ等の奥行きが2 m以下の場合は、令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、前③により措置すること。（第8-7図参照）



第8-7図

イ ピロティ等の奥行きが2 mを超える場合は、ピロティ等の先端から2 m後退した線を外壁面とみなして前③により措置すること。(第8-8図参照)



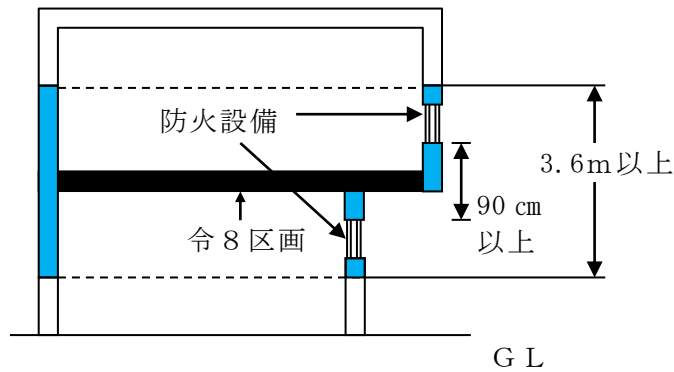
第8-8図

⑥ 令8区画を設けた部分の外壁面が、セットバックしている場合は次によること。

ア 下階がセットバックしている場合は、前③.ア又はイにより措置すること。

(第8-9図参照)

(断面図)

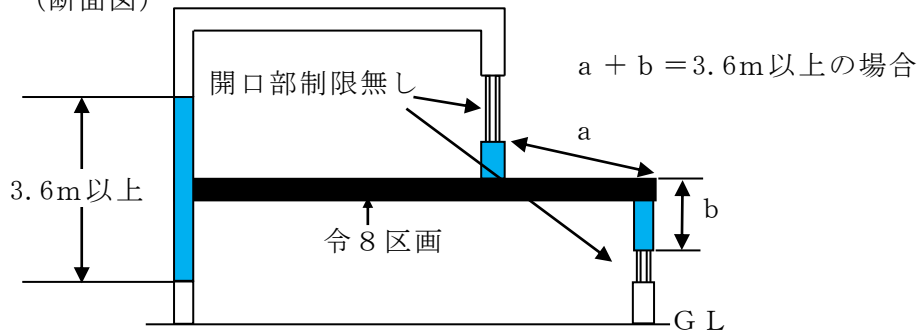


第8-9図

イ 上階がセットバックしている場合で、次に該当する場合は、前③に適合しているものとする。(第8-10図参照)

なお、該当しない場合は、前③.ア又はイにより措置すること。

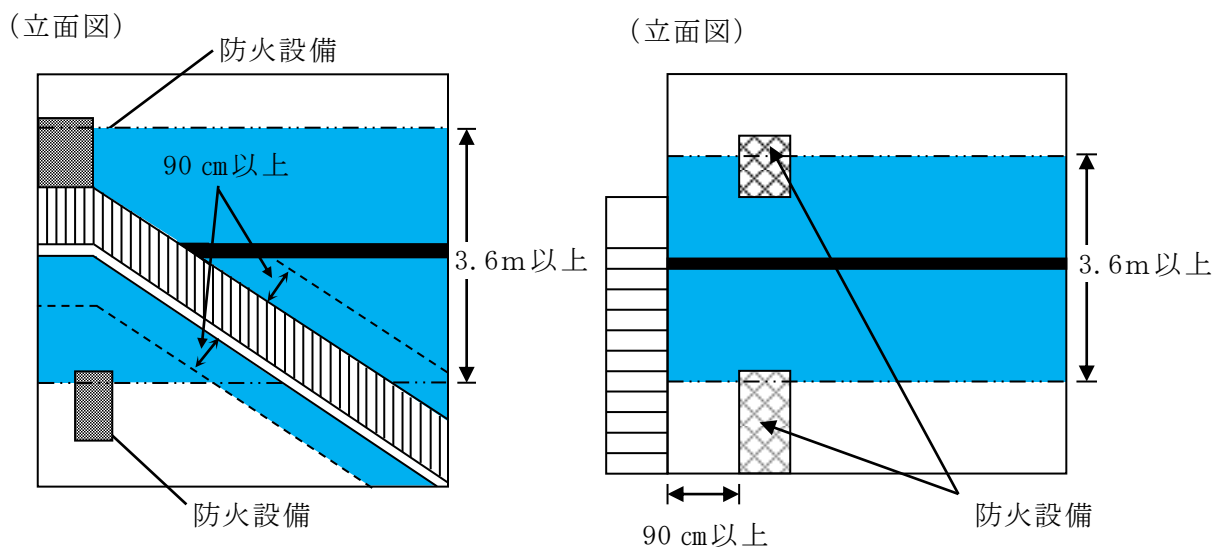
(断面図)



第8-10図

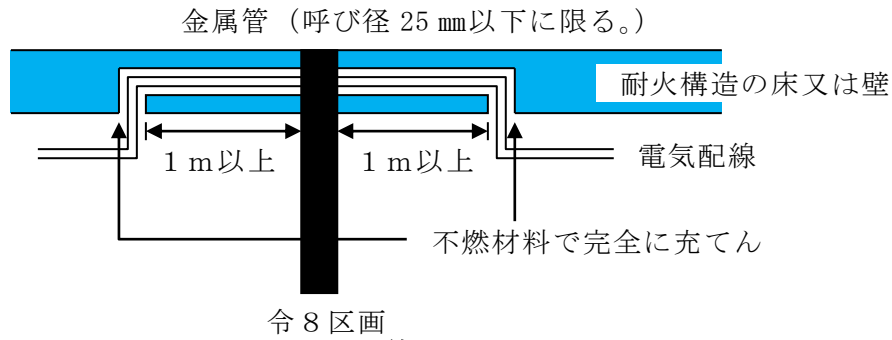
第8 令第8条に規定する区画等の取扱い

- ⑦ 上下の位置に階段等を設ける場合は、次によること。(第8-11図参照)
- ア 階段等は、令8区画された部分ごとに専用とすること。
- イ 令8区画を介して外壁面に屋外階段を設ける場合は、当該階段の周囲90cm以内は耐火構造とし、開口部を設けないこと。



第8-11図

- (2) 令8区画を貫通する配管及び貫通部（以下「配管等」という。）について
- 令8区画を配管が貫通することは、原則として認められないものである。しかし、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものとする。この場合において、令8区画を貫通する配管等については次によること。
- ただし、(一財)日本消防設備安全センター等において性能評定を受けた工法で施工される場合にあっては、この限りではない。
- ① 配管の用途は、原則として、給排水管（付属する通気管を含む。）であること。  
(ガス配管は認められない。)
- ② 電気配線（弱電配線等を含む。）が令8区画を介して両側のそれぞれ1m以上の部分を耐火構造の床又は壁に金属管（呼び径25mm以下に限る。）で埋設され、かつ、埋設口及び配線とのすきまが不燃材料で完全に充てんされている場合には、当該区画を貫通することができるものとする。(第8-12図参照)



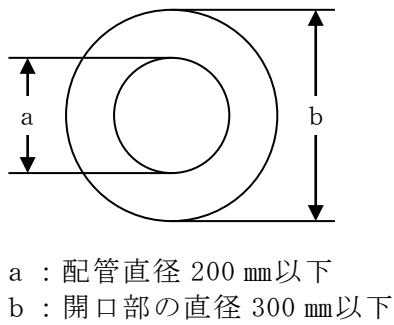
第8-12図

- ③ 一の配管は、呼び径 200 mm以下のものであること。(第8-13図参照)
- ④ 配管を貫通させるために令8区画に設ける開口部が直径 300 mm以下となる工法であること。

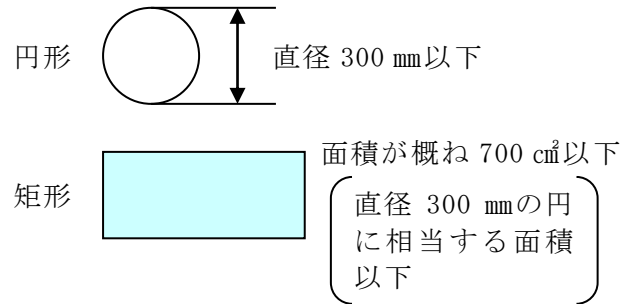
なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が 300 mmの円に相当する面積以下であること。(第8-14図参照)

令8区画に設ける開口部及び配管

令8区画に設ける貫通のための開口部



第8-13図

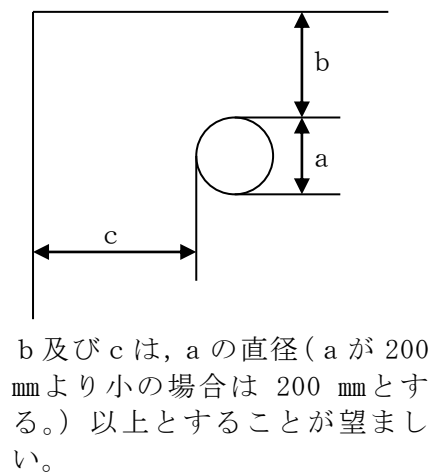
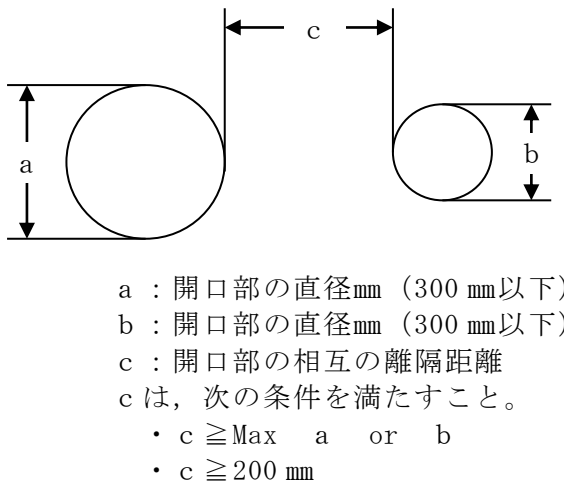


第8-14図

- ⑤ 配管を貫通させるために令8区画に設ける開口部相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける開口部の直径の大なる方の距離（当該直径が 200 mm以下の場合にあつては、200 mm）以上であること。(第8-15図参照)

開口部相互の離隔距離

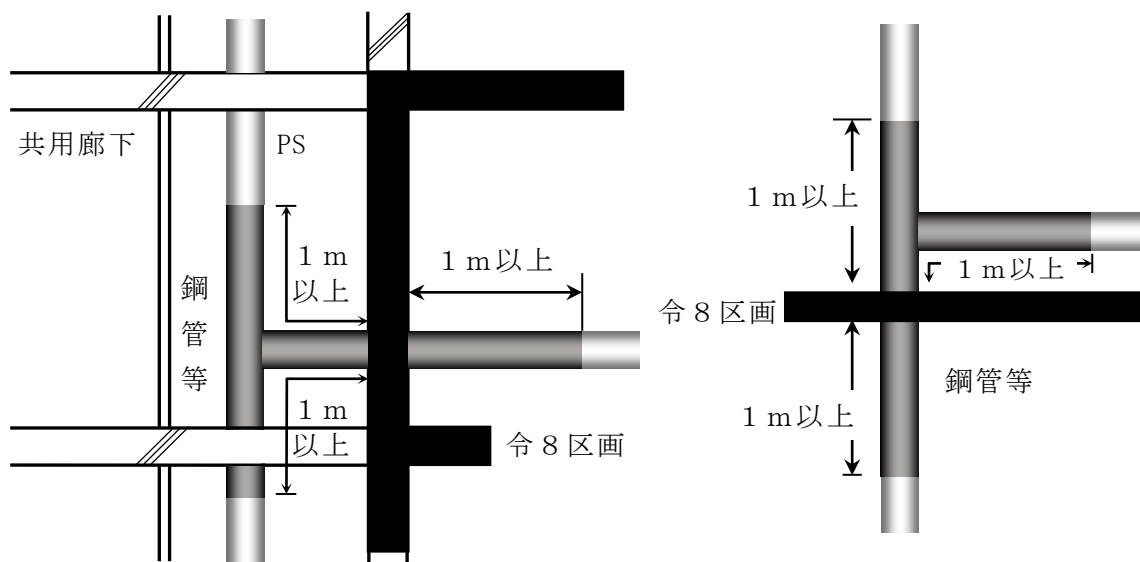
令8区画の端部と開口部の離隔距離



第8-15図

第8 令第8条に規定する区画等の取扱い

- ⑥ 令8区画を貫通することができる配管等については、次によること。  
令8区画を貫通している部分及びその両側1 m以上の範囲は、鋼管又は铸铁管（以下「鋼管等」という。）とし、次によること。（第8-16図参照）
- ア 鋼管等の種類は次に掲げるものであること。
- (ア) JISG 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
  - (イ) JISG 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
  - (ウ) JISG 3452（配管用炭素鋼鋼管）
  - (エ) JISG 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）
  - (オ) JISG 3459（配管用ステンレス鋼管）
  - (カ) JISG 5525（排水用铸铁管）
  - (キ) 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K 116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
  - (ク) JWWAK 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
  - (ケ) JWWAK 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
  - (コ) 日本水道協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
  - (サ) WSP032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）
  - (シ) WSP039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
  - (ス) WSP042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
  - (セ) WSP054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）
  - (ソ) その他これらに類する鋼管等



第8-16図

- イ 令8区画を貫通する鋼管等が、貫通部から1 m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。
- (ア) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

- (イ) 排水管と衛生機器の接続部に使用する塩化ビニル製の排水ソケット及びゴムパッキンは、不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

ウ 貫通部の処理

(ア) セメントモルタルによる方法

- a 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
- b 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充てんすること。
- c セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(イ) ロックウールによる方法

- a JISA 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充てん密度  $150 \text{ kg/m}^3$  以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度  $150 \text{ kg/m}^3$  以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充てんすること。
- b ロックウール充填後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と50 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

エ 可燃物への着火防止措置配管等の表面から150 mmの範囲に可燃物が存する場合には、次の(ア)又は(イ)の措置を講じること。

(ア) 可燃物への接触防止措置として、次のaに掲げる被覆材をbに定める方法により被覆すること。

a 被覆材

ロックウール保温材(充填密度  $150 \text{ kg/m}^3$  以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

b 被覆方法

床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60 cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上方30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 給排水管の着火防止措置は次の a 又は b に該当すること。

- a 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- b 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150 mm の範囲内に存在する可燃物にあっては、木軸又は合板等の構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないものであること。

オ 配管等を保温する場合にあっては、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 保温材として前エ.(ア). a に掲げる材料を用いること。

(イ) 給排水管にあっては、JISA9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、前ウ及びエの規定について、特に留意されたいこと。

カ 配管等を令8区画を貫通する部分及びその両側1m以内の範囲において接続する場合には、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。また、配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。ただし、(イ)に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

なお、耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

(ア) メカニカル接続

- a ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- b 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- c 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- d 押し輪又はフランジで押さえること。
- e ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。



(イ) 差し込み式ゴムリング接続

a 受け口管の受け口の内面にシーリング剤を塗布すること。

b ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

なお、ここで用いるゴムリングは、EPDM(エチレンプロピレンゴム)又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

c ゴムリングの内面にシーリング剤を塗布すること。

d 挿入管の差し口にシーリング剤を塗布すること。

e 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

(ウ) 袋ナット接続

a 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

b ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

c 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

d 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

(エ) ねじ込み式接続

a 挿入管の差し口端外面に管用テープおネジを切ること。

b 接合剤をネジ部に塗布すること。

c 継手を挿入管にねじ込むこと。

(オ) フランジ接続

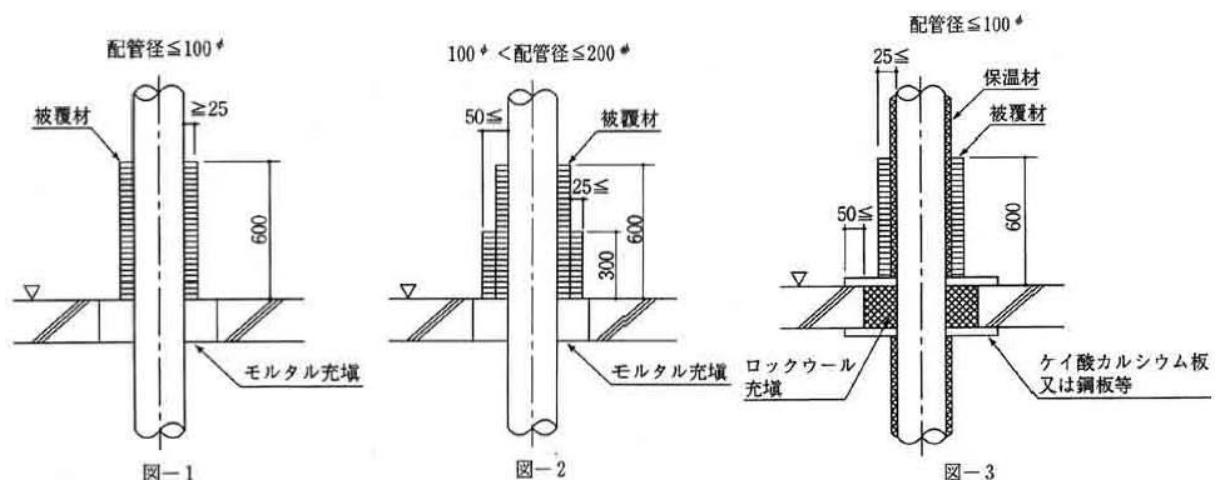
a 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。

b 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

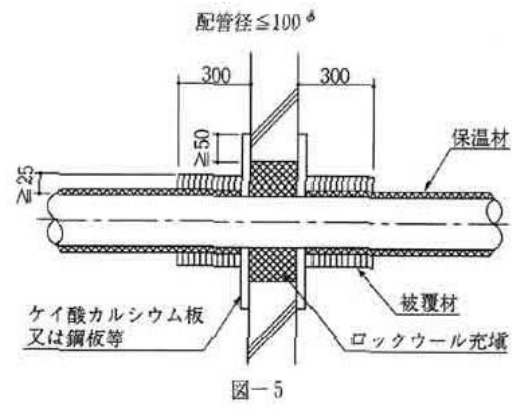
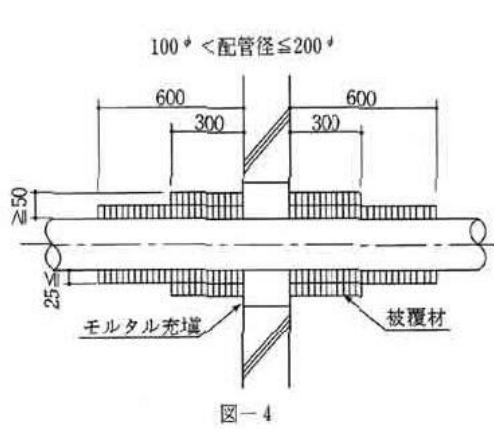
c 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

ク 配管等の支持は、接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

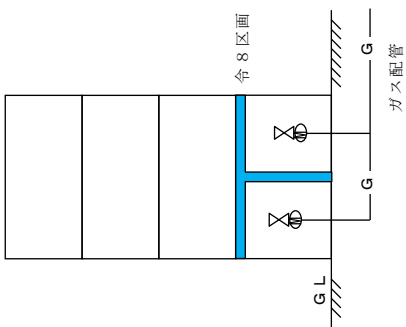
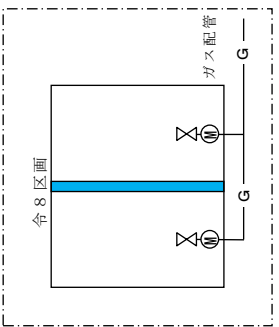
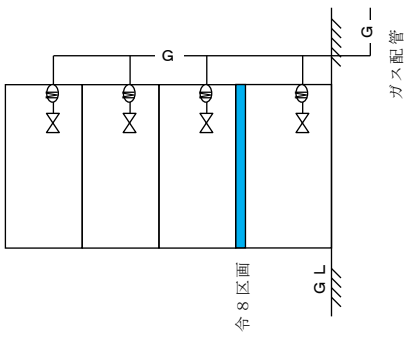
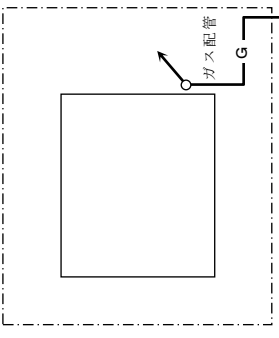
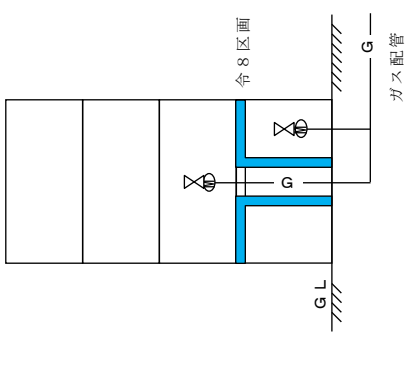
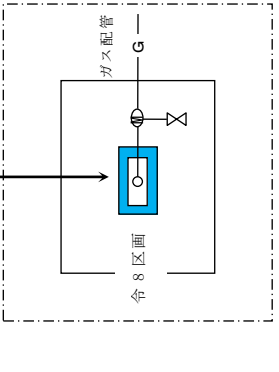
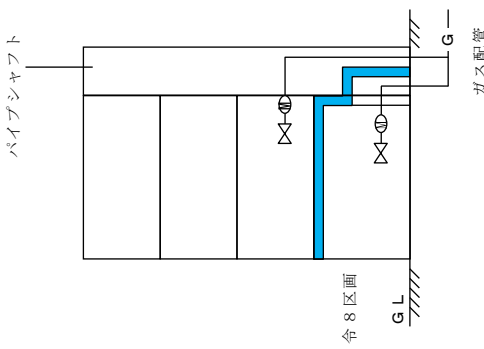
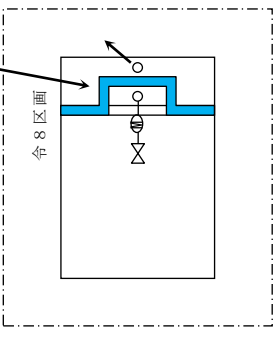
(参考) 施工方法の例(鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)



第8 令第8条に規定する区画等の取扱い

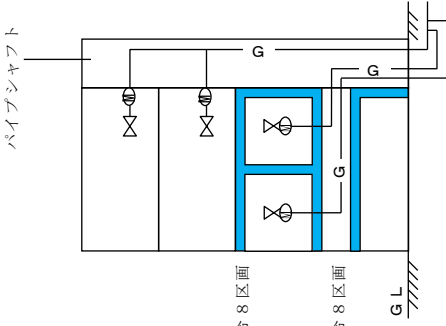
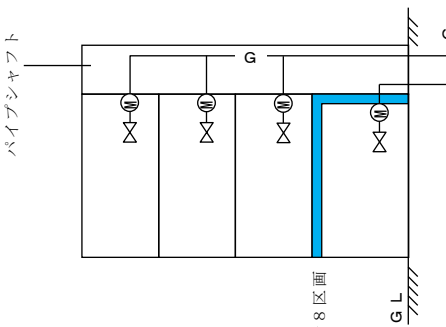
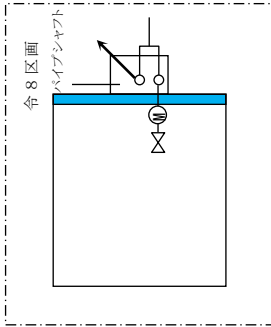


ガス配管の令8区画と認められる貫通事例

断面	<p>ケース1 地中埋設</p> 	
<p>ケース2 屋外配管</p> 		
<p>ケース3 専用耐火パイプシャフト</p> 		
<p>ケース4 専用シャフトを設けた場合</p> 		

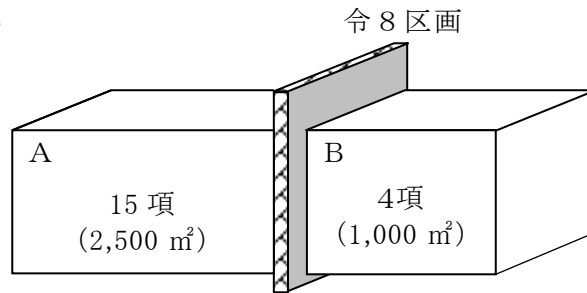
第8 令第8条に規定する区画等の取扱い

ガス配管の令8区画と認められない貫通事例

<p>ケース2 二重スラブ方式</p>		
<p>ケース1 専用配管</p>		
	<p>断 面 図</p>	<p>平 面 図</p>

(3) 令第8区画を適用した建築物の消防用設備等の設置について

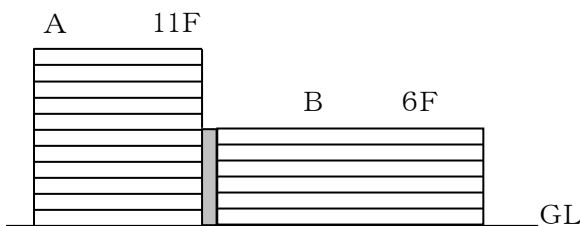
- ① 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分に応じて、消防用設備等を設置すること。



A：延べ面積 2,500 m<sup>2</sup>の（15）項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。  
 B：延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>の（4）項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

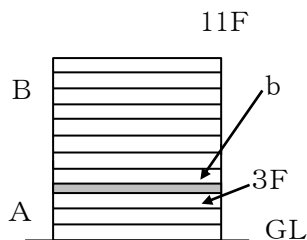
- ② 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。

〔例1〕



A：階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。  
 B：階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する

〔例2〕



A：階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。  
 B：階数11の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

**2 規則第12条の2の区画**

規則第12条の2に規定する区画（以下「12条の2区画」という。）については、次によること。

- (1) 第12条の2区画は2以上の階にわたらないこと。  
 (2) 第12条の2区画をダクトが貫通する部分には、防火設備（煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーに限る。）を設けること。ただし、当該貫通部（直径0.15m未満のもの及び直径0.15m以上で防火設備が設けられたものに限る。）が直接外気に開放されている部分（常時外気に面する部分から概ね5m未満の部分等という。以下同じ。）に面する場合は、この限りではない。

## 第8 令第8条に規定する区画等の取扱い

- (3) 第12条の2区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次によること。
- ① 配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものとする。
  - ② 配管等の呼び径は、200 mm以下とする。
  - ③ 配管等を貫通させるための開口部は、断面積が直径300 mmの円の面積以下とすること。
  - ④ 配管等及び貫通部は、次によること。
    - ア 配管は、建基令第129条の2の4第1項第7号イ又はロ若しくはハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で充てんすること。
    - イ 建基令第129条の2の4第1項第7号ハに定める耐火時間は規則第12条の2第1項第1号の場合は45分間、同条第1項第2号の場合は1時間とすること。
  - ⑤ 配管等には、表面に可燃物が接触しない措置を講じること。ただし、可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合を除く。
- (4) エレベーターの扉は、防火設備(規則第12条の2第1項第2号にあっては、特定防火設備)で、かつ、建基令第112条第19項第2号に基づく国土交通大臣認定(遮煙性能)を受けた扉に限り、規則第12条の2第1項第1号ニ及び第2号ニに規定する閉鎖機構に該当するものであること。
- (5) 延べ面積が1,000 m<sup>2</sup>未満の防火対象物であっても、規則第12条の2第1項第2号の適用要件(延べ面積を除く。)に該当する場合は、当該規定を適用することができるものであること。

### 3 規則第13条の区画

規則第13条第1項及び第2項に規定する区画(以下「13条区画」という。)については、次によること。

- (1) 13条区画は2以上の階にわたらないこと。
  - (2) 13条区画をダクトが貫通する部分には、防火設備(煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーに限る。)を設けること。ただし、当該貫通部(直径0.15m未満のもの及び直径0.15m以上で防火設備が設けられたものに限る。)が直接外気に開放されている部分(常時外気に面する部分から概ね5m未満の部分等をいう。以下同じ。)に面する場合は、この限りではない。
- (3) 13条区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、前2.(3).①から⑤によること。
- なお、④.イの耐火時間は規則第13条第1項の場合は45分間又は1時間、第2項の場合は1時間とすること。

- (4) エレベーターの扉は、防火設備（3階以上の階又は規則第13条第2項にあっては、特定防火設備）で、かつ、建基令第112条第19項第2号に基づく国土交通大臣認定（遮煙性能）を受けた扉に限り、規則第13条第1項第1号ニ及び第2項第1号ハに規定する閉鎖機構に該当するものであること。ただし、当該扉が直接外気に開放されている部分に面する場合は、遮煙性能のない防火設備として差し支えないものとする。
- (5) 規則第13条第1項の区画は、福祉施設等内の居室ごとに設けるのではなく、共同住宅等というところの住戸の単位で区画することで足りること。
- (6) 条例第34の5第1項第5号に規定する防火対象物の階で規則第13条第2項の区画を適用する場合は、同項第1号ニの規定は、100㎡以下とすること。

#### 4 規則第28条の2及び複合型居住施設用自動火災報知設備に係る区画

規則第28条の2第1項第4号及び複合型居住施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第3項に規定する区画については、前3.(1)から(5)によること。

#### 5 規則第30条の2の区画

- (1) 規則第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものであること。
- (2) 区画をダクトが貫通する場合は、貫通する部分に防火ダンパーを設けること。
- (3) 区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、前2.(3).①から⑤によること。なお、④.イの耐火時間は1時間とすること。

#### 6 条例第34条の4の区画

- (1) 条例第34条の4第1項第2号に規定する防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものであること。
- (2) 区画をダクトが貫通する場合は、貫通する部分に防火ダンパーを設けること。
- (3) 区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、前2.(3).①から⑤によること。なお、④.イの耐火時間は1時間とすること。

#### 7 不燃区画

- (1) 不燃材料の壁、床、天井（天井がない場合は屋根）で区画すること。
- (2) 区画する壁等の開口部は防火設備とし、出入口については、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖する防火設備であること。
- (3) 防火安全対策で不燃区画を指導する防火対象物に対する不燃区画については、第2章第3節第1を参照すること。

## 第2節 項目別審査要領

### 第1 敷地内の消防用活動空地等

都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく、開発行為の許可に係るものに必要な消防水利及び消防活動用地の確保については、福岡市開発技術マニュアル第6章に基づき、次の技術的な基準によること。（詳細については、警防課警防係と調整すること。）

#### 1 消防水利

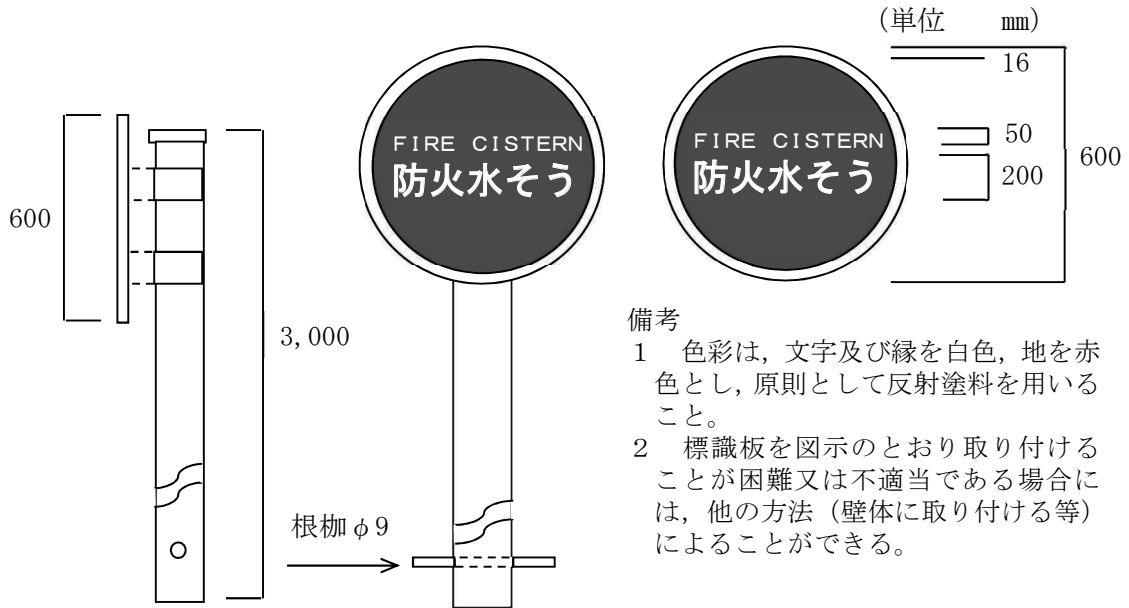
- (1) 開発者は、開発区域において、消防に必要な水利が十分でない場合は、消火栓又は防火水槽（以下「消防水利施設」という。）を設置しなければならない。
- (2) 次に掲げる開発行為において、消防水利施設が消火栓のみであるときは、防火対象物（法第2条第2項に規定する防火対象物をいう。）の各部分から300m以内の位置に防火水槽を併設しなければならない。
  - ① 開発区域の面積が5ha以上の開発行為
  - ② その他警防課長が消防水利に必要な水利の確保のために必要と認める開発行為
- (3) 消防水利は次の各項によるものとする。
  - ① 地盤面からの落差は、4.5m以下であること。
  - ② 取水部分の水深は、0.5m以上であること。
  - ③ 吸管投入孔は、その一辺が0.6m以上、又は直径が0.6m以上であること。
  - ④ 防火対象物の各部分から一つの消防水利に至る距離が、近隣商業地域、商工業地域、工業地域、工業専用地域にあっては、100m以下、その他の地域にあっては120m以下となるように設置すること。  
 なお、消火栓とともに併設する防火水槽については、前記距離を300m以下とする。
  - ⑤ 消防水利は、常時有効貯水量が40 m<sup>3</sup>以上又は取水可能水量が毎分1 m<sup>3</sup>以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものであること。
- (4) 消火栓を設置する場合は、次の各項に適合するものであること。
  - ① 消火栓は、水道局が定める規格であること。
  - ② 消火栓は、口径75mm以上の配水管上に設けること。
  - ③ 消火栓の設置については水道局と協議すること。
- (5) 防火水槽を設置する場合は、次の各項に適合するものであること。
  - ① 防火水槽の有効水量は、40 m<sup>3</sup>以上とする。ただし、開発面積が次表で定める数値未満のときはその有効水量を20 m<sup>3</sup>以上とする。

（単位：m<sup>3</sup>）

建物構造 用途地域	その他	準耐火	耐火
近隣商業・商業・ 用途未指定地域	3,000	6,000	9,000
上記以外の地域	4,000	8,000	12,000



- ② 防火水槽は、敷地内の道路以外の場所に設置するものとする。
- ③ 構造は、耐震性を有する構造とすること。ただし、2次製品については一般財団法人日本消防設備安全センターにより認定されたものとする。
- ④ 工事の中間検査として、配筋状況等の確認を必ず受けること。
- ⑤ 維持管理上、安全な位置であること。
- ⑥ 崩壊、埋没等のおそれのない位置であること。
- ⑦ 防火水槽には、消防局が定める標識を設置すること。(第1-1図参照)



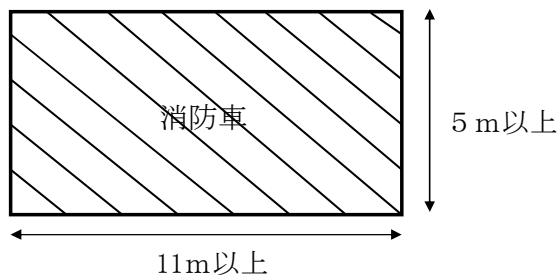
第1-1図

## 2 消防用活動空地の確保

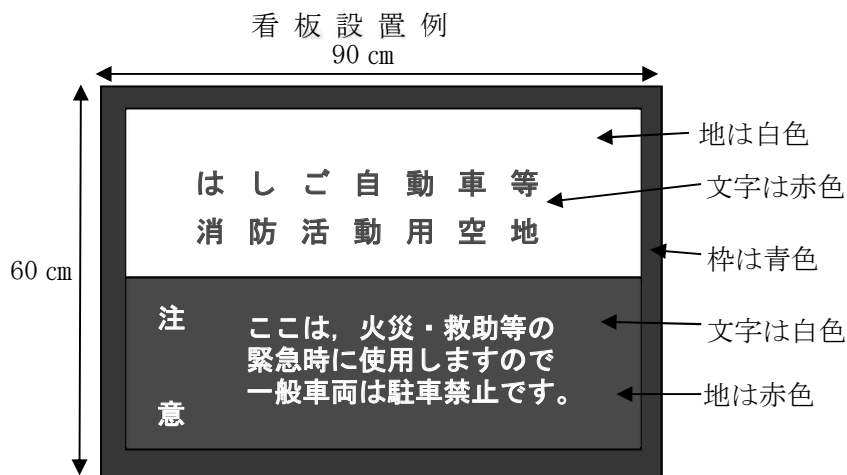
- (1) 地階を除く階数が4以上である建築物を敷地に配置するときは、当該敷地内に、はしご車による消防活動を行うための進入路及び空地を確保しなければならない。ただし、当該敷地に隣接する道路、広場その他の空地において、当該消防活動が可能であるときは、この限りではない。
- (2) 活動用空地を設ける場合は、次の各項に適合するものであること。
  - ① 活動用空地を設けるときは、その広さを幅員5m以上、長さを11m以上、また、勾配は7度未満とし、ジャッキ荷重10t以上の地盤支持力を有すること。
  - ② 活動用空地の旨を表示するため、マーキング塗装を施すか、又は看板を設置すること。

(第1-2図参照)

マーキング塗装例(ライン幅20cm, 間隔1m)

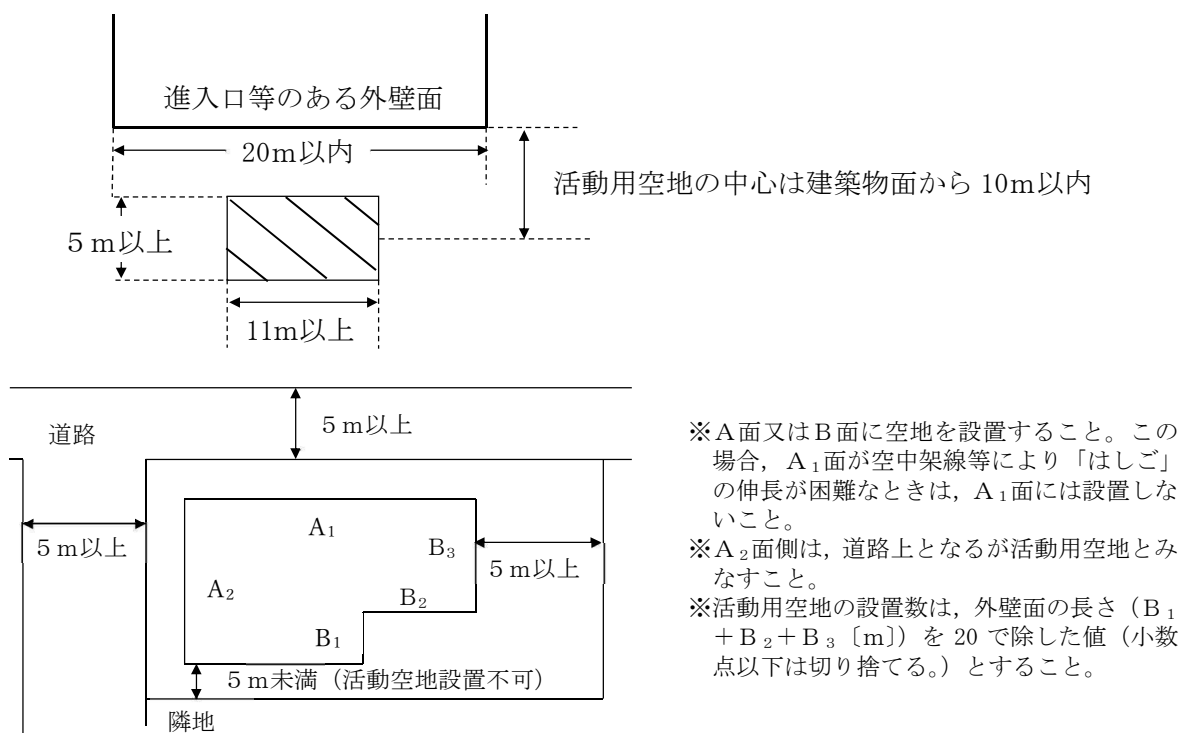


第1 敷地内の消防用活動空地等



第1-2図

- ③ 活動用空地は、進入口等のある建築物面に沿って20mごとに1箇所、建築物面から10m以内の位置に設置すること。(第1-3図参照)



第1-3図

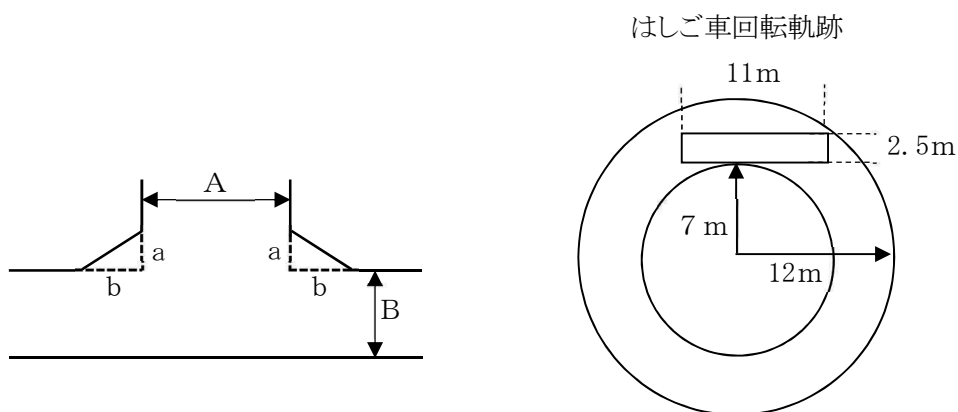
- ④ はしご車の進入は、幅員4m以上、勾配9度以内とし、輪荷重10t以上の地盤支持力を有すること。この場合において、道路と進入路との連結点には、次表に定めるはしご車の進入に必要な隅切りを設けること。ただし、次表によることができない場合は、はしご自動車の回転軌跡により行うこと。(第1-4図参照)

なお、進入路上部に構造物を有する場合は、路面からの高さを4m以上とすること。

隅切り表

(単位:m)

A幅員	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
B幅員										
4	10×10	7×9	5×8	4×7	3×6	2×5	1.5×4	1×3	0.5×2	0.5×1
5	9×7	6×6	4×5	3×4	2×3	1×2	0.5×1			
6	8×5	5×4	3×3	2×2	1×1					
7	7×4	4×3	2×2	1×1						
8	6×3	3×2	1×1							
9	5×2	2×1								
10	4×1.5	1×0.5								
11	3×1									
12	2×0.5									
13	1×0.5									a×b



第1-4図

- ⑤ はしご自動車が歩道等に乗上げる際は、段差を10cm以内とすること。
  - ⑥ 建築物の配置、付近道路の形態等の事情により活動用空地の設置が困難なときは、建基令第121条の規定に準じて、建築物に二以上の避難経路を確保すること。
- (3) 前(1)及び(2)については、第2章第2節第12においても、指導するものとする。

## 第2 建築物構造

### 1 主要構造部に求められる技術的基準等

主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

#### (1) 耐火構造（建基法第2条第7号）

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1399号〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。（第2-1図参照）

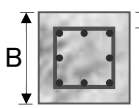
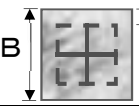
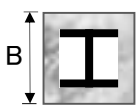
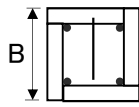
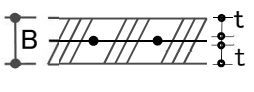

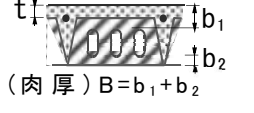
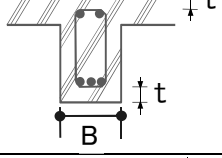
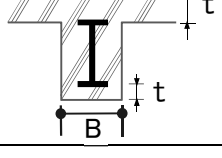
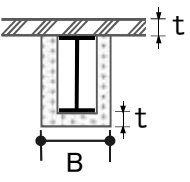
建築物の部分		性能 建築物の階	構造耐力上支障のある変形などの 損傷を生じないことの加熱時間 (非損傷性)			加熱面以外の 屋内面が可燃 物燃焼温度以 上に上昇しな いことの加熱 時間 (遮熱性)	屋外に火炎を 出す原因とな る亀裂その他 の損傷を生じ ないことの加 熱時間 (遮炎性)
			最上階・ 最上階か ら2～4 の階	最上階から 5～14以 内の階	最上階か ら15以上 の階		
壁	間仕切壁	耐力壁	1時間	2時間	2時間	1時間	—
		非耐力壁	—				
	外壁	耐力壁	1時間	2時間	2時間	1時間	1時間
		非耐力壁 (延焼部分)	—				
		非耐力壁 (延焼外部分)	—			30分間	30分間

柱	1 時間	2 時間	3 時間	—	—
床	1 時間	2 時間	2 時間	1 時間	—
はり	1 時間	2 時間	3 時間	—	—
屋根	30 分間			—	30 分間
階段	30 分間			—	—

【適合仕様】

建築物の部分	構造	被覆材料	通常火災に基づく加熱時間					
			1 時間		2 時間		3 時間	
			B	t	B	t	B	t
壁 (間仕切壁の耐力壁・非耐力壁・ 外壁の耐力壁・非耐力壁)	 コンクリートブロック造・無筋コンクリート造・れんが造・石造	コンクリートブロック・コンクリート・れんが・石	7	—	—	—	—	—
	 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	コンクリート	7	(3) ※	10	(3) ※	—	—
	 鉄骨コンクリート造	コンクリート	7	—	10	3	—	—
	 鉄骨造	鉄網モルタル (塗下地は不燃材料)	—	3	—	4	—	—
		鉄網パーライトモルタル (塗下地は不燃材料)	—	—	—	3.5	—	—
		コンクリートブロック・れんが・石	—	4	—	5	—	—
	 鉄材補強のコンクリートブロック造・れんが造・石造 (肉厚) $B = b_1 + b_2$	コンクリートブロック造	5	4	8	5	—	—
	 $t \geq 1\text{cm}$ 木片セメント板の両面に 1 cm 以上のモルタル塗 (t:モルタル塗厚)		—	—	8	—	—	—
	 軽量気泡コンクリートパネル		—	—	7.5	—	—	—
	 中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部にパーライト又は気泡コンクリートを充填したもの $t_1 + t_2 = 5\text{cm}$		—	—	12	—	—	—

第2 建築物構造

建築物の部分	構造	被覆材料	通常火災に基づく加熱時間					
			1時間		2時間		3時間	
			B	t	B	t	B	t
柱	 鉄筋 コンクリート造 鉄骨鉄筋 コンクリート造	コンクリート	—	(3)	25	(3)	40	(3)
	 鉄骨 コンクリート造	コンクリート	—	—	25	5	40	6
	 鉄骨造	鉄網モルタル	—	4	25	6	40	8
		鉄網軽量モルタル	—	3	25	5	40	7
		コンクリートブロック・れんが・石	—	5	25	7	40	9
		軽量コンクリートブロック	—	4	25	6	40	8
鉄網パーライトモルタル		—	—	25	4	—	—	
 鉄材で補強されたコンクリートブロック造・れんが造・石造		—	5	—	—	—	—	
床	 鉄筋 コンクリート造 鉄骨鉄筋 コンクリート造	コンクリート	7	(2)	10	(2)	—	—
	 鉄骨造	鉄網モルタル (塗下地不燃材料)	—	4	—	5	—	—
		コンクリート	—	4	—	5	—	—
床	 鉄材補強のコンクリートブロック造・れんが造・石造 (肉厚) $B = b_1 + b_2$	コンクリートブロック・れんが・石	5	4	8	5	—	—
はり	 鉄筋 コンクリート造 鉄骨鉄筋 コンクリート造	コンクリート	—	(3)	—	(3)	—	(3)
	 鉄骨 コンクリート造	コンクリート	—	(5)	—	5	—	6
	 鉄骨造	鉄網モルタル	—	4	—	6	—	8
		鉄網軽量モルタル	—	3	—	5	—	7
		コンクリートブロック・れんが・石	—	5	—	7	—	9
		軽量コンクリートブロック	—	4	—	6	—	8
鉄網パーライトモルタル		—	—	—	4	—	5	

建築物の部分	通常火災に基づく加熱時間	構造
屋根	30 分間	① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 ② 鉄材で補強されたコンクリートブロック造・れんが造・石造 ③ 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふさいだもの又は鉄網コンクリート，鉄網モルタル，鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入りガラスで造られたもの ④ 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ4 cm以上のもの ⑤ 軽量気泡コンクリートパネル
階段		① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 ② 無筋コンクリート造，れんが造，石造，又はコンクリートブロック造 ③ 鉄材によって補強されたれんが造，石造又はコンクリートブロック造 ④ 鉄造

B：構造全体の厚さ（単位 cm）

t：かぶり厚さ（単位 cm），（ ）内は建基令第79条，第79条の3によるかぶり厚さ

※：非耐力壁にあつては，2 cm 以上

### 第2-1図

#### (2) 準耐火構造（建基法第2条第7号の2）

壁，柱，床その他の建築物の部分の構造のうち，準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。建基法第2条第9号の3口において同じ。）に関して，次に掲げる技術的基準に適合するもので，国土交通大臣が定めた構造方法「準耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1358号〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

（第2-2図参照）

#### ○ 準耐火性能に関する技術的基準（建基令第107条の2，建基令第112条）

（イ準耐-1，-2）

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては，当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形，溶融，破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 壁，床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下この号において同じ。）にあつては，これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後45分間（非耐力壁である外壁及び軒裏〔いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。〕にあつては，30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁及び屋根にあつては，これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後45分間（非耐力壁である外壁〔延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。〕及び屋根にあつては，30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

## 第2 建築物構造

性能			構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間（非損傷性）		加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間（遮熱性）		屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないことの加熱時間（遮炎性）	
			イ準耐-1	イ準耐-2	イ準耐-1	イ準耐-2	イ準耐-1	イ準耐-2
建築物の部分			イ準耐-1	イ準耐-2	イ準耐-1	イ準耐-2	イ準耐-1	イ準耐-2
壁	間仕切壁	耐力壁	1時間	45分間	1時間	45分間	—	—
		非耐力壁	—	—				
	外壁	耐力壁	1時間	45分間	1時間	45分間	1時間	45分間
		非耐力壁（延焼部分）	—	—				
		非耐力壁（延焼外部分）	—	—	30分間	30分間	30分間	30分間
	柱			1時間	45分間	—	—	—
床			1時間	45分間	1時間	45分間	—	—
はり			1時間	45分間	—	—	—	—
屋根	屋根		30分間	30分間	—	—	30分間	30分間
	軒裏（外壁で小屋裏などが遮られている場合を除く。）	延焼部分	—	—	1時間	45分間		
		延焼外部分	—	—	30分間	30分間		
階段			30分間	30分間	—	—	—	—

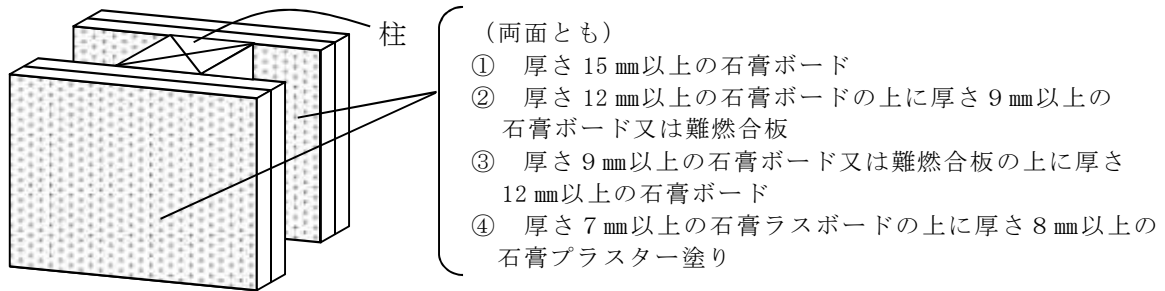
※ イ準耐-1は、建基法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、「建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」（平成27年国土交通省告示第255号）に掲げる技術的基準に適合するものをいう。（1時間準耐火構造が求められる木造3階建の共同住宅等に適用されるもの。）

※ イ準耐-2は、建基法第2条第9号の3イに規定する45分準耐火構造が求められる準耐火建築物（イ準耐-1に該当するものを除く。）をいう。

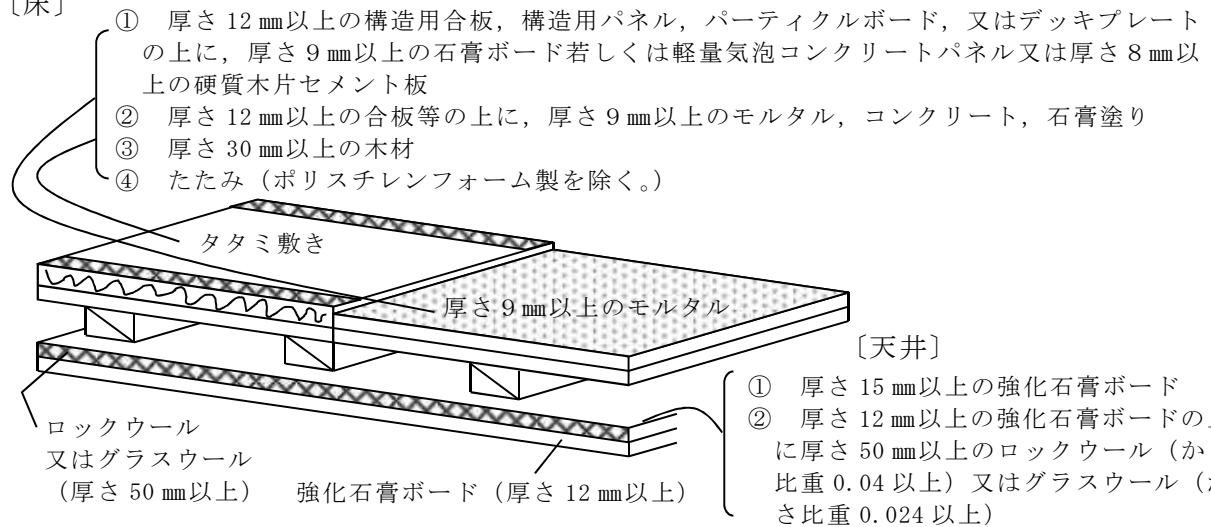


【適合仕様】

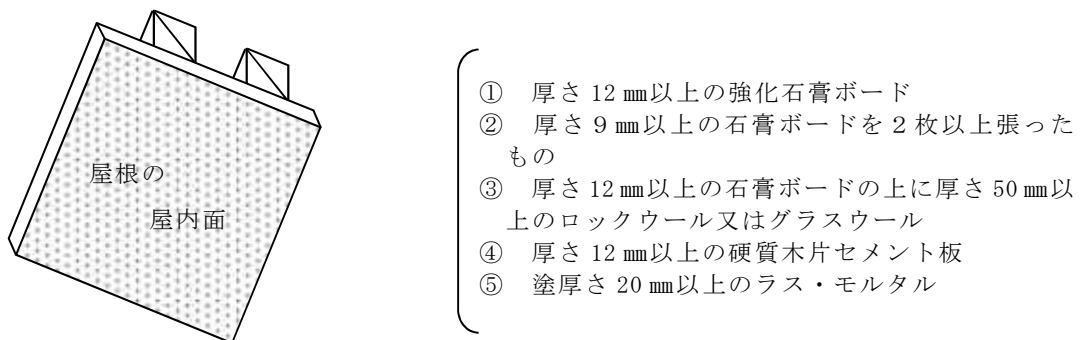
〔壁，柱〕（耐力壁である間仕切壁の例）



〔床〕



〔屋根〕 屋外面は不燃材料で造る・ふく。  
屋内面は下記仕様による。



第2-2図

(3) 準耐火構造とした建築物と同等の準耐火性能を有するもの

(建基法第2条第9号の3ロ)

主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であって，主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について，次に掲げる各号のいずれかの技術的基準に適合するもの。(第2-3図参照)

○ 主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準

(建基令第109条の3)(ロ準耐-1, -2)

一 外壁が耐火構造であり、かつ、屋根の構造が法第22条第1項に規定する構造であるほか、法第86条の4の場合を除き、屋根の延焼のおそれのある部分の構造が、当該部分に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法「準耐火建築物と同等の性能を有する建築物等の屋根の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1367号〔適合仕様])を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床が次に掲げる構造であること。

イ 外壁の延焼のおそれのある部分にあっては、防火構造としたもの

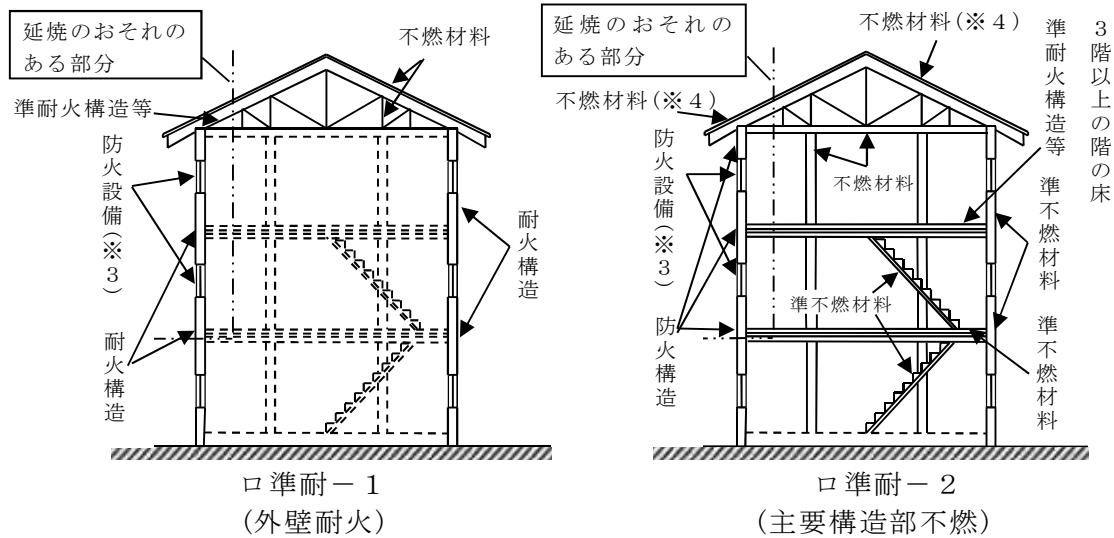
ロ 屋根にあっては、建基法第22条第1項に規定する構造としたもの

ハ 床にあっては、準不燃材料で造るほか、3階以上の階における床又はその直下の天井の構造を、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、熔融、亀裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法「床又はその直下の天井の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1368号〔適合仕様])を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしたもの。

建築物の部分		ロ準耐-1(※1)	ロ準耐-2(※2)
壁	間仕切壁	—	準不燃材料
	外壁	耐火構造	準不燃材料で造るほか、防火構造とする
			準不燃材料
柱	—	不燃材料	
床	3階以上の階	—	準耐火構造等
	その他	—	準不燃材料
はり	—	不燃材料	
屋根	延焼部分	不燃材料で造るか又はふくほか、準耐火構造等とする	① 不燃材料で造る ② 不燃材料でふき、野地板、たる木等の屋根下地等は、準不燃材料とする
	延焼外部分	不燃材料で造るか又はふく	
階段	—	準不燃材料	

※1 ロ準耐-1は、建基令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。

※2 ロ準耐-2は、建基令第109条の3第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。



- ※3 準耐火建築物とする場合、外壁の延焼のおそれのある部分の開口部は、防火設備とする。
- ※4 原則として、野地板、たるき等の屋根下地及び屋根ふき材は、屋根の構成材とする。小屋組み部分で、柱又ははりに該当しない部分は、屋根の構成材として扱うものとする。

第2-3図

(4) 防火構造（建基法第2条第8号）

建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して、次に掲げる技術的基準に適合する鉄鋼モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、もので、国土交通大臣が定めた構造方法「防火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1359号〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。（第2-4図参照）

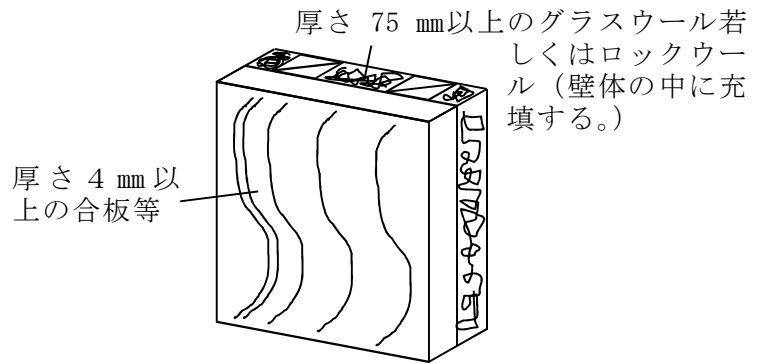
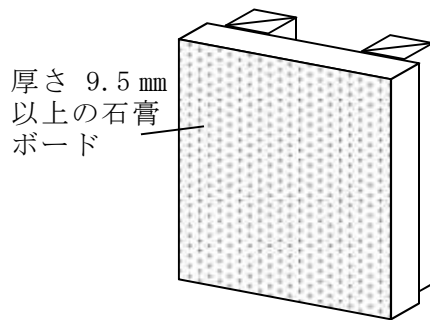
○ 防火性能に関する技術的基準（建基令第108条）				
一 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。				
二 外壁及び軒裏にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。				
想定する火災	性能の目的	建築物の部分	構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間（非損傷性）	加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間（遮熱性）
周囲において発生する火災	延焼抑制（外→内）	外壁（耐力壁）	30分間	30分間
		外壁，軒裏		

【適合仕様】

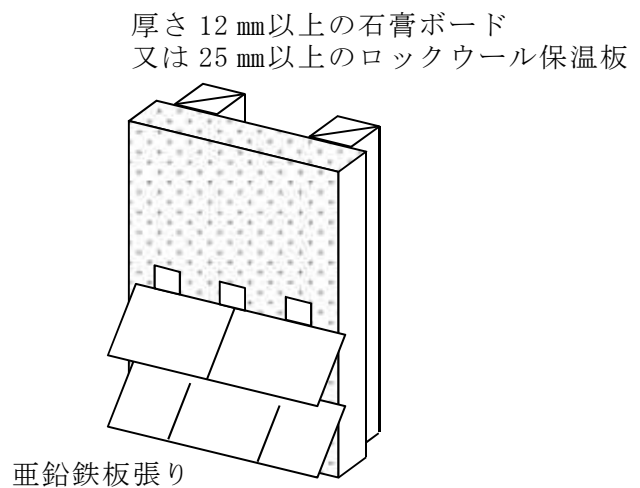
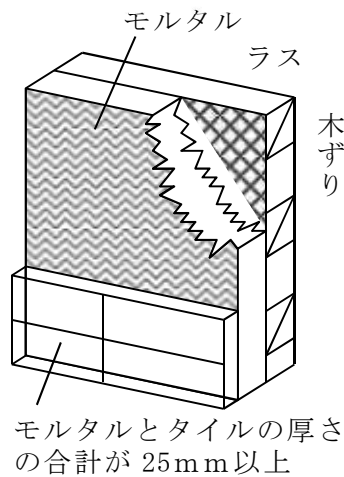
〔外壁〕 耐力壁，非耐力壁共通の例

① 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。

ア 屋内側



イ 屋外側

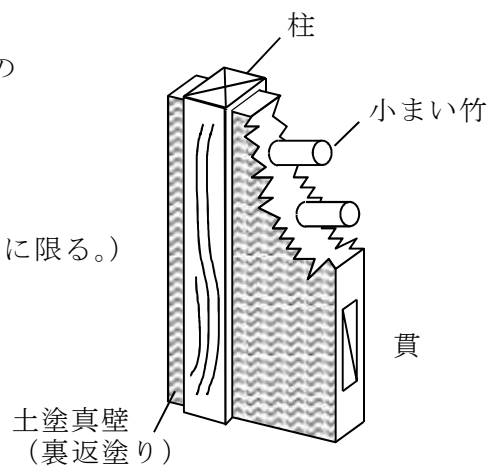


② 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り，かつ，次のいずれかに該当する構造

ア 土蔵造

イ 土塗真壁造で，塗厚さが 40mm 以上のもの

(裏返塗りをしないものにあつては，間柱の屋外側の部分と土塗とのちりが 15mm 以下であるもの又は間柱の屋外側の部分に厚さ 15mm 以上の木材を貼ったものに限る。)



第2-4図

(5) 大規模の建築物の主要構造部等（建基法第21条）

建基法第21条第1項本文の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

性能		構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間 (非損傷性)	加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間(遮熱性)	屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないことの加熱時間(遮炎性)
壁	間仕切壁	通常火災終了時間(※1) (耐力壁に限る。)	通常火災終了時間 (※1, 2)	—
	外壁	通常火災終了時間(※1) (耐力壁に限る。)	通常火災終了時間 (※1, 2)	通常火災終了時間 (※1, 2)
柱		通常火災終了時間(※1)	—	—
床		通常火災終了時間(※1)	通常火災終了時間 (※1)	—
はり		通常火災終了時間(※1)	—	—
屋根	屋根	30分間	—	30分間
	軒裏	—	通常火災終了時間 (※1, 3)	—
階段		30分間	—	—

## 第2 建築物構造

※1 通常火災終了時間とは、建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をいう。

なお、通常火災終了時間が45分間未満である場合にあっては、45分間とする。

※2 非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては30分間

※3 外壁によって小屋裏等と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては30分間

二 建基令第107条各号又は建基令第108条の3第1項第一号イ及びロに掲げる基準

### (6) 準防火構造（建基法第23条）

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物（その主要構造部の第21条第1項の建基令で定める部分（建基令第109条の5〔大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準〕が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（第25条及び第61条において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して、次に掲げる技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法「木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1362号〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

（第2－5図参照）

### ○ 準防火性能に関する技術的基準（建基令第109条の9）

一 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二 外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

想定する火災	性能の目的	建築物の部分	構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間（非損傷性）	加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間（遮熱性）
周囲において発生する火災	延焼抑制（外→内）	外壁（耐力壁）	20分間	20分間
		外壁，軒裏		

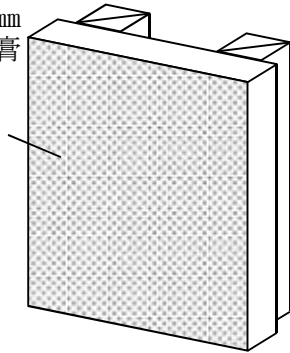
【適合仕様】

〔外壁〕 耐力壁，非耐力壁共通の例

① 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。

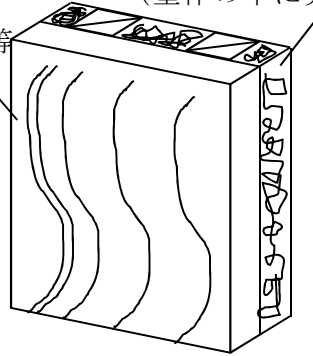
ア 屋内側（屋外側と組み合わせて使用）

厚さ 9.5 mm  
以上の石膏  
ボード

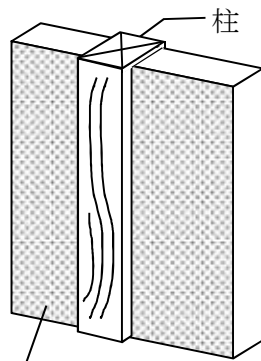


厚さ 4 mm  
以上の合板等

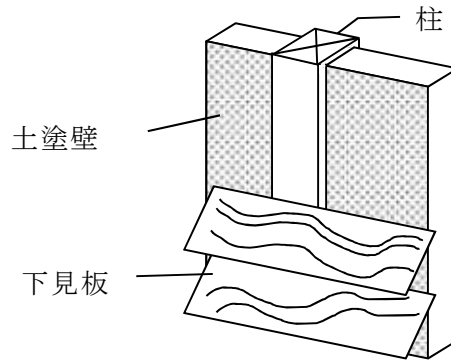
厚さ 75 mm 以上のグラスウール  
若しくはロックウール  
(壁体の中に充填する。)



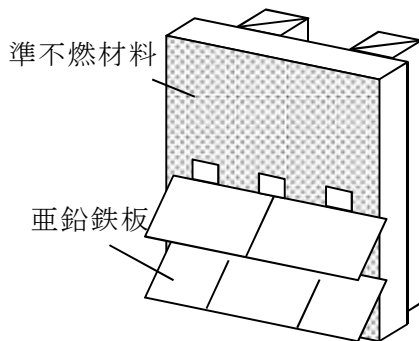
イ 屋外側



土塗壁  
(裏返塗りをしないものも可)

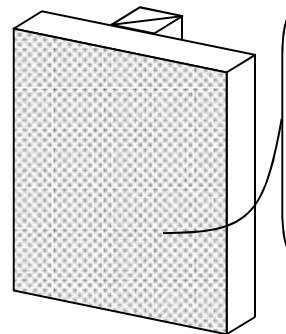


土塗壁に下見板を張ったもの



準不燃材料

亜鉛鉄板



- ① 厚さ 3.2 mm 以上の石綿スレート
- ② 石膏ボード又は木毛セメント板（準不燃材料であるもので表面防水処理をしたもの）

第2-5図

(7) 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（建基法第27条）

主要構造部の性能に関する建基法第27条第1項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

○ 法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準

(建基令第110条)(避難時対策準耐火構造)

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下このロにおいて同じ。にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏[いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。]にあっては、30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁[延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。]及び屋根にあっては、30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分		性能		
		構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間 (非損傷性)	加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間 (遮熱性)	屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないことの加熱時間 (遮炎性)
壁	間仕切壁	特定避難時間(※1) (耐力壁に限る。)	特定避難時間 (※1, 2)	—
	外壁	特定避難時間(※1) (耐力壁に限る。)	特定避難時間 (※1, 2)	特定避難時間 (※1, 2)
柱		特定避難時間(※1)	—	—
床		特定避難時間(※1)	特定避難時間(※1)	—
はり		特定避難時間(※1)	—	—
屋根	屋根 (軒裏を除く。)	30分間	—	30分間
	軒裏	—	特定避難時間 (※1, 3)	—
階段		30分間	—	—



※1 特定避難時間とは、特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。

なお、特定避難時間が45分間未満である場合にあっては、45分間とする。

※2 非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては30分間

※3 外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては30分間

二 建基令第107条各号又は建基令第108条の3第1項第一号イ及びロに掲げる基準

## 2 その他主要構造部等に求められる技術的基準等

### (1) 屋根の構造

#### ① 建基法第22条

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法「特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1361号〔適合仕様])を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋、その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りではない。(第2-6図参照)

### ○ 法第22条第1項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準

(建基令第109条の8)

次の各号(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するもの「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件」(平成28年国土交通省告示第693号〔適合仕様])として国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生する恐れのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあっては、第1号)に掲げるものとする。

一 屋根が、通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。

二 屋根が、通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること。

#### ② 建基法第62条

防火地域又は準防火地域内の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法「防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構

造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1365号〔適合仕様〕)を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。(第2-6図参照)

**○ 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準**

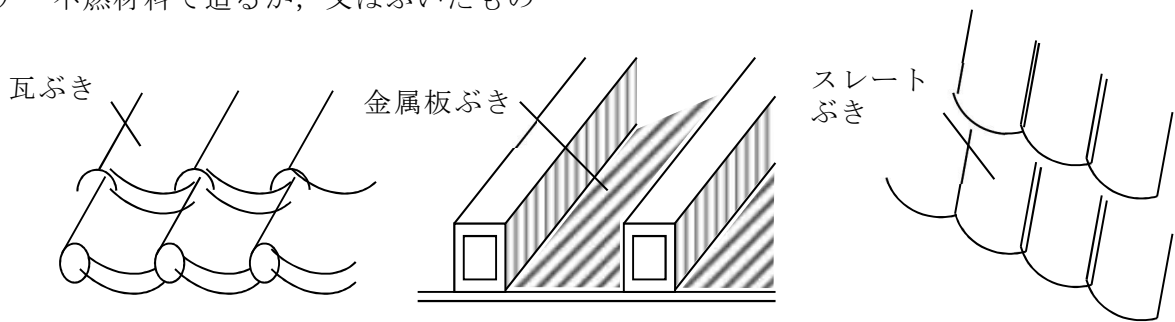
(建基令第136条の2の2)

次の各号(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するもの「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件」(平成28年国土交通省告示第693号〔適合仕様〕)として国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生する恐れのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあっては、第1号)に掲げるものとする。

- 一 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- 二 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な熔融、亀裂その他の損傷を生じないものであること。

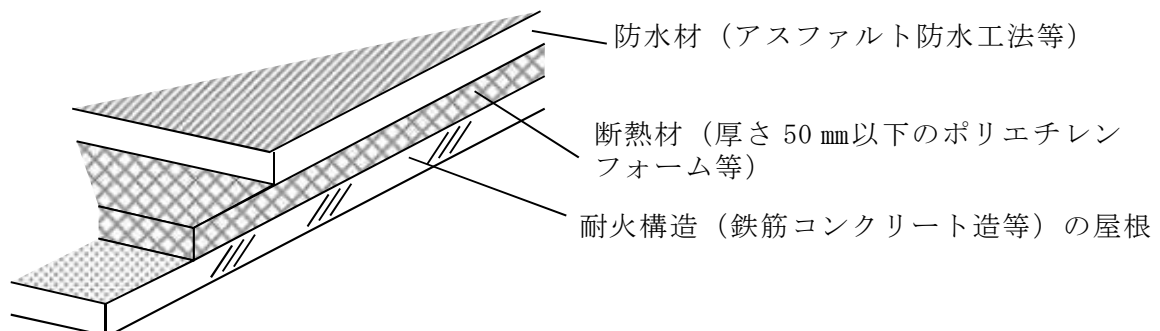
**【適合仕様】**

ア 不燃材料で造るか、又はふいたもの

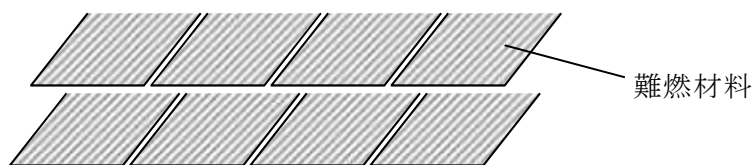


イ 屋根を準耐火構造(屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る。)とすること。

ウ 屋根を耐火構造(屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から30度以内のものに限る。)の屋外面に断熱材(ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が50mm以下のものに限る。)及び防水材(アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニール樹脂系シート防水工法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。)を張ったものとする。



エ 不燃性の物品を保管する倉庫等にあつては、難燃材料で造るか、又はふいたものとする事ができる。不燃性物品倉庫等（屋根以外の主要構造部は準不燃材料）



第2-6図

(2) 床（天井）の構造（建基法第2条9号の3口，第26条第2号口）

建基法第2条9号の3口及び第26条第1項ただし書きに規定する防火の措置その他の事項中、床（天井）について、次に掲げる技術的基準に適合するもので国土交通大臣が定めた構造方法「床又はその直下の天井の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1368号）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

**○ 主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術基準**  
 （建基令第109条の3）

床にあつては、準不燃材料で造るほか、3階以上の階における床又は直下の天井の構造を、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法「床又はその直下の天井の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1368号〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしたもの。

**○ 防火壁又は防火床の設置を要しない建築物に関する技術的基準等**  
 （建基令第115条の2）

外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、1階の床（直下に地階がある部分に限る。）及び2階の床（通路等の床を除く。）の構造が、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法「床又はその直下の天井の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1368号〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

想定する火災	建築物の部分	構造耐力上支障ある変形などの損傷を生じないことの加熱時間（非損傷性）	加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度に上昇しないことの加熱時間（遮熱性）
屋内において発生する火災	床（天井）	30分間	30分間

### 3 防火設備（別表参照）

(1) 建基法第2条第9号の2ロ

外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他建基令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。))に関して、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法「防火設備の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1360号〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

**○ 遮炎性能に関する技術的基準（建基令第109条の2）**  
 防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること。（別表参照）

(2) 建基令第112条

建基令第112条第1項の規定に基づく特定防火設備は、建基令第109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法「特定防火設備の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1369号〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(3) 建基令第114条

建基令第114条第5項の規定に基づく防火設備は、建基令第109条に規定する防火設備であって、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法「建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1377号〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

**別表 防火設備に必要な性能に関する技術的基準**

防火設備	火災	性能	時間	要件
耐火建築物の外壁の開口部に設ける防火設備 (建基法第2条第9号の2ロ)	通常の火災	遮炎性能 (屋内火災・両面)	20分間	加熱面以外の面に火炎を出さないこと
防火区画に用いる防火設備（特定防火設備） (建基令第112条第1項)	通常の火災	遮炎性能 (屋内火災・両面)	1時間	
界壁等を貫通する風道等に設ける防火設備 (建基令第114条第5項)	通常の火災	遮炎性能 (屋内火災・両面)	45分間	

## 【参考】 関係条文

## 1 建築全般

建 基 法	建 基 令	告 示
第2条第9号の2 第9号の3 (定義)	第108条の3 (耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準) 第109条の3 (主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準)	「耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」(平成12年建設省告示第1433号) 「準耐火建築物と同等の性能を有する建築物等の屋根の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1367号) 「床又はその直下の天井の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1368号) 「内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準等を定める件」(平成28年国土交通省告示第692号)
第21条(大規模の建築物の主要構造部等)	第109条の5 (大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準等) 第109条の6 (延焼防止上有効な空地の技術的基準) 第109条の7 (大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準) 第112条 (防火区画)	「壁等の構造方法を定める件」(平成27年国土交通省告示第250号) 「建築基準法第二十一条第一項に規定する主要構造部の構造方法を定める件」(令和元年国土交通省告示第193号) 「一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件」(令和元年国土交通省告示第195号)
第25条(大規模の木造建築物の外壁等)		
第27条(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)	第110条 (法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準) 第110条の4 (警報設備を設けた場合に耐火建築物等とすることを要しない用途) 第110条の5 (警報設備の技術的基準等) 第115条の3 (耐火建築物等としなければならない特殊建築物) 第115条の4 (自動車車庫等の用途に供してはならない準耐火建築物)	「建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」(平成27年国土交通省告示第255号) 「警報設備の構造方法及び設置方法を定める件」(令和元年国土交通省告示第198号) 「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件」(令和元年国土交通省告示第194号)
第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)	第136条の2 (防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準)	

## 第2 建築物構造

### 2 屋根

建基法	建基令	告示
第22条 (屋根)	第109条の8 (法第22条第1項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準)	「特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1361号) 「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件」(平成28年国土交通省告示第693号)
第25条 (大規模の木造建築物の外壁等)		
第62条 (防火地域内等の建築物の屋根)	第136条の2の2 (防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準)	「防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1365号)

### 3 外壁と外壁の開口部

建基法	建基令	告示
第23条 (外壁)	第109条の6 (準防火性能に関する技術的基準)	「木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1362号)
第25条 (大規模木造建築物の外壁)		
第27条 (耐火建築物等としなければならない特殊建築物)	令第110条の2 (延焼するおそれがある開口部) 令第110条の3 (法第27条第1項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準)	「建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」(平成27年国土交通省告示第255号)
第63条 (隣地境界線に接する外壁)		

### 4 耐火構造, 防火構造, 防火戸等

建基法	建基令	告示
第2条第7号 (定義)	第107条 (耐火性能に関する技術的基準)	「耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1399号) 「可燃物燃焼温度を定める件」(平成12年建設省告示第1432号)
第2条第7号の2号 (定義)	第107条の2 (準耐火性能に関する技術的基準)	「準耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1358号)
第2条第8号 (定義)	第108条 (防火性能に関する技術的基準)	「防火構造の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1359号)
第2条第9号の2ロ (定義)	第109条 (防火戸その他の防火設備) 第109条の2 (遮炎性能に関する技術的基準)	「防火設備の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1360号)
第2条第9号の3イ (定義)	第109条の2の2 (主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角)	

<p>第2条第9号の3ロ (定義)</p>	<p>第109条の3 (主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準)</p>	<p>「準耐火建築物と同等の性能を有する建築物等の屋根の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1367号) 「床又はその直下の天井の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1368号)</p>
<p>第61条 (防火地域及び準防火地域内の建築物)</p>	<p>第136条の2 (防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準)</p>	<p>「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件」(令和元年国土交通省告示第194号)</p>

## 5 材料

建基法	建基令	告示
<p>第2条第9号 (定義)</p>	<p>第108条の2 (不燃性能及びその技術的基準)</p>	<p>「不燃材料を定める件」(平成12年建設省告示第1400号)</p>
	<p>第1条第5号 (定義)</p>	<p>「準不燃材料を定める件」(平成12年建設省告示第1401号)</p>
	<p>第1条第6号 (定義)</p>	<p>「難燃材料を定める件」(平成12年建設省告示第1402号)</p>

## 6 その他

建基法	建基令	告示
<p>第26条 (防火壁等)</p>	<p>第113条 (木造等の建築物の防火壁及び防火床) 第115条の2 (防火壁又は防火床の設置を要しない建築物に関する技術的基準等)</p>	<p>「耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件」(昭和62年建設省告示第1900号) 「通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件」(昭和62年建設省告示第1901号) 「防火壁及び防火床の構造方法を定める件」(令和元年国土交通省告示第197号)</p>
<p>第36条 (この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)</p>	<p>第129条の2の4 (給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)</p>	<p>「建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件」(平成12年建設省告示第1412号)</p>

## 第2 建築物構造

<p>第 36 条 (この章の規定を実施し，又は補足するため必要な技術的基準)</p>	<p>第 129 条の 2 の 4 (給水，排水その他の配管設備の設置及び構造)</p>	<p>「準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管，配電管その他の管の外径を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1422 号) 「建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1390 号) 「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件」(昭和 50 年建設省告示第 1597 号)</p>
<p>第 64 条 (看板等の防火措置)</p>	<p>第 129 条の 2 の 6 (冷却塔設備)</p>	<p>「地階を除く階数が 11 以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法，建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件」(昭和 40 年建設省告示第 3411 号)</p>





## 第 3 防火区画

### 1 面積区画（第 3-1 表参照）

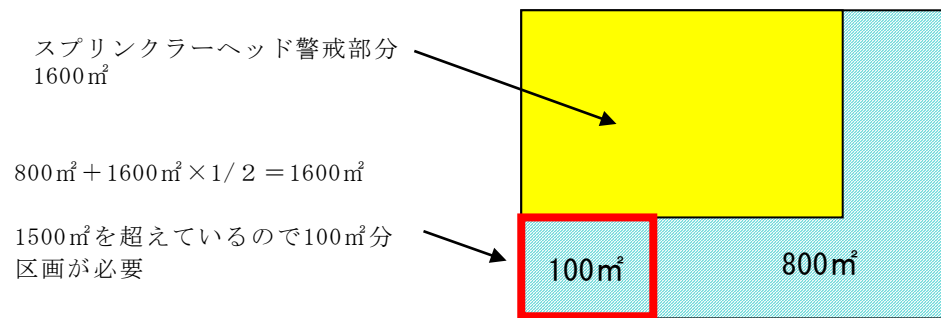
- (1) 建基令第 112 条第 1 項ただし書及び第 6 項に規定する用途に供する建築物は、その用途上やむを得ず防火区画できない部分を有する建築物であり、その建築物すべての部分が区画を免除されるのではなく「用途上やむを得ない場合」に限られる。  
 また、倉庫、荷捌き施設（荷役機械を除く。）、ポーリング場、屋内プール、屋内スポーツ練習場等は、建基令第 112 条第 1 項ただし書及び第 6 項に規定する「その他これらに類する用途に供する建築物の部分」に該当するが、飲食店、喫茶店その他従属的営業の用途に供する部分については区画すること。
- (2) 地階に存する駐車場の用に供する部分で防火区画が存する場合は、当該区画ごとに 2 以上の避難経路を確保すること。☞

**第 3-1 表 面積区画・高層区画一覧表**

対象となる建築物		根拠条項	区画する床面積の限度	区画の方法 <sup>(注1)</sup>
面積区画 <sup>(注3)</sup>	主要構造部を耐火構造とした建築物 <sup>(注2)</sup>	令第 112 条第 1 項	床面積 ≤ 1,500 m <sup>2</sup>	床・壁：1 時間準耐火構造 開口部：特定防火設備
	イ 準耐-45 分	令第 112 条第 4 項	床面積 ≤ 500 m <sup>2</sup>	床・壁：1 時間準耐火構造 開口部：特定防火設備
	ロ 準耐-1 号			
	通常火災終了時間（1 時間未満）			
	特定避難時間（1 時間未満）			
	延焼防止時間（準防火地域内で 1 時間未満）	令第 112 条第 5 項	床面積 ≤ 1,000 m <sup>2</sup>	
	イ 準耐-1 時間			
	ロ 準耐-2 号			
	通常火災終了時間（1 時間以上）	令第 112 条第 6 項		
	特定避難時間（1 時間以上）			
体育館等で内装仕上げを準不燃材料とした場合	令第 112 条第 1 項	床面積 ≤ 1,500 m <sup>2</sup>		
上記以外の場合 <sup>(注2)</sup>	令第 112 条第 9 項	床面積 ≤ 500 m <sup>2</sup>	床・壁：耐火構造 開口部：特定防火設備	
11 階以上の部分で内装仕上・下地とも不燃材料	令第 112 条第 8 項	床面積 ≤ 200 m <sup>2</sup>		
共同住宅	令第 112 条第 10 項	床面積 ≤ 200 m <sup>2</sup>	床・壁：耐火構造 開口部：特定防火設備	
上記以外の場合	令第 112 条第 7 項	床面積 ≤ 100 m <sup>2</sup>	床・壁：耐火構造 開口部：防火設備	
階段室、エレベーター昇降路、廊下等の避難経路	令第 112 条第 10 項	なし	床・壁：耐火構造 開口部：特定防火設備	

- (注1) 常時開放式の場合は、煙感知器連動、熱感知器連動、温度ヒューズ連動。ただし、階段室、昇降機の昇降路の部分は、煙感知器連動、かつ、遮煙性能を有する構造（建基令第112条第19項2号）（昭和48年建設省告示第2564号）
- (注2) 劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場の客席・体育館・工場等で用途部分や階段室、昇降機の昇降路（乗降ロビーを含む。）で準耐火構造（1時間以上）の床、壁又は特定防火設備で区画されている部分で、用途上やむを得ない場合を除く。
- (注3) 階段室、昇降機の昇降路（乗降ロビーを含む。）、廊下、その他避難のための部分、共同住宅の住戸（床面積合計 ≤ 200 m<sup>2</sup>）で、耐火構造の床、壁、防火設備で区画した部分は除く。

- (3) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分は、その設備設置部分の床面積の1/2に相当する面積を除くことができる。即ち全面にスプリンクラー設備を設けたときは、区画面積は2倍読みできる。（第3-1図参照）



第3-1図

- (4) 防火上主要な間仕切壁とは、火災時に人々が安全に避難できること、火災の急激な拡大を押さえること等を目的に、一定単位ごとの区画及び避難経路とその他の部分との区画をするものであり、小屋裏又は天井裏まで耐火構造又は準耐火構造の壁で区画する。またその範囲は、次のとおりとする。
- ① 学校にあっては教室等相互を区画する壁及び教室等と避難経路（廊下・階段等）を区画する壁をいう。ただし、教室と廊下が不燃材料で造られたパーティションパネル等（建具を含む）で区画されているものは、この部分を開口部として取り扱うことができる。
  - ② 病院、診療所、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿及び寄宿舎にあっては、病室、寝室等の相互間の壁で、3室以下かつ100 m<sup>2</sup>以下（100 m<sup>2</sup>を超える室にあってはこの限りではない。）に区画する壁及び廊下、避難経路とを区画する壁とする。また、病室や就寝室等以外の室（居室以外の火災発生が少ない室を除く。）も同様とする。
  - ③ マーケットにあっては、店舗相互間の壁のうち重要なもの。
  - ④ 火気使用室とその他の部分を区画する壁

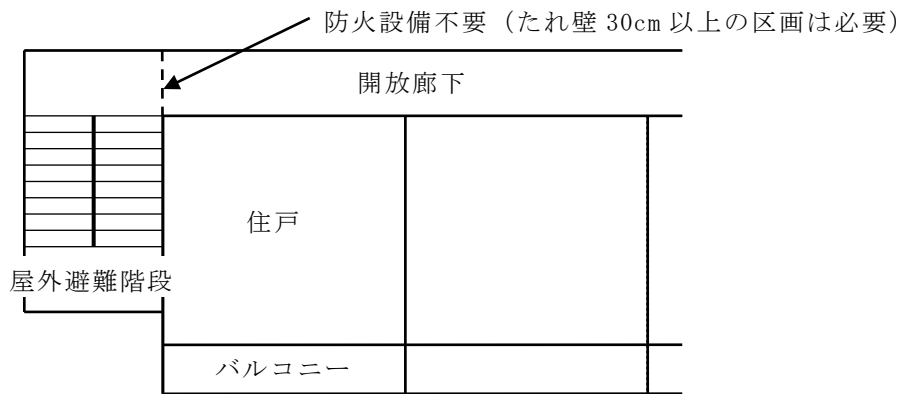
## 2 堅穴区画（第3-2表参照）

- (1) ダクト、配管類が防火区画の床を貫通する場合は、可能な限りダクトスペース等を設けその中に入れること。☞

(2) 建基令第 112 条第 11 項ただし書により、適用除外となる部分で、同項第 1 号に規定する「避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜き」の下地及び仕上げの内装を含めて不燃材料で造る範囲は、当該吹抜きを含めて準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画された吹抜き部分と一体となっている空間の全てとする。

なお、「避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜き部分」とは、避難階と直上階又は避難階と直下階のそれぞれ 2 層にわたる空間のみをいい、避難階の直下階から直上階までの 3 階層にわたるものは含まれない。

- (3) エスカレーター部分は建基令第 112 条第 11 項の昇降路に該当するので、防火防煙シャッターによる堅穴区画とすること。
- (4) エスカレーター周囲を区画する場合は、避難用とびらを設けること。
- (5) 堅穴部分とその他の部分とを区画する場合、直接外気に開放されている廊下、バルコニー等はその他の部分から除かれる。(第 3-2 図参照)



第 3-2 図

第 3-2 表 堅穴区画一覧表

対象となる建築物		根拠条項	区画する部分	区画の方法 <sup>(注 1)</sup>
堅穴区画 <sup>(注 2)</sup>	主要構造部を準耐火構造とし、地階又は 3 階以上の階に居室を有する建築物 <sup>(注 3)</sup>	令第 112 条第 11 項	メゾネット住戸、吹抜き、階段、エレベーター昇降路、エスカレーター、ダクトスペース等の堅穴部分	床・壁：準耐火構造 開口部：防火設備

(注 1) 常時開放式の場合は、煙感知器連動、かつ、遮煙性能を有すること。(建基令第 112 条第 19 項 2 号)(昭和 48 年建設省告示第 2564 号)

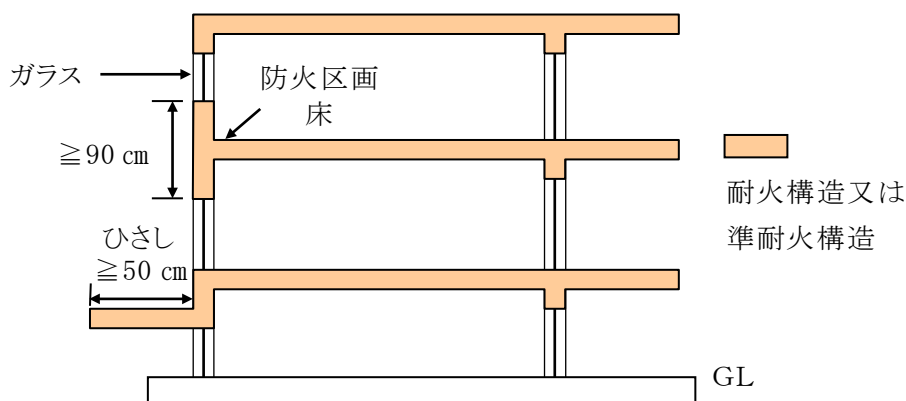
(注 2) ① 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなる部分、階段の部分、その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつその下地を不燃材料でつくったものは除く。

② 階数が 3 以下で延べ面積 ≤ 200 m<sup>2</sup> の住宅、長屋・共同住宅の住戸の吹抜き、階段部分の昇降機の昇降路部分等は除く。

(注 3) 建基令第 109 条の 3 第 1 項第二号に適合する構造とした建築物は含まない。(主要構造部である柱及びはり在不燃材料で造る等)

### 3 防火区画に接する外壁（スパンドレル）

面積区画及び堅穴区画が外壁面と接している部分にスパンドレル若しくは 50 cm 以上突き出したひさし、床、そで壁等を設置しなければならない。（第 3 - 3 図参照）



第 3 - 3 図

### 4 異種用途区画（第 3 - 3 表参照）

建基令第 112 条第 18 項で、建基法第 27 条各項のいずれかに該当する場合において、その部分とその他の部分を用途区画する場合は、原則として建基法別表第 1 (い) 欄の枠内の用途相互間（例えば建基法第 27 条第 1 号の 3 階以上の階のホテルと共同住宅との間）についても区画すること。

ただし、異種用途であっても、物品販売業を営む店舗の一角にある喫茶店・食堂、ホテルのレストラン等で原則として下記の要件に該当する場合には区画は不要とすることができる。

- (1) 管理者が同一であること。
- (2) 利用者が一体施設として利用するものであること。
- (3) 利用時間がほぼ同一であること。
- (4) 自動車車庫、倉庫等以外の用途であること。

第 3 - 3 表 異種用途区画一覧表

対象となる建築物		根拠条項	区画する部分	区画の方法 <sup>(注)</sup>
異種用途区画	一部が建基法第 27 条各項のいずれかに該当する建築物	令第 112 条第 18 項	当該用途部分とその他の部分	床・壁：1 時間準耐火構造 開口部：特定防火設備

(注) 常時開放式の場合は、煙感知器連動、かつ、遮煙性能を有すること。（建基令第 112 条第 19 項 2 号）（昭和 48 年建設省告示第 2564 号）

### 5 防火設備（第 3 - 4 表参照）

防火設備は、第 2 章第 2 節第 3.3 によるほか、次によること。

- (1) 建基令第 112 条第 19 項に規定する防火区画に用いる防火設備は、同項各号に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法「防火区画に用いる

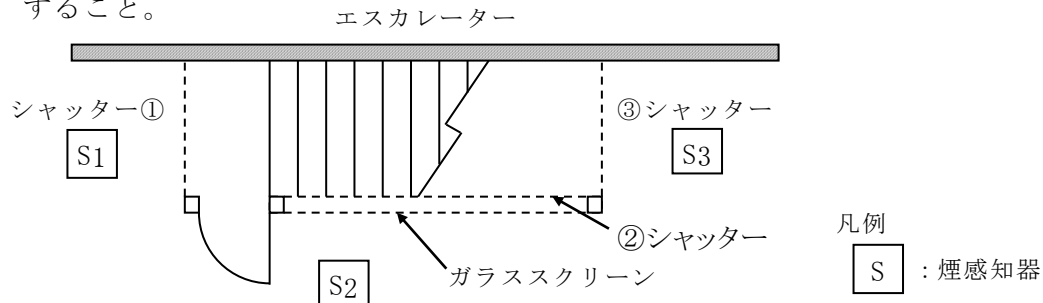
防火設備等の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2563号、以下「告示第2563号」という。)を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

なお、告示第2563号で常時閉鎖式防火戸は3㎡以内とされているが、これは開口部の大きさでなく、一の防火戸の大きさを規定しているものである。また、3㎡を超える防火戸にあっては常時閉鎖式とせず、同告示第1.二.イからトに適合させること。

- (2) 一の堅穴区画に係る煙感知器連動の防火戸が同一階に2以上ある場合、原則として一の感知器の作動により、当該防火戸はすべて閉鎖し、防火区画を構成すること。

なお、感知器が故障しても作動するように手動閉鎖装置を容易に操作できる位置に設けること。(第3-4図参照)

※ S1, S2 又は S3 のいずれかが作動した場合は、シャッター①、②及び③が閉鎖すること。



第3-4図

- (3) 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖しなければならない防火設備から10m以内の部分が、煙感知器の設置に不適当な場所(告示第2563号第1.二.ニ.(2).(iii)に定める場所)である場合及び非火災報を発するおそれがある開放廊下等は、次に掲げる場所とし、当該防火設備は常時閉鎖式とすること。

- ① 換気口等の空気吹出口に近接する場所
- ② じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所
- ③ 腐食性ガスの発生するおそれのある場所
- ④ 厨房等正常時において煙等が滞留する場所
- ⑤ 排気ガスが多量に滞留する場所
- ⑥ 煙が多量に流入するおそれのある場所
- ⑦ 結露が発生する場所

- (4) 常時閉鎖式の防火設備により難しい場合は次のいずれかによること。ただし、直接避難に係わりのない可動防煙垂れ壁、エスカレーター廻りの防火防煙シャッター等は蓄積機能を有する機器を使用しないこと。

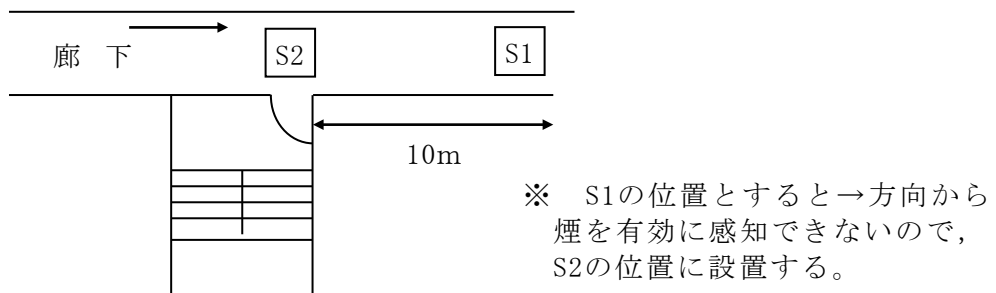
- ① 煙感知器を蓄積型とする。
- ② 非蓄積型の煙感知器を設ける場合は、二の感知器の作動の組み合わせにより連動させる。

- (5) 告示第2563号第1.二.ホ.(1)で「連動制御器は随時、制御の監視ができるも

の」としているが、「電源を遮断することにより起動する防火戸の自動閉鎖機構の予備電源の設置等について」（昭和49年4月11日付け建設省住指発第342号。以下「第342号通達」という。）により、通電状態がパイロットランプ等により確認できるものがこれに該当するものとする。☞

なお、監視規模が大きくなった場合は、防災センター等において防火戸の開閉状態も含めて監視できる集中制御方式とすること。☞

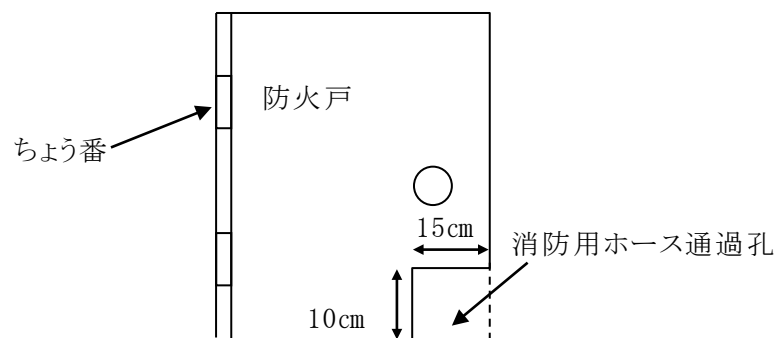
- (6) 告示第2563号第1.二.トで、防火戸の自動閉鎖機構（温度ヒューズ連動を除く。）は予備電源を必要としているが、電源を遮断することにより起動する防火戸の自動閉鎖機構で、シャッター以外の防火戸に用いるものについては、避難上の支障が生じるおそれのない場合、第342号通達により予備電源を設置しないことができるものとする。
- (7) 防火戸を連動させる感知器の設置は、いずれの方向からの煙でも感知するような位置、個数とすること。（第3-5図参照）



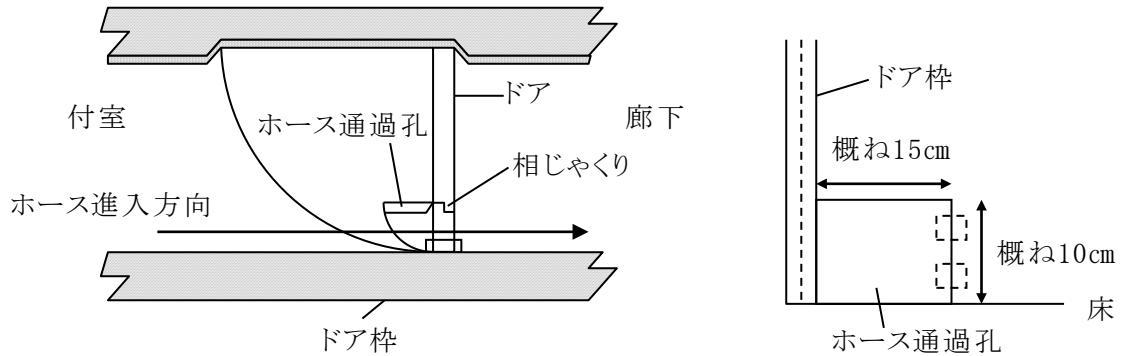
第3-5図

- (8) 特別避難階段の附室及び非常用昇降機の乗降ロビーの防火戸（室内側のもの）には、次により消防用ホース通過孔を設けることが望ましい。☞
- ① 位置はちょう番の反対側下部とする。
  - ② 幅及び高さは、それぞれおおむね15cm及び10cmとする。
  - ③ 消防用ホース通過孔の部分は手動で開閉できるものとし、常時閉鎖状態が保持できるものとする。（第3-6図参照）

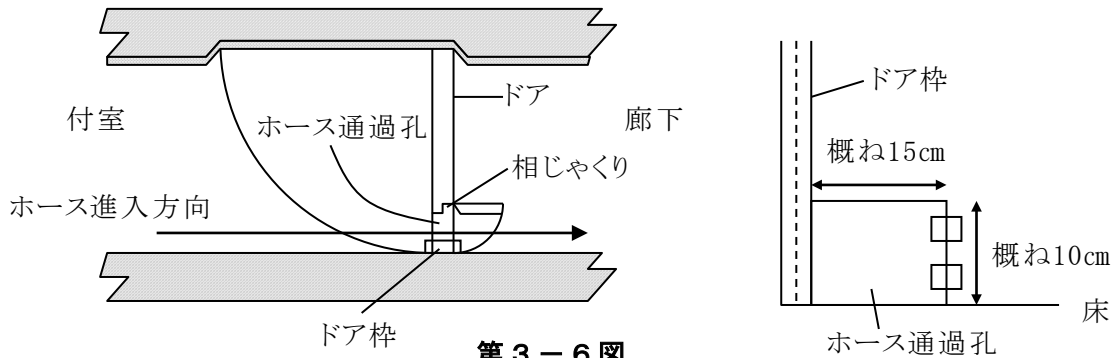
なお、消防用ホース通過孔について、構造に適合すれば当該通過孔の開き方向は、第3-6図のA、Bいずれかの工法で施工しても差し支えないものとする。



A工法（扉を開く方向にホース通過孔が開く場合）



B工法（扉を開く方向と反対方向にホース通過孔が開く場合）



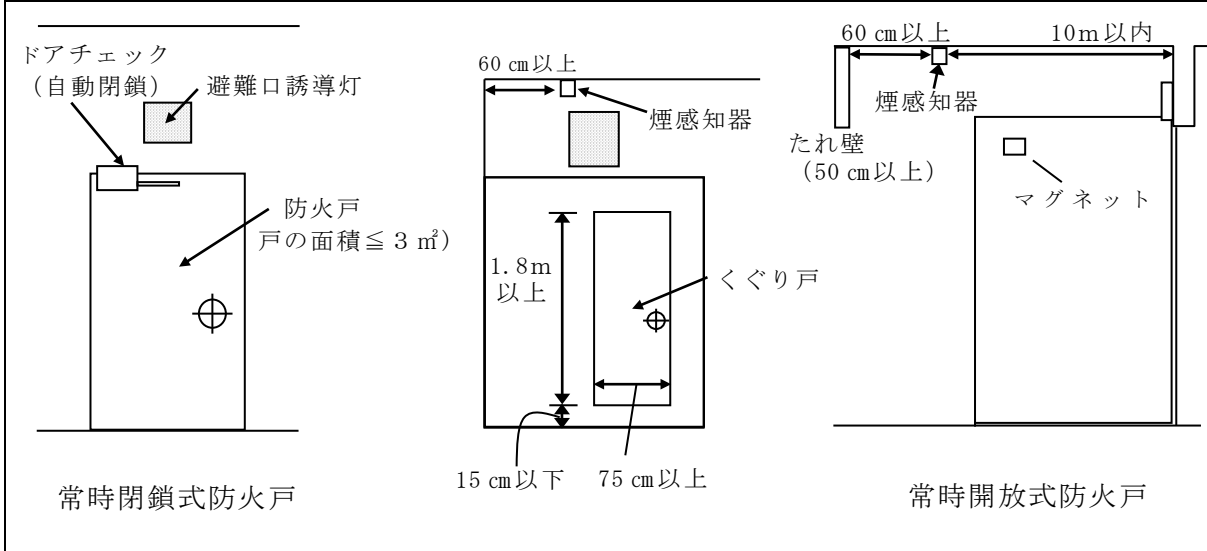
第3-6図

第3-4表 防火区画に用いる防火設備の適合要件

使用区分	原則	例外
防火壁 面積区画	1 常時閉鎖式防火戸 (1) 直接手で開放できること (2) 自動的に閉まること (3) 戸の面積 $\leq 3 \text{ m}^2$ (4) 火災感知連動閉鎖機構不要 (5) ストッパーがないこと (6) くぐり戸不要	1 常時開放式防火戸（面積区画用） (1) 随時閉められること。 (2) 煙又は熱による火災感知連動閉鎖機構があること。（ただし、人の手により閉めることもできること。） (3) 遮煙性能は無くともよい（通常の防火シャッターが許容される。）ただし、階段室、昇降機の昇降路の場合には、煙感知器連動、かつ、遮煙性能を有する構造 (4) 常時閉鎖式防火戸と併設する場合を除き、くぐり戸を設けること。くぐり戸には自動閉鎖装置付大きさは下記による。 幅 $\geq 75 \text{ cm}$ 、高さ $\geq 1.8 \text{ m}$ 、敷居高 $\leq 15 \text{ cm}$
堅穴区画 異種用途区画		2 常時開放式防火戸（堅穴区画用） (1) 随時閉められること (2) 煙感知器との連動閉鎖機構があること (3) 遮煙性能が必要（原則として、従来の防火シャッターは不可。） (4) くぐり戸を設けること（仕様 1.(4)に同じ。）



- (備考) 1 遮煙性能付自動閉鎖式防火設備として、内法5m以下のシャッターが認められている。  
また、シャッターには近接する位置に網入りガラスその他防火設備と同等以上の性能を有するものを固定して併設したものは、内法8m以下が認められている  
(「防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2564号))
- 2 常時施錠状態にあるドアクローザー等がないパイプスペースなどの点検・検針用鋼製戸及び鉄製網入りガラスのはめごろし戸(壁でなく開口部とみなせるもの)は常時閉鎖式防火戸とみなす。

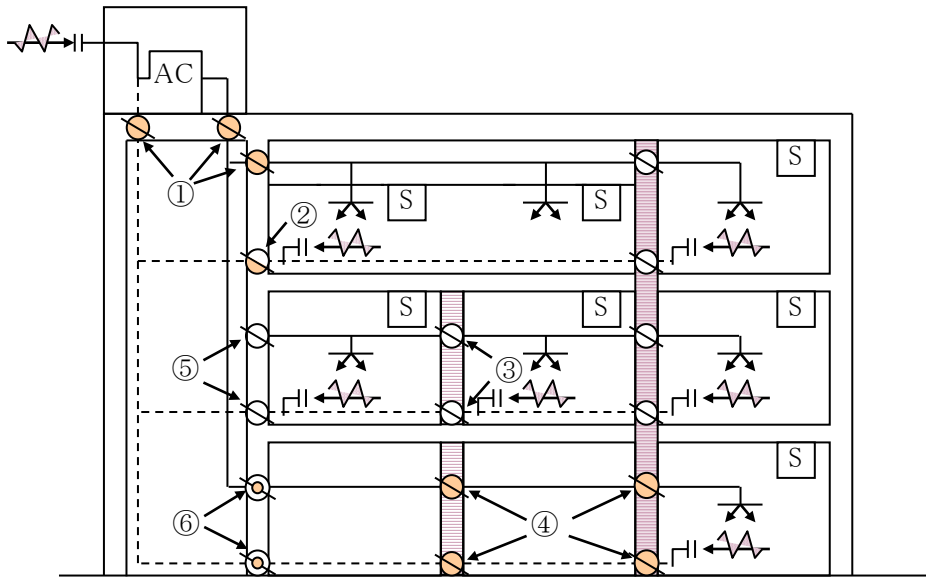


## 6 風道及び防火ダンパー (第3-7図参照)

防火ダンパーは、第2章第2節第2.3によるほか、次によること。

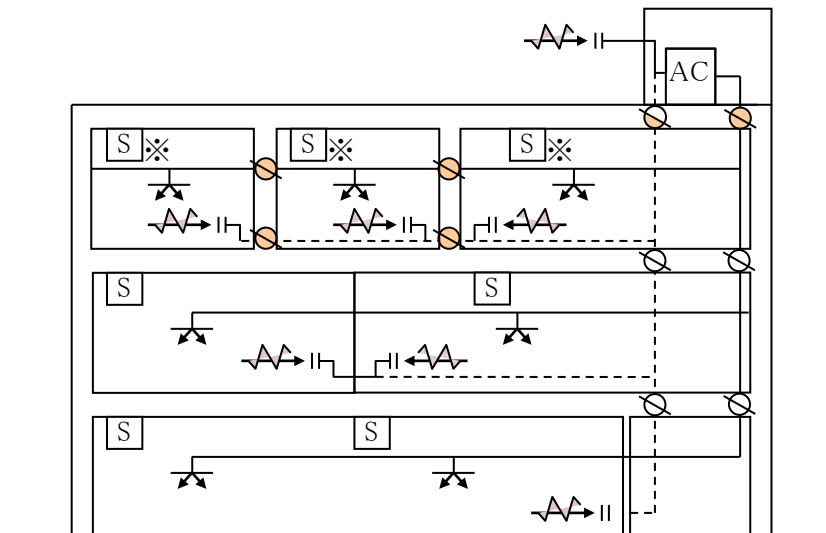
- (1) 自家発電設備室には、機器の性能を確保するため、外気に通じる専用の換気風道を設け、建基令第112条等に規定する防火区画を貫通しない経路とすること。  
ただし、当該換気風道が防火区画を貫通する場合にあっては、貫通する部分の換気風道を耐火構造で造る等、当該防火区画貫通部に防火ダンパーを設けない構造とすること。
- (2) 異種用途区画を貫通するダクトには、煙感知器連動防煙ダンパー(SD)を設けること。ただし、異種用途区画をダクトが貫通するのみで煙の伝播がない場合は、避難及び防火上支障ないものとし、煙感知器連動防煙ダンパーに替えて熱感知器又は温度ヒューズと連動して閉鎖する防火ダンパー(FD)とすることができる。

例－ 1

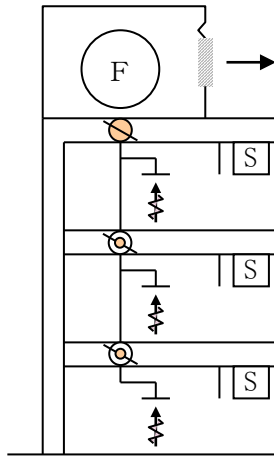


- 注) ① 空調機が煙感知器連動運転制御監視付きの場合、FDとすることができる。  
 ② 縦穴区画貫通SD、ただし、空調機が煙感知器と連動して停止する場合はFD  
 ③ 異種用途区画貫通（煙の伝播あり）SD  
 ④ 異種用途区画貫通（煙の伝播なし）FD  
 ⑤ 縦穴区画貫通SD  
 ⑥ 縦穴区画に隣接する部屋に煙感知器が設置されていない場合はSFD

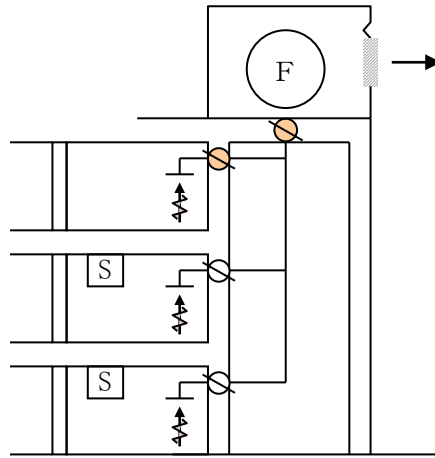
例－ 2



例－3（湯沸室系統）

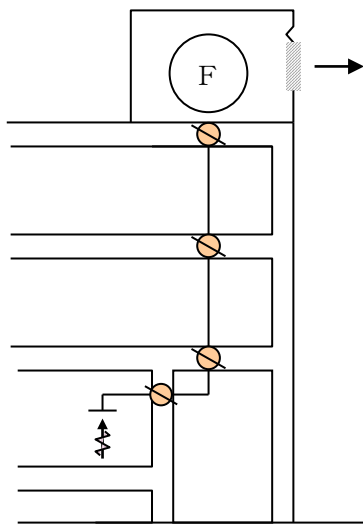


例－4（便所系統）



(注) 避難上及び防火上支障がない場合は、SFDをSD又はFDとすることができる。

例－5



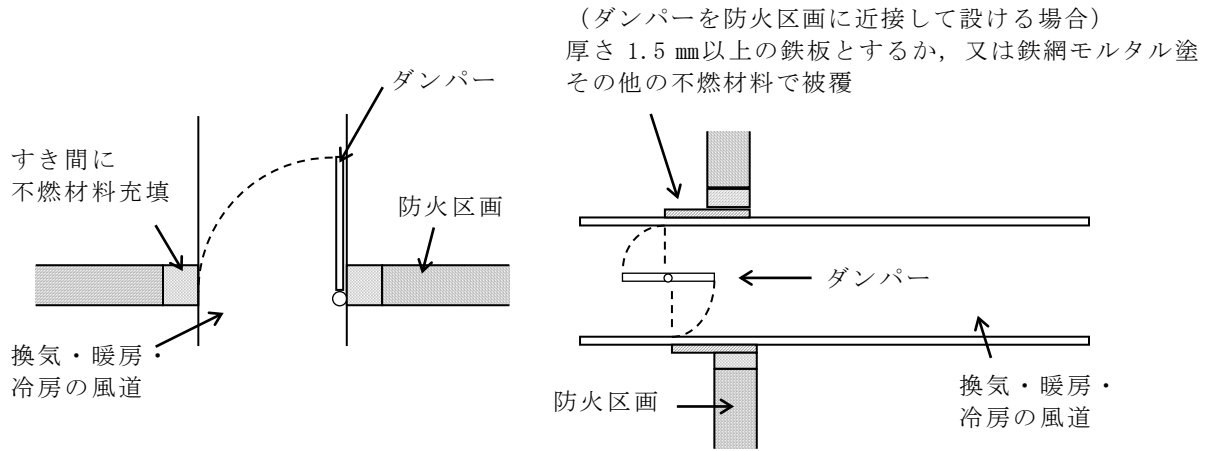
凡 例	
	SFD 煙感知器連動温度ヒューズ付防火ダンパー
	SD 煙感知器連動付防火ダンパー
	FD 熱感知器又は温度ヒューズと連動して閉鎖する防火ダンパー
	SD (空調機が煙感知器連動運転制御装置付の場合は、FD)
	S 煙感知器
	S ※ 空調機が煙感知器連動運転制御装置付の場合は、不要
	AC 空調機
	F 排煙機又は給気機
	耐火構造の防火区画（異種用途区画を除く。）
	異種用途区画

第3－7図

(3) 防火ダンパーは、可能な限り防火区画の壁又は床の貫通する部分に取り付けること。

なお、やむを得ず貫通部分に近接して設ける場合については、防火ダンパーと当該防火区画との間のダクトは、厚さ1.5mm以上の鉄板とするか、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆し、火災時に脱落等をしないように吊金具等で壁、床に堅固に取り付けること。「防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件」(平成12年建設省告示第1376号)

防火区画を貫通する設備風道のダンパー



※防火ダンパーについて

- ① 厚さ 1.5 mm 以上の鉄板  
 「特定防火設備の構造方法を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1369 号)
- ② 竪穴区画・異種用途区画の閉鎖機構 煙感知器連動防火ダンパー  
 面積区画の閉鎖機構 熱感知器又は煙感知器連動防火ダンパー
- ③ 閉鎖した場合防火上支障のあるすき間が生じないこと。
- ④ 構造等 「防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件」  
 (昭和 48 年建設省告示第 2565 号)

第 3 - 8 図

(4) 防火区画を貫通する防火ダンパーの閉鎖方式は次によること。(第 3 - 5 表参照)

第 3 - 5 表

対象建築物等		防火区画の種類		ダンパーの閉鎖方式 <sup>(注1)</sup>	備考
耐火建築物または準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物等	耐火建築物等	面積区画	1,500 m <sup>2</sup>	FD, SD SFD	令第 112 条第 1 項
	建基法第 21 条第 1 項、建基法第 27 条第 1 項、第 3 項、建基法第 61 条、建基法第 67 条に基づく準耐火建築物等		500 m <sup>2</sup> 1,000 m <sup>2</sup>		令第 112 条第 4 項 第 5 項 第 6 項
11 階以上の部分	内装仕上を難燃材料	高層面積区画	100 m <sup>2</sup>	FD, SD SFD	令第 112 条第 7 項
	内装仕上・下地とも準不燃材料		200 m <sup>2</sup>		令第 112 条第 8 項
	内装仕上・下地とも不燃材料		500 m <sup>2</sup>		令第 112 条第 9 項
主要構造部が準耐火構造とした建築物または特定避難時間倒壊等防止建築物で、地階又は 3 階以上に居室のある建築物		竪穴区画		SD, SFD	令第 112 条第 11 項
建築物の一部が建基法第 27 条に該当する建築物		異種用途区画		SD, SFD <sup>(注2)</sup>	令第 112 条第 18 項
共同住宅等の界壁、学校、病院、ホテル等の防火上主要な間仕切壁及び木造小屋組の隔壁		界壁、間仕切壁、隔壁		FD, SD SFD	令第 114 条

大規模木造建築物	防火壁，防火床 (1,000 m <sup>2</sup> 区画)	F D, S D S F D	令第 113 条 第 2 項
地下街	各構えと界壁	S D, S F D	令第 128 条 の 3
	各構えと 地下道の区画		

(注 1) F D : 温度ヒューズ又は熱感知器連動

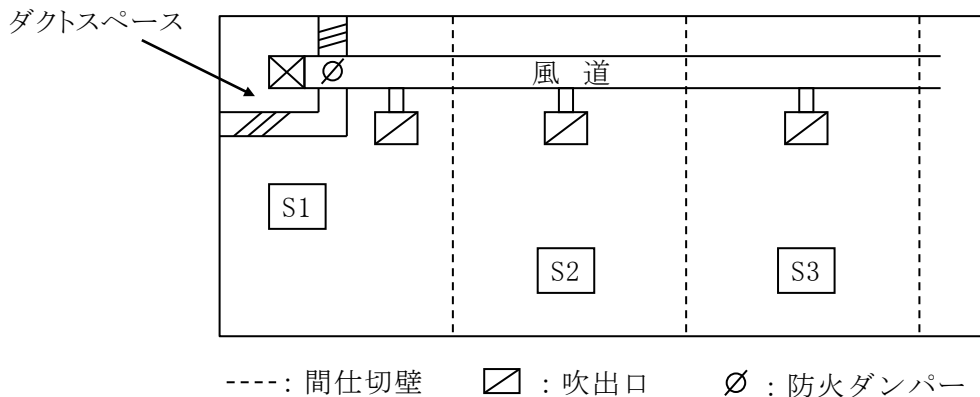
S F D : 煙感知器及び温度ヒューズ連動

S D : 煙, 熱煙複合感知器連動

(注 2) ダクトが貫通するのみで煙の伝播がない場合は, 避難及び防火上支障ないものとし, 煙感知器連動防煙ダンパーに替えて熱感知器連動防火ダンパー (F D) とすることができる。

(5) 前(2)によるダンパーの煙感知器は, 間仕切壁等 (防煙壁を含む。) で区画された場所で当該ダンパーに係る風道の換気口の空気吹き出し口等がある場合は, 壁(天井から 50 cm 以上下方に突き出した垂れ壁等含む。)から 60 cm 以上離れた天井等の室内に面する部分(廊下等狭い場所であるために 60 cm 以上離すことができない場合にあっては, 当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分)に設けること。

なお, 第 3-9 図のような場合, 当該風道の吹き出し口又は吸込口がある部分のいずれかの感知器の作動によっても閉鎖すること。☞



第 3-9 図

(6) 温度ヒューズは, 当該温度ヒューズに連動して閉鎖するダンパーに近接した場所で風道の内部に設けること。

## 7 防火区画等を貫通する給水管, 配電管その他の管の外径 (第 3-6 表参照)

建基令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号口の規定に基づき国土交通大臣が定める防火区画等を貫通する給水管, 配電管その他の管の外径は, 給水管の用途, 覆いの有無, 材質, 肉厚及び当該給水管等が貫通する床, 壁, 柱又ははり等の構造区分に応じ, 表に掲げる数値とする。「準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管, 配電管その他の管の外径を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1422 号)

第 3 - 6 表

給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	給水管等の外径			
				給水管等が貫通する床，壁，柱又ははり等の構造区分			
				防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm以上	115mm	115mm	115mm	90mm
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm	90mm	90mm	90mm
排水管及び排水管に附属する通気管	覆いの場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1mm以上	61mm	61mm	61mm	61mm
			5.5mm以上	90mm	90mm	90mm	61mm
			6.6mm以上	115mm	115mm	90mm	61mm
	厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm以上	115mm	115mm	115mm	90mm
			7.0mm以上	141mm	141mm	115mm	90mm

1 この表において、30分耐火構造，1時間耐火構造及び2時間耐火構造とは，通常の火災時の加熱にそれぞれ30分，1時間及び2時間耐える性能を有する構造をいう。

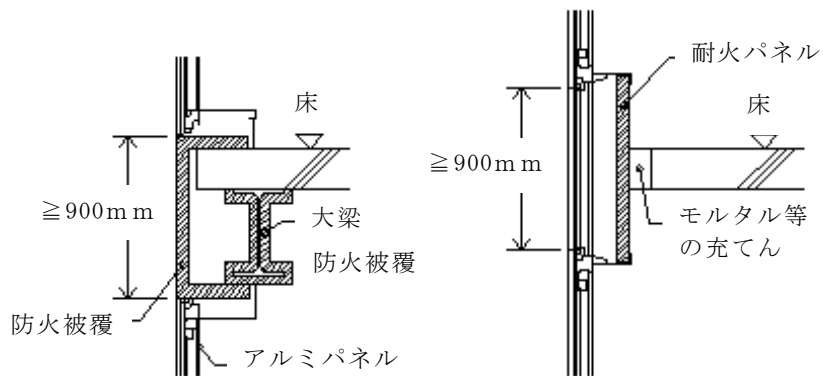
2 給水管等が貫通する建基令第112条16項ただし書きの場合における同項ただし書のひさし，床，そで壁その他これらに類するものは，30分耐火構造とみなす。

3 内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては，当該管の先端を密閉してあること。

## 8 その他

- (1) カーテンウォール工法にあっては，床版先端とカーテンウォールとの間にすき間が生じやすいが，すき間にはモルタル又はロックウール等を十分に充填すること。また，カーテンウォール支持部材及び構造上重要な方立も耐火被覆をすること。

☞ (第3-10図参照)



(断面図)

第 3 - 10 図

- (2) プレキャストコンクリート板を使用する壁，床にあつては，所定の施工仕様に基づき目地部分のすき間充填や端部の耐火被覆を十分に行うこと。
- (3) 建基令第 112 条第 1 項でスプリンクラー設備等の消防用設備等を設ける場合，消防法令の基準を準拠させること。なお，同第 128 条の 5 で設ける場合も同様とする。
- ※ 設置に係るスプリンクラーヘッドの個数は，規則第 13 条の 6 第 1 項第 1 号表中「その他のもの」とする。

【参考】 関係の条文

建基法	建基令	告示
第2条 (定義)	第109条 (防火戸その他の防火設備)	「防火設備の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1360号)
	第109条の2 (遮炎性能に関する技術的基準)	
第26条 (防火壁)	第112条 (防火区画)	<p>「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2563号)</p> <p>「防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2564号)</p> <p>「防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2565号)</p> <p>「風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定する件」(昭和49年建設省告示第1579号)</p> <p>「特定防火設備の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1369号)</p> <p>「防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件」(平成12年建設省告示第1376号)</p> <p>「間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件」(平成26年国土交通省告示第860号)</p> <p>「強化天井の構造方法を定める件」(平成28年国土交通省告示第694号)</p>
	第113条 (木造等の建築物の防火壁又は防火床)	<p>「準耐火建築物と同等の性能を有する建築物等の屋根の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1367号)</p> <p>「防火壁及び防火床の構造方法を定める件」(令和元年国土交通省告示第197号)</p>
	第114条 (建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)	<p>「小屋裏隔壁の設置を要しない畜舎等の基準を定める件」(平成6年建設省告示第1882号)</p> <p>「建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1377号)</p> <p>「間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件」(平成26年国土交通省告示第860号)</p>
	第115条の2 (防火壁又は防火床の設置を要しない建築物に関する技術的基準等)	<p>「耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件」(昭和62年建設省告示第1900号)</p> <p>「通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件」(昭和62年建設省告示第1901号)</p>



<p>第 26 条 (防火壁)</p>	<p>第 115 条の 2 (防火壁又は防火床の設置を要しない建築物に関する技術的基準等)</p>	<p>「通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を定める件」(昭和 62 年建設省告示第 1902 号)  「防火壁の設置を要しない畜舎等の基準を定める件」(平成 6 年建設省告示第 1716 号)  「床又はその直下の天井の構造方法を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1368 号)  「耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1380 号)</p>
<p>第 35 条の 3 (無窓の居室等の主要構造部)</p>	<p>第 111 条 (窓その他の開口部を有しない居室等)</p>	
<p>第 36 条 (特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)</p>	<p>第 115 条 (建築物に設ける煙突)</p>	<p>「煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏, 天井裏, 床裏等にある部分の構造方法を定める件」(平成 16 年国土交通省告示第 1168 号)  「ボイラーの燃料消費量, 煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準等を定める件」(昭和 56 年建設省告示第 1112 号)  「建築基準法施行令第 115 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない煙突の構造を定める件」(昭和 56 年建設省告示第 1098 号)</p>
	<p>第 129 条の 2 の 4 (給水, 排水その他の配管設備の設置及び構造)</p>	<p>「建築物に設ける換気, 暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート, メールシュート, リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1412 号)  「準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管, 配電管その他の管の外径を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1422 号)</p>
<p>建基市条例第 22 条 (自動車修理工場の防火区画)</p>		

## 第4 避難施設

### 1 適用範囲

建基令第5章第2節の規定は、次に掲げる建築物に適用する。

- (1) 建基法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物
- (2) 階数が3以上である建築物
- (3) 建基令第116条の2第1項第1号に該当する窓その他の開口部を有しない居室を有する階
- (4) 延べ面積が1,000㎡を超える建築物

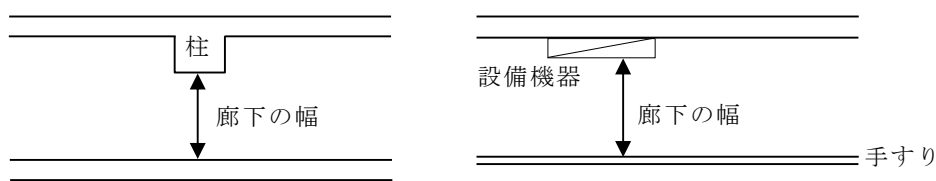
### 2 廊下の幅

廊下の幅は、第4-1表に掲げる数値以上とすること。

なお、廊下の幅は、有効内法寸法とされており、廊下に手すりや設備機器が取り付けられている場合は、留意すること。(第4-1図参照)

第4-1表

用途	廊下の幅	
	両側に居室がある廊下の場合	片側に居室がある廊下の場合
小学校の児童用, 中学校・高等学校の生徒用	2.3m以上	1.8m以上
病院の患者用, 共同住宅の共用廊下(住戸・住室の床面積の合計が100㎡を超える階)3室以下の専用のものを除き,居室の床面積の合計が200㎡(地階にあっては100㎡)を超える階	1.6m以上	1.2m以上



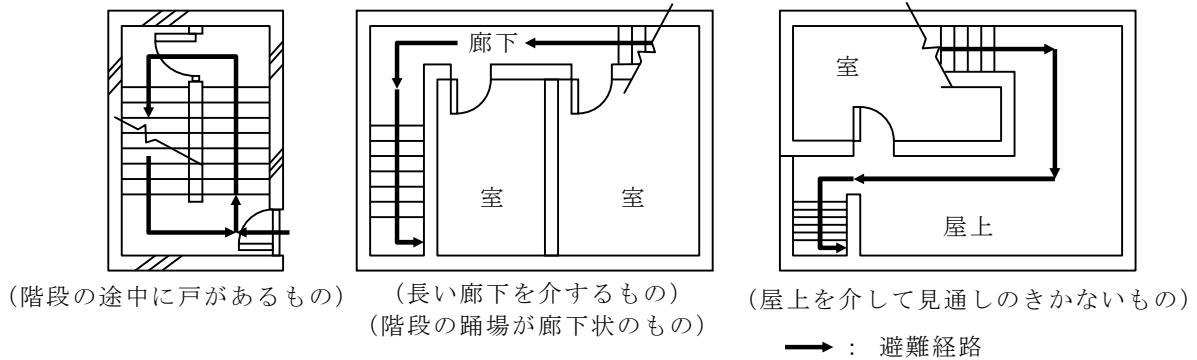
第4-1図

### 3 直通階段

直通階段とは、各階で次の階段まで誤りなく通じ避難階(直接地上へ通じる出入口のある階)に容易に到達できる階段をいう。

なお、階段の途中で扉があるなど避難上支障があるものや、次の階へ通じる階段の位置が離れていて連続性に欠けるもの、避難時に次の階段が容易に確認できないもの、階段の踊場が廊下状のものなどは直通階段に該当しない。(第4-2図参照)

避難上支障があり直通階段に該当しない例



第4-2図

4 2以上の直通階段（第4-2表参照）

- (1) 次に掲げる階段は、建基令第121条で定める2以上の直通階段として扱えない。
- ① 2以上の階段が途中階（避難階を含む。）で一の階段となるもの
  - ② 2以上の直通階段を必要とする階が、一の階段室内を経由しなければ他の階段に到達できない避難動線となっているもの

第4-2表 2以上の直通階段を設けなければならない建築物

建築物の用途など		主要構造部			
		準耐火構造 不燃材料	その他の 場合		
(1)	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	客席・集会室のある階			
(2)	物品販売業を営む店舗 (>1,500 m <sup>2</sup> )	その階に売場を有するもの			
(3)	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー	客席、客室その他これに類するもの <sup>(注1)</sup>			
	個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設				
	ヌードスタジオその他これに類する興行場（劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。）				
	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設				
(4)	病院・診療所の病室床面積、児童福祉施設などの主たる用途に供する居室床面積（その階における。）	>100 m <sup>2</sup>	>50 m <sup>2</sup>		
	ホテル・旅館・下宿の宿泊室床面積、共同住宅の居室床面積、寄宿舎の寝室床面積（その階における。）	>200 m <sup>2</sup>	>100 m <sup>2</sup>		
(6)	その他の建築物	6階以上の階	居室のある階は必要 <sup>(注2)</sup>		
		5階以下の階	避難階の直上階の居室床面積	>400 m <sup>2</sup>	>200 m <sup>2</sup>
		下の階	その他の階の居室床面積	>200 m <sup>2</sup>	>100 m <sup>2</sup>

(注1) その階の居室床面積の合計が100 m<sup>2</sup>（主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の場合は200 m<sup>2</sup>）を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる屋外避難階段又は特別避難階段が設けられているもの等

(注2) (1)から(4)までに掲げる用途に供しない場合に限り、(注1)に該当する場合は、直通階段を1とすることができる。

## 第4 避難施設

### (2) 避難上有効なバルコニー等

建基令第 121 条の避難上有効なバルコニー，屋外通路その他のこれらに類するものは，次によること。

#### ① 避難上有効なバルコニーの構造（第 4 - 3 図参照）

ア バルコニーの位置は，直通階段の位置と概ね対称の位置とし，かつ，当該階の各部分と容易に連絡されていること。

イ バルコニーは，その 1 以上の側面が道路等又は幅員 75 cm 以上の敷地内の通路に面し，かつ，安全な場所に避難することができる手段が講じられていること。

※ 安全な場所に避難することができる手段とは，避難器具により地上への避難動線が確保されているものをいう。

なお，当該避難器具は，容易に取り外しができない固定タラップ，床埋設式避難ハッチ等の連続的な避難ができる設備をいう。

（福岡市確認申請の手引きによる）

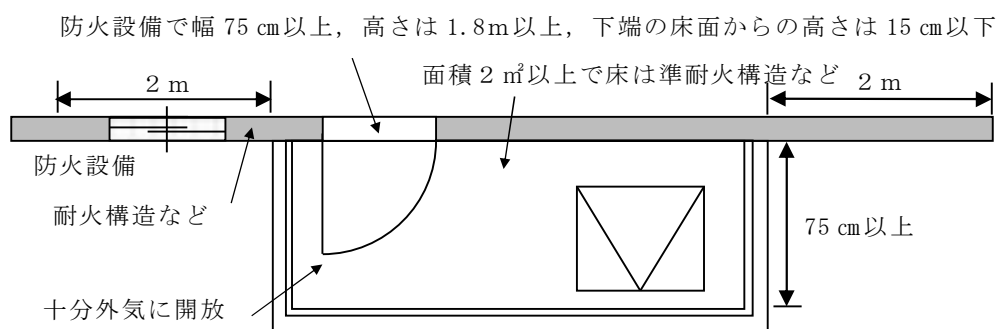
ウ バルコニー（共同住宅の住戸等に附属するものを除く。）の各部分から 2 m 以内にある当該建築物の外壁は耐火構造（準耐火建築物にあつては準耐火構造）とし，その部分に開口部がある場合には，その開口部に特定防火設備又は両面 20 分の防火設備（建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備をいう。以下同じ。）を設けること。

エ バルコニーの面積は， $2 \text{ m}^2$  以上（当該バルコニーから安全に避難する設備の部分を除く。）とし奥行き寸法は 75 cm 以上であること。

オ 屋内からバルコニーに通ずる出入口の戸の幅は 75 cm 以上，高さは 1.8 m 以上，下端の床面からの高さは 15 cm 以下であること。

カ バルコニーは十分外気に開放されていること。

キ バルコニーの床は，準耐火構造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものとし，かつ，構造耐力上安全なものとする。



第 4 - 3 図

#### ② 屋外通路の構造

ア 当該階の外壁面に沿って設けられ，直通階段の位置と概ね対称の位置で屋内と連絡されていること。

イ 当該階の各部分と容易に連絡されていること。

ウ 幅 60 cm 以上で，手すりその他の安全な場所に通じるものとする。

エ 通路の一端は、直通階段に連絡し、他端はタラップその他の避難上有効な手段により安全な場所に避難できる措置が講じられていること。

※ 直通階段が外壁に接して設けられていない場合又は通路を直通階段に連絡することが困難でやむを得ない場合等にあつては、両端に安全に避難することができる手段を講じたもの。

オ 屋内部分との区画，出入口の戸及び構造については，バルコニーの場合と同様にされていること。

③ その他これらに類するもの

下階の屋根，ひさし等（耐火構造のものに限る。）及び避難橋等で，①又は②で規定する避難上有効なバルコニー又は屋外通路と同等以上の避難上有効なものは，その他これらに類するものとみなす。

## 5 避難階段又は特別避難階段（第4-3表参照）

建基令第123条の避難階段及び特別避難階段は，次によること。

**第4-3表 避難階段を設けなければならない建築物**

	一般の建築物(注)		3階以上の階を，床面積の合計が1500㎡を超える物品販売業を営む店舗に供する建築物	
	地上階	地階	地上階	地階
避難階段又は特別避難階段とすべき直通階段	5階以上の階に通ずるもの	地下2階以下の階に通ずるもの	各階の売場および屋上広場に通ずる2以上もの	地下2階以下の階に通ずるもの
特別避難階段とすべき直通階段	15階以上の階に通ずるもの	地下3階以下の階に通ずるもの	① 5階以上の売場に通ずる1以上のもの ② 15階以上の売場に通ずるもの	地下3階以下の階に通ずるもの

(注) 以下に該当する場合は，設置を免除することができる。

- ① 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られた建築物で，5階以上の階の床面積の合計又は地下2階以下の階の床面積の合計が100㎡以下のもの。
- ② 主要構造部が耐火構造で，耐火構造の床，壁，特定防火設備で100㎡以内（共同住宅の住戸は200㎡）以内ごとに区画されたもの。

### (1) 屋内に設ける避難階段

#### ① 構造（第4-4図参照）

ア 階段室の壁の構造は，耐火構造とする。ただし，建基令第123条第1項第4号の開口部，第5号の窓，第6号の出入口の部分は除く。

イ 階段室の天井（天井がない場合にあつては，屋根）及び壁は，下地・仕上げともに不燃材料とする。

ウ 階段室には，採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設ける。

エ 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々1㎡以内で，鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし戸は除く。）は，階段室以外の開口部等から90cm以上離すか，又は50cm以上突出した準耐火構造又は耐火構造のそで壁・ひさし等を設ける。

## 第4 避難施設

オ 階段室の屋内に面する壁に開口部を設ける場合、その面積は各々  $1 \text{ m}^2$  以内の鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし戸とする。

カ 階段室の出入口には、防火設備で次の（ア）又は（イ）のいずれかに適合するものであること。

（ア） 面積  $3 \text{ m}^2$  以内の常時閉鎖式防火戸とすること。

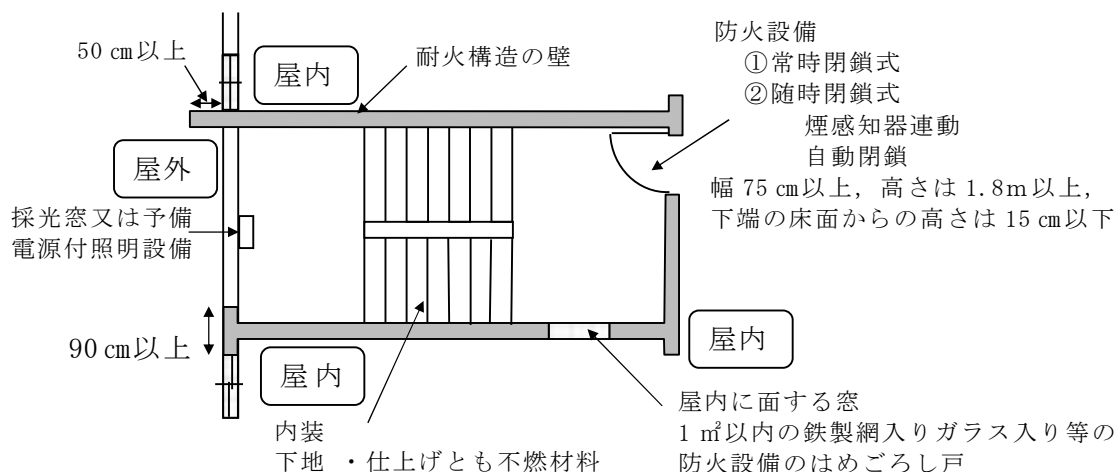
（イ） 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖式の防火戸とすること。

a 直接手で避難方向に開くことができ、かつ、手を放せば自動的に閉まる構造を有するもの。

b 幅は  $75 \text{ cm}$  以上、高さは  $1.8 \text{ m}$  以上、下端の床面からの高さは  $15 \text{ cm}$  以下であること。

c 随時閉鎖できる煙感知器又は熱煙複合式感知器連動の自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

キ 階段は、耐火構造として避難階まで直通させること。（鉄造も可）



第4-4図

### ② 階段室内に設けるエレベーターの出入口

階段室内には、エレベーターの出入口を設けないこと。ただし、すべての階でエレベーターの昇降路等の部分が他の部分と防火区画され、出入口が階段室内のみにある場合は、設けることができる。

### (2) 屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年消防庁告示第7号）の階段

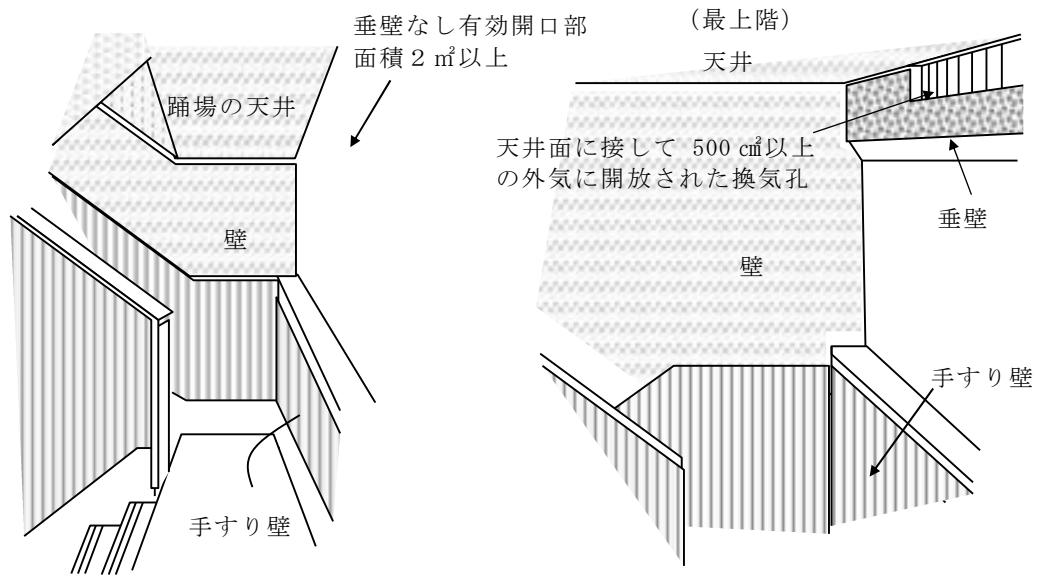
規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の屋内避難階段等の部分は、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部（窓は該当しない）で次の①及び②に該当するもの。

（第4-5図参照）

① 開口部の開口面積は、 $2 \text{ m}^2$  以上であること。

② 開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。

ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に  $500 \text{ cm}^3$  以上の外気に開放された排煙上有効な換気口を設けた場合は、この限りではない。



排煙上有効な開口部を有する屋内避難階段

第4-5図

(3) 屋外に設ける避難階段

① 構造 (第4-6図参照)

ア 階段から2m未満には階段への出入口以外の開口部 (開口面積が各々1㎡以内で、鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし戸は除く。)を設けないこと。(ただし、1㎡以内の鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし窓は可)

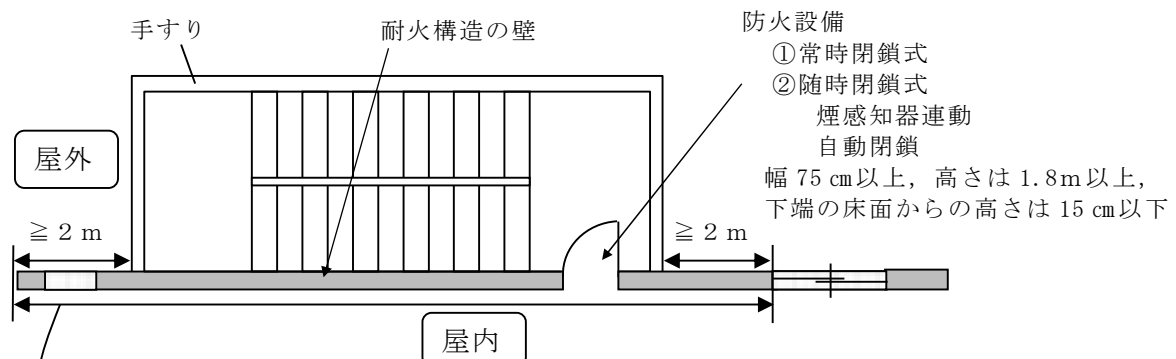
イ 階段への出入口の戸は、(1).①.カの防火設備を設けること。

ウ 階段は、耐火構造として地上まで直通すること。(鉄造も可)

エ 階段の開放性は、各階において開放性は階段周長の1/2以上が直接外気に有効に開放されていること。(開放率は75%以上とする。)

オ 手すりの高さは、踊場部分は1.1m以上とすること。

なお、階段部分の手すりは、転落防止のため90cm以上とすること。



この範囲内の出入口以外の開口部は禁止  
(ただし、1㎡以内の鉄製網入りガラス入り等ののはめごろし戸は可。)

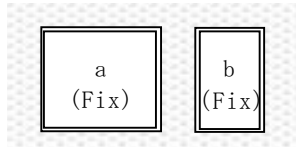
第4-6図

## 第4 避難施設

### ② 2 m未満の距離に設けるはめごろし窓の取扱い

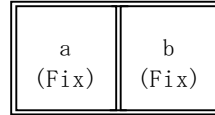
屋外避難階段から2 m未満の距離の範囲に1 m<sup>2</sup>以内の鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし戸を連続して設置する場合、当該はめごろし戸相互間の部分は耐火構造の壁で区切られるものとし、単に窓枠等で区切られた場合は窓枠相互で区切った面積の合計が1 m<sup>2</sup>を超えることはできない。(第4-7図参照)

ア



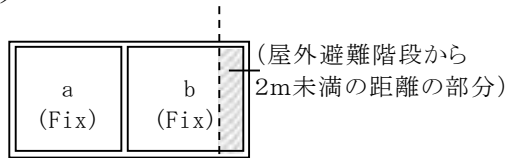
a, b 各々1 m<sup>2</sup>以内であれば認められる。  
(耐火構造の壁で相互が隔てられている。)

イ



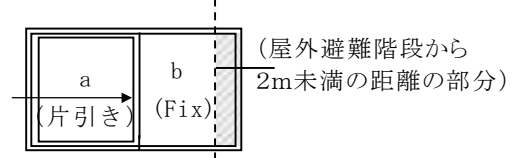
a と b の合計が1 m<sup>2</sup>以内であれば認められる。  
(開口部の窓枠などの区切りでは別の開口部として認められない。)

ウ



a と b の合計が1 m<sup>2</sup>を超える場合は認められない。

エ



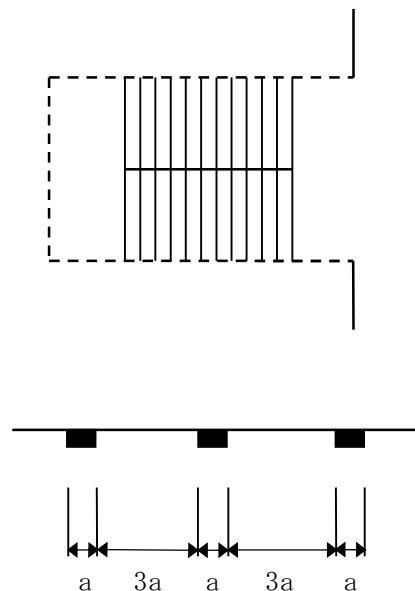
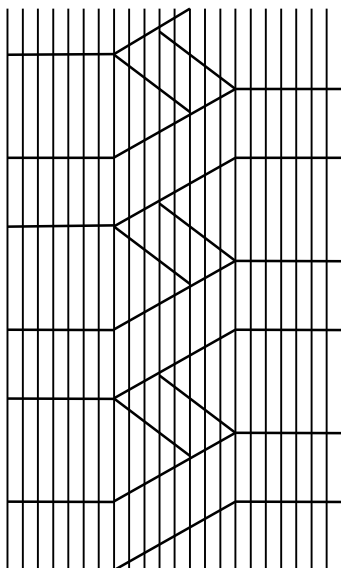
a と b の合計が1 m<sup>2</sup>以内であっても a の開口部がはめごろしの構造となっていないので認められない。

第4-7図

### ③ 手すり、格子等の取り扱い(福岡市確認申請の手引きによる)

屋外避難階段に手すり、格子等が設置されている場合は、当該部分の見付面積の3/4以上の空隙があれば、開放されているものとして取り扱う。

(第4-8図参照)



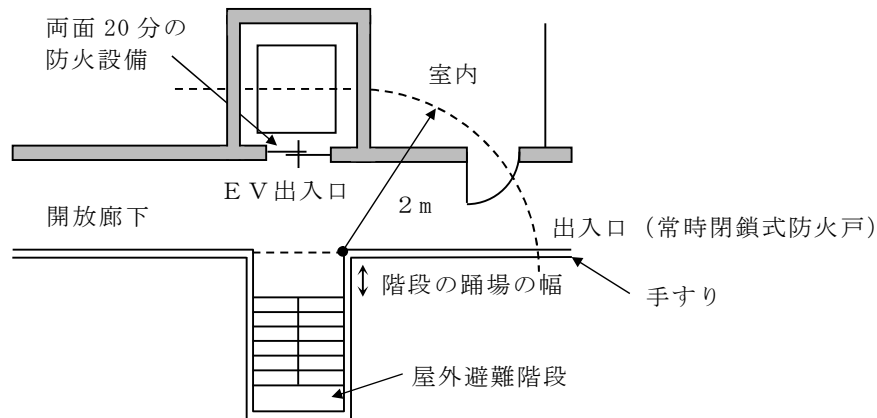
第4-8図



## ④ エレベーターの出入口との関係

屋外避難階段から2 m未満の距離の範囲であっても、十分外気に開放されている場合には、その部分にエレベーターの出入口を設置することができる。

なお、エレベーターの昇降路の戸は、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とする必要がある。(第4-9図参照)



第4-9図

## (4) 特別避難階段

## ① 構造(第4-10図参照)

ア 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。

イ 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件」(平成28年国土交通省告示第696号)

ウ 階段室、バルコニー及び付室は、カの開口部、クの窓又はコの出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

エ 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、下地及び仕上げを不燃材料とすること。

オ 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

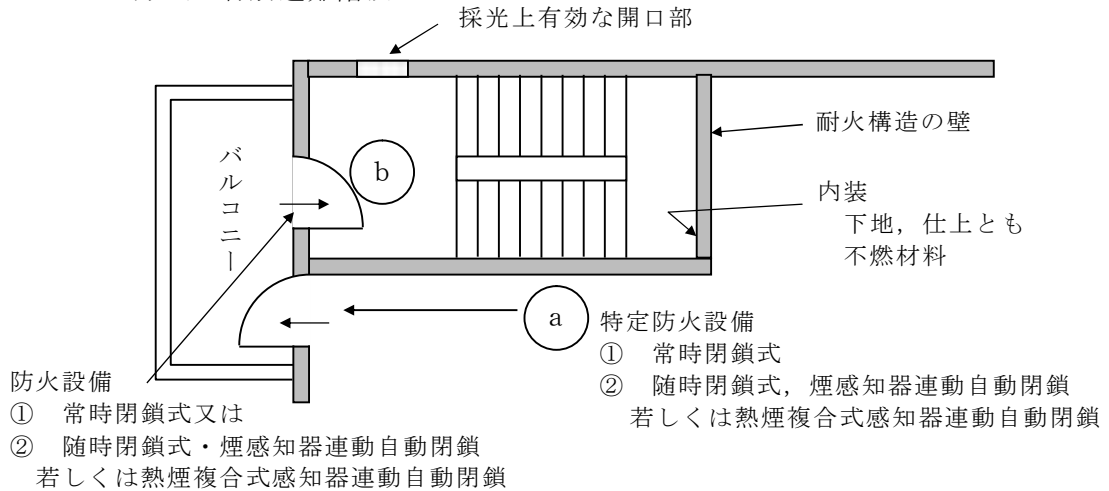
カ 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積が各々1 m<sup>2</sup>以内で、鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし戸は除く。)は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部及び壁、屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から90 cm以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、「防火区画に接する外壁(スパンドレル)」第2章第2節第3.3に適合する場合は、この限りではない。

キ 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。

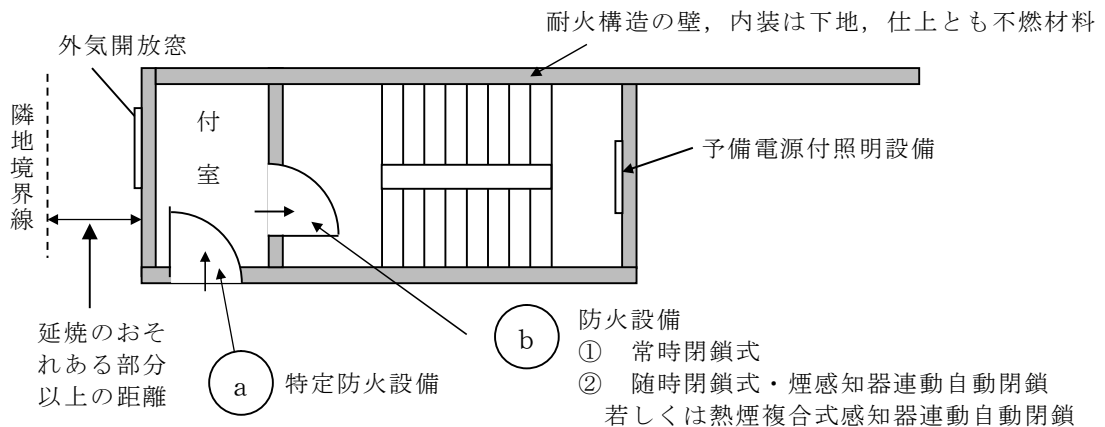
## 第4 避難施設

- ク 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合には、はめごろし戸を設けること。
- ケ バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部は設けないこと。
- コ 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には防火設備を設け、いずれも(1)・①・カによること。
- サ 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通とすること。
- シ 15階以上の各階又は地下3階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積の合計は、その階の居室床面積に $\frac{3}{100}$ （建基法別表第一（い）欄（一）項又は（四）項に掲げる用途の居室にあっては $\frac{8}{100}$ ）を乗じたものの合計以上とすること。

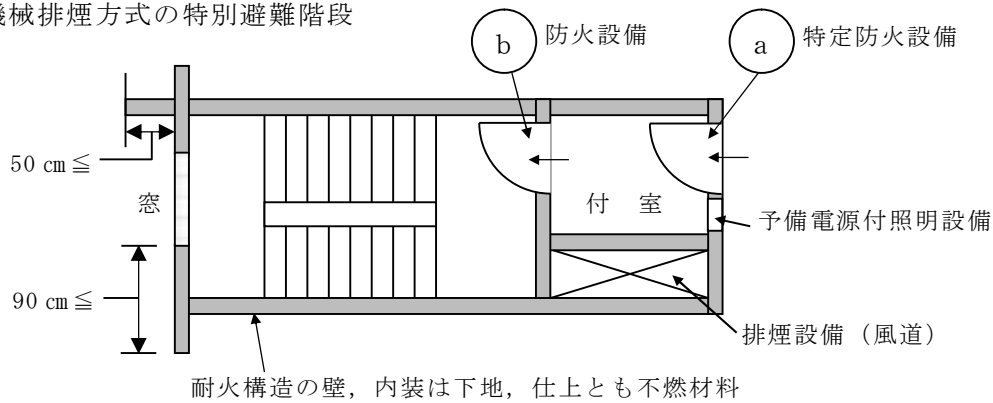
バルコニー方式の特別避難階段



自然排煙方式の特別避難階段

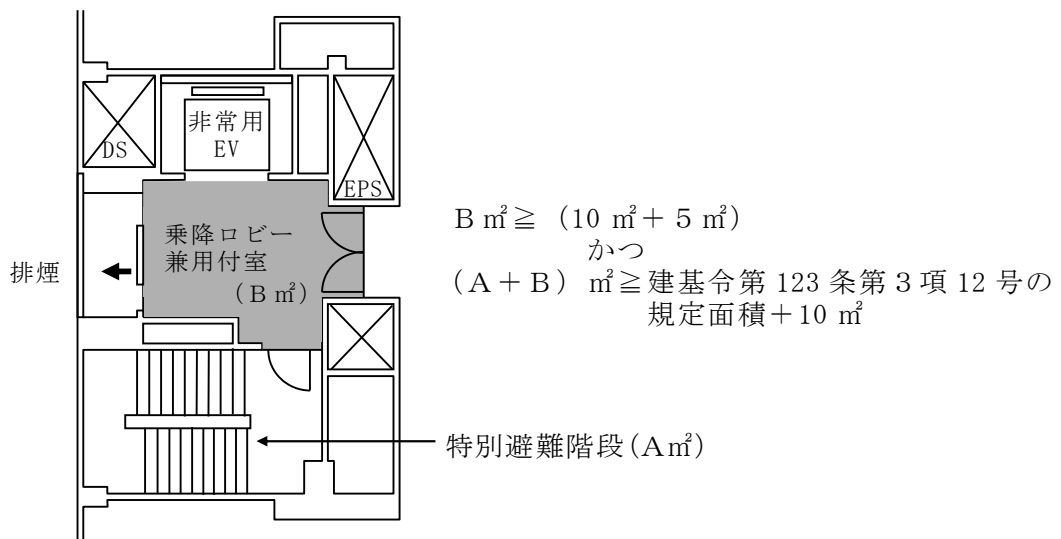


機械排煙方式の特別避難階段



第4-10図

- ② 特別避難階段のバルコニー又は付室の床面積  
 特別避難階段のバルコニー又は付室の床面積については、5 m<sup>2</sup>以上とすること。
- ③ 非常用エレベーターの乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用する場合の必要床面積は、次によること。
- ア 非常用エレベーターの乗降ロビーの必要床面積（1基について10 m<sup>2</sup>）と特別避難階段の付室の必要床面積（概ね5 m<sup>2</sup>）との合算した面積（15 m<sup>2</sup>）以上とすること。
- イ 建基令第123条第3項第12号の規定により算定される特別避難階段の階段室及び付室の床面積の合計に、非常用エレベーターの乗降ロビーの必要床面積を合算した面積以上とすること。（第4-11図参照）



第4-11図

## 6 屋外への出口

建基令第125条に定める避難階の屋外への出口は、回転扉としないこと。

## 第4 避難施設

### 7 その他

- (1) 建基令第126条第2項の規定による屋上広場を設ける百貨店等は、第2章第3節第2【参考】3.(3)により指導すること。
- (2) 建基令第120条の居室等の歩行距離は、火災時等の避難を想定したものであるから、室内の間仕切り、家具等を考慮したものとする必要がある。
- (3) 避難経路となる通路や階段等の壁及び天井には、避難上障害となる鏡等を設けないこと。
- (4) 直通階段が避難階において上層と下層のいずれにも連なる場合の避難階の階段室内には、その旨の表示（避難口誘導灯、誘導標識）をしておくこと。☞
- (5) 避難通路等には、避難の障害となるような段差等を設けないこと。
- (6) その他避難通路等の取扱いは、条例第5章によること。

## 【参考】 関係条文

建 基 法	建 基 令	告 示
第 35 条 (特殊建築物等の避難及び 消火に関する技術的基準)	第 116 条の 2 (窓その他の開口部を有しない居室 等) 第 117 条 (適用の範囲) 第 118 条 (客席からの出口の戸) 第 119 条 (廊下の幅) 第 120 条 (直通階段の設置) 第 121 条 (2 以上の直通階段を設ける場合) 第 121 条の 2 (屋外階段の構造) 第 122 条 (避難階段の設置)	「通常の火災時において相互に火 熱又は煙若しくはガスによる防火 上有害な影響を及ぼさない構造方 法を定める件」(平成 28 年国土交 通省告示第 695 号)
	第 123 条 (避難階段及び特別避難階段の構造)	「特別避難階段の階段室又は附室 の構造方法を定める件」(平成 28 年国土交通省告示第 696 号)
	第 123 条の 2 (共同住宅の住戸の床面積の算定等) 第 124 条 (物品販売業を営む店舗における避 難階段等の幅) 第 125 条 (屋外への出口) 第 125 条の 2 (屋外への出入口等の施錠装置の構 造等) 第 126 条 (屋上広場等)	
第 36 条 (この章の規定を実施し、 又は補足するため必要な技 術的基準)	第 23 条 (階段及びその踊場の幅並びに階段 のけあげ及び踏面の寸法) 第 24 条 (踊場の位置及び踏幅) 第 25 条 (階段等の手すり等) 第 26 条 (階段に代わる傾斜路) 第 27 条 (特殊の用途に専用する階段)	「建築基準法施行令第 23 条第 1 項 の規定に適合する階段と同等以上 に昇降を安全に行うことができる 階段の構造方法を定める件」(平 成 26 年国土交通省告示第 709 号)

#### 第4 避難施設

<p>建基市条例</p> <p>第8条 (劇場等の屋外への出口)</p> <p>第9条 (劇場等の直通階段)</p> <p>第10条 (劇場等の避難階段等)</p> <p>第11条 (劇場等の用途に供する部分への準用)</p> <p>第12条 (劇場等の用途に供する部分における直通階段の共用)</p> <p>第13条 (劇場等の避難階における避難経路)</p> <p>第14条 (劇場等の廊下)</p> <p>第15条 (劇場等の客席からの出口)</p> <p>第18条 (マーケット等の通路)</p> <p>第19条 (木造の共同住宅等の出口)</p>	<p>「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく告示」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)</p> <p>福岡市福祉のまちづくり条例 (平成10年福岡市条例第9号)</p> <p>福岡市福祉のまちづくり条例施行規則 (平成10年福岡市規則第93号)</p> <p>条例 第5章(避難及び防火の管理等)</p>
--	--



## 第5 建築排煙

### 1 排煙設備を設置すべき建築物又は居室

建基令第126条の2第1項の規定により排煙設備を設置すべき建築物又は居室は、次のとおりとする。

- (1) 延べ面積が500㎡を超える建基法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する建築物（以下「特殊建築物」という。）のうち(1)項から(4)項のもの
- (2) 階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物（建築物の高さが31m以下の部分にある居室で、床面積100㎡以内ごとに、間仕切壁、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの（以下「防煙壁」という。）によって区画されたものを除く。）
- (3) 建基令第116条の2第1項第2号に該当する排煙上無窓である居室
- (4) 延べ面積が1000㎡を超える建築物の居室で、その床面積が200㎡を超えるもの（建築物の高さが31m以下の部分にある居室で、床面積100㎡以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く。）

### 2 排煙設備の設置を免除できる建築物及びその部分

前1各号の建築物又は居室の排煙設備の設置を免除される条件は、次のとおりとする。

- (1) 建基法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、準耐火構造の床若しくは壁又は建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画された部分で、その床面積が100㎡（共同住宅の住戸にあっては、200㎡）以内のもの
- (2) 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場（以下「学校等」という。）  
ただし、利用形態が遊技場その他の用途部分と一体に利用されるものや観覧席を設けて観覧場として利用するなど、幅広い利用をする場合は、原則として排煙設備を設けること。
- (3) 階段の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）その他①から④に該当する建築物の部分
  - ① シャフト、ダクトスペース、パイプスペース、エレトリックパイプスペース
  - ② 自走式駐車場で、スロープ部分と駐車場部分とが防火・防煙シャッター等で防火区画されている場合のスロープ部分
  - ③ 洗面所、便所
  - ④ 倉庫（内装を不燃材料でしたもので付属した小規模なもの）、更衣室（内装を不燃材料でし、スチール製ロッカーを使用のもの）、機械室、電気室等
- (4) 機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたもの、その他これらと同等以上に火災のおそれの少ない構造のもの



なお、「その他これらに類する用途に供する建築物」には、生鮮食料品の卸売市場などが該当する。ただし、これに附属する事務所、車庫等の部分は該当しない。

また、機械式駐車場や立体駐車場等の無人の駐車施設で単独で設置されるものは、これに該当する。

- (5) 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定めるもの「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分」(平成12年建設省告示第1436号)
- (6) 監獄法(明治41年法律第28号)に規定する監獄、少年院法(昭和23年法律第169号)に規定する少年院及び少年鑑別所並びに婦人補導院法(昭和33年法律第17号)に規定する婦人補導院に設ける居房棟で、次の各号に該当するものについては、建基令第126条の3の規定による排煙設備を設けないことができる。
- ① 主要構造部は、耐火構造とすること。
  - ② 居房は、床面積50㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備、両面20分の防火設備若しくは開口面積の小さい監視用のガラスを設けた鉄製の戸で区画すること。
  - ③ 居房及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分の仕上げは不燃材料とすること。

「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙  
又はガスの降下が生じない建築物の部分」

(平成12年建設省告示第1436号)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条の2第1項第五号の規定に基づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分の部分を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第126条の2第1項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分

イ 令第126条の3第1項第一号から第三号まで、第七号から第十号まで及び第十二号に定める基準

ロ 当該排煙設備は、1の防煙区画部分(令第126条の3第1項第三号に規定する防煙区画部分をいう。以下同じ。)にのみ設置されるものであること。

ハ 排煙口は、常時開放状態を保持する構造のものであること。

ニ 排煙機を用いた排煙設備にあつては、手動始動装置を設け、当該装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から80cm以上1.5m以下の高さの位置に、天井からつり下げて設ける場合においては床面からおおむね1.8mの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

- 二 令第 112 条第 1 項第一号に掲げる建築物の部分(令第 126 条の 2 第 1 項第二号および第四号に該当するものを除く。)で、次に掲げる基準に適合するもの
  - イ 令第 126 条の 3 第 1 項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる基準
    - ロ 防煙壁(令第 126 条の 2 第 1 項に規定する防煙壁をいう。以下同じ。)によって区画されていること。
    - ハ 天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)の高さが 3 m 以上であること。
    - ニ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしてあること。
    - ホ 排煙機を設けた排煙設備にあっては、当該排煙機は、1 分間に 500 m<sup>3</sup>以上で、かつ、防煙区画部分の床面積(2 以上の防煙区画部分に係る場合にあっては、それらの床面積の合計)1 m<sup>2</sup>につき 1 m<sup>3</sup>以上の空気を排出する能力を有するものであること。
- 三 次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分(天井の高さが 3 m 以上のものに限る。)
  - イ 令第 126 条の 3 第 1 項各号(第三号中排煙口の壁における位置に関する規定を除く。)に掲げる基準
    - ロ 排煙口が、床面からの高さが、2.1m 以上で、かつ、天井(天井のない場合においては、屋根)の高さの 1/2 以上の壁の部分に設けられていること。
    - ハ 排煙口が、当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の下端より上方に設けられていること。
    - ニ 排煙口が、排煙上、有効な構造のものであること。
- 四 次のイからニまでのいずれかに該当する建築物の部分
  - イ 階数が 2 以下で、延面積が 200 m<sup>2</sup>以下の住宅又は床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以下の長屋の住戸の居室で、当該居室の床面積の 1/20 以上の換気上有効な窓その他の開口部を有するもの
  - ロ 避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分(当該基準に適合する当該階の部分(以下「適合部分」と言う。)以外の建築物の部分の全てが令第 126 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれか、前各号に掲げるもののいずれか若しくはイ及びハからホまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第 2 項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。)
    - (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)別表第 1 (イ)欄に掲げる用途以外の用途又は児童福祉施設等(令第 115 条の 3 第 1 項第一号に規定する児童福祉施設等をいい、入所する者の使用するものを除く。)、博物館、美術館若しくは図書館の用途に供するものであること。
    - (2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等(屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。)(当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。)その他

当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。

ハ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 27 条第 3 項第二号の危険物の貯蔵場又は処理場，自動車車庫，通信機械室，繊維工場その他これらに類する建築物の部分で，法令の規定に基づき，不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの

ニ 高さ 31m 以下の建築物の部分（法別表第 1（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で，地階に存するものを除く。）で，室（居室を除く。次号において同じ。）にあっては（1）又は（2）に，居室にあっては（3）又は（4）に該当するもの

（1） 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし，かつ，屋外に面する開口部以外の開口部のうち，居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備で令第 112 条第 19 項第 1 号に規定する構造であるものを，それ以外のものに戸又は扉を，それぞれ設けたもの

（2） 床面積が 100 m<sup>2</sup> 以下で，令第 126 条の 2 第 1 項に掲げる防煙壁により区画されたもの

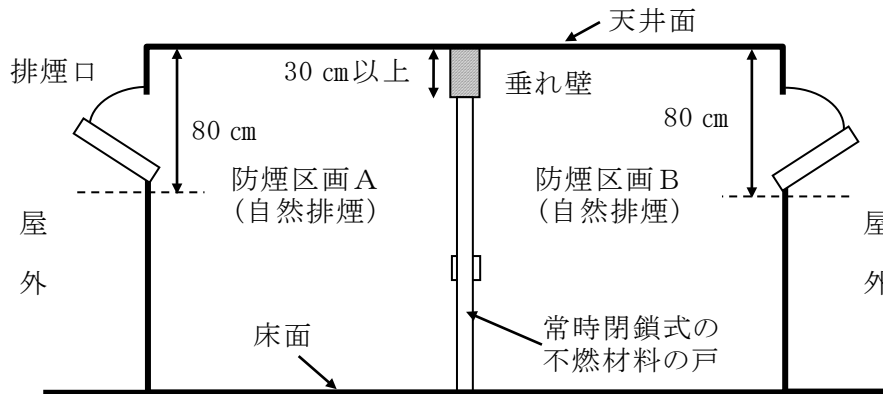
（3） 床面積 100 m<sup>2</sup> 以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備で令第 112 条第 19 項第 1 号に規定する構造であるものによって区画され，かつ，壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

（4） 床面積が 100 m<sup>2</sup> 以下で，壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし，かつ，その下地を不燃材料で造ったもの

ホ 高さ 31m を超える建築物の床面積 100 m<sup>2</sup> 以下の室で，耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第 9 号の 2 に規定する防火設備で令第 112 条第 19 項第 1 号に規定する構造であるもので区画され，かつ，壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

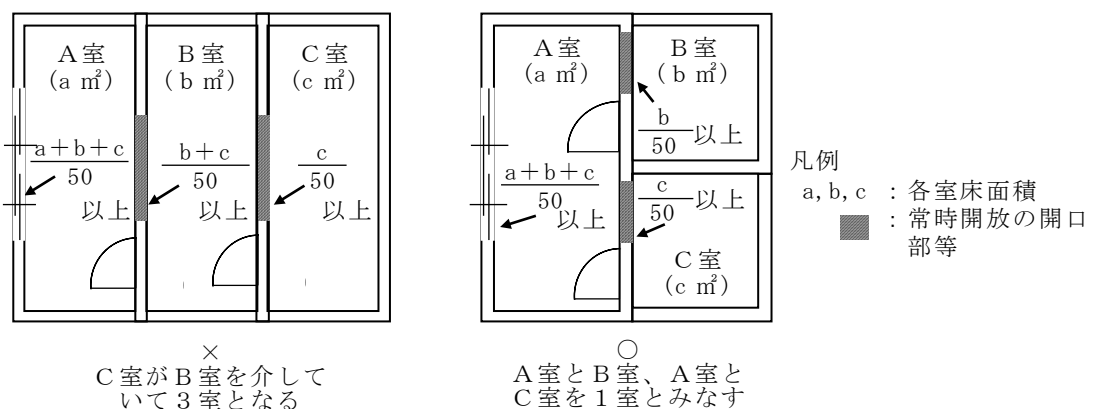
### 3 防煙区画

- （1） 防煙区画は，可能な限り単純な形状とすること。☞
- （2） 避難経路又は消防隊が進入する廊下若しくは通路と居室（火災発生・拡大する危険性のないものを除く。）を同一の防煙区画としないこと。☞
- （3） 防煙区画の防煙壁は 50 cm 以上の突出しが必要であるが，常時閉鎖式又は煙感知器連動の不燃材料の戸を設けた開口部上部の垂れ壁はこれを防煙壁に替わるものとみなし，突出しを 30 cm 以上とすることができる。（第 5 - 1 図参照）



第5-1図

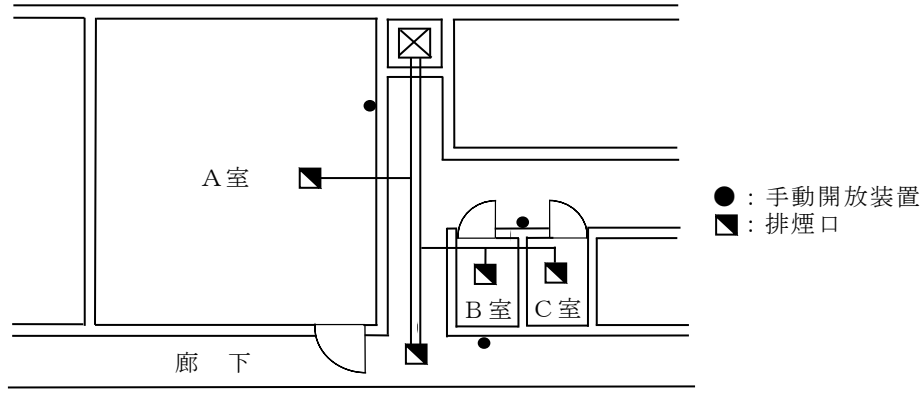
- (4) 防煙区画を防煙壁で形成する場合、隣接する区画の排煙方式は同じものとする。
- (5) 自然排煙方式の防煙区画部分と機械排煙方式の防煙区画部分とが接する場合、接する部分の区画方法は防煙壁による区画とせず、完全な間仕切壁による区画とすること。この場合の区画に設ける戸は、常時閉鎖式又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものとする。
- (6) 間仕切り壁の上部が排煙上有効に開放されている場合の2室については、原則として、同一防煙区画とみなすものとする。「排煙上有効に開放されている場合」は、次の条件を満たすものであること。(第5-2図参照)
- ① 間仕切り壁の上部で天井面から50 cm下方までの部分が常時開放されていること。
  - ② 当該開放部分の面積がそれぞれ排煙を負担する床面積の50分の1以上であること。



第5-2図

- (7) 機械排煙で、大小の防煙区画が混在する場合は、次のいずれかによること。
- ① 2～3の防煙区画を同時開放し、過大な風量による負圧が生じないようにすること。この場合、同時開放できる防煙区画面積は、500 m<sup>2</sup>以下とし、手動開放装置（開放表示ランプ付）は該当する区画の全ての排煙口を開放することができること。(第5-3図参照)
  - ② 排煙方式を天井チャンバー方式とし、大小の防煙区画を統合すること。

- ③ 小区画の部屋は、平成12年建設省告示第1436号による排煙免除規定を適用すること。

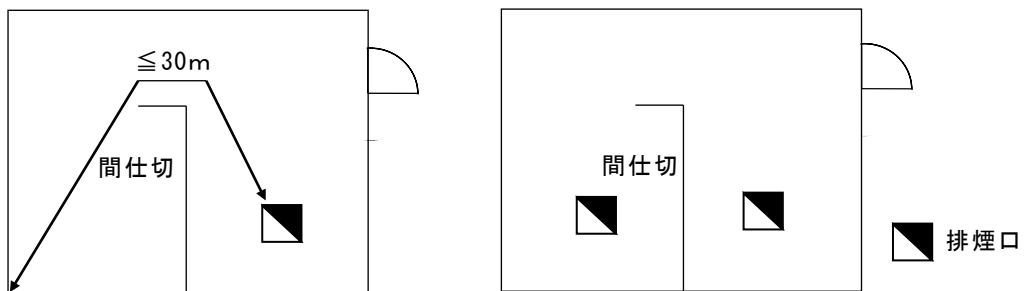


- 1 A・B・Cの排煙口は同時開放(廊下の排煙口と連動しないこと)
- 2 排煙機の能力は、最大区画の2倍以上の排煙量が必要であるため、 $A \times 2 = 400\text{m}^2 \times 2\text{m}^3/\text{min} \cdot \text{m}^2 = 800\text{m}^3/\text{min}$ 以上必要である。

第5-3図

#### 4 排煙口

- (1) 排煙口は、防煙区画の各部分から水平距離30m以下になるように設けること。
- (2) 排煙口は、避難方向と煙の流れ方向とが反対になるように配置すること。  
なお、廊下にあっては、付室や階段から離れた位置に設けること。
- (3) 防煙区画の形状が複雑な場合やL字型で長い廊下の場合、平面が矩形になるように仮に分割し、それぞれに排煙口を設置し、連動させること。(第5-4図参照)



第5-4図

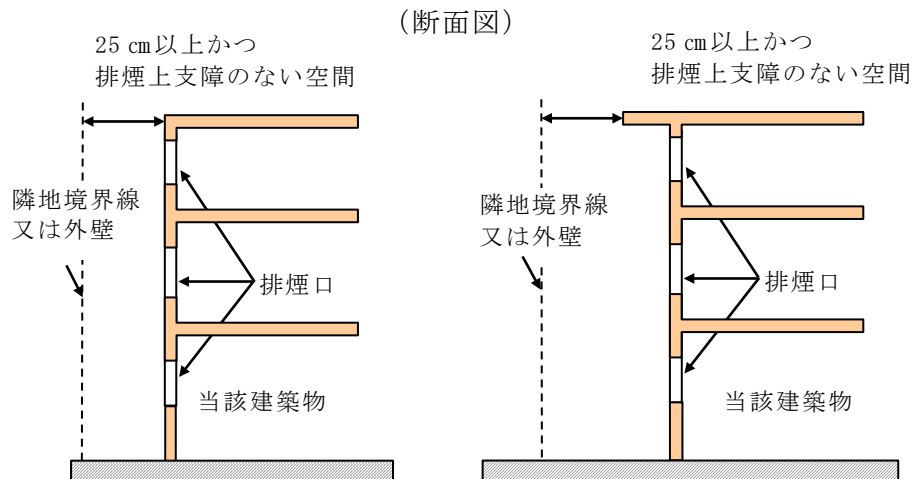
- (4) 自然排煙口の開閉方式は、引き違い、回転、開き(両・片開き)、外倒し等の排煙効率の高いものとする。
- (5) 自然排煙口に近接した位置にシャッター、又は二重サッシを設ける場合は、次の方法により排煙上有効な開口部として取り扱うこととする。
  - ① シャッターは、排煙上有効な開口部のあるリングシャッター等とする。
  - ② 高窓の場合は、排煙口と内側に設ける二重サッシが手動開放装置で連動して開放され、かつ、保持されること。
  - ③ はきだし及び腰壁上の窓の場合は、排煙口と内側に設ける二重サッシが日常的に使用でき、かつ、排煙上支障がないこと。

(6) 自然排煙口の設置位置と外部空間との関係の取り扱いについては、次によること。

① 自然排煙口は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物等より有効で 25 cm 以上確保され、かつ、排煙上支障のない空間とすること。(第 5-5 図参照)

なお、「排煙上支障のない空間」とは、排煙量が最大となる階の有効開口部の合計面積以上を確保した空間とする。

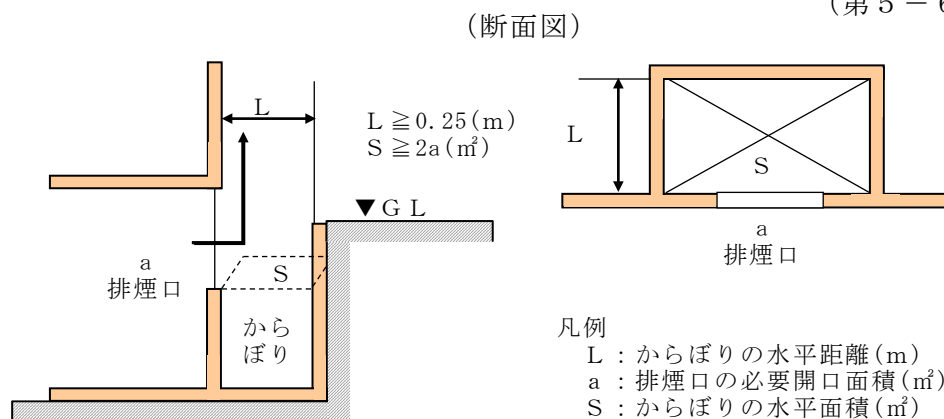
また、底が設けられている場合にあつては、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物等から底までの距離を、有効 25 cm 以上確保すること。



第 5-5 図

② からぼり（ドライエリア）に面する場合にあつては、当該防煙区画のからぼりに面する壁から、からぼりの周壁までの水平距離が 25 cm 以上あり、かつ、からぼりの水平面積は、排煙口の必要開口面積の 2 倍以上であること。

(第 5-6 図参照)

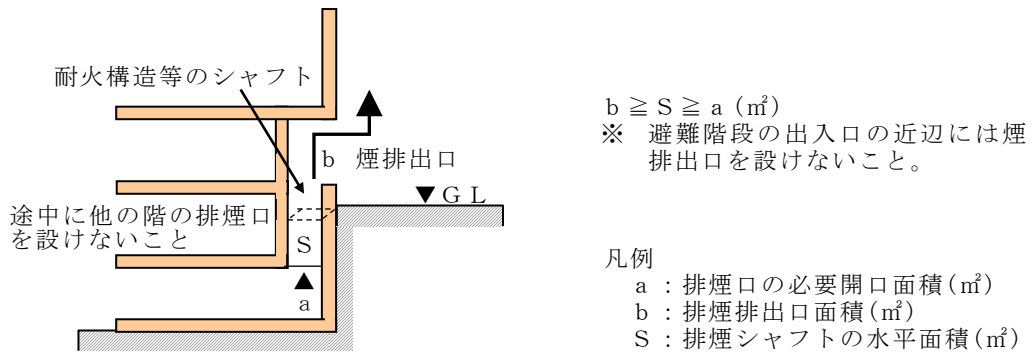


第 5-6 図

③ 排煙シャフトの場合、排煙シャフト面積、排煙出口面積は、排煙に必要な面積以上であること。

なお、排煙シャフトは耐火構造等とし、かつ、防煙区画ごとに設けること。

(第 5-7 図参照)



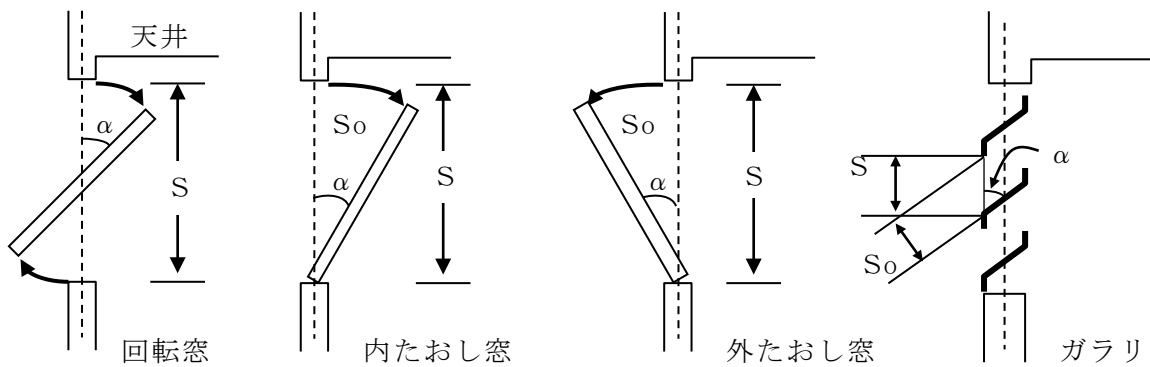
第5-7図

(7) 回転窓等の有効排煙開口面積は、次により求めること。(第5-8図参照)

$$90^\circ \geq \alpha \geq 45^\circ \text{ の場合 } S_o = S$$

$$45^\circ > \alpha > 0^\circ \text{ の場合 } S_o = S \times \frac{\alpha}{45^\circ}$$

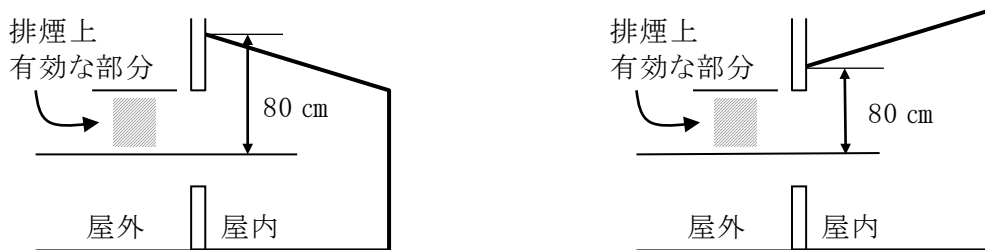
$S_o$  : 有効排煙開口面積       $S$  : 開口部面積       $\alpha$  : 回転角度



(注) いずれも天井面から下方へ80cm以内にある部分とする。

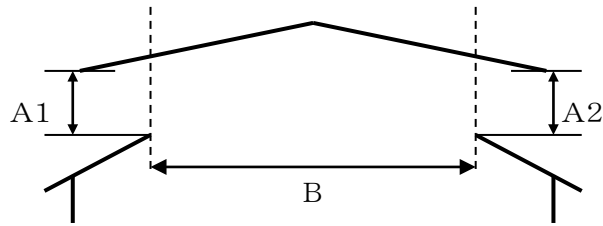
第5-8図

(8) 天井の高さが異なる場合の自然排煙口の排煙上有効な部分は第5-9図の例によること。



第5-9図

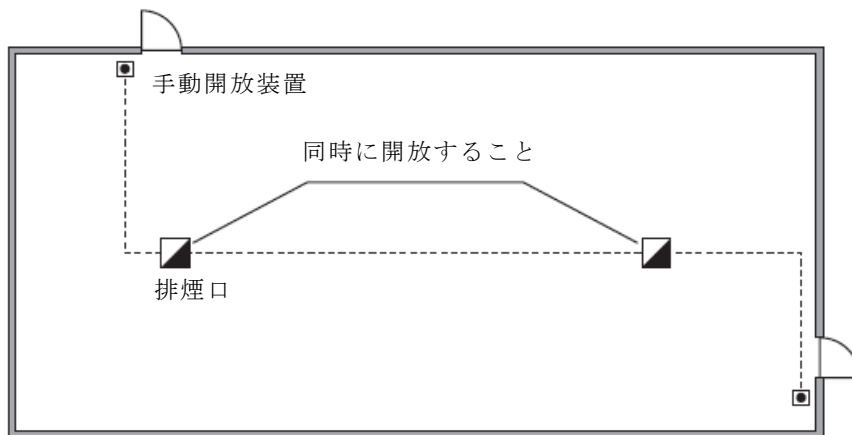
(9) 越屋根で排煙する場合、 $(A_1 + A_2)$  又はBのうち小さい方を有効排煙開口面積とすること。(第5-10図参照)



第5-10図

## 5 手動開放装置

- (1) 操作部は、壁に設けるものにあつては床面からの高さが 0.8m以上 1.5m以下、天井から吊り下げて設けるものにあつては、床面からの高さがおおむね 1.8mの位置とすること。
- (2) 手動開放装置の使用方法等を表示すること。
- (3) 設置位置は、原則として当該防煙区画内に設けること。
- (4) 単一動作ができること。(レバーを引く、釦を押す、チェーンを引く等)
- (5) 電気式による場合は、予備電源が必要であること。
- (6) 開放時にフック棒又はハンドル等を必要とする場合は、取り外しのできないものを設けること。
- (7) 機械排煙方式で一防煙区画内に2以上の排煙口がある場合、各排煙口に手動開放装置を設け、一の手動開放装置の操作によって当該防煙区画内の排煙口はすべて開放すること。(第5-11図参照)



第5-11図

- (8) 駐車の用に供する部分が地階に存する場合、当該部分に設置される排煙設備の起動は、当該排煙区画の直近で容易に行えらるとともに、防災センター等から遠隔操作できるものとする。☞

## 6 排煙風道

- (1) 排煙風道は、原則として、亜鉛鉄板又は鋼板製とすること。  
ただし、気密性を十分に保つことができることが確認できる場合にあつては、コンクリート等その他の材料で同等あるいはそれ以上とみなされる性能を有する材料とすることができる。

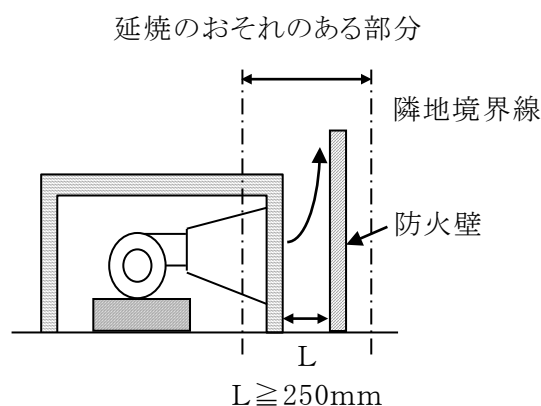


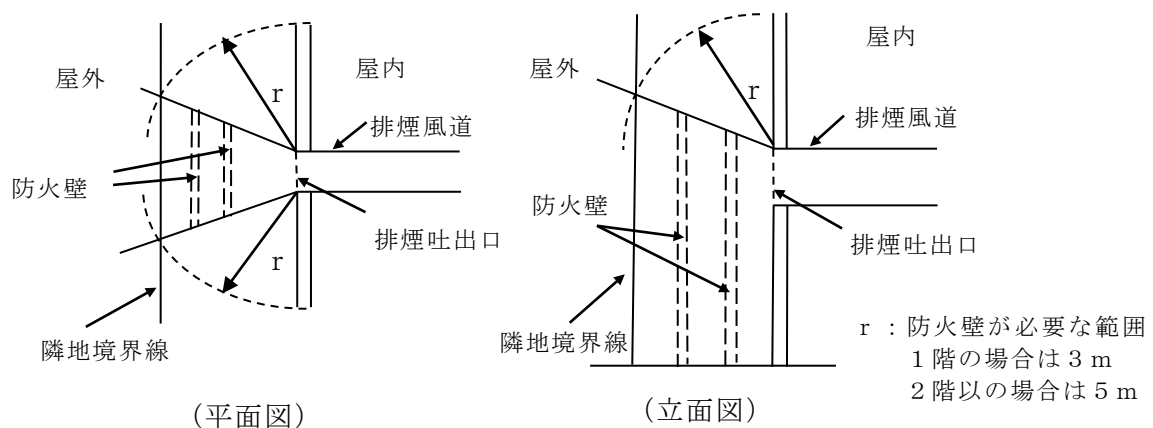
- (2) 縦ダクトは原則として、コンクリート等の耐火構造で防火区画されたシャフト内に納めること。
- (3) 排煙ダクトが上下階にわたる場合、排煙主ダクトは、防火区画をしたダクトスペース内に設けること。  
 なお、ダクトスペースの防火区画を貫通する排煙分岐ダクトには、溶解温度 280℃の温度ヒューズ付き防火ダンパー（HFD）を設け、溶解温度を表示すること。
- (4) (3)の防火ダンパーは貫通する壁、床又はその直近に設け、主要構造部に取り付けること。
- (5) 排煙風道は、天井裏、床裏等の隠ぺい部分はロックウール（JIS A 9504、厚さ 25 mm以上）で断熱処理を施すこと。  
 なお、露出部分で木材、ケーブル、冷媒管等の可燃材料と 15 cm以上離隔距離が確保できない場合も断熱処理を行うこと。（建基令第 126 条の 3 第 7 号）
- (6) 排煙風道の断熱材にグラスウール（JIS A 9504、厚さ 25 mm以上）を使用する場合は、密度が 24 kg/m<sup>3</sup>以上のものとする。

## 7 排煙機

- (1) 排煙機の容量は、風道等の流路抵抗及び漏気量を考慮したものであること。
- (2) 排煙機は、当該排煙機に係る最上階の排煙口よりも上部に設けること。
- (3) 排煙機は、保守点検が容易に行える場所に設けること。
- (4) 排煙機の吐出側には長い風道を接続しないこと。
- (5) 排煙出口の位置、構造は、排出した煙が窓等から再び建築物内に流入しないようにすること。
- (6) 排煙機は、屋内に設ける場合は、他の部分と防火区画された室に設けること。
- (7) 排煙機は、屋外に設ける場合は、原則として延焼のおそれのある部分以外に設けること。  
 なお、やむを得ず延焼のおそれのある部分に設ける場合は、防火壁を設置する等の措置を講じること。
- (8) 排煙機と空調機との兼用は原則として認められないものであること。

（第 5 - 12 図参照）





第5-12図

## 8 予備電源等

建築法令上、予備電源として位置づけられている自家用発電装置や蓄電池設備に関する具体的な基準がないため、次のいずれかによることができる。

- (1) 消防法令の基準に適合する自家発電設備又は蓄電池設備を設けること。

なお、消防法令の基準に適合する非常電源専用受電設備は、建築法令に適合する予備電源には該当しない。

- (2) 排煙機の常用電源が断たれた場合の駆動をディーゼルエンジンによる方式のものについては、建基令第126条の3第10号に規定する電源を要する機構とは解されないので予備電源を設置する必要はない。

ただし、次の要件を満たすこと。

- ① 常用電源が断たれた場合に、電動機を始動するための蓄電池等を設けること。
- ② ディーゼルエンジンの燃料は、当該建築物の他の部分から防火上安全に区画されていること。
- ③ ディーゼルエンジンは、排煙ファン及び排煙ダクトからの熱伝導又は熱輻射から十分熱絶縁又は熱遮へいされていること。
- ④ 屋外に設置されるディーゼルエンジンその他機構上重要な機器は、雨水、塵埃その他から保護すること。
- ⑤ 潤滑機構及び給気機構の加熱又は冷却装置を設けるなど、冬期又は夏期の機能低下を防止する措置を講じること。
- ⑥ 屋内に設置する場合は、設置場所に自然換気等の有効な換気設備を設けること。
- ⑦ 電気配線は、他の電気回路（電源に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が容易に電源を遮断することのできる開閉器を設けないこと。

## 9 特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙設備

付室及び乗降ロビーに設ける排煙設備は、次によること。

- (1) 避難、救助活動等を考慮して、廊下や居室等に設ける排煙設備とは、系統を別にすること。

なお、2以上の特別避難階段や非常用エレベーターを設ける場合にあっては、当該特別避難階段、非常用エレベーターごとに系統を別々にし、独立して設けること。

- (2) 排煙口は、風等により閉鎖するおそれのない構造とすること。
- (3) 排煙機を設ける場合の排煙口は、屋内から付室又は乗降ロビーに通じる出入口に近い位置に設けること。
- (4) 窓及び排煙口は、開放した場合に消火活動上又は避難上支障とならないものであること。
- (5) 付室及び乗降ロビーは防火区画され、当該区画部分を貫通する箇所には、消防法上の消火活動拠点等により設けてはならない場合を除き、原則として温度ヒューズ付き防火ダンパー（HFD）を設けること。
- (6) 避難上及び消火・救助活動上、重要な安全部分でなければならないため、窓等による自然排煙設備であっても、防災センターで作動状態の監視ができるものとする

## 10 配線

排煙設備に用いる配線は耐熱性能のあるものとする。こと。（昭和44年建設省告示第1730号，昭和45年建設省告示第1829号，平成28年国土交通省告示第696号，平成28年国交省告示第697号）

**【参考】 建築， 消防排煙設備比較表  
設置基準**

	建 基 法	消 防 法
用途・面積・構造等	<p>1 建基法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が500㎡を超えるもの</p> <p>2 階数3以上で延べ面積500㎡を超える建築物(建築物の高さが31m以下の部分にある居室で、床面積100㎡以内ごとに、間仕切壁、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの(以下、「防煙壁」という)で区画されたものを除く)</p> <p>3 開放できる部分(天井又は天井から80cm以内の距離にある部分に限る)の面積の合計が、当該居室の床面積の1/50以上の窓その他の開口部を有しない居室</p> <p>4 延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室で、その床面積が200㎡を超えるもの(建築物の高さが31m以下の部分にある居室で、床面積100㎡以内ごとに、防煙壁で区画されたものを除く)</p>	<p>1 別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもの</p> <p>2 別表第1(1)項に掲げる防火対象物の舞台部で、床面積が500㎡以上のもの</p> <p>3 別表第1(2)項、(4)項、(10)項及び(13)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、床面積が1,000㎡以上のもの</p>

**設置免除規定**

	建 基 法	消 防 法
用途・面積・構造等	<p>1 建基法別表第1(い)欄(2)項に掲げる特殊建築物のうち、準耐火構造の床、若しくは壁又は防火設備で区画された部分で、その床面積が100㎡(共同住宅の住戸にあっては、200㎡)以内のもの</p> <p>2 学校(幼保連携型認定こども園を除く。)、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場</p> <p>3 階段の部分、昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む)その他これらに類する建築物の部分</p> <p>4 機械製作工場、不燃性の物品を保</p>	<p>1 防火対象物又はその部分のうち、排煙上有効な窓等の開口部が設けられている部分その他の消火活動上支障がないものとして総務省令で定める直接※※外部に開放されている部分</p> <p>(1) 規則第30号第1号イからハマでの規定の例により直接外気に接する開口部(常時開放されているものに限る。2において同じ)が設けられていること</p> <p>(2) 直接外気に接する開口部の面積の合計は、規則第30号第6号口の規定の例によるものであること(※防煙区画、排煙口の位置 参照)</p> <p>2 令別表第1に掲げる防火対象物又は</p>

用途・面積・構造等	<p>管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの</p> <p>5 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定めるもの (平成 12 年建設省告示第 1436 号)</p>	<p>その部分(主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分等に限る)のうち、令第 13 条第 1 項の表の上欄に掲げる部分、室等の用途に応じ、当該下欄に掲げる消火設備(移動式のものを除く)が設置されている部分</p> <p>3 消防用設備等技術基準(各論)第 5 泡消火設備 6.(1)により、移動式の消火設備を設置できる防火対象物又はその部分</p>
-----------	---	---

### 防煙区画

	建 基 法	消 防 法
区画面積	床面積 500 m <sup>2</sup> 以内	床面積 500 m <sup>2</sup> 以下(別表第 1 (16 の 2)項に掲げる防火対象物にあつては、300 m <sup>2</sup> )
区画の構造等	防煙壁で区画する(以下、「防煙区画部分」という)	間仕切壁、天井面から 50cm(別表第 1 (16 の 2)項に掲げる防火対象物にあつては、80cm)以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたもの(以下、「防煙壁」という)で区画する(以下、「防煙区画」という)。

### 排煙口、風道等の材質

	建 基 法	消 防 法
材質	排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること	排煙口、風道その他煙に接する部分は、煙の熱及び成分によりその機能に支障を生ずるおそれのない材料で造ること

《補足》特避階段付室，非常用 E V 告示

建 基 法	
自然排煙	排煙設備
外気に向かって開けることのできる窓(常時開放されている部分を含む以下、「窓」という)の排煙時に煙に接する部分は、不燃材料で造ること	排煙口、排煙風道、給気口、給気風道、その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

### 排煙口の構造

建 基 法	消 防 法
<p>1 閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを設けること※</p> <p>2 手動開放装置若しくは煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除く※</p>	<p>1 当該排煙口から排煙している場合において、排煙に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないもの</p> <p>2 排煙用の風道に接続されているものは、当該排煙口から排煙しているとき以外は閉鎖状態にあり、排煙上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること</p>

※ 特避階段付室，非常用E V告示の排煙設備について同じ

### 排煙口の位置

	建 基 法	消 防 法
水平距離	防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至るまでの水平距離 30m以下	防煙区画の各部分から一の排煙口までの水平距離が 30m以下
設置場所	天井又は壁の上部(天井から 80cm(たけの最も短い防煙壁のたけが 80cmに満たないときは、その値) 以内の距離にある部分)	天井又は壁(防煙壁の下端より上部であって、床面からの高さが天井の高さの 1/2 以上の部分に限る。)
接続	直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること	排煙用の風道に接続され、又は直接外気に接していること
設置個数	1 の防煙区画ごとに均等に設置すること。	防煙区画ごとに、1 以上設けること(給気口(給気用の風道に接続されているものに限る)が設けられている防煙区画であって、当該給気口からの給気により煙を有効に排除することができる場合を除く)

《補足》特避階段付室，非常用E V告示

建 基 法		
自然排煙	排煙設備	
	特避階段付室告示	非常用E V告示
窓は、付室の天井(天井のない場合においては、屋根。以下、同じ)又は壁の上部壁の上部(床面からの高さが天井の高さの 1/2 以上の部分をいう。)*	付室の天井又は壁の上部に設け、かつ、排煙風道に直結すること	乗降ロビーの天井又は壁の上部に設け、かつ、直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること

※ 非常用E V告示においては、付室を乗降ロビーと読み替えるもの

## 排煙口の大きさ

建 基 法		消 防 法	
排煙区画部分の床面積の 1/50 以上の開口面積を有し、かつ、直接外気に接すること。上記以外の場合は、排煙機を設けること。		直接外気に接する排煙口から排煙する防煙区画にあつては、当該排煙口の面積の合計は、次に掲げる面積以上であること（自然排煙）	
特避階段付室告示		消火活動拠点 ※	消火活動拠点以外
自然排煙	排煙設備		
2 m <sup>2</sup> 以上	4 m <sup>2</sup> 以上（1 秒間につき 4 m <sup>3</sup> 以上の排出能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合を除く）	2 m <sup>2</sup> （特避階段の付室と非常用 E V の乗降ロビーを兼用するものにあつては 3 m <sup>2</sup> ）	当該防煙区画の床面積の 1/50 以上となる面積
非常用 E V 告示		※ 消火活動拠点	
自然排煙	排煙設備	特避階段の付室、非常用 E V の乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊の消火活動の拠点となる防煙区画部分（以下、同じ）	
2 m <sup>2</sup> 以上（特避階段の付室と非常用 E V の乗降ロビーを兼用するものにあつては 3 m <sup>2</sup> ）	4 m <sup>2</sup> 以上（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、6 m <sup>2</sup> 以上）（1 秒間につき 4 m <sup>3</sup> （付室と兼用する乗降ロビーにあつては、6 m <sup>3</sup> ）以上の排出能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合を除く）		

## 排煙機

建 基 法	消 防 法	
<p>1 1の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、1分間に120 m<sup>3</sup>以上で、かつ、防煙区画部分の床面積1 m<sup>2</sup>につき1 m<sup>3</sup>以上の空気を排出する能力を有すること</p> <p>2 2以上の防煙区画部分に係る排煙機にあっては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のもの床面積1 m<sup>2</sup>につき2 m<sup>3</sup>以上の空気を排出する能力を有すること</p>	消火活動拠点	消火活動拠点以外
	240 m <sup>3</sup> /分の空気を排出する性能(特避階段の付室と非常用E Vの乗降ロビーを兼用するもの)にあっては、360 m <sup>3</sup> /分)	令28条1項1号に掲げる防火対象物は、300 m <sup>3</sup> /分の空気を排出する性能(1の排煙機が2以上の防煙区画に接続されている場合にあっては、600 m <sup>3</sup> /分)
	※ 令28条1項に掲げる防火対象物	令28条1項2号及び3号に掲げる防火対象物は、120 m <sup>3</sup> /分又は当該防煙区画の床面積に1 m <sup>2</sup> /分を乗じて得た量のうちいずれか大なる量の空気を排出する性能(1の排煙機が2以上の防煙区画に接続されている場合にあっては、2 m <sup>3</sup> /分を乗じて得た量)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号 (16の2)項で、延べ面積1,000 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>・ 2号 (1)項の舞台部で、床面積500 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>・ 3号 (2), (4), (10), (13)項の地階又は無窓階で、床面積1,000 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>	

《補足》排煙機設置による緩和規定

建 基 法	
排煙設備	
特避階段付室	非常用E V
<p>1秒間につき4 m<sup>3</sup>以上の排出能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合は、下記によらないことができる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排煙口(開口面積4 m<sup>2</sup>以上の確保)</li> <li>・ 排煙風道(内部の断面積を6 m<sup>2</sup>以上とし鉛直に設け、かつ、その最上部は直接外気に開放すること)</li> </ul>	<p>1秒間につき4 m<sup>3</sup>(付室と兼用する乗降ロビーにあっては、6 m<sup>3</sup>)以上の排出能力を有し、かつ、排煙口一の開放に伴い自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合は下記によらないことができる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排煙口(開口面積4 m<sup>2</sup>(付室と兼用する乗降ロビーにあっては、6 m<sup>2</sup>)以上の確保)</li> <li>・ 排煙風道(内部の断面積を6 m<sup>2</sup>(付室と兼用するロビーにあっては、9 m<sup>2</sup>)以上とし、かつ、その最上部は直接外部に開放すること)</li> </ul>



### 給気口の位置，構造，大きさ

建 基 法	消 防 法
特避階段付室告示	
1 開口面積 1 m <sup>2</sup> 以上 2 付室の床又は壁の下部（床面からの高さが天井高さの 1/2 未満の部分を含む）に設け，かつ，内部の断面積が 2 m <sup>2</sup> 以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること	1 消火活動拠点ごとに，1 以上を設ける 2 床又は壁に設けること。 なお，壁の場合は，床面からの高さが天井高さの 1/2 未満の部分に限る 3 給気用の風道に接続され，または直接外気に接していること 4 給気口の構造は次による
非常用 E V 告示	
1 開口面積 1 m <sup>2</sup> 以上（付室と兼用する乗降ロビーにあつては，1.5 m <sup>2</sup> 以上） 2 乗降ロビーの床又は壁の下部に設け，かつ，内部の断面積が 2 m <sup>2</sup> 以上（付室と兼用する乗降ロビーにあつては，3 m <sup>2</sup> 以上）で直接外気に通ずる給気風道に直結すること	(1) 当該給気口から給気している場合において，給気に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないもの (2) 給気用の風道に接続されているものにあつては，当該給気口から給気しているとき以外は閉鎖状態にあり，給気上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること 5 消火活動拠点の給気は，消火活動上必要な量の空気を供給することができる性能の給気機又は面積の合計が 1 m <sup>2</sup> 以上の直接外気に接する給気口より行うこと （給気口の内積の合計は，特避階段の付室と非常用 E V の乗降ロビーを兼用するものにあつては，1.5 m <sup>2</sup> 以上）

## 風道

建 基 法	消 防 法
<p>1 小屋裏，天井裏，床裏等にある部分の構造方法</p> <p>(1) 不燃材料で造り，かつ有効に断熱された構造とする</p> <p>(2) 金属その他の断熱性を有しない不燃材料で造った部分（1に掲げる基準に適合するものを除く）にあつては，下記による</p> <p>① 煙道の外側に筒を設け，その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられる構造で防火上支障がないものとする</p> <p>② 断熱性を有する不燃材料で覆い，有効に断熱された構造とすること</p> <p>2 建築物の部分である木材その他の可燃物から 15cm 以上離して設ける</p> <p>3 厚さ 10cm 以上の金属以外の不燃材料で造り，又は覆う部分その他当該可燃材料を国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分を除く</p> <p>4 その周囲にある建築物の部分が国土交通大臣の認定を受けたものであること</p> <p>5 防煙壁を貫通する場合においては，当該風道と防煙壁とのすき間をモルタルその他不燃材料で埋めること</p>	<p>1 排煙上又は給気上及び保安上必要な強度，容量及び気密性を有するものであること</p> <p>2 排煙機または給気機に接続されていること</p> <p>3 風道内の煙の熱により，周囲への過熱，延焼等が発生するおそれのある場合にあつては，風道の断熱，可燃物との隔離等の措置を講じること</p> <p>4 風道が防煙壁を貫通する場合にあつては，排煙上支障となるすき間を生じないようにすること</p> <p>5 耐火構造の壁又は床を貫通する箇所その他延焼の防止上必要な箇所にダンパーを設ける場合にあつては，次によること</p> <p>(1) 外部から容易に開閉することができること</p> <p>(2) 防火上有効な構造を有するものであること</p> <p>(3) 火災により風道内部の温度が著しく上昇したとき以外は，閉鎖しないこと。この場合において，自動閉鎖装置を設けたダンパーの閉鎖する温度は，280℃以上とすること</p> <p>(4) 消火活動拠点に設ける排煙口または給気口に接続する風道は，自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと</p>

### 《補足》排煙機設置による免除規定

建 基 法	
排 煙 設 備	
特 避 階 段 付 室	非 常 用 E V
<p>内部の断面積を 6 m<sup>2</sup>以上とし鉛直に設け，かつ，その最上部は直接外気に開放すること（1秒間につき 4 m<sup>3</sup>以上の排出能力を有し，かつ，排煙口の一の開放に伴い，自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合を除く）</p>	<p>1 内部の断面積を 6 m<sup>2</sup>以上とし，かつ，その最上部は直接外気に開放すること</p> <p>2 内部の断面積は，付室と兼用する乗降ロビーにあつては，9 m<sup>2</sup>以上（1秒間につき 4 m<sup>3</sup>（付室と兼用する乗降ロビーにあつては，6 m<sup>3</sup>）以上の排出能力を有し，かつ，排煙口の一の開放に伴い自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合を除く）</p>

## 起動装置

建 基 法		消 防 法	
<p>手動開放装置を設けること。構造等は、次によること。</p> <p>1 手で操作する部分は、壁に設ける場合においては、床面から80cm以上1.5m以下の高さの位置とすること</p> <p>2 天井からつり下げて設ける場合においては、床面からおおむね1.8mの高さの位置とすること</p> <p>3 見やすい方法でその使用方法を表示すること</p>		<p>手動起動装置又は火災の発生を感知した場合に作動する自動起動装置を設けること</p>	
特避階段付室、非常用E V告示		手動起動装置	自動起動装置
自然排煙	排煙設備		
<p>1 当該窓のうち、常時閉鎖されている部分の開放は、手動開放装置により行うもの</p> <p>2 手で操作する部分は、付室内の壁面の床面から80cm以上1.5m以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること</p>	<p>1 手動開放装置を設ける</p> <p>2 手で操作する部分は、付室内の壁面の床面から80cm以上1.5m以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること</p>	<p>1 一の防煙区画ごとに設けること</p> <p>2 当該防煙区画内を見通すことができ、かつ、火災のとき容易に接近することができる箇所にも設けること</p> <p>3 操作部は、壁に設けるものにあつては床面からの高さが80cm以上1.5m以下の箇所とする</p> <p>4 天井からつり下げて設けるものにあつては床面からおおむね1.8mの箇所に設ける</p> <p>5 操作部の直近の見やすい箇所に排煙設備の起動装置である旨及びその使用方法を表示すること</p>	<p>1 自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して起動すること</p> <p>2 防災センター等に自動、手動切替え装置を設けること</p> <p>3 手動起動装置は左記規定に適合するものであること</p>
<p>※ 非常用E V告示においては、付室を乗降ロビーと読み替えるもの</p>			

## 電源

建 基 法	消 防 法
<p>電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。予備電源は、以下のいずれかによること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動充電装置</li> <li>2 時限充電装置を有する蓄電池（充電を行うことなく 30 分間継続して排煙設備を作動させることができる容量以上で、かつ、開放型の蓄電池にあつては減液警報装置を有するものに限る）</li> <li>3 自家用発電装置</li> <li>4 その他これらに類するもので、かつ、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられ接続されるものとする</li> </ol>	<p>排煙設備には、非常電源を扶持すること。なお、特定防火対象物で延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上のものにあつては、自家発電設備又は蓄電池設備、燃料電池設備とし、容量は排煙設備を有効に 30 分間以上作動できるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電源は次によること               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること</li> <li>(2) 電源の開閉器には、排煙設備用である旨を表示すること</li> </ol> </li> <li>2 非常電源は次によること               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 非常電源専用受電設備</li> <li>(2) 自家発電設備</li> <li>(3) 蓄電池設備</li> <li>(4) 燃料電池設備</li> </ol> </li> </ol>

《補足》特避階段付室，非常用 E V 告示

建 基 法
<p>電源を必要とする排煙設備には、常用の電源が断たれた場合に、自動的に切り替えられて接続される予備電源を設けること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動充電装置</li> <li>2 時限充電装置を有する蓄電池（充電を行うことなく 30 分間継続して排煙設備を作動させることのできる容量を有し、かつ、開放型の蓄電池にあつては、減液警報装置を有するものに限る）</li> <li>3 自家用発電装置</li> <li>4 その他これらに類するもの</li> </ol>

## 電気配線

建 基 法	消 防 法
<p>1  他の電気回路（電源に接続する部分を除く）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般のものが容易に電源を遮断することのできる開閉器を設けないこと</p> <p>2  耐火構造の主要構造部に埋設した配線、下記の一に該当する配線、又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとする。＊</p> <p>（1） 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料でした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行うもの</p> <p>（2） 準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行うもの</p> <p>（3） 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行うもの</p> <p>（4） M1ケーブルを用いて行うもの</p> <p>3  電線は、600ボルト2種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有するものとする。＊</p> <p>※ 特避階段付室、非常用E V告示において同様。配線の項目の2においては、準耐火構造を耐火構造と読み替えるもの</p>	<p>操作回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること</p> <p>1  600ボルト2種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること</p> <p>2  金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る）により設けること（消防庁長官が定める基準に適合する電線を使用する場合を除く）</p>

### 中央管理室

建 基 法	消 防 法
<p>高さ 31mをこえる建築物で非常用 E V の設置を要する建築物又は各構えの床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>をこえる地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとする</p>	<p>高層の建築物, 大規模な建築物その他の防火対象物に設置される排煙設備には, 当該設備の監視, 操作等を行うために必要な機能を有する総合操作盤を, 次により設けること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合操作盤は, 当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること</li> <li>2 総合操作盤は, 消防庁長官の定める基準に適合するものであること</li> </ol>

### その他

建 基 法		消 防 法
特避階段付室告示	非常用 E V 告示	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 排煙設備は, 防火対象物又はその部分の用途, 構造又は規模に応じ, 火災が発生した場合に生ずる煙を有効に排除することができるものであること</li> <li>2 排煙機及び給気機は, 点検に便利で, かつ, 火災時の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること</li> <li>3 風道, 排煙機, 給気機及び非常電源には, 地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じること</li> </ol>
<p>排煙設備は, 火災時に生ずる煙を特別避難階段の付室から有効に排出することができるものとする</p>	<p>排煙設備は, 火災時に生ずる煙を非常用 E V の乗降ロビーから有効に排出することができるものとする</p>	

### 適用除外

建 基 法	消 防 法
<p>排煙設備の構造に関する規定は、送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては適用しない (平成 12 年建設省告示第 1437 号)</p>	/

- 特避階段付室告示  
特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件  
(平成 28 年国土交通省告示第 696 号)
- 非常用 E V 告示  
非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件  
(平成 28 年国土交通省告示第 697 号)

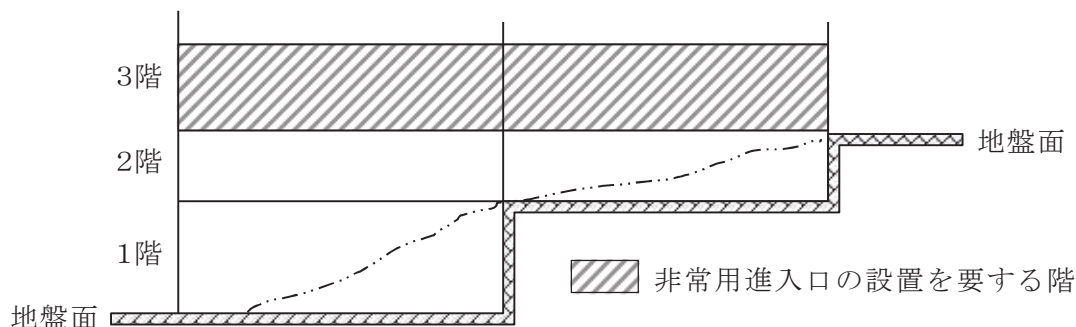
【参考】関係条文

建基法	建基令	告示
第34条第2項 (非常用昇降機の設置)	第129条の13の3第3項 (乗降ロビーの構造)	「非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件」(平成28年国土交通省告示第697号)
第35条 (特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準(別表第1))	第123条第3項 (特別避難階段の構造)	「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件」(平成28年国土交通省告示第696号)
	第126条の2 (排煙設備の設置)	「防火区画を用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2564号) 「火災が発生した場合に避難上支障がある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分をも定める件」(平成12年建設省告示第1436号)
	第126条の3 (排煙設備の構造)	「煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を定める件」(平成16年国土交通省告示第1168号) 「火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を定める件」(昭和45年建設省告示第1829号) 「通常の火災時に生じる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1437号)
	第128条の3第1項 (地下街の基準)	「地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の構造方法を定める件排煙設備等の基準」(昭和44年建設省告示第1730号)

## 第6 非常用の進入口

### 1 設置対象（建基令第126条の6）

- (1) 同一階の部分によって階層数が異なる建築物の場合、3階以上の階に該当する階には、当該階に進入口を設けるものであること。（第6-1図参照）



第6-1図

- (2) 病院、ホテル、社会福祉施設等の就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合であっても、31m以下の階には進入口を設けること。☞
- (3) 建基令第126条の6の規定の適用除外となる特別の理由として国土交通大臣が定めるものは次のとおりとする。

「屋外からの進入を防止する必要がある特別の理由を定める件」

(平成12年建設省告示第1438号)

建築基準法施行令第126条の6の規定に基づき、屋外からの進入を防止する必要がある特別な理由を次のように定める。

建基令第126条の6の屋外からの進入を防止する必要がある特別な理由は、次に掲げるものとする。

一 次のいずれかに該当する建築物について、当該階に進入口を設けることにより周囲に著しい危害を及ぼすおそれがあること。

イ 放射性物質、有害ガスその他の有害物質を取り扱う建築物

ロ 細菌、病原菌その他これらに類するものを取り扱う建築物

ハ 爆発物を取り扱う建築物

ニ 変電所

二 次に掲げる用途に供する階（階の一部を当該用途に供するものにあつては、当該用途に供する部分以外の部分を1の階とみなした場合に建基令第126条の6及び建基令第126条の7の規定に適合するものに限る。）に進入口を設けることによりその目的の実現が図れないこと。

イ 冷蔵倉庫

ロ 留置所、拘置所その他人を拘禁することを目的とする用途

ハ 美術品収蔵庫、金庫室その他これらに類する用途

ニ 無響室、電磁しゃへい室、無菌室その他これらに類する用途

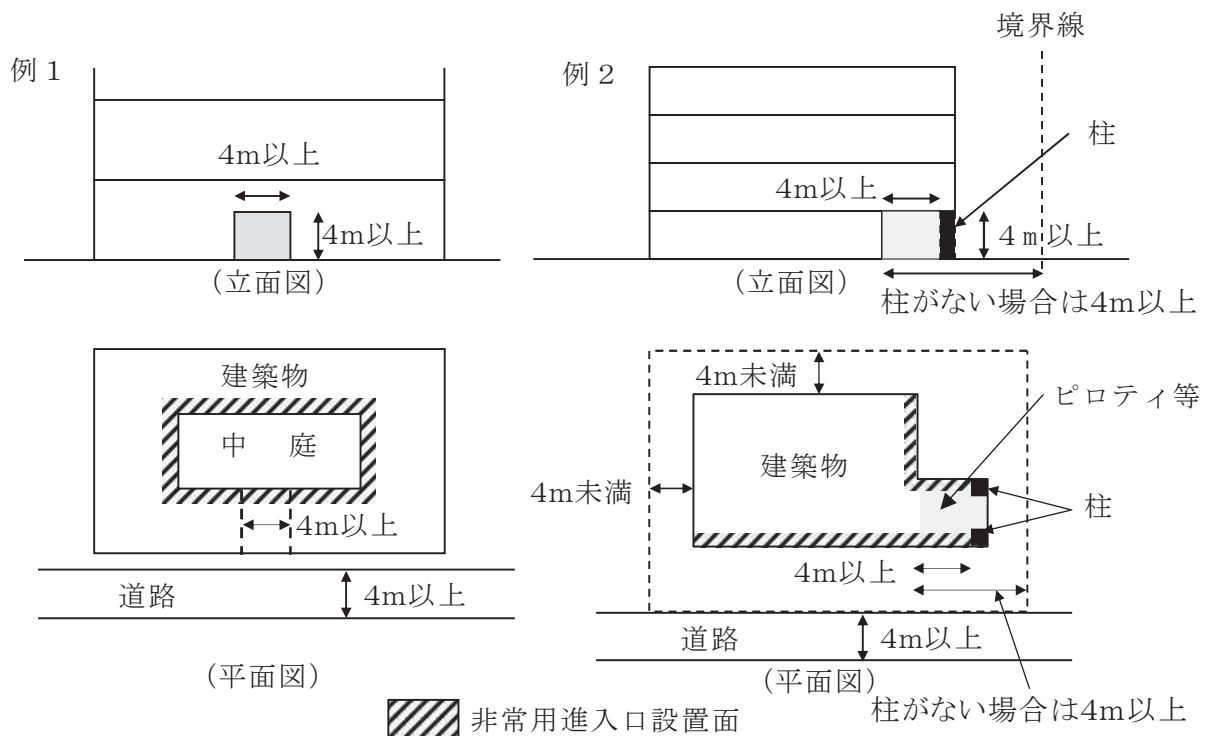


※ なお、これらに該当すれば、すべて非常用の進入口が適用除外となるものではなく、あくまでも、建基令第126条の6に規定されているように、「その直上階又は直下階から進入できるもの」でなければならない。

## 2 道又は道に通じる通路等

建基令第126条の6第2号及び建基令第126条の7第1号に定める「道又は道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地」は、次によること。

- (1) 「道」は、原則として建基法第42条第1項又は第2項に規定するものであること。
- (2) 「通路その他の空地」には、消防活動に支障となる段差、池、樹木、機械設備等がないこと。
- (3) 公園その他の広場が存するものであっても、当該建築物の敷地でない場合は、「通路その他の空地」に含まれないものであること。
- (4) 建築物の中庭等は、次のア及びイに適合する通路が道に通じている場合は、「その他の空地」に含まれるものであること。(第6-2図参照)
  - ① 幅及び高さは、それぞれ4m以上であること。
  - ② 通路の出入口(道路側及び中庭側)には、門扉、柵等が設けられていないこと。

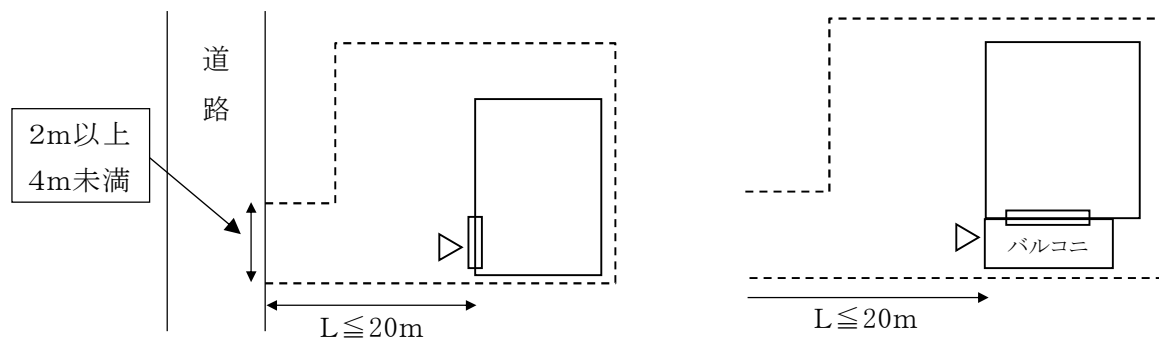


第6-2図

- (5) 路地状敷地(4m以上接道していない敷地)に建築される建築物について、下記基準に適合する場合においては、建基令第126条の6及び第126条の7に規定する非常用進入口が「道又は道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地に面する」ものとして取り扱う。(第6-3図参照)

## 第6 非常用の進入口

- ① 道から非常用進入口等までの延長が 20m以下であること。
- ② 路地状部分の幅員は 2m以上 4m未満あること。
- ③ 地階を除く階数が 3 であること。
- ④ 特殊建築物の用途に供するものでないこと。
- ⑤ 非常用進入口等（当該非常用進入口などに付随するバルコニーその他これに類するものを含む）が、道から直接確認できる位置に消防上有効に設置されていること。



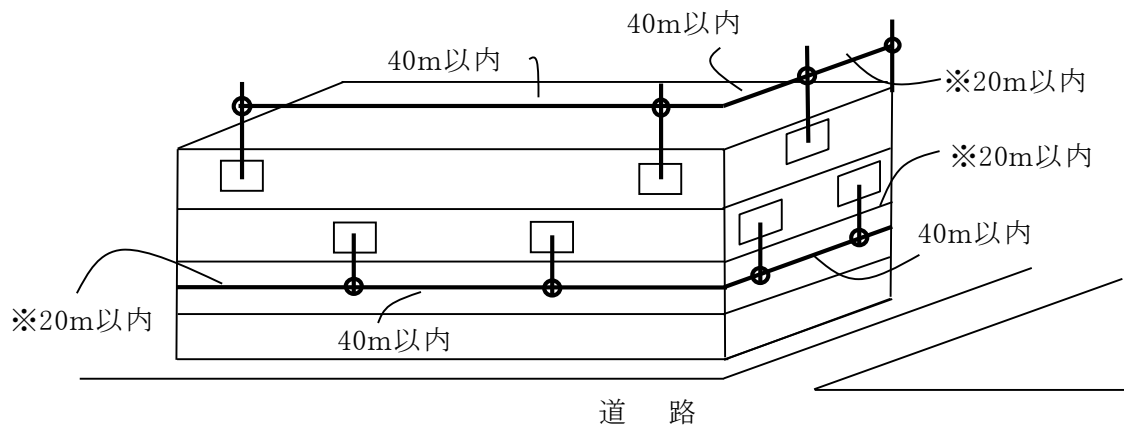
第6-3図

### 3 進入口の間隔、構造

建基令第126条の7のほか、次によること。

(1) 進入口の間隔は、次によること。(第6-4図参照)

- ① 間隔の算定にあたっては、進入口の設置を要する各壁面を通算できるものであること。
- ② 進入口の間隔は 40m以下とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と設置を要しない外壁面との境界から 20m以内とすること。



第6-4図

(2) 進入口の構造

進入口の開口部のうち建基令第126条の7第4号に定める「破壊して室内に進入できる構造」として扱える開口部は、第2章第1節第7第7-1表により判定すること。

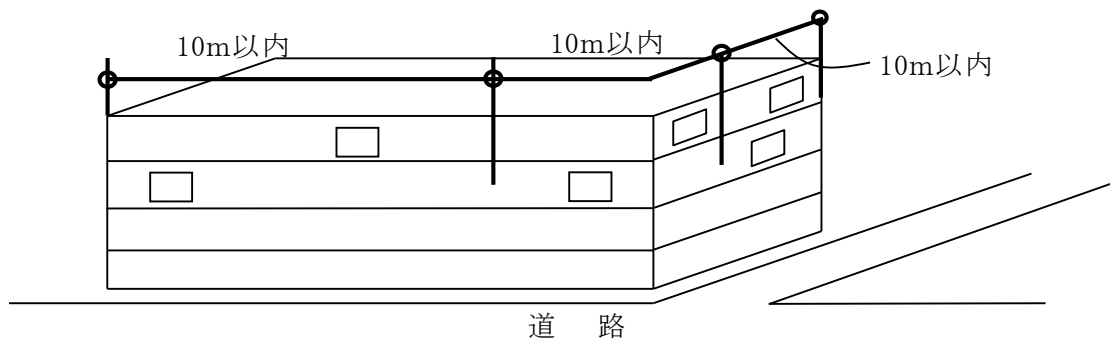
(3) バルコニーは次によること。

- ① バルコニーには手すりを設け、その高さは概ね1.1mとすること。
- ② 建基令第126条の7第1号から第7号までに適合する屋外階段の踊り場又は外気に開放された廊下、ベランダ等は、バルコニーとして扱えるものであること。

#### 4 代替進入口

建基令第126条の6第2号に定める「窓その他の開口部」(以下「代替進入口」という。)は、次によること。

- (1) 床からの高さは、消防活動上支障のない高さ(概ね1.2m以下)であること。
- (2) 窓に手すり等を設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効寸法とする。
- (3) 代替進入口は、建基令第126条の7に定める非常用の進入口とは、原則として同一階の同一外壁面において混用することはできない。☞
- (4) 代替進入口に設けられる開口部は、前3.(2)により判断すること。  
 なお、次の構造の開口部は、代替進入口として扱えないものであること。
  - ① 屋外から容易に開放できない鉄製の扉等
  - ② 格子、ルーバー、広告物、看板、日除け、雨除け、ネオン管灯設備等により所定の寸法がとれない窓等
- (5) バルコニー等を有しない代替進入口については、ガラスの破壊による破片が二次的事故につながる可能性があるため、極力外部から開放(外部クレセント等付き)できるものとするのが望ましい。☞
- (6) 代替進入口の距離は、概ね10m以内とすること。☞  
 ※ 建基令では、壁面を10m以内ごとに区分し、代替進入口を当該区分内の随意的な位置に設けることとなっている。(第6-5図参照)



第6-5図

- (7) 代替進入口には、赤色による一辺が20cmの逆正三角形の表示を設けること。☞  
 ただし、代替進入口であることが明らかであり、かつ、代替進入口としての機能が確保される場合を除く。

## 5 共同住宅の取扱い等

共同住宅が次に該当する場合は、進入口を設けたものとして取り扱うことができる。  
この場合、外壁面以外の面については、進入口を設けないことができる。

「共同住宅における建築基準法施行令第126条の6の解釈について」

(昭和46年12月3日付け建設省住建発第85号)

標記について(別添-1)により、住宅建設課長に照会したところ、(別添-2)により、回答があったので通知する。今後標記については、この主旨により取り扱われたい。なお、貴管下事業主体に対しても、その旨周知徹底されたい。

(別添-1)

建設省住宅局住宅建設課長から建設省住宅局建築指導課長宛

共同住宅における建築基準法施行令第126条の6の解釈について

(昭和46年11月16日付け建設省住建発第78号)

共同住宅において、非常用進入口を設ける代替措置が、下記各号の一に該当する場合は、他の外壁面には窓その他の開口部を設けなくても建築基準法施行令(以下「令」という。)第126条の6第2号に該当するものとして取り扱ってよいか、貴職の意見を承りたい。

記

- 一 各住戸に進入可能なバルコニーを設けること。
- 二 階段室型共同住宅にあつては、各階段室に進入可能な開口部を設けること。
- 三 廊下型共同住宅にあつては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を各住戸からその一に至る歩行距離が20m以下となるように設けること。

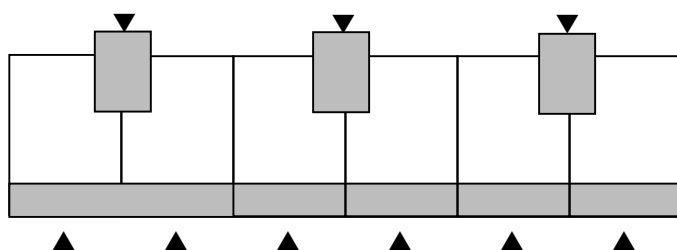
ただし、上記各号にいう「進入可能」とは、建基令第126条の6第2号の( )書きに示す構造のものとする。

(参考)

各住棟ごとに①、②又は③のいずれかの方法で進入可能である場合には、その他の外壁面に窓その他の開口部を設けなくても建基令第126条の6第2号の規定に該当する。

(1) 階段室型住棟

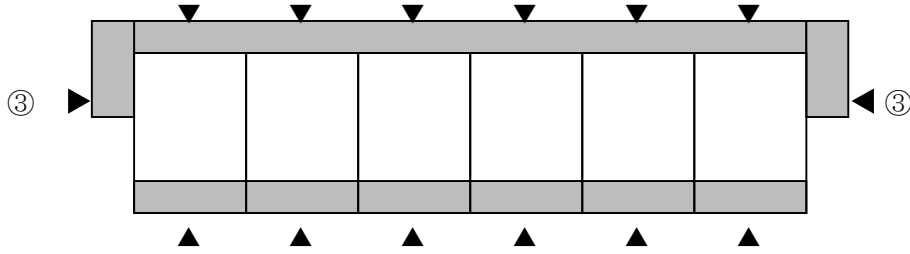
② 各階段室の踊り場へ進入可能



① 各住戸のバルコニーへ進入可能

(2) 廊下型住棟（片廊下の場合）

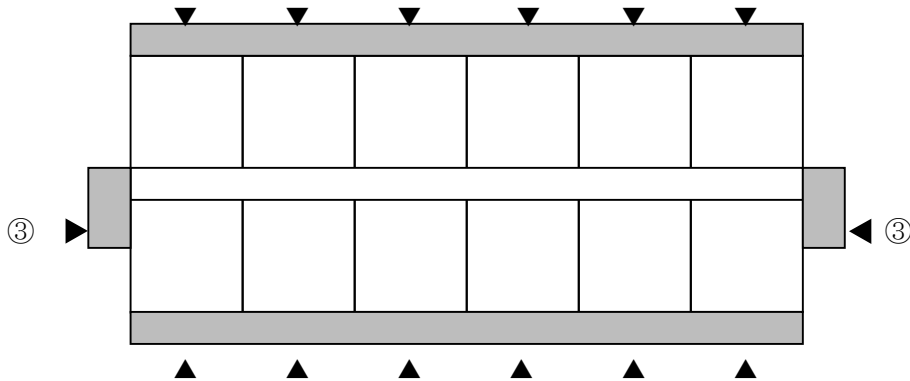
③ 廊下又は階段室踊り場へ進入可能で、いずれかの進入口から全住戸へ歩行距離 20m以内で到達できる。



① 各住戸のバルコニーへ進入可能

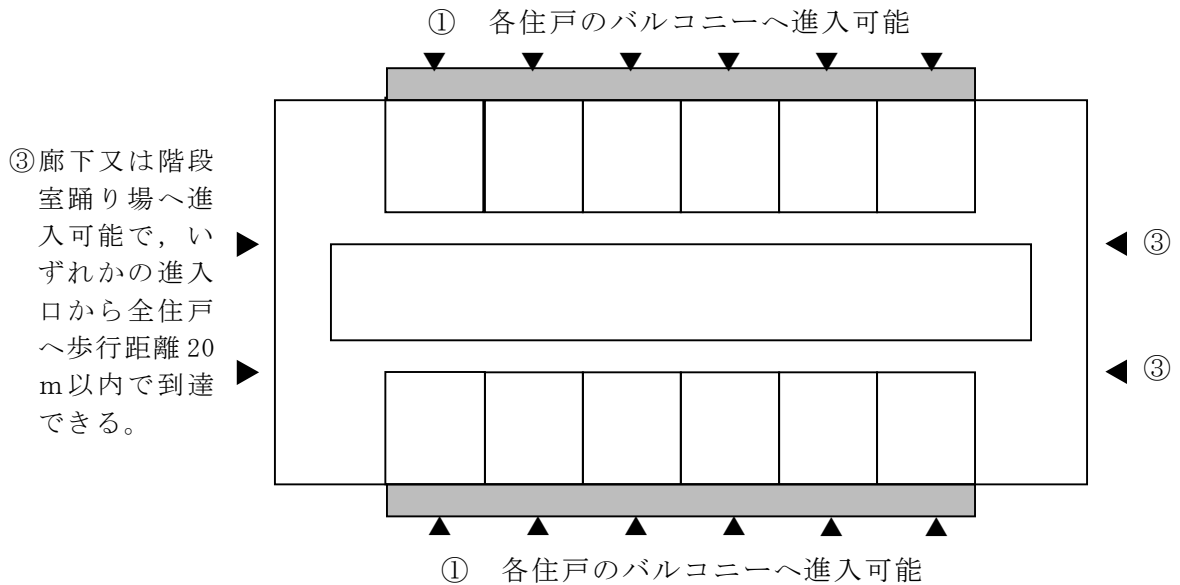
(3) 廊下型住棟（中廊下の場合）

③ 廊下又は階段室踊り場へ進入可能で、いずれかの進入口から全住戸へ歩行距離 20m以内で到達できる。



① 各住戸のバルコニーへ進入可能

(4) ツイン型住棟



## 第6 非常用の進入口

(別添-2)

建設省住宅局建築指導課長から建設省住宅局住宅建設課長宛

共同住宅における建築基準法施行令第126条の6の解釈について

(昭和46年11月30日付け建設省住建発第1842号)

昭和46年11月16日建設省住建発第78号で照会のあった標記については、貴職の意見とおり取扱って差し支えない。

### 【参考】 関係条文

建 基 法	建 基 令	告 示
第35条 (特殊建築物等の避難及び 消火に関する技術的基準)	第126条の6 (進入口の設置)	「屋外からの進入を防止する必要がある特別の理由を定める件」(平成12年建設省告示第1438号)
	第126条の7 (進入口の構造)	「非常用の進入口の機能を確保するために必要な構造の基準を定める件」(昭和45年建設省告示第1831号)

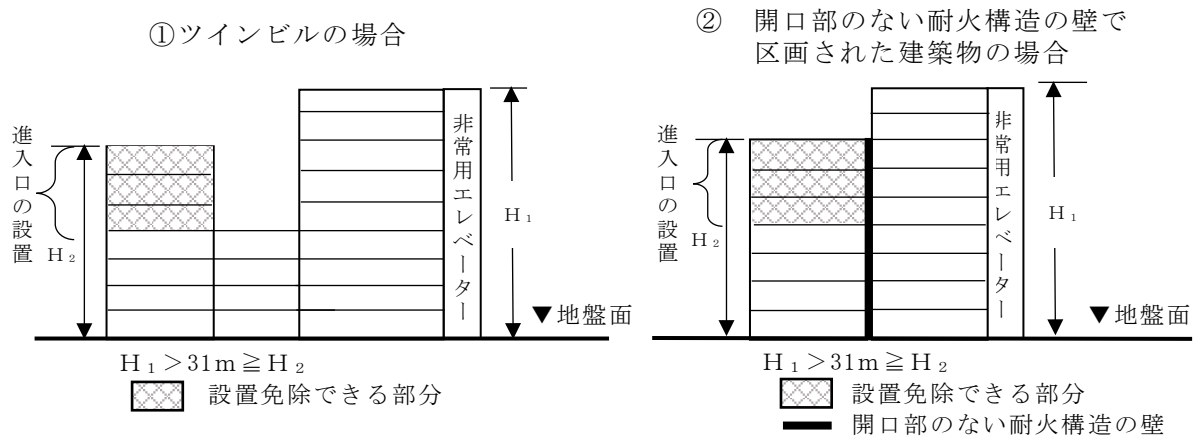


## 第7 非常用の昇降機（エレベーター）

### 1 非常用の昇降機（エレベーター）の設置を要する建築物

建基法第34条第2項の規定により、平均地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下「地盤面」という。）からの高さが31mを超える建築物には、非常用の昇降機（エレベーター）（以下「非常用EV」という。）を設置すること。ただし、別棟形態（ツインビル等）の高層部分があり低層部分を共有する建築物や、開口部のない耐火構造の壁で区画された建築物の場合は、各部分ごとに非常用EVの要否を判断すること。

なお、非常用EVが利用できない3階以上の階については、非常用の進入口を設けること。（第7-1図参照）



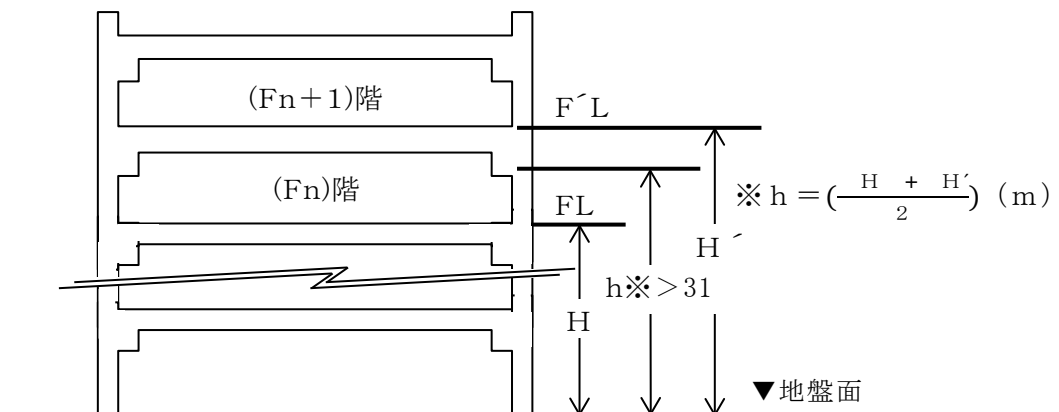
第7-1図

### 2 非常用EVの設置を要しない建築物

地盤面からの高さが31mを超える建築物で、次のいずれかに該当するものを除く。

この場合、高さ31mを超える部分（階）の判断は、当該階の床面までの高さとその上階の床面までの高さとの中間の高さが31mを超える階とする。（第7-2図参照）

なお、消防用設備等の設置にあたっての高さの算定は、第2章第1節第6.2.(3).①によること。



第7-2図



- (1) 高さ 31m を超える部分を階段室，昇降機その他の建築設備の機械室，装飾塔，物見塔，屋窓その他これらに類する用途に供する建築物
- (2) 高さ 31m を超える部分の各階の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup> 以下の建築物  
 なお，階数に算入されない塔屋部分がある場合にあっては，その部分の床面積も算入すること。
- (3) 高さ 31m を超える部分の階数が 4 以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で，当該部分が床面積の合計 100 m<sup>2</sup> 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が建基令第 112 条第 19 項第 1 号イ，ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして，国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口部面積が 1 m<sup>2</sup> 以内のものに設けられる建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備を含む。）で区画されているもの  
 なお，階数に算入されない塔屋部分は，高さ 31m を超える部分の階数に算入しないこと。
- (4) 高さ 31m を超える部分を機械製作工場，不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

### 3 設置台数

非常用 E V の数は，高さ 31m を超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて，次の表に定める数以上とすること。（第 7 - 1 表参照）

第 7 - 1 表

高さ 31m を超える部分の床面積が最大の階の床面積		非常用 E V の数
(1)	1,500 m <sup>2</sup> 以下の場合	1
(2)	1,500 m <sup>2</sup> を超える場合	3,000 m <sup>2</sup> 以内を増すごとに(1)の数に 1 を加えた数

### 4 設置位置

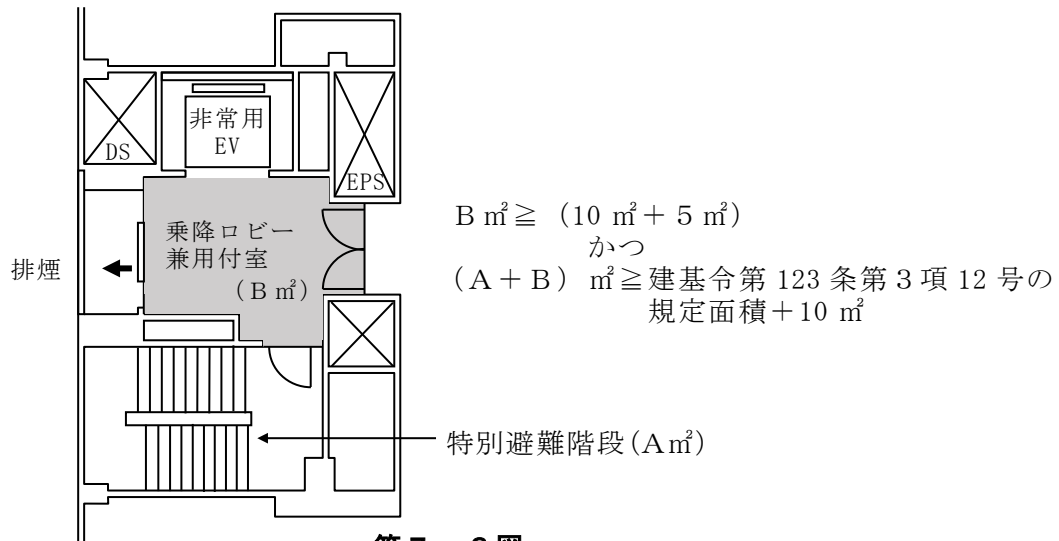
非常用 E V は，次により配置されていること。

- (1) 非常用 E V は，防災センターから容易に到達できる位置とすること。また，可能な限り防災センターから容易に見通せる位置に配置すること。☞
- (2) 非常用 E V を 2 基以上設ける場合は，建基令第 112 条に規定する面積区画内にそれぞれ設ける等，一方に偏在することなく，建築物の各部分から平均して到達できる位置とすること。
- (3) 乗降ロビーへ通ずる「屋外からの出入口」は，消防車両が接近できる通路等に面して設けること。☞
- (4) 屋上部分に緊急離着陸場等が設置されている場合は，非常用 E V が屋上部分まで着床できることが望ましい。☞

## 5 乗降ロビー

乗降ロビーは、建基令第129条の13の3第3項の規定によるほか、次によること。

- (1) 非常用EVの乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用する場合の必要床面積は、非常用EVの乗降ロビーの必要床面積（1基について10㎡）と特別避難階段の付室の必要床面積（概ね5㎡）との合算した面積（15㎡）以上とすること。
- (2) 建基令第123条第3項第12号の規定により算定される特別避難階段の階段室及び付室の床面積の合計に、非常用EVの乗降ロビーの必要床面積を合算した面積以上とすること。（第7-3図参照）



第7-3図

- (3) 乗降ロビーの出入口に設ける特定防火設備の開閉方向については、前(1)及び加圧防排煙設備又は押し出し排煙設備が設置されている場合を除き、消防隊が活動しやすい方向（外開き）とすること。
- (4) 乗降ロビーは、避難経路となる廊下と兼ねないものであること。
- (5) 予備電源を有する照明設備は、「非常用の照明装置の構造方法を定める件」（昭和45年建設省告示第1830号）に準じて設けること。
- (6) 乗降ロビーの形態は、できるだけ正方形（最短辺で2.5m以上）に近い形で消防活動上有効なものであること。
- (7) 乗降ロビーは、避難階にも設置すること。  
ただし、昇降路の出入口に通ずる部分が屋外からの進入が容易な場所であり、他の部分と消防活動上有効に区画されている場合はこの限りではない。
- (8) 非常用EVと一般用エレベーターの乗降ロビーは、兼用しないこと。
- (9) 非常用EVの乗降ロビーは、廊下及び特別避難階段以外の部分に直接通じていないこと。また、消火設備以外のPS、EPS及びDS等の点検口を設けないこと。
- (10) 各階の非常用EVの乗降ロビーには、当該階の消防活動上有効な平面図を掲示すること。
- (11) シートシャッターは、非常用EVの扉の前面及び乗降ロビーと廊下等とを区画する部分には、設けないこと。

## 6 乗降ロビーの設置を要しない建築物の階

屋内と連絡する乗降ロビーを設けることが構造上著しく困難である階で次の(1)から(5)までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該階及び直上階（当該階が、地階である場合にあっては当該階及びその直下階、最上階又は地階の最下階である場合にあっては当該階）が次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、当該階の直下階（当該階が地階である場合にあっては、その直上階）において乗降ロビーが設けられている階
  - ① 階段室、昇降機その他の建築設備の機械室その他これらに類する用途に供する階
  - ② その主要構造部が不燃材料で造られた建築物その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造の建築物の階で、機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供するもの
- (2) 当該階以上の階の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以下の階
- (3) 避難階の直上階又は直下階
- (4) その主要構造部が不燃材料で造られた建築物の地階（他の非常用E Vの乗降ロビーが設けられているものに限る。）で居室を有しないもの
- (5) 当該階の床面積に応じて、第7-1表に定める数の他の非常用E Vの乗降ロビーが屋内と連絡している階

## 7 構造

建基令第129条の13の3の規定によるほか、次によること。

- (1) かご及びその出入口の寸法並びにかごの積載量は、日本産業規格A4301（エレベーターのかご及び昇降路の寸法）-1983のうち、E-17-C Oに規定する数値以上とすること。（第7-2表参照）

**第7-2表 非常用E Vの主要寸法**

積 載 量	1150 k g	
定 員	17 名 以上	
か ご の 寸 法	間 口	1800mm 以上
	奥 行	1500mm 以上
	天 井 高 さ	2300mm 以上
有 効 出 入 口 寸 法	有 効 幅	1000mm 以上
	高 さ	2100mm 以上

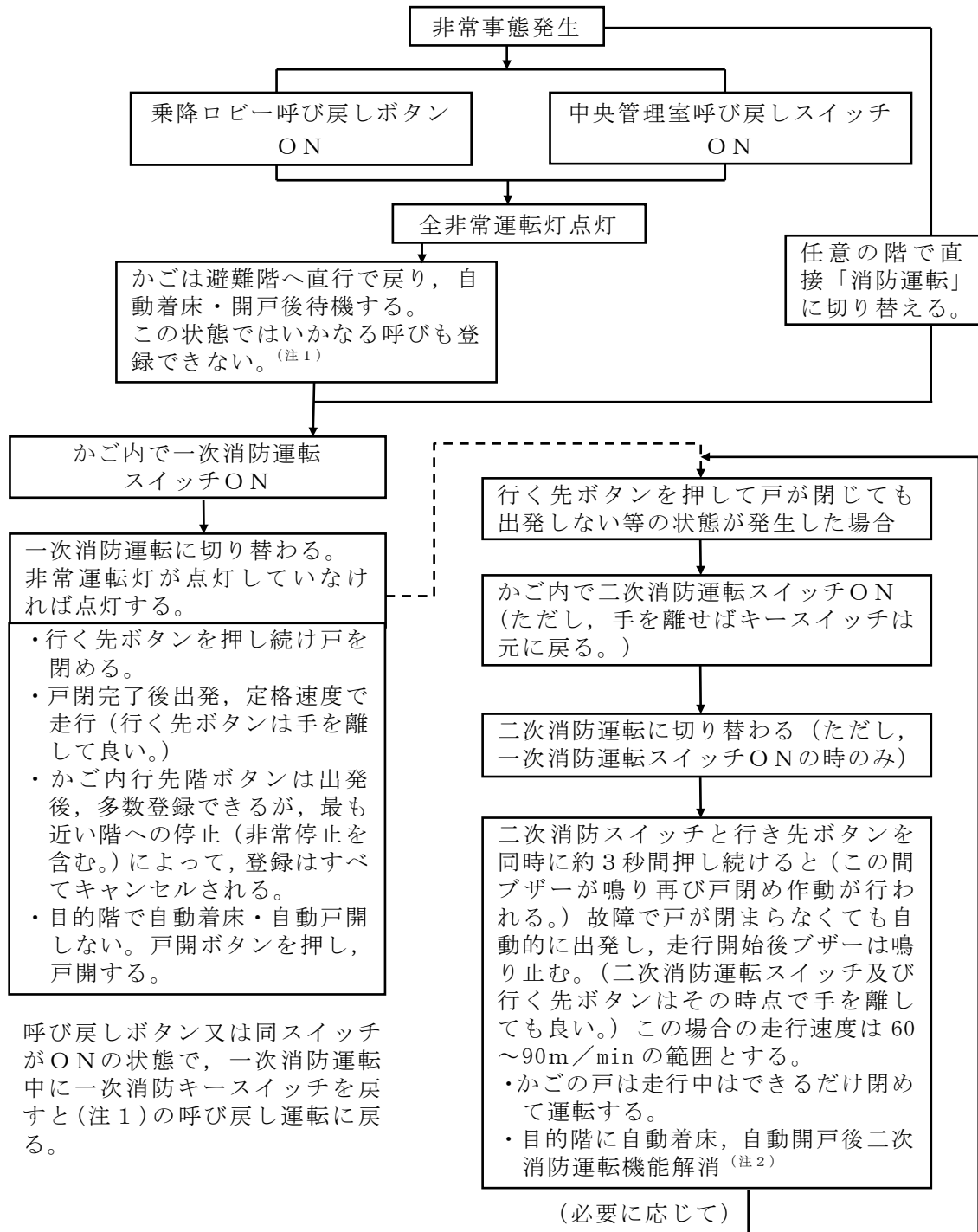
- (2) かご及び昇降路の出入口戸（構造上軽微な部分を除く。）は、不燃材料で造り、又は覆うこと。
- (3) 非常用E Vの予備電源は、次によること。
  - ① 予備電源については、第2章第2節第5.8によること。
  - ② 予備電源の容量は、全非常用E Vが全負荷上昇運転するときに必要なとする電力を60分間以上連続して供給できるものであること。
  - ③ 電気配線は、「火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を定める件」（昭和45年建設省告示第1829号）と同等のものであること。

## 8 その他

操作キーは，中央管理室又は防災センターに設置すること。

《資料》

非常用の運転方法

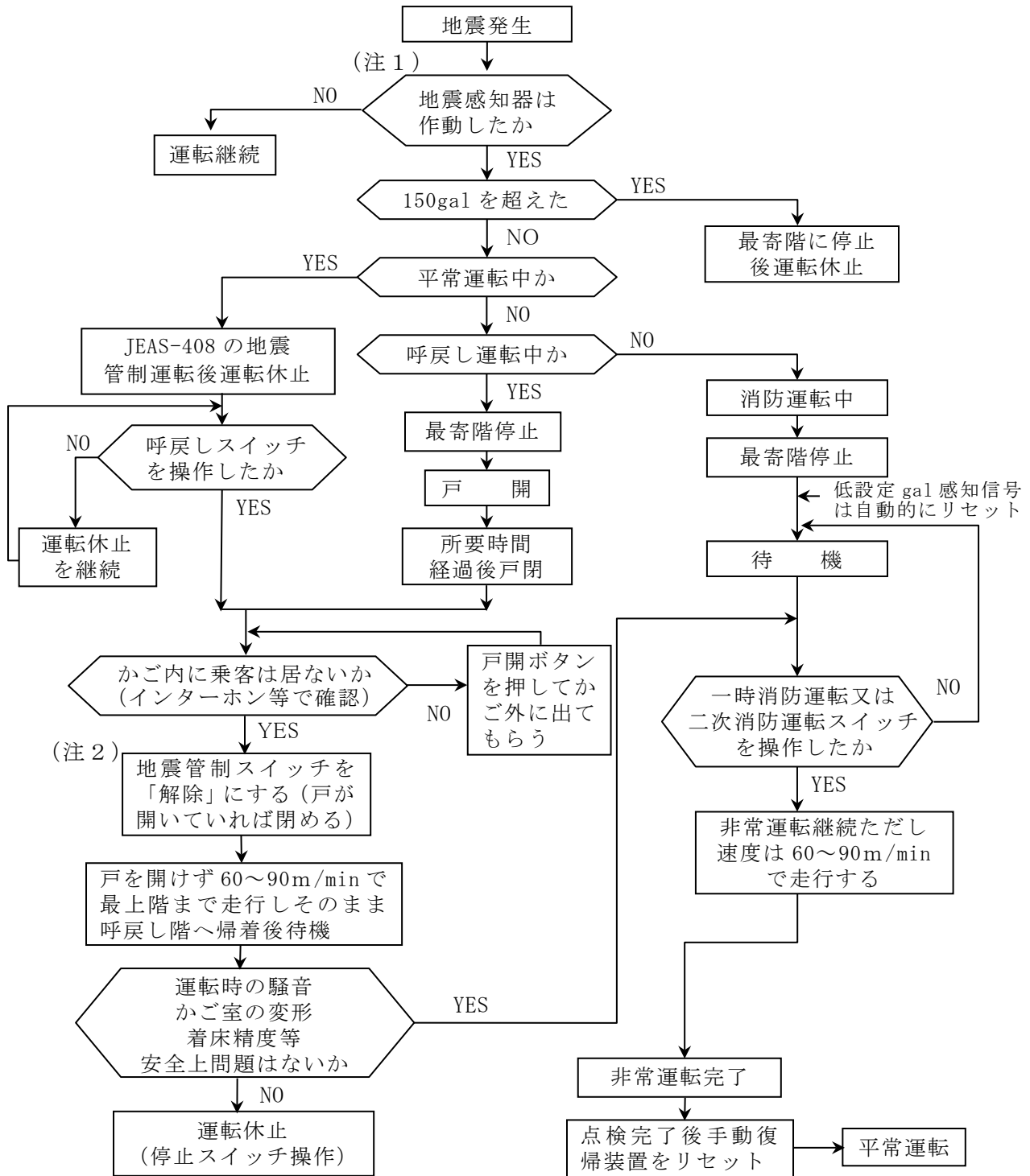


(注1) 呼び戻し動作の詳細

- (1) エレベーターが上昇中の場合は最寄階に停止し、ドアを開けずに反転、避難階へ直行する。
- (2) 下降中のエレベーターがある階に停止すべく減速中の場合は、いったんその階に停止しドアを開けずに避難階へ直行する。
- (3) エレベーターが全速で下降中の場合はそのまま避難階へ直行する。
- (4) エレベーターがある階でドアを開いて停止中の場合は、直ちにドアを閉じて避難階へ直行する。
- (5) 呼び戻し運転中は、セーフティ・シューは作動し、停止スイッチ、はかり装置、光電装置等の乗降客検出装置は作動しない。(ただし、はかり装置の警報は作動する。)

(注2) 二次消防運転は二次消防運転スイッチ投入直後の1運転に限り有効とする。

地震時エレベーターの運転管制のフロー（非常用エレベーター）



(注1) 地震感知器 高低二段検出とし、リセットは低設定を遠隔、高設定を手動とする。

(注2) 地震管制スイッチ このスイッチは非常用専用とし、中央管理室又は防災センターに設置し、自動、解除が切替えできるスプリングバック式キースイッチとし、平常時は自動にセットされる。

(1) 「自動」感知信号により地震管制運転を行う。

(2) 「解除」低設定 gal 感知信号で管制運転をしたエレベーターを感知前の状態に復帰させる。

なお、この時点でものご速度は 60~90m/min にセットされる。

(3) 手動復帰装置 この装置は、エレベーターごとに機械室に設け、手動でリセットしなければ、平常運転に復帰できないようにする。

【参考】 関係条文

建 基 法	建 基 令	告 示
<p>第 34 条 （非常用の昇降機の設置）</p>	<p>第 129 条の 13 の 2 （非常用の昇降機の設置を要しない建築物） 第 129 条の 13 の 3 （非常用の昇降機の設置及び構造）</p>	<p>「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和 48 年建設省告示第 2563 号） 「非常用のエレベーターのかご及び出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本工業規格の指定に関する件」（昭和 46 年建設省告示第 112 号） 「非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1428 号） 「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件」（平成 28 年国土交通省告示第 696 号） 「非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件」（平成 28 年国土交通省告示第 697 号）</p>

## 第 8 屋上緊急離着陸場・緊急救助用スペース

### 1 設置指導の趣旨

高層建築物において火災等の災害が発生した場合、はしご車の有効はしご長の制限等のため、避難並びに消火・救助等の消防活動上大きな障害が生じることが予想される。

このような場合、ヘリコプターを活用し高層建築物の屋上空間を消防活動の拠点とすることは、非常用進入口や非常用エレベーターなど他の消防活動用施設の効果と併せて当該高層建築物の防災性能を向上させることとなる。

また、傷病者の搬送についても、第 3 次救急医療機関等の高度医療施設に緊急離着陸場を設置することにより、搬送時間の短縮、傷病者の効率的な収容等、救命率向上の面において極めて高い効果が期待できる。

更に、大規模災害発生時にその対策拠点となる防災関係公共機関の施設に緊急離着陸場等を設置することは、必要な対策を速やかに講じる上で非常に有効と考えられる。

これらを踏まえ、高層建築物、高度医療施設及び防災関係公共機関については、その屋上等に航空消防活動の拠点として緊急離着陸場等の設置指導を行うものとする。

### 2 用語の定義

- (1) ヘリコプター： 災害発生時に消防機関等が捜索又は救助等のために運航するヘリコプターをいう。
- (2) 緊急離着陸場： ヘリコプターによる災害活動に際し、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 81 条の 2（捜索・救助のための特例）の適用により、離着陸することができるよう一定の要件を備え建築物の屋上又は地上に設けられた場所をいう。
- (3) 緊急救助用スペース： ヘリコプターが航空法第 81 条の 2（捜索・救助のための特例）の適用により、ホバリングによる災害活動を行えるよう一定の要件（障害物がなく、必要な広さと設備を有する）を備えた、建築物の屋上に設けられたスペースをいう。
- (4) 緊急離着陸場等： 前(2)及び(3)の総称をいう。
- (5) 着陸帯： ヘリコプターの離陸又は着陸の用に供するため設けられる必要なスペースをいう。
- (6) 高層建築物： 高さ 31m を超える建築物で非常用エレベーターの設置を要するものをいう。
- (7) 医療機関等： 救急医療対策事業実施要綱（昭和 52 年 7 月 6 日付け厚生省医発第 692 号）に定める救命救急センター及びこれに準ずる大学病院等の高度医療施設をいう。
- (8) 防災関係公共機関： 大規模災害時に防災対策実施上の拠点となる公共機関の施設をいう。



- (9) 常設ヘリポート： 航空法第38条に基づき、常時飛行場として使用することを目的として国土交通省航空局が設置許可したものをいう。
- (10) 進入表面： 航空機の離着陸のために障害物件のない空間が必要で、このために設けられる勾配を有する想像上の平面をいう。
- (11) 転移表面： 進入表面及び離着陸帯の左右、両側の空域を広げて、航空機が着陸進入中に進入経路の中心からずれた場合でも安全を確保するために離着陸帯の両側に高い建造物等を建てることを抑制する目的で作られた想像上の傾斜面をいう。

### 3 緊急離着陸場等の位置付け

分類	常設ヘリポート		飛行場外離着陸場	緊急離着陸場等 <sup>※1</sup>
	公共用	非公共用 (自家用)		
主管官庁	航空局(本省)	地方航空局	管轄空港事務所	管轄消防本部
利用目的	制限なし	ヘリポート管理者の許可	航空局による許可	災害時のみ
着陸可能機	制限なし	ヘリポート管理者の許可機	航空局への事前登録機のみ	消防防災ヘリ等
着陸申請	ヘリポート管理者へ申請	ヘリポート管理者へ申請	航空局運用課へ申請	不要
施設例 <sup>※2</sup>	東京ヘリポート(全国13ヶ所)	全国92ヶ所 (市内6ヶ所;西日本新聞会館, NHK福岡, 済生会病院, 和白病院, 九州大学病院, こども病院)		緊急離着陸場 市内10ヶ所  緊急救助用スペース 市内48ヶ所

※1 緊急離着陸場等も飛行場外離着陸場として申請すれば、災害以外での使用も可能

※2 施設数は令和2年1月1日時点の数値

#### 4 適用の範囲

次の防火対象物について設置の指導等を行うものとする。(第8-1表参照)

**第8-1表**

防火対象物 区分	高層建築物		防災関係 公共機関	医療機関等	
	軒高 100mを 超えるもの	軒高 80mを 超えるもの		救命救急 センター	大学病院等
緊急離着陸場	○	□	○	○	□
緊急救助用スペース		○			

凡例 ○:設置を指導するもの。

□:設置を要望するもの。

備考① 医療機関等については、基本的に常設ヘリポートとして設置するよう要望する。

備考② 防災関係公共機関及び医療機関等については、屋上が設置不可の場合対象物の敷地内の地上に着陸場を設置することも考慮する。地上に設置する場合の基準は別途調整する。

#### 5 設置基準

別記1参照

#### 6 設置基準の細目

(1) 緊急離着陸場は、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

##### ① 着陸帯

ア 着陸帯の床面強度は、ラーメン及びスラブ設計とも短期荷重として捉え、使用を想定する機体の運航重量の 2.25 で乗じた強度以上に耐え得るものとし、広さは 20m×20m以上とすること。ただし、防災関係公共機関又は医療機関等で頻繁に離着陸する場合は、使用を想定する機体に合わせ常設ヘリポートの基準で設置するものとする。

イ 建築物屋上におけるビル風等の影響を考慮し「プラットホーム方式(屋上の床の上部に離発着するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの)」が望ましい。なお、「プラットホーム方式」とする場合、グレーチング等上下方向に風の流通する床材料の使用は避けること。

ウ 最大許容重量標識は、床面強度(設計短期荷重)を 2.25 で除した値(小数点以下2位切り捨て)を表示すること。

##### ② 夜間照明設備

ア 飛行場灯台は、周囲の状況から位置の確認が困難な場合に設置すること。

なお、設置する場合は、離着陸に影響がなく、可能な限り全方位の上方から確認できる場所に設けること(白色閃光の簡易式飛行場灯台でも可)。

イ 境界灯については、航空法施行規則第 117 条第 1 項第 3 号サの基準に準ずること。

ウ 次の各号により待避場所付近に夜間照明操作盤を設置するとともに、防災センター等にも夜間照明操作盤を設けること。

(ア) それぞれの夜間照明操作盤は、常時いずれからでも操作できること。

(イ) 飛行場灯台を設置した場合は、必要に応じ飛行場灯台のみ消灯できるスイッチを設けること。

(ウ) 夜間照明操作盤には、緊急離着陸場用夜間照明操作盤である旨の表示をすること。

エ 夜間照明設備については、電球等の予備品を備えること。

オ 非常電源から各夜間照明設備までの配線は耐火電線とすること。

なお、非常電源については4時間以上供給できること。

カ 前アからオの基準にかかわらず、防災関係公共機関又は医療機関等で頻繁に離着陸を行う場合は、夜間照明についても常設ヘリポートの基準により設置するものとする。

### ③ 脱落転落防止施設

次の施設を進入表面及び転移表面上に突出しない位置に設置すること。

ア ヘリコプターの脱落防止施設

イ 人員の転落防止施設（柵・手すり等）

(ア) 建基令第126条に基づく高さ1.1m以上の手すり等で兼用することができる。

(イ) 前(ア)によることが適当でない場合は、人員の転落を防止できる有効な施設を設置すること。

### ④ 燃料流出防止施設

ア 燃料流出防止施設（溜めます、側溝等によるもの）を設置すること。

イ いずれの方式も容量1,000リットル以上（溜めます等が2ヶ所以上の場合、その合計の容量とする。）とし、最終溜めます等には、雨水排水口（竖樋）に燃料が流れ込まないように、蓋、バルブ等を設けること。

### ⑤ 待避場所

ヘリコプターが接近した場合に要救助者等が待避する場所を次により設けること。

ア 待避場所は、屋上出入口と緊急離着陸場の間に設けること。また、ヘリコプターの離着陸時に風圧等の影響を受けない位置に設置すること。

イ 待避場所の広さは、10 m<sup>2</sup>以上の広さとし、枠を床面に表示すること。（ライン幅10 cm以上とすること。）

ウ 待避場所には、下図に示す待避標識を表示すること。

**救助用ヘリコプターが接近したら  
この場所に待避してください**

(ア) 標識の大きさは、125 cm×35 cm以上とすること。

- (イ) 標識の材質は問わないが耐久性のあるものとする。 (床面に直接表示してもよい。)
- (ウ) 白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。
- (エ) 枠、文字の幅については問わない。
- エ 待避場所の直近に、夜間照明操作盤と共に防災センターと連絡できる専用電話を設置すること。また、専用電話の使用方法が不明確な場合は、その使用方法を明記すること。
- オ 待避場所付近に照明設備を設置すること。
- カ 可能な場合は、退避場所と同じ階層に非常用エレベーターを着床させること。
- ⑥ 消火設備
  - ア 要救助者の防護等のため、消火器合計が8リットル以上の容量となるように泡消火器、強化液消火器又はこれらに準ずるものを設置すること。
  - イ 連結送水管の放水口は単口型とし、放水用器具 (50mm ホースを2本以上、50mm噴霧切替ノズル1本、媒介金具1個) 及びその格納箱を設置すること。  
なお、「プラットホーム方式」の場合は、当該部分ではなく屋上部分に設置してもよい。ただし着陸帯まで届くようホースを追加するなどの措置を講じること。
  - ウ 泡消火設備を設置した場合は、当該部分の連結送水管の設置を省略してもよい。
- ⑦ その他
  - ア 屋上出入口の扉は、屋内外から鍵を使用することなく開放できること。ただし、災害発生時に防災センターから一括解錠できる装置又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置が設置されている場合は、この限りでない。
  - イ 屋上出入口の扉の屋内側に「屋上緊急離着陸場」と表示し、屋外側には「屋内進入口」と表示すること。
  - ウ ヘリコプター離着陸時に障害を及ぼす可能性があり視認が困難な物件がある場合は、灯火を設置するか、視認性を向上させるための塗装等を施すこと。  
なお、灯火を設置する場合は、航空法施行規則第127条第1項第1号ニに基づく低光度航空障害灯に準ずる灯火とすること。
- (2) 緊急救助用スペースは、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。
  - ① 緊急救助用スペース面  
緊急救助用スペース面の強度は、通常床面強度以上とすること。また、広さは原則10m×10m以上とする。
  - ② 夜間照明設備
    - ア 飛行場灯台は、周囲の状況から位置の確認が困難な場合に設置すること。  
なお、設置する場合は、ヘリコプターの進入離脱に影響が無く、可能な限り全方位の上方から確認できる場所に、白色閃光の簡易式飛行場灯台を設置すること。

イ 境界灯を救助用スペース面の境界線上（地上突出式の場合は境界線上の外）に8個又は着陸区域照明灯（着陸区域照明灯と照度及び耐久性が同等以上と認められる灯火については協議の上設置することができる。）4個を可能な限り全体を照らせるよう設置すること。

なお、それぞれの灯火については航空法施行規則第117条の基準に準ずること。

ウ 次の各号により待避場所付近に夜間照明操作盤を設置するとともに、防災センター等にも夜間照明操作盤を設けること。

（ア） それぞれの夜間照明操作盤は、常時いずれからでも操作できること。

（イ） 飛行場灯台を設置した場合は、必要に応じ飛行場灯台のみ消灯できるスイッチを設けること。

（ウ） 夜間照明操作盤には、緊急救助用スペースの夜間照明操作盤である旨の表示をすること。

エ 夜間照明設備については、電球等の予備品を備えること。

オ 非常電源から各夜間照明設備までの配線は耐火電線とすること。

なお、非常電源設備については4時間以上供給できること。

### ③ 脱落転落防止施設

人員の転落防止施設（柵・手すり等）は次によること。

なお、当該施設は進入表面及び転移表面上に突出しない位置に設置すること。

ア 建基令第126条に基づく高さ1.1m以上の手すり等で兼用することができる。

イ 前アによることが適当でない場合は、人員の転落を防止できる有効な施設を設置すること。

### ④ 待避場所

ヘリコプターが接近した場合に要救助者等が待避する場所を次により設けること。

ア 待避場所は、屋上出入口と緊急救助用スペースの間に設けること。また、ヘリコプターの起こす風圧等の影響を受けない位置に設置すること。

イ 待避場所の広さは、10 m<sup>2</sup>以上の広さとし、枠を床面に表示すること。（ライン幅10 cm以上とすること。）

ウ 待避場所には、下図に示す待避標識を表示すること。

**救助用ヘリコプターが接近したら  
この場所に待避してください**

（ア） 標識の大きさは、125 cm×35 cm以上とすること。

（イ） 標識の材質は問わないが耐久性のあるものとする。（床面に直接表示してもよい。）

（ウ） 白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。

（エ） 枠、文字の幅については問わない。

エ 待避場所の直近に、夜間照明操作盤と共に防災センターと連絡できる専用電話を設置すること。また、専用電話の使用方法が不明確な場合は、その使用方法を明記すること。

オ 待避場所付近に照明設備を設置すること。

⑤ その他

ア 屋上出入口の扉は、屋内外から鍵を使用することなく開放できること。ただし、災害発生時に防災センターから一括解錠できる装置又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置が設置されている場合を除く。

イ 屋上出入口の扉の屋内側に「緊急救助用スペース」と表示し、屋外側には「屋内進入口」と表示すること。

ウ ヘリコプター進入離脱時に障害を及ぼす可能性があり視認が困難な物件がある場合は、灯火を設置するか、視認性を向上させるための塗装等を施すこと。

なお、灯火を設置する場合は、航空法施行規則第 127 条第 1 項第 1 号ニに基づく低光度航空障害灯に準ずる灯火とすること。

(3) その他の事項

① 「H」(緊急離着陸場)又は「R」(緊急救助用スペース)の文字の大きさ等については、別図-1, 2のとおりとする。

② 認識番号の数字の大きさについては、別図-3のとおりとする。

③ 最大許容重量標識の文字, 数字の大きさについては、別図-4のとおりとする。

④ 緊急離着陸場の着陸帯及び緊急救助用スペース面のライン及び認識番号等は、反射性のものなど視認性が良くかつ耐候性がある黄色の塗料を使用すること。

⑤ 屋上の緊急離着陸場又は緊急救助用スペースは、建築物の避難階段及び非常用エレベーター等と有効に通じていること。また、避難階段室内及び屋上へ通ずる廊下等に緊急離着陸場又は緊急救助用スペースが屋上にある旨の案内表示を設けること。

⑥ 緊急離着陸場又は緊急救助用スペースの配置については、排煙設備の排煙口の位置等が避難者等の安全に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

## 7 緊急離着陸場等の設置計画書の提出

緊急離着陸場等を設置しようとする者は、次に掲げる図書を添付した「緊急離着陸場等設置計画書」(別記様式第 1 号)を消防局長に 4 部提出し、その審査を受けるものとする。

(1) 付近見取図(市街地地図に建築物の位置を表示する。)

(2) 配置平面図(建築物の配置状況を表示する。)

(3) 立面図(建築物の 2 面以上の外観状況を表示する。)

(4) 全体平面図(進入表面, 転移表面の区域を表示する。)

(5) 建築物の屋上部分に係る平面図及び断面図(進入表面, 転移表面, 塔屋, 避雷針, 手すり等の障害物件と制限表面の位置関係を表示する。別図-5 参照)

(6) 緊急離着陸場等の平面詳細図(標識等, 夜間照明設備, 機械排煙口, 待避場所, 専用電話(インターホン)その他付帯設備の配置状況を表示する。)

- (7) 構造計算書（構造計算書のほか、当該建築物が所要の短期荷重に耐え得ることの証明書を添付すること。ただし、緊急離着陸場に限る。）

## 8 緊急離着陸場等の設置届出書の提出

緊急離着陸場等の設置者は、当該緊急離着陸場等の設置工事が完了した場合、完成状況を記した前項に掲げる図書を添付した「緊急離着陸場等設置届出書」（別記様式第2号）を所轄消防署長に3部提出し、検査を受けるものとする。

## 9 事務手続き

緊急離着陸場等の設置指導に係る事務手続きについては、別に定める事務処理要領によること。（別添参照）

## 10 維持管理

- (1) 緊急離着陸場等の管理者は、航空消防活動の支障とならないよう、その施設及び周辺の建築設備等の維持管理に努めること。

なお、やむを得ずこれらの変更等を行う場合は、所轄消防署長の事前指導を受けるものとする。

- (2) 所轄消防署長は、立入検査等の際に、各緊急離着陸場等の維持管理状況について確認し、不備事項についてはその是正を求めるものとする。

## 11 その他

緊急離着陸場等が設置後において、この基準に適合しなくなった場合の取扱いについては、消防局長及び消防署長が別途指示する。また、既存の防火対象物について新たに緊急離着陸場等を設置する場合においても、本設置指導基準を適用する。

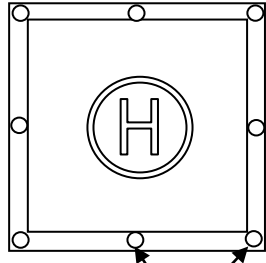
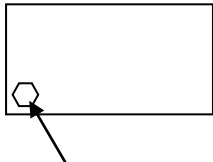
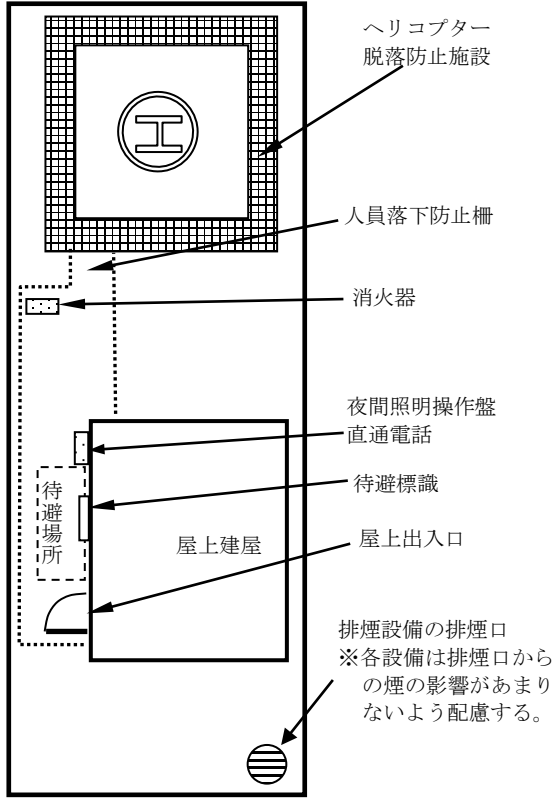
別記 1

緊急離着陸場

施設		緊急離着陸場	
項目		基準	図解
着陸帯等	広さ	<p>20m×20m以上。ただし、着陸帯を含む、20m×20mの範囲内に着陸帯の水平面以上に突出する障害物がない場合は、17m×17m以上とすることができる。（別図-1参照）。</p> <p>なお、防災関係公共機関や医療機関等で頻繁に離着陸する場合は、使用を想定する機体に合わせ、屋上ヘリポートの基準で設置すること。</p>	<p>認識番号</p> <p>着陸帯</p> <p>20m以上</p> <p>20m以上</p> <p>最大許容重量標識</p>
	標識	<p>耐候性の塗料により黄色でHの文字及びびライン等を表示すること。</p>	
	強度	<p>着陸帯の荷重強度は（使用を想定する機体の全備重量の2.25倍）以上とし、最大許容重量を黄色で表示すること。</p>	
	構造	<p>プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。</p>	
	勾配	<p>最大縦横勾配は2%以下とすること。</p>	
	認識番号	<p>認識番号を着陸帯内に黄色で表示すること。</p>	
進入表面	設定要領	<p>原則として直線の2方向とする。ただし、進入経路と出発経路が直線方向に設定できない場合、進入方向交差角を90度以上とすることができる。</p>	<p>進入表面</p> <p>転移表面</p> <p>200m</p> <p>200m</p> <p>500m</p> <p>360m</p>
	設定範囲	<p>着陸帯から500m離れた地点で幅200mの地点と着陸帯を結んでできる区域とすること。</p>	
	勾配	<p>1/8以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。</p>	
転移表面	設定要領	<p>着陸帯及び進入表面の両側に設けること。</p>	<p>進入表面</p> <p>勾配 1/8 以下</p> <p>500m</p> <p>500m</p> <p>転移表面(網かけ部分)</p> <p>進入表面</p> <p>45m</p> <p>45m</p> <p>10m</p> <p>20m</p> <p>500m</p> <p>45m</p> <p>20m</p> <p>360m</p>
	設定範囲	<p>着陸帯の正横位置で距離45mの位置で高さ45mの地点と進入表面上で高さ45mとなる地点を結んでできる区域とすること。</p>	
	勾配	<p>1/1（着陸帯の側方10mまでは1/2）以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。</p>	



緊急離着陸場（夜間照明及び施設配置）

施設		緊急離着陸場	
項目		基準	図解
夜間照明設備	飛行場灯台	周囲の状況から位置の確認が困難な場合に設置する。 なお、設置する場合は、離着陸に影響がなく、可能な限り全方位の上方から確認できる場所に設けること（白色閃光の簡易式飛行場灯台でも可）。	 <p>境界灯（8個以上） ※上図は埋込式の場合を示す。地上突出式の場合は境界線より外側に設置する。</p>  <p>飛行場灯台（白色閃光式） ※建屋の上でできる限り上空から見やすい箇所。</p>
	境界灯	埋込式の場合は着陸帯の境界線上に、地上突出式の場合は境界線の外側に境界灯を等間隔に8個以上設けること。	
	障害灯	着陸帯から10m以内の区域で、勾配1/2の表面から突出する避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置すること。 （物件によっては、視認性の高い塗装等によい）	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。	
脱落防止設備等	脱落転落防止施設	ヘリコプターの脱落及び要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。 また、当該施設は進入表面及び転移表面から突出しない構造であること。	 <p>ヘリコプター脱落防止施設 人員落下防止柵 消火器 夜間照明操作盤 直通電話 待避標識 屋上出入口 待避場所 屋上建屋 排煙設備の排煙口 ※各設備は排煙口からの煙の影響があまりないよう配慮する。</p>
	燃料流出防止施設	ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れ出ない構造とすること。	
	消火設備等	連結送水管及び消火器を設置すること。	
	待避場所	ヘリコプターが接近した場合に要救助者等が待避する場所を設置し、黄線枠（ライン幅10cm以上）で表示すること。待避要領を床面又は壁面に表示すること。また、周辺を照らす照明設備を設置すること。	

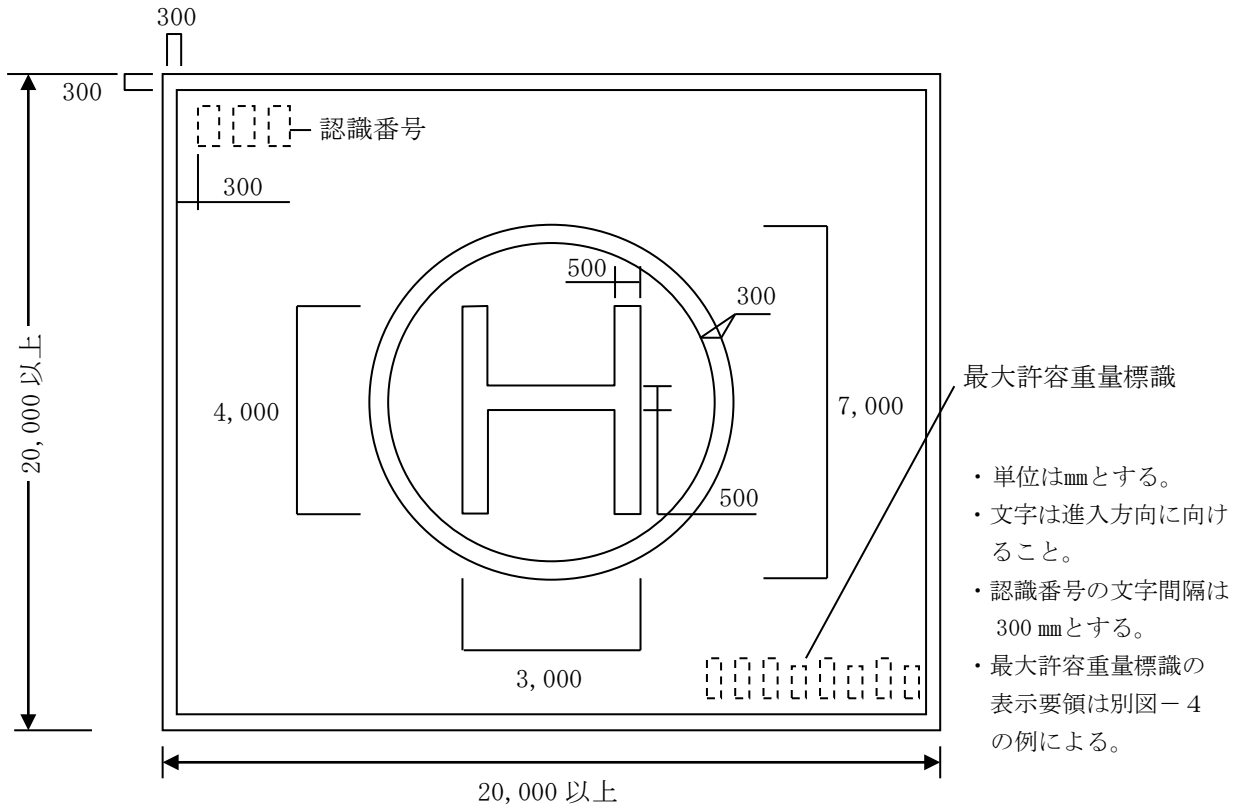
緊急救助用スペース

施設		緊急救助用スペース	
項目		基準	図解
救助用スペース等	広さ	原則 10m×10m以上 (別図-2 参照)	
	標識	耐候性の塗料により黄色で R の文字及びライン等を表示すること。	
	強度	通常床強度以上とすること。	
	構造	通常床式又はグレーチング式とし、床面は滑り防止策を施すこと。	
	勾配	災害活動に影響しない程度の勾配であること。	
	認識番号	認識番号を緊急救助用スペース内に黄色で表示すること。	
進入表面	設定要領	原則として直線の 2 方向とする。ただし、進入経路と出発経路が直線方向に設定できない場合、進入方向交差角を 90 度以上とすることができる。	
	設定範囲	緊急救助用スペースから 250 m 離れた地点で幅 100m の地点と緊急救助用スペースを結んでできる区域とすること。	
	勾配	1 / 3 以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。	
転移表面	設定要領	緊急救助用スペース及び進入表面の両側に設けること。	
	設定範囲	緊急救助用スペースの正横位置で距離 45m の位置で高さ 45m の地点と進入表面上で高さ 45m となる地点を結んでできる区域とすること。	
	勾配	1 / 1 以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。	

※規程の制限表面が設定できない場合は、状況により制限表面を垂直上方に 5 m まで移行できるものとする。

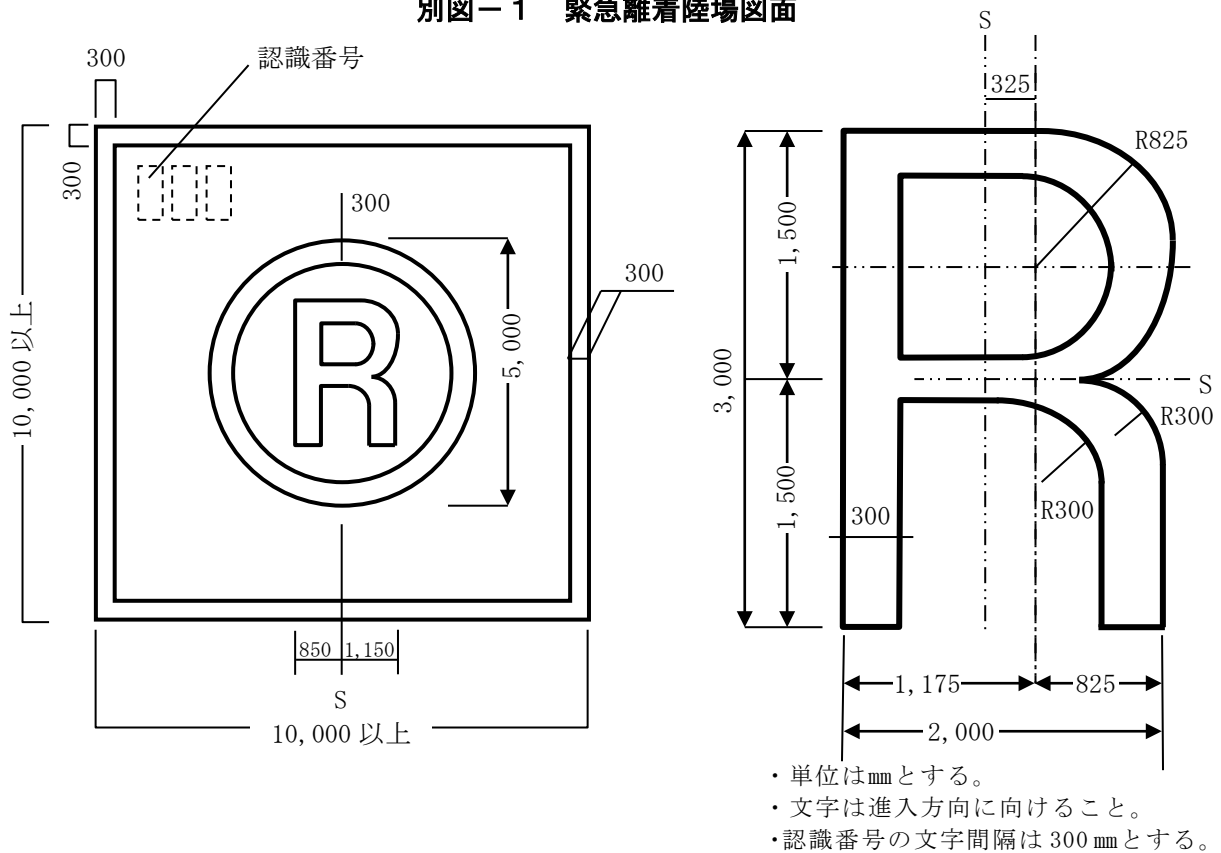
緊急救助用スペース（夜間照明及び施設配置）

施設		緊急救助用スペース	
項目		基準	図解
夜間照明設備	飛行場灯台	周囲の状況から位置の確認が困難な場合に設置すること。 なお、設置する場合は、ヘリコプターの進入に影響が無く、できるだけ全方位の上方から確認できる場所に、白色閃光の簡易式飛行場灯台を設置すること。	
	境界灯 又は 着陸区域 照明灯	埋込式の場合は救助用スペース面の境界線上に、地上突出式の場合は境界線の外側に境界灯を等間隔に8個以上設けること。着陸区域照明灯（同等以上の性能を有する他の灯火を含む）を設置する場合は4個以上設置し、救助用スペース面全体を照らせるよう設置すること。	
	障害灯	救助用スペース面から10m以内の区域で、勾配1/2の表面から突出する避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置すること。（物件によっては、視認性が高い塗装等により）	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。	
脱着防止設備等	脱落転落防止施設	建基法に基づく規制による、柵などを設けること。	
	待避場所	ヘリコプターが接近した場合に避難者等が待避する場所を設置し、黄線枠（ライン幅10cm以上）で表示すること。待避要領を床面又は壁面に表示すること。また、周辺を照らす照明設備を設置すること。	

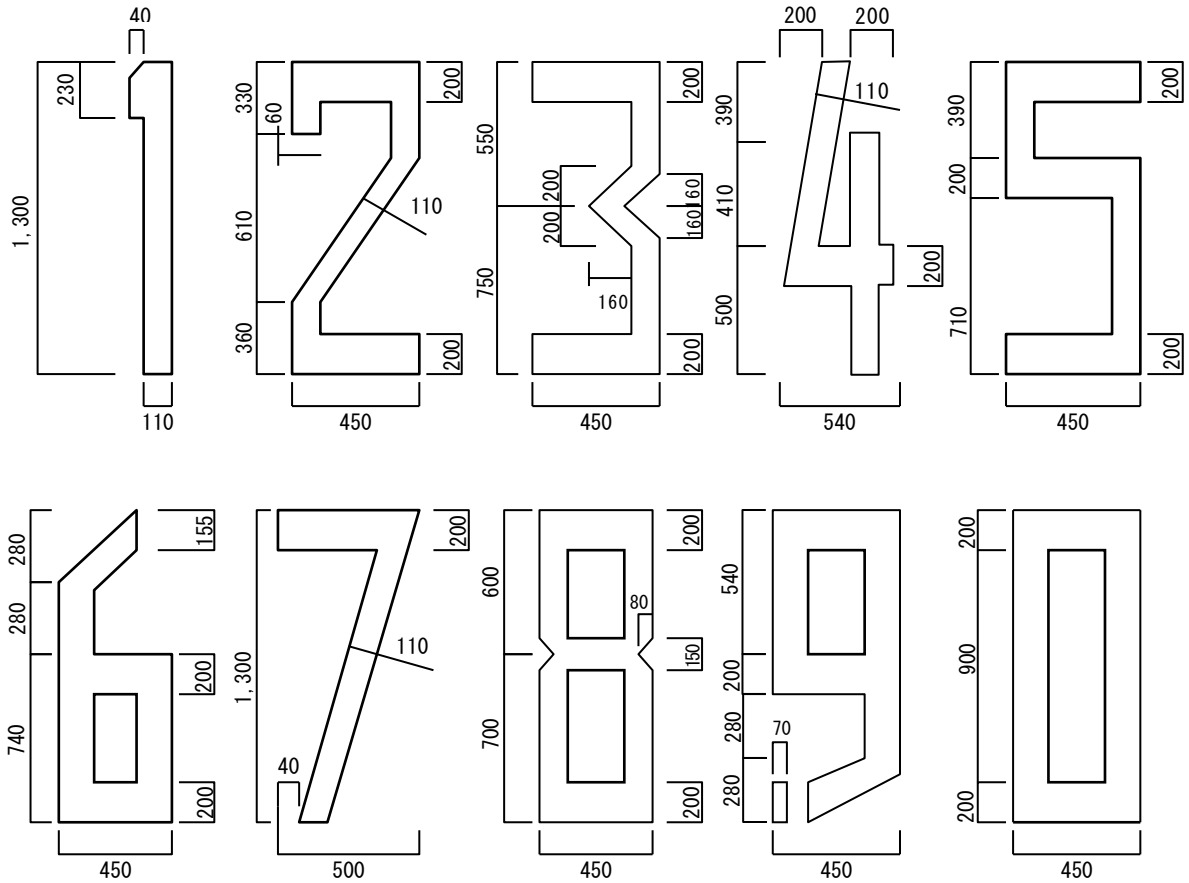


※医療機関の緊急離着陸場で、特に申請者から要望があった場合は  
I C A O（国際民間航空条約）に基づいた標識でも認めるものとする。

別図-1 緊急離着陸場図面

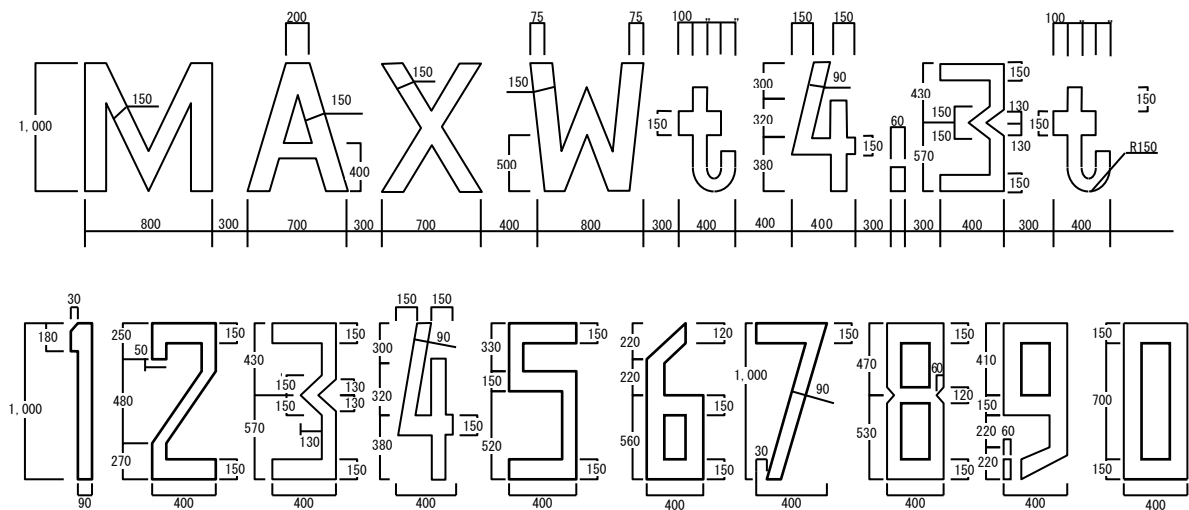


別図-2 緊急救助用スペース図面



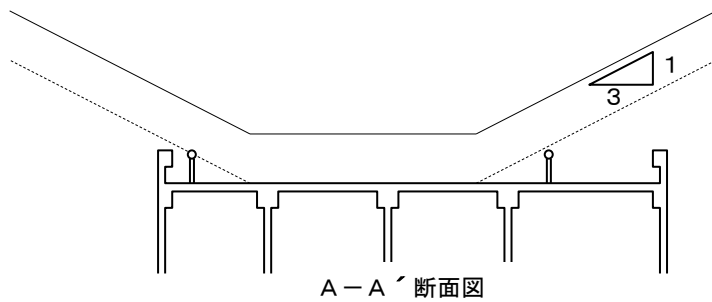
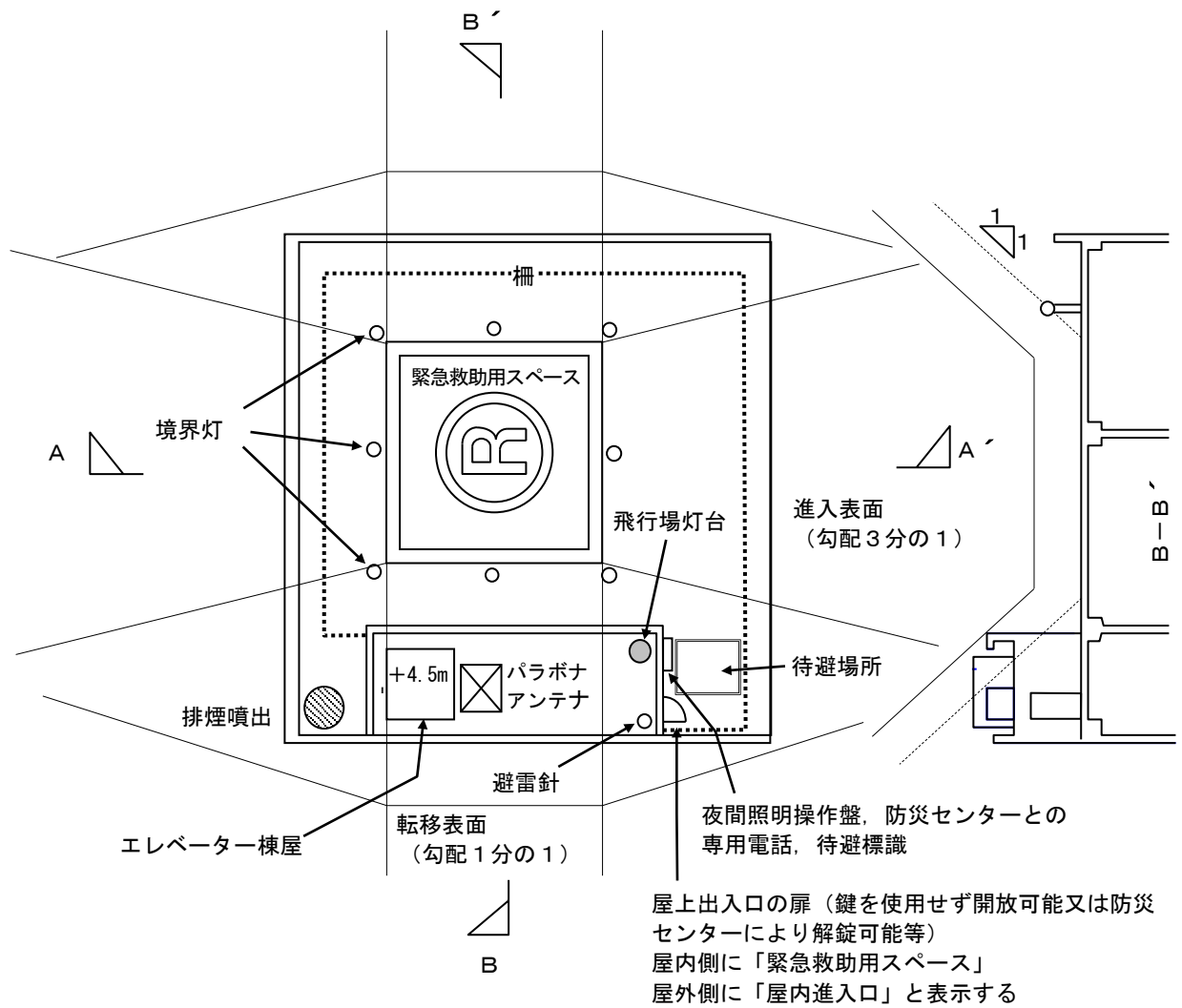
- ・単位はmmとする。
- ・特記なき縦線は幅 110 mmとする。

別図－3 認識番号図面



- ・単位はmmとする。
- ・特記なき縦線は幅 90 mmとする。

別図－4 最大許容重量図面



別図-5 進入表面, 移転表面の平面・断面図 (例)

## 別添

### 屋上緊急離着陸場・緊急救助用スペースの設置指導に係わる事務処理要領

この事務処理要領は、本消防用設備等技術基準第2章第2節第8「屋上緊急離着陸場・緊急救助用スペース」（以下「指導基準」という。）第8項の規定に基づき、同施設の設置指導に関する事務処理について必要な事項を定める。

#### 1 緊急離着陸場等設置計画書の処理

##### (1) 設置計画書の收受

指導課長は、緊急離着陸場等設置計画書（以下「設置計画書」という。）が提出された場合、設置計画書の記載内容及び添付函書の適否を確認し、緊急離着陸場等設置計画書收受簿（様式第1号）に必要事項を記入し、福岡市消防本部処理規程第20条で定める收受印を受付欄に押印するものとする。

##### (2) 設置計画書の審査等

###### ① 設置計画書の審査

ア 指導課長は、前項で收受した設置計画書に審査票（様式第2号）を添付し、緊急離着陸場等が指導基準及び関係法令等に適合しているかどうか審査する。

イ 指導課長は、緊急離着陸場等の設置計画の審査に際し、消防航空隊長に合議するものとする。

###### ② 設置計画書の返付等

ア 指導課長は、前号により処理した設置計画書の1部に審査票の写しを添付して設置者へ返付するものとする。

イ 指導課長は、前アの規定に基づき設置計画書を処理したときは、設置計画書の1部に審査票の写しを添付して所轄署長に、また、消防航空隊長に審査票の写しを送付するものとする。

##### (3) 認識番号

認識番号は、3桁で上1桁目は消防区（大ブロック）、2・3桁目は設置順の番号とし、「緊急離着陸場」と「緊急救助用スペース」は、通し番号とする。

#### 2 緊急離着陸場等設置届出書の処理

##### (1) 届出の時期

緊急離着陸場等の設置者は、緊急離着陸場等の設置に係る工事が完了した日から4日以内に届出を行うものとする。

##### (2) 届出書の收受等

所轄署長は、緊急離着陸場等設置届出書（以下「届出書」という。）が提出された場合、「建築物同意等事務処理要領」第14、2により処理するものとする。

##### (3) 検査

① 所轄署長は、前項で定める受理が完了したのものについて、遅滞なく検査を行うものとする。

② 所轄署長は、届出書を受理し、検査日時を決定した場合、関係者に対し口頭により通知するものとする。

③ 所轄署長は、特に必要があると認める場合、指導課長及び消防航空隊長に検査日時その他必要事項を連絡するものとする。

④ 指導課長及び消防航空隊長は、前号の連絡を受けたとき、必要に応じて職員を派遣し立ち合わせるものとする。

(4) 検査の基準等

① 所轄署長は、計画書及び届出書に添付された図書、指導基準並びに関係法令等の基準に基づき実地検査を行うものとする。

② 所轄署長は、前号による検査を行った結果、緊急離着陸場等が指導基準等に適合していないと認められる場合、当該部分の改修を文書又は口頭にて関係者に指示するものとする。

なお、当該部分の改修が完了した旨の連絡があったときは再検査を実施するものとする。

③ 検査員は、指導基準並びに技術基準に適合している場合は、予防業務管理システム内の「検査・検査結果報告書・検査済証」に必要事項を入出力して、決裁を受けるものとする。

(5) 届出書の保管

① 届出書及び添付図書は、防災資料として活用できるように消防航空隊及び所轄消防署予防課指導係に永久保存するものとする。

② 検査員は、届出書の記載内容の概要を予防業務管理システムに入力しておくものとする。



## 別記様式第1号

## 緊急離着陸場等設置計画書

福岡市消防局長		年 月 日		
設置者 住所 氏名		(電話 番)		
種別	緊急離着陸場・緊急救助用スペース	※ 認識番号		
建築物	所在地	福岡市 区		
	名称		用途	
	構造	構造, 地上 階, 塔屋, 地下 階		
	規模	建築面積	m <sup>2</sup> , 延面積	m <sup>2</sup>
		軒高さ	m, 最高高さ	m
	その他	屋上部分に直通する階段数	( )	
		屋上部分に対する非常用エレベーター着床の有無	( )	
屋上部分の扉の解錠方法		( )		
消防用設備等	(主なもの)			
設計者	住所			
	氏名			
施工者	住所			
	氏名			
設置工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
※ 受付欄		※ 備考欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 建築物の付近見取図、全体平面図、配置図、立面図、屋上平面図、進入表面及び転移表面の断面図、平面詳細図、構造計算書(緊急離着陸場に限る。)を添付すること。
- 4 ※の欄は記入しないこと。

別記様式第2号

緊急離着陸場等設置届出書

年 月 日		福岡市 消防署長		
設置者		住所 氏名		
種別	緊急離着陸場・緊急救助用スペース	認識番号		
建築物	所在地	福岡市 区		
	名称			
	構造	耐火, 準耐火, その他( )		
	規模	建築面積	m <sup>2</sup> , 延面積	m <sup>2</sup>
		軒高さ	m, 最高高さ	
	その他	屋上部分に直通する階段数 ( )		
		屋上部分に対する非常用エレベーター着床の有無 ( )		
屋上部分の扉の解錠方法 ( )				
消防用設備等	(主なもの)			
設計者	住所			
	氏名			
施工者	住所			
	氏名			
建築確認	年 月 日	建築確認番号	第 号	
消防同意	年 月 日	消防同意番号	第 号	
設置工事完了日	年 月 日			
※ 受付欄		※ 備考欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 建築物の付近見取図、全体平面図、配置図、立面図、屋上平面図、進入表面及び転移表面の断面図、平面詳細図、構造計算書（緊急離着陸場に限る。）を添付すること。
- 4 ※の欄は記入しないこと。

(様式第1号)

緊急離着陸等設置計画書收受簿

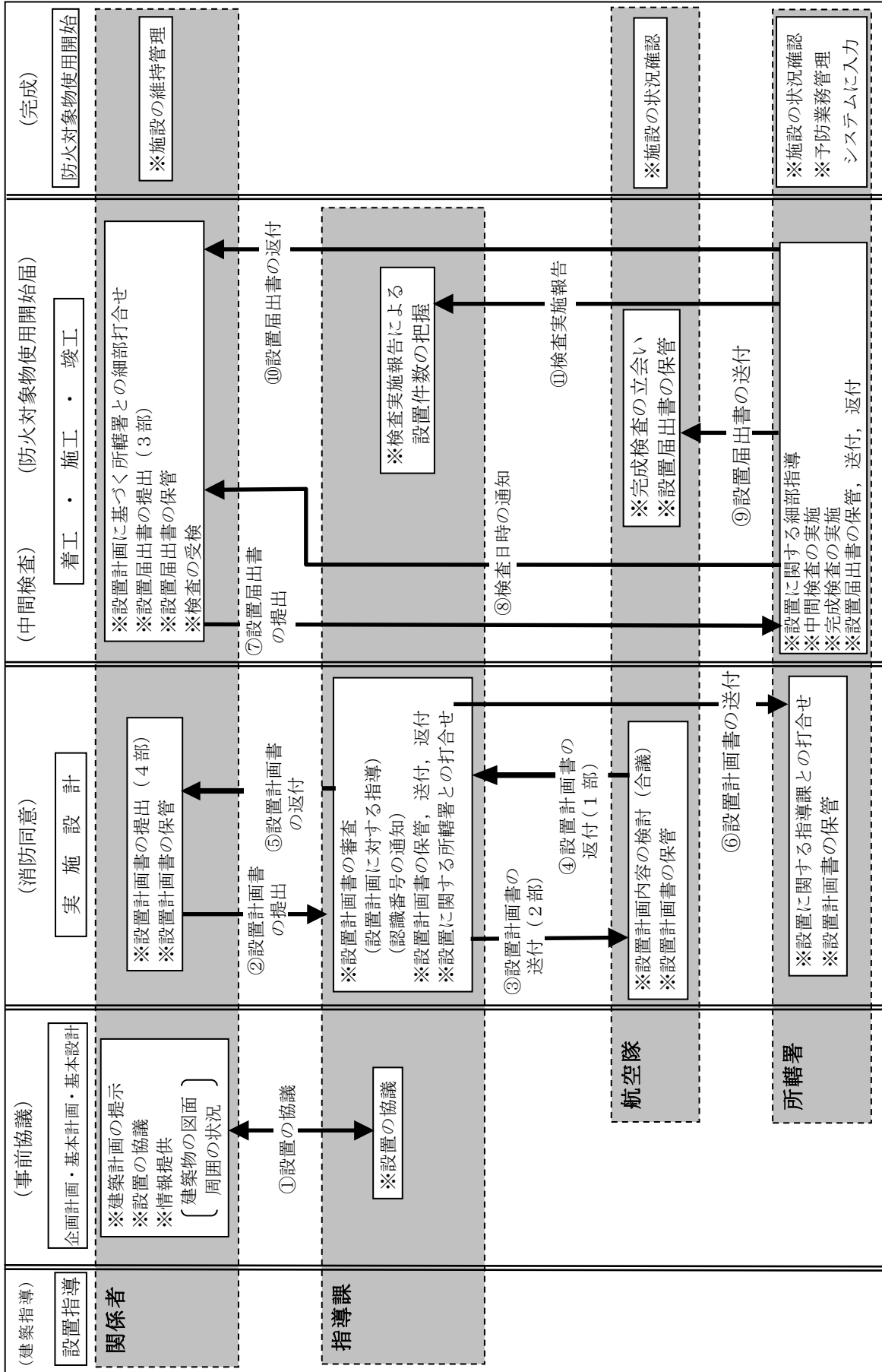
受付月日 番号	防火対象物の名称 及び所在地	緊急離着陸 場の種類	届出者 法人名	署送付 月日	認識 番号	備考

## 緊急離着陸場等設置計画審査票

様式第2号

局長	部長	課長	係長	係員	受付	第 年 月 日 号	
/	/				同意	第 年 月 日 号	
航空隊合議							
隊長		航空 係長		運航 第1 係長	航空隊 送付	年 月 日	
運航 第2 係長		運航 第3 係長		主査	署 送付	年 月 日	
種 別	緊急離着陸場・緊急救助用スペース			認 識 番 号			
名 称				工 事 種 別	新築, 改修, その他		
所 在 地				着工予定日	年 月 日		
審 査 欄				備 考			
備 考							

緊急離着陸場等の設置指導に係わるフローチャート



## 第9 内装制限

### 1 内装の仕上材料

#### (1) 不燃材料（建基法第2条第9号）

建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して、次に定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの（「不燃材料を定める件」（平成12年建設省告示第1400号）〔適合仕様〕）又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

#### ○不燃性能に関する技術的基準（建基令第108条の2）

建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次に掲げる要件（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、1及び2）を満たしていることとする。

- 1 燃焼しないものであること。
- 2 防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- 3 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

なお、国土交通大臣が定めた構造方法は、次に定めるものとする。

- |  |             |       |
|--|-------------|-------|
| 1 コンクリート                                     | 2 れんが       | 3 瓦   |
| 4 陶磁器質タイル                                    | 5 繊維強化セメント板 | 6 鉄鋼  |
| 7 アルミニウム                                     | 8 金属板       | 9 ガラス |
| 10 モルタル                                      | 11 しっくい     | 12 石  |
| 13 ロックウール                                    | 14 グラスウール板  |       |
| 15 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板                     |             |       |
| 16 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板                    |             |       |
| 17 厚さが12mm以上の石膏ボード（ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。） |             |       |

#### (2) 準不燃材料（建基令第1条第5号）

建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、前(1)の技術的基準の要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの（「準不燃材料を定める件」（平成12年建設省告示第1401号）〔適合仕様〕）又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

なお、国土交通大臣が定めた構造方法は、次に定めるものとする。

- |   |
|---|
| 1 不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているもの |
| 2 厚さが9mm以上の石膏ボード（ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。）                      |
| 3 厚さが15mm以上の木毛セメント板   |
| 4 厚さが9mm以上の硬質木片セメント板（かさ比重が0.9以上のものに限る。）                         |
| 5 厚さが30mm以上の木片セメント板（かさ比重が0.5以上のものに限る。）                          |
| 6 厚さが6mm以上のパルプセメント板   |

(3) 難燃材料（建基令第1条第6号）

建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間、前(1)の技術的基準の要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの（「難燃材料を定める件」（平成12年建設省告示第1402号）〔適合仕様〕）又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

なお、国土交通大臣が定めた構造方法は、次に定めるものとする。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 準不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているもの</li><li>2 難燃合板で厚さが5.5mm以上のもの</li><li>3 厚さが7mm以上の石膏ボード（ボード用原紙の厚さが0.5mm以下のものに限る。）</li></ol> |
|--|

(4) 難燃材料でした内装の仕上げに準じる仕上げ（組み合わせによる内装仕上げ）

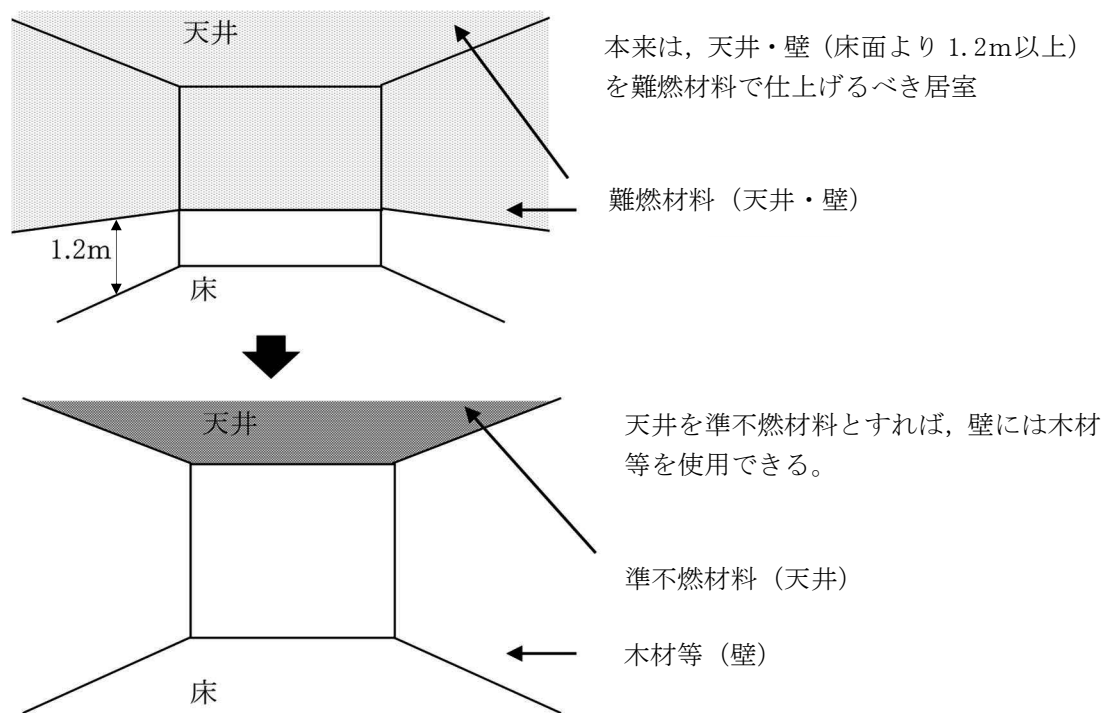
（建基令第128条の5第1項第1号ロ及び同条第4項第2号）

国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせ（「難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」（平成12年建設省告示第1439号）〔適合仕様〕）は、次に定めるものとする。

- 1 難燃材料仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。
- (1) 天井（天井のない場合においては、屋根）の仕上げを準不燃材料ですること。
  - (2) 壁の室内に面する部分の仕上げを木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維板（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁纸を張ったものを含む。以下「木材等」という。）又は木材等及び難燃材料ですること。

2 難燃材料仕上げに準ずる仕上げの方法

- (1) 木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。
- (2) 木材等の取付方法は、次のイ又はロいずれかとすること。ただし、木材等の厚さが 25 mm 以上である場合においては、この限りではない。
  - イ 木材等の厚さが 10 mm 以上の場合にあっては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止できるように配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が 1 m 以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。
  - ロ 木材等の厚さが 10mm 未満の場合にあっては、難燃材料の壁に直接取り付けること。



2 内装制限の適用を受ける建築物等

建基法第 35 条の 2 により内装制限の適用を受ける建築物及びその部分は次表のとおりとする。



特殊建築物等の内装一覧表

用途等	対象となる規模			内装箇所 (壁・天井)	内装材料
	耐火建築物など (注1①)	準耐火建築物など (注1②)	その他の建築物		
① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計 $\geq 400 \text{ m}^2$	客席の床面積の合計 $\geq 100 \text{ m}^2$ (注2)		居室(注2)	難燃(注3)
				通路・階段など	準不燃
② 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設など(幼保連携型認定こども園を含む。)(注4)	当該用途に供する3階以上の部分の床面積の合計 $\geq 300 \text{ m}^2$ (注5)	当該用途に供する2階の部分(病院又は診療所については、その部分に患者の収容施設があるものに限る。)の床面積の合計 $\geq 300 \text{ m}^2$ (注5)	当該用途に供する部分の床面積の合計 $\geq 200 \text{ m}^2$	居室(注2)	難燃(注3)
				通路・階段など	準不燃
③ 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業(加工修理業)の店舗 $> 10 \text{ m}^2$	当該用途に供する3階以上の部分の床面積の合計 $\geq 1,000 \text{ m}^2$	当該用途に供する2階の部分の床面積の合計 $\geq 500 \text{ m}^2$	当該用途に供する部分の床面積の合計 $\geq 200 \text{ m}^2$	居室(注2)	難燃(注3)
				通路・階段など	準不燃
④ 自動車車庫、自動車修理工場	全部適用			その部分及び通路など	準不燃
⑤ 地階又は地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室で①～③の用途に供するもの	全部適用			居室及び通路、階段など	準不燃
⑥ 大規模建築物(注6)	階数3以上・・・延べ面積 $> 500 \text{ m}^2$ 階数2以上・・・延べ面積 $> 1,000 \text{ m}^2$ 階数1以上・・・延べ面積 $> 3,000 \text{ m}^2$			居室(注2)	難燃
				通路・階段など	準不燃
⑦ 住宅及び併用住宅の調理室、浴室	階数2以上の建築物の最上階以外の階(ただし主要構造部を耐火構造としたものを除く。)			調理室など	準不燃
⑧ 住宅以外の調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室等	全部適用(ただし主要構造部を耐火構造としたものを除く。)				準不燃
⑨ 無窓居室(注7)	床面積 $> 50 \text{ m}^2$			居室、通路、階段など	準不燃
⑩ 建基法第28条第1項ただし書の居室(注8)	全部適用				準不燃

※ 天井のない場合は屋根が制限を受ける。

注

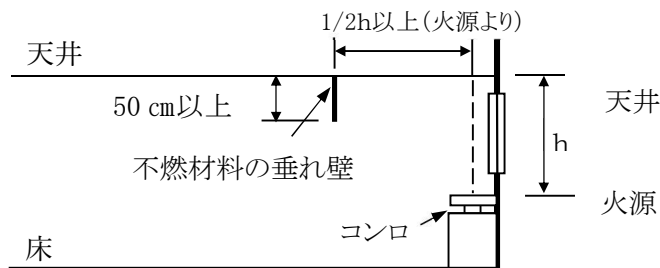
- 1 ①：耐火建築物又は建基法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間が1時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)
- 1 ②：準耐火建築物又は特定避難時間が45分間以上1時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物
- 2：1.2m以下の腰壁部分を除く。
- 3：3階以上にある居室の天井には難燃材料は使用できないので、準不燃材料とする。
- 4：1時間準耐火構造の基準に適合する共同住宅等に供する部分は耐火建築物の部分とみなす。
- 5：100 $\text{ m}^2$ (共同住宅にあっては200 $\text{ m}^2$ )以内ごとに準耐火構造の床・壁・防火設備で区画されたものを除く。

## 第9 内装制限

- 6 : 学校等（学校，体育館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場，スポーツの練習場）及び31m以下の②の項一定の建築物の居室で，100㎡以内ごとに防火区画されたものを除く。
- 7 : 天井又は天井から下方へ80cm以内にある部分の開放できる開口部が居室の床面積の1/50未満のもの。ただし，天井高6mを超えるものを除く。
- 8 : 温湿度調整を要する作業室等

### 3 内装制限の適用除外

- (1) 自動式消火設備（スプリンクラー設備，水噴霧消火設備，泡消火設備等）その他これらに類するものを設け，かつ，排煙設備（建基令第126条の3に適合するもの）を設けた部分
- (2) 前2.特殊建築物等の内装一覧表の⑦～⑩を除く学校等（学校，体育館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場，スポーツの練習場）
- (3) 耐火建築物，建基法第2条9号の3イに該当する準耐火建築物又は建基法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）（以下「耐火・準耐火建築物等」という。）である建基法別表第1（い）欄（2）に掲げる用途に供する建築物で，準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で100㎡以内ごと（共同住宅の住戸では200㎡）に防火区画された居室部分（無窓の居室，地階・地下工作物を除く。）
- (4) 耐火・準耐火建築物等で，居室が100㎡以内ごとに防火区画（防火設備は遮煙性能を有し，かつ，常時閉鎖または作動をした状態にあるもの以外のものにあつては，火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖または作動をするものに限る。）され，建基法別表第1（い）欄に掲げる用途に供するものでなく，高さ31m以下にあるもの
- (5) 耐火・準耐火建築物等である共同住宅の集会室，管理人室等の居室部分で，準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で100㎡以内ごとに区画されたもの
- (6) 複合用途建築物内の住戸の部分で，高さが31m以下の部分であつて200㎡以内ごとに防火区画されたもの
- (7) ダイニング・キッチンのように火気使用部分とその他の部分とが一体である室については，天井から50cm以上下方に突出し，かつ，不燃材料で造り又は覆われた垂れ壁などで当該部分が相互に区画された場合で，区画外のその他の部分（第9-1図参照）



第9-1図

- (8) 季節的にストーブを用い又は臨時的にコンロを用いる室（暖炉，炉などを建築物の部分として設けた室は除く。）

#### 4 居室から地上へ通じる通路の取扱い

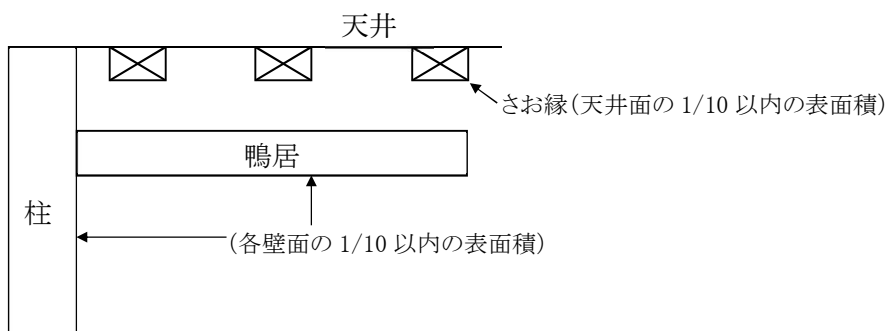
建基令第128条の5中の「その他の通路」には、通路入口等に属するロビーの類、避難専用道路、避難上必要な他の用途部分の通り抜け部分を含むものであること。

#### 5 照明器具カバー、装飾用角材等の取扱い

壁又は天井の部分に柱、梁等の木部が露出する場合又は照明器具のカバー等が存する場合で、当該部分の表面積が各面（各壁面及び天井面）の面積の1/10を超える場合は内装制限の対象とすること。ただし、壁及び天井面に装飾用として設けた角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）は、内装制限の対象としないことができる。

（第9-2図参照）

なお、「準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」（平成21年国土交通省告示第225号）の適用にあたっては、柱、はり等の木部は表面積に関係なく内装制限の対象となることに留意すること。



第9-2図

#### 6 防火材料の表示

##### (1) 成型品のマーク

不燃材料、準不燃材料及び難燃材料（以下「防火材料」という。）として認定されたもののうち成型品（工場で製造された規格品）については、工場等から出荷の際、その表面又は包装に表示マークを附すこととなっているので施工前に確認すること。☞

##### (2) 施工後の表示マーク

認定された防火材料については、各室又はこれに準ずる用途上の区分ごとに2カ所以上に表示マークを附すこと。☞

なお、表示マークについては、常時貼付しておくべきものではないが、明らかに表示からのみでは防火材料の区分等が不明のものについては意匠上差し支えない場所（例えば点検口裏等）に貼付することで差し支えないこと。

#### 7 防火材料の施工上等の留意事項

(1) 火気使用設備周囲に断熱性のない鉄板等の材料を使用したり、湿度の高い場所にかさ比重が高い石綿等を使用すると、内装材料の防火性能が落ちることとなるので、使用場所に応じた材料を選択すること。☞

## 第9 内装制限

(2) 認定された防火材料には、各材料別に附帯条件が附されるものがあるので使用場所、施工上の条件等を確認するものであること。

※ 附帯事項については、耐火・防火構造、材料等便覧（建設省建築指導課監修）等によること。

(3) 内装の一部プラスチック系の断熱材料を使用する場合は、直接室内にその表面が現れないように（表面は断熱性を有する不燃材料で覆うことが望ましい。）するとともに引火点の低い接着剤が多く使われることから、あらかじめ危険物の取扱いについて指導しておくことが必要である。☞

(4) 視認及び初期消火が困難となる場所に断熱材を施工する場合は、防災性能を有する外被を用いた不燃性の断熱材を使用すること。☞

防災性能を有する外被が使用されている旨の表示

ロックウールマット	グラスウールマット	
 <p>ロックウール工業会</p>	<p>耐炎</p> 	<p>耐炎</p> 
	又は	

(5) 断熱材を施工した天井等の部分にダウンライトを設置する場合には、原則としてS形ダウンライトを使用すること。ただし、ダウンライトの製造事業者が指定する施工方法により設置する場合はこの限りではない。☞

※ S形ダウンライトとは、断熱材の施工に対し特別の注意を必要としないものであって社団法人日本照明器具工業会規格に適合するものをいう。

## 8 消防法令上の内装制限

(1) 消防法令上の内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地からを対象とする。

(2) 内装制限の対象となる「壁及び天井の室内に面する部分」とは、単に居室（建基法第2条第4号に規定する居室であり、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室をいう。）内に面する壁及び天井だけでなく、非居室、廊下、階段等も含めて当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分であること。ただし、収納のために、人が内部に出入りするような規模、形態を有していない押入（4㎡未満）その他これらに類するものの壁及び天井については、この限りでない。

(3) 消防用設備等の適用に当たって、居室の壁については、床面からの高さが1.2m以下の部分も内装制限の対象となるものであること。

(4) 前1.(4)の組合せによる内装仕上げは、消防法令上の難燃材料で仕上げたものには該当しない。

- (5) 前5の取扱いは、消防法令上も適用できること。
- (6) ユニットバス、ユニット式の家庭用サウナは、消防法令上の内装制限の対象外とする。
- (7) 内装制限関係規定
  - ① 令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）
  - ② 令第12条第4項（スプリンクラー設備に関する基準）
  - ③ 規則第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）
  - ④ 規則第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）
  - ⑤ 規則第13条（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
  - ⑥ 規則第13条の6（スプリンクラー設備の水源の水量等）
  - ⑦ 規則第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）
  - ⑧ 規則第28条の2（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）
  - ⑨ 規則第30条の3第1項（連結散水設備に関する基準の細目）
  - ⑩ 条例第34条の4第1項（屋内消火栓設備に関する基準）
  - ⑪ 平成17年総務省令第40号，平成17年消防庁告示第2号（特定共同住宅等の位置，構造及び設備を定める件）

【資料】

防火壁装材料

防火壁装材料は、壁紙単体ではなく、下地との組み合わせによって防火性能が決まる材料であり、同じ壁紙を用いた場合でも下地によって防火性能が異なる。このため、仕上げた状態では当該材料の防火性能の確認が困難である。この防火性能を確認するためのものとして、「製品情報ラベル・防火製品表示ラベル」と「防火施行管理ラベル」がある。

1 製品情報ラベル・防火製品表示ラベル

製品が製造工場から出荷される時に包装面に添付され、所定の下地と施工方法に基づいて仕上げられた場合は防火材料として認定されていることを表すラベル。

【製品情報ラベル（ホルムアルデヒド対応）・防火製品表示ラベル】

(J I S 製品様式)

製品情報ラベル			
ホルムアルデヒド等級 <b>F☆☆☆☆</b>		退色性・耐摩擦性	
JIS A 6921 認定番号： 号		材料構成	
<b>製造業者</b>			
品番		寸法(有効幅cm×有効長さm)	
ロット番号		販売元	
日本壁装協会登録			
防火製品表示ラベル			
材料区分		防火種別	
基材の種類 (下地の種類)	防火性能	施工方法	認定番号
不燃材料 (金属板及び不燃石膏ボードを除く)			
不燃石膏ボード			
準不燃材料			
金属板			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工用接着剤は、JIS A 6922の品質規格に合格し、JISマーク表示されたもの、もしくはこれと同等の品質を有し、ホルムアルデヒド発数量が規制対象外の大匠認定を受けたものを使用し、その使用量は、固形換算量で60g/m<sup>2</sup>(シーラー剤を含む)以下にして下さい。</li> <li>・張替を容易にするため、張り下地の表面にシーラー処理を施して下さい。</li> <li>・施工については、日本壁装協会制定による[防火壁装材料の標準施工法]を参照して下さい。</li> <li>・難燃材料に施工しても、防火材料としては認められません。</li> <li>・この壁紙は、認定条件通りに仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されております。</li> </ul>			
<b>防火認定取得者</b>			
日本壁装協会登録 <span style="float: right;">壁紙製品規格協議会様式</span>			

【製品情報ラベル（ホルムアルデヒド対応）・防火製品表示ラベル】

(大臣認定様式)

製品情報ラベル			
ホルムアルデヒド等級 <b>F☆☆☆☆</b>	材料構成		
大臣認定番号			
認定取得者			
品番		寸法(有効幅cm×有効長さm)	
ロット番号		販売元	
日本壁装協会登録			
防火製品表示ラベル			
材料区分			防火種別
基材の種類 (下地の種類)	防火性能	施工方法	認定番号
不燃材料 (金属板及び不燃石膏ボードを除く)			
不燃石膏ボード			
準不燃材料			
金属板			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工用接着剤は、JS A 6922の品質規格に合格しJSマーク表示されたもの、もしくはこれと同等の品質を有し、ホルムアルデヒド発散量が規制対象外の大臣認定をうけたものを使用し、その使用量は、固形換算量で60g/m<sup>2</sup>(シーラー剤を含む)以下にして下さい。</li> <li>・張替を容易にするため、張り下地の表面にシーラー処理を施して下さい。</li> <li>・施工については、日本壁装協会制定による[防火壁装材料の標準施工法]を参照して下さい。</li> <li>・難燃材料に施工しても、防火材料としては認められません。</li> <li>・この壁紙は、認定条件通りに仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されております。</li> </ul>			
防火認定取得者			
日本壁装協会登録			
		壁紙製品規格協議会様式	

個別認定（新）

防火種別	防火性能〔施工方法／直張り（ ）内は下張り〕				
	不燃下地	不燃石膏ボード	準不燃下地	金属下地	難燃下地
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃	
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃	
	(準不燃)	(難燃)	(難燃)		
1-3	不燃	準不燃	準不燃		
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃	
1-5	不燃	不燃	準不燃	難燃	
1-6	不燃	不燃	準不燃		
1-7	不燃	準不燃	準不燃	不燃	
1-8	不燃	準不燃	準不燃	準不燃	
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	
	(難燃)	(難燃)	(難燃)		
2-3	準不燃	準不燃	準不燃		
2-4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	
2-5	準不燃	準不燃	準不燃		
	(難燃)	(難燃)	(難燃)		
2-6	準不燃	準不燃			
3-1	不燃	難燃	難燃		
3-2	不燃	不燃	難燃		
3-3	不燃	準不燃	難燃		
4-1	準不燃	難燃	難燃		
4-2	準不燃	準不燃	難燃		
5-1	難燃	難燃	難燃		
6-1	不燃	不燃			
6-2				不燃	
6-3	不燃	不燃		不燃	
6-4	不燃			不燃	
6-5	不燃				

○防火認定について

防火認定商品は、施工現場において基材となる下地材ごとに日本壁装協会制定による「防火壁装材料の標準施工法」によって仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されます。ただし、通則の特定壁紙については特有の施工方法によるものもあります。

○防火種別について

左の数字1～5は旧通則認定における認定級に基づく区分(新規取得品を含む)です。また新たな下地との組合せによる新規認定取得品は6の数字で区分します。それから右の数字は級ご



との各々の連番を示し、旧通則認定商品と個別認定商品のいずれの防火性能も判別できるように記号化して分類をしています。

○施工管理について

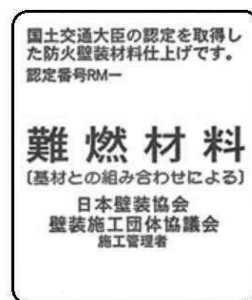
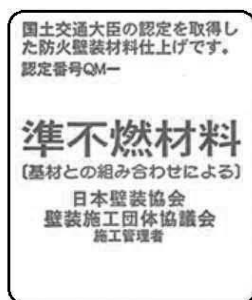
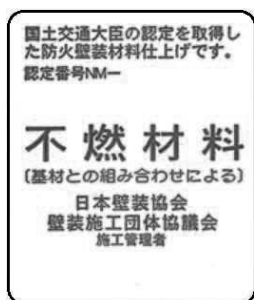
施工管理は、「申請者が直接施工を行う責任施工」または「申請者が責任をもって施工者を指導する」のいずれかで行います。

2 防火施工管理ラベル

認定条件に基づいた施工方法で仕上げた印として施工現場の仕上げ箇所に添付される。

赤(不燃材料)、緑(準不燃材料)、青(難燃材料)の3種類があり、それぞれに委託施工用と責任施工用の2タイプがある。

なお、ラベル内には「認定番号」並びに「施工者登録番号」若しくは「施工管理者名」が記載されていないと無効となる。



【参考】関係条文

建基法	建基令	告示
第35条の2 (特殊建築物等の内装)	第128条の3の2 (内装制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室) 第128条の4 (内装制限を受けない特殊建築物等) 第128条の5 (特殊建築物等の内装)	「地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件」(昭和40年建設省告示第3411号) 「難燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」(平成12年建設省告示第1439号)
第2条第9号 (不燃材料)	第1条第5号 (準不燃材料) 第1条第6号 (難燃材料)	「不燃材料を定める件」(平成12年建設省告示第1400号) 「準不燃材料を定める件」(平成12年建設省告示第1401号) 「難燃材料を定める件」(平成12年建設省告示第1402号)

## 第 10 防災防火対象物・防災物品

### 1 防災防火対象物

#### (1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第 8 条の 3 及び令第 4 条の 3 の規定により防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

- ① 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分
- ② 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分
- ③ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等  
※ 当該対象物は、規則第 4 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する貯蔵槽に該当する。

#### (2) 防災規制を指導する防火対象物の部分等

- ① 地下街と一体をなす建築物の地階で、防災防火対象物以外の用途部分
- ② 防災防火対象物以外の防火対象物で、「昭和 50 年消防予第 41 号、消防安第 41 号」通知により、みなし従属された飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分
- ③ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分
- ④ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

#### (3) 防災規制を受けない防火対象物の部分等

高層建築物以外の防災防火対象物のうち、住居部分が他の用途上、構造上区分されている場合の当該住居部分の防災物品

### 2 防災対象物品

#### (1) 法第 8 条の 3 第 1 項、令第 4 条の 3 第 3 項の防災対象物品には、次の物が含まれるものであること。

- ① 仕切に用いられる布製のアコーディオンドアカーテン・衝立て
- ② 室内装飾のため壁に沿って下げられている布製のもの
- ③ 布製ののれん、目隠布、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈が概ね 1 m 以上のもの
- ④ 映写用スクリーン
- ⑤ 展示会場で用いられている合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの
- ⑥ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
- ⑦ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等
- ⑧ 人工芝

※ 令第 4 条の 3 第 3 項は、規制法令であり、物品を指定しているものであって、類推適用は避けるべきである。

(2) 次のものは、防災対象物品に含まれないものであること。

- ① 大きさが 2 m<sup>2</sup>以下のじゅうたん等(一辺 30 cm程度で正方形のマット状のものは継ぎ合わせた状態の大きさとする)
- ② 高層建築物で、消防安第 49 号又は消防予第 170 号の特例基準に適合する共同住宅等の住居部分に使用されるじゅうたん等
- ③ 接着剤等で床に貼られ床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
- ④ 畳
- ⑤ じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
- ⑥ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- ⑦ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
- ⑧ プラスチック製すだれ、木製すだれ
- ⑨ 外壁にそって垂れ下がっている広告幕
- ⑩ のぼり
- ⑪ シャワーカーテン

(3) 次の物品は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。

建基法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料、建基令第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料及び建基令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料に該当する合板

### 3 防災表示の方法

(1) 防災ラベルの表示方法

防災物品の種類に応じ、消防法施行規則第 4 条の 4 第 1 項に定める防災ラベルの表示方法は、次によるものとする。

表示方法 防災物品の種類		縫 付	ちょう付	下げ札	その他
カーテン及び暗幕	耐洗濯性能を有するもの	○			
	耐洗濯性能を有しないもの		○		
じゅうたん等			○		釘打ち○ ピン止め
布製ブラインド		○	○		
合板			○		
どん帳その他舞台部において使用する幕		○	○		

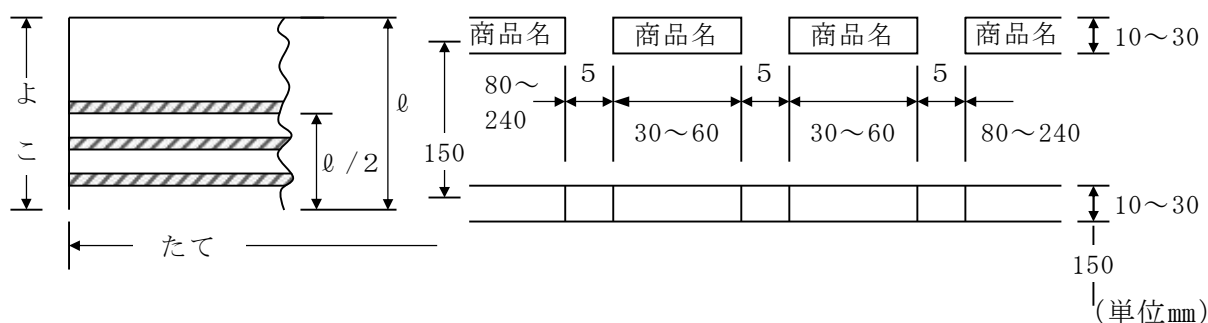
工事中シート	メッシュシート等の 溶着の困難なもの	○			
	上記以外のもの	○			溶着○
防災対象物品（合板を除く。）の材料			○	○	

備考 ア 合板については、(2)に掲げる裏面表示を合わせておこなうこと。

イ 工事中シートへの溶着については、(3)に掲げる方法で溶着用ラベルの剥離強度を確認すること。

(2) 合板の裏面表示

合板が防災性能を有することを示す表示については、その使用上の実態からみて、表面に表示するラベル表示のみでは不十分であることから、裏面にも次の方法による表示を行うこと。



備考 ア 「防災」の文字は、消防法施行規則別表第1の2の2様式によるものであること。

イ 文字の色は「赤色」とすること。

ウ 裏面の形状が、平滑でないもの（例えばハードボード類）に限って幅1cmの赤色の線にかえることができるものであること。

(3) 溶着用防災ラベルの剥離強度の確認方法

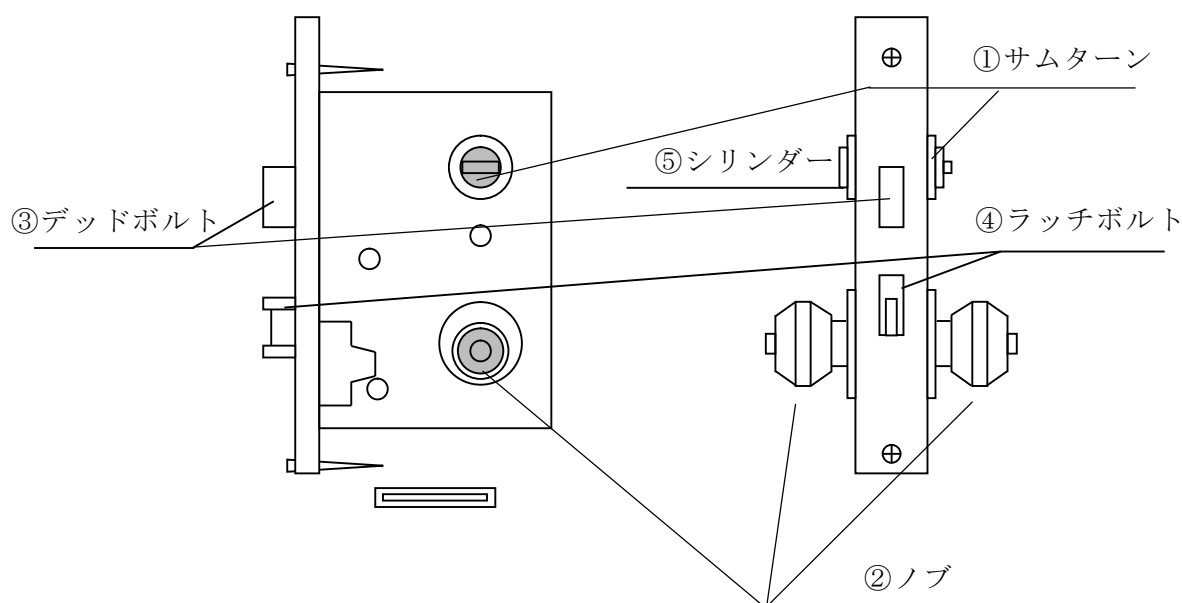
上記(1)により防災ラベルを溶着によって付す場合には、防災ラベルを溶着した状態について、JISK6328(ゴム引布)に準拠する測定方法で、必要な剥離強度を有することを確認すること。



## 第 11 避難施設の施錠

条例第 40 条第 3 号に定める施錠については、次によること。

### 1 「施錠装置」の各部の名称と働き



- ①サムターン：デッドボルトを出し入れするためのつまみ。通常は施錠時にサムターンが横になる。
- ②ノブ：ノブ自体は取手の役を果たし、ラッチボルトの出し入れを行う。
- ③デッドボルト（本締）：施錠するためのカンヌキで、キー、サムターンで操作する。
- ④ラッチボルト（仮締）：扉が風であおられないための仮締りで、ノブで操作する。
- ⑤シリンダー：キーの入る部分で、そのシリンダー用以外のキーでは回転しないようになっている。

### 2 非常時に自動的に解錠できる構造

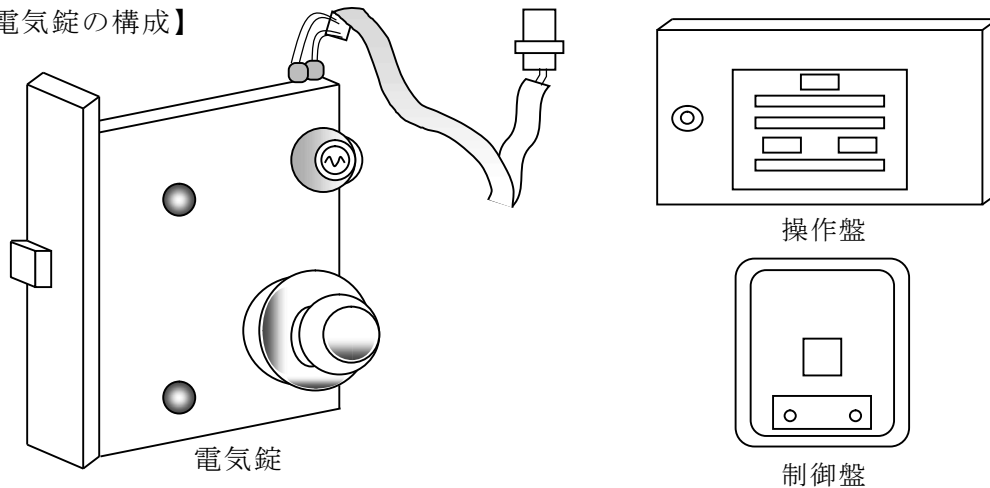
- (1) 停電時にサムターン等により手動開放できるなど、避難上支障とならない構造のもの  
なお、停電時にサムターン等により解錠しても扉を閉めると自動施錠する構造のものは、原則認めないものとする。
- (2) 自動火災報知設備の作動と連動して解錠できるもの
- (3) 非常時に防災センター等から遠隔操作できるもの☎

\* 参 考

自動的に解錠できる装置として、一般的に設けられるものが電気錠である。

電気錠とは、電氣的遠隔操作により施解錠ができ、さらに施解錠の確認信号、扉開閉の確認信号を得る等の機能を備えているもので電気錠、制御盤、操作盤で構成されている。(第 11-1 図参照)

【電気錠の構成】



第 11-1 図

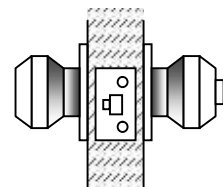
3 屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造

「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造」とは、IDカード、暗証番号等を用いることなく解錠できる構造(サムターン式、カバー付き式、プッシュ式等)で、次のものをいう。

(1) モノロック (円筒錠)

扉に円穴をあけて取り付ける錠前で、ノブの中にシリンダーが組込まれている。一般的には内側のボタンを押すことで施錠されているがデッドボルトがなく、ホテルの客室、事務室等に使用されている。

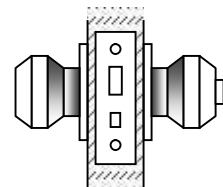
【開放方法】内側からノブを回すのみで解錠、開放ができる。



(2) 本締付モノロック (インテグラル錠)

ノブの中にシリンダーとサムターンが組み込まれているモノロックの一種で、デッドボルトがある。

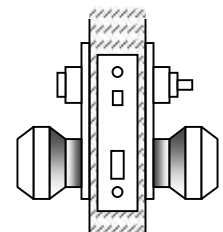
【開放方法】(1)と同じ。



(3) ケースロック (箱錠)

錠ケースが箱型で、ノブとシリンダーが別になっている錠前でデッドボルトがある。

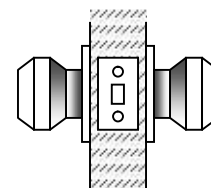
【開放方法】サムターンをまわして開錠し、更にノブを回すことにより開放できる。



(4) 空錠

施錠装置がなく、ラッチボルトによる仮締機構だけの錠前。

【開放方法】内外からノブを回すのみで開放できる。

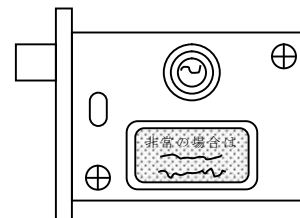


(5) 非常錠

非常時には、キーなしで簡単に解錠できる錠前で、非常口に使用する。

【開放方法】アクリルケースを割りレバーを回して解錠し、更にノブを回すことにより開放できる。

※アクリルケースを割ることは一の動作として扱わない。



【参考】 関係条文

条 例	建 基 令
第 40 条 (避難施設の管理)	第 125 条の 2 (屋外への出口等の施錠装置の構造等)

4 その他

(1) オートロックシステムに対する非常時解錠装置の設置指導

オートロックシステム（常時電氣的に施錠されていて、錠、カード又はテンキー等によらなければ屋内に入れられない自動ドア等で、電気錠、制御部及び操作部からなるシステムをいう。以下同じ。）に対する非常解錠装置（非常時の消防活動等に際し、共用玄関又は主要な出入り口（以下「共用玄関等」という。）の外部から押しボタン等を操作することにより、共用玄関等の自動ドア又は扉（以下「自動ドア等」という。）の施錠を解錠できるものをいう。以下同じ。）の設置については、以下のとおり指導する。

① 設置を求める対象物

共用玄関等にオートロックシステムが設けられた共同住宅、夜間等に宿泊者又は入居者を除く関係者が不在となる防火対象物及びその他設置が望ましいと判断される防火対象物

② 設置基準

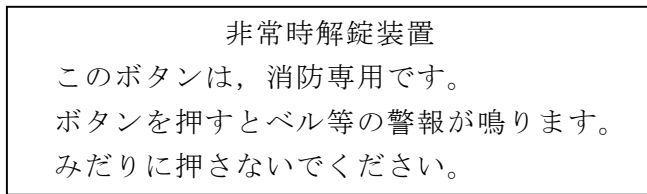
ア 非常時解錠装置の押しボタン等の設置位置は、共用玄関等の付近の外部で、いたずら防止のため、原則として、床面から高さ 1.9m～2.5m 程度の範囲で壁面又は天井面（壁面付近）とすること。

イ 非常時解錠装置には、非常時解錠装置の作動と連動して音響を発するベル又はブザー等を付加することができること。

ウ 自動ドア等は、停電時に手動又は蓄電池設備等（容量 30 分程度）で解錠できるものであること。

エ 非常時解錠装置の押しボタン等付近の見やすい箇所に、下記の例により標識を設置すること。





- ※ 標識の大きさ：長辺 13 cm以上，短辺 9 cm以上
- ※ 表示例の「消防専用」は，「非常時専用」又は「緊急時専用」とすることができる。
- ※ 標識を図式で表示する場合は，字句に代えて消防章とすることができる。

③ 構造及び機能

- ア 確実に作動し，かつ，取扱い，保守点検及び付属部品の取替えが容易に行うことができること。
- イ 耐久性を有し，ほこり又は湿気等により機能に異常を生じないこと。
- ウ 配線は，十分な電気容量を有し，かつ，接続が的確であること。
- エ 構成部品は，機能に異常がないように，適格に，かつ，容易に緩まないように取り付けること。

④ 届出

福岡市建築物同意等事務取扱要領第 14. 1 の規定により，同要領に規定する様式を用い，非常時解錠装置を設置する防火対象物を管轄する消防署に 2 部提出すること。

⑤ 維持管理

適正に維持管理するとともに，消防用設備等の定期点検等の機会をとらえ，非常時解錠装置が適正に作動することを確認すること。

(2) 建築法令上の規定

(屋外への出口等の施錠装置の構造等)

建基令第 125 条の 2 次の各号に掲げる出口に設ける戸の施錠装置は，当該建築物が法令の規定により人を拘禁する目的に供せられるものである場合を除き，屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとし，かつ，当該戸の近くの見やすい場所にその解錠方法を表示しなければならない。

- 一 屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口
- 二 避難階段から屋外に通ずる出口
- 三 前二号に掲げる出口以外の出口のうち，維持管理上常時鎖錠状態にある出口で，火災その他の非常の場合に避難の用に供すべきもの

2 前項に規定するもののほか，同項の施錠装置の構造及び解錠方法の表示の基準は，国土交通大臣が定める。(未制定)

## 第 12 消防防災計画

高層、大規模又は特殊な建築物等（以下「高層建築物等」という。）の建築に際し、総合的かつ適正な防災計画の指導を行うことにより、高層建築物等の安全性の確保を図ることを目的とする。

### 1 適用範囲

次のいずれかに該当する防火対象物（令第 8 条に規定する床又は壁で区画されている場合は、区画された部分ごとに適用する。）

- (1) 令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの（平成 17 年総務省令第 40 号に掲げる特定共同住宅等を除く。）
  - ① 延べ面積 50,000 m<sup>2</sup>以上の防火対象物
  - ② 地階を除く階数が 15 以上で、かつ、延べ面積が 30,000 m<sup>2</sup>以上の防火対象物
- (2) 延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の地下街
- (3) 令別表第 1 (1) 項から (4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ及び (16) 項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの（平成 17 年省令第 40 号に掲げる特定共同住宅等を除く。）
  - ① 地階を除く階数が 11 以上であり、かつ、延べ面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上のもの（非常用のエレベーターが設置されるものに限る。）
  - ② 地階を除く階数が 5 以上であり、かつ、延べ面積が 20,000 m<sup>2</sup>以上のもの

### 2 指導事項

関係法令及び関係指導基準等並びに「新・建築防災計画指針」「（一般財団法人日本建築センター）」（以下「建築センター」という。）等に基づき指導するものとする。

### 3 消防防災計画書の提出及び記載事項

前 1 に該当する高層建築物等を建築する者は、建築確認申請（計画通知含む。）をする 30 日前までに、「消防防災計画提出書」（様式第 1 号）及び消防防災計画書を指導課長に各 3 部提出するものとする。

なお、「消防防災計画書」には、次に掲げる事項を記載した図書を添付するものとする。

- (1) 建築物の概要  
位置、構造、規模、用途
- (2) 防災計画基本方針  
避難階の位置、防火区画の構成、安全区画の位置と構成、避難施設の位置と避難経路の設定（基準階、特殊階について）
- (3) 敷地と道路
  - ① 避難階における出入口、敷地内道路と外周道路・広場等の関係
  - ② 消防隊の進入路
- (4) 防災設備  
その種類、配置
- (5) 火災覚知と通報

- ① 自動火災報知設備等の警報設備，煙・熱感知器，非常電話の種類・配置
- ② 諸設備の連携方法
- ③ 避難指令の方法
- (6) 避難（避難施設の配置と構造）
  - 避難施設等の配置と構造（廊下，直通階段，避難階段，特別避難階段，避難経路上の開口部，非常用照明，誘導灯，屋上広場，屋外，バルコニー等）
- (7) 排煙設備，非常用の進入口及び非常用エレベーター
  - 配置，構造
- (8) 消火設備
  - 種類，配置
- (9) 防災センター（中央監視室含む。）
  - ① 防災施設等の管理方法
  - ② 外部からの進入経路

#### 4 事務処理要領

- (1) 受付
  - 指導課長は，「消防防災計画書」が3部提出された場合は，「消防防災計画書受付簿」（様式第2号）に必要事項を記載し，受付するものとする。
- (2) 審査
  - ① 指導課長は，「消防防災計画書」3部に「消防防災計画指導書」（様式第3号）を添付し，1部を警防課長に，1部を所轄署予防課長に送付するものとする。
  - ② 警防課長，所轄署予防課長及び指導課長は，「消防防災計画書」の内容を審査し，その審査結果を「消防防災計画指導書」に記載するものとする。
  - ③ 警防課長及び所轄署予防課長は，「消防防災計画指導書」を指導課長に返付するものとする。
- (3) 通知
  - ① 指導課長は，「消防防災計画指導書」の内容を取りまとめ，「消防防災計画指導書」により，提出者に指導事項等を通知するものとする。
  - ② 指導課長は，通知した内容について，提出者に回答及び「消防防災計画書」の訂正を求めるものとする。
- (4) その他
  - 任意に建築センターの建築防災計画評定を受ける場合は，前(1)から(3)によるほか，建築防災計画評定に係る評定書及び建築センターが押印した防災計画書（製本）各2部の提出を求めるものとする。

#### 5 その他

前3により指導課長へ提出する消防防災計画書は，A3版横書き左綴じとすること。  
 なお，竣工後，変更内容等を反映した消防防災計画書を，A4版見開き製本として，指導課及び所轄消防署にそれぞれ1部を提出するとともに，当該防火対象物の防災センター等に1部を保管するように指導すること。

様式第 1 号

## 消 防 防 災 計 画 書

平成 年 月 日

福岡市消防局予防部指導課長

提出者 住 所  
氏 名  
電 話

下記の建築物に関する消防防災計画を提出します。

記

建築物の名称				
建 築 主	住 所 氏 名  電 話			
設 計 者	住 所 氏 名  電 話			
所 在 地				
工 事 種 別				
建築物の概要	用 途		構 造	
	階 数		高 さ	m
	建築面積		延べ面積	m <sup>2</sup>
受 付 欄	備 考			



様式第 3 号

### 消 防 防 災 計 画 指 導 書

対象物名称	
-------	--

番号	頁	指 導 事 項	回 答
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			



## 第 13 防災センター

高層化，大規模化する防火対象物では，設置される消防用設備等のシステム化が進み，監視，操作等の項目が増加するとともに，用途の複合化，管理形態の複雑化により，火災等の災害時における防災センターの果たす役割は益々重要となっている。こうした中，防災センターを有機的に機能させ，消防隊の円滑な活動をサポートすることを目的として，防災センターの設置，位置及び構造に関する事項を下記のとおり定める。

### 1 設置対象物

次のいずれかに該当する防火対象物（令第 8 条に規定する床又は壁で区画されている場合は，区画された部分ごとに適用する。）

- (1) 令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物で，次のいずれかに該当するもの（平成 17 年総務省令第 40 号に掲げる特定共同住宅等を除く。）
  - ① 延べ面積 50,000 m<sup>2</sup>以上の防火対象物
  - ② 地階を除く階数が 15 以上で，かつ，延べ面積が 30,000 m<sup>2</sup>以上の防火対象物
- (2) 延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の地下街
- (3) 令別表第 1 (1) 項から (4) 項，(5) 項イ，(6) 項，(9) 項イ及び (16) 項イに掲げる防火対象物で，次のいずれかに該当するもの（平成 17 年総務省令第 40 号に掲げる特定共同住宅等を除く。）
  - ① 地階を除く階数が 11 以上であり，かつ，延べ面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上のもの（非常用のエレベーターが設置されるものに限る。）
  - ② 地階を除く階数が 5 以上であり，かつ，延べ面積が 20,000 m<sup>2</sup>以上のもの

### 2 位置及び構造等

- (1) 避難階又はその直上階若しくは直下階で，外部から容易に出入りでき，かつ，非常用エレベーター及び特別避難階段等へ容易に近づける位置に設けること。
- (2) 耐火構造の壁及び床で区画し，開口部には建基令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する特定防火設備（出入口にあっては，直接手で開くことができ，かつ，自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (3) 壁，床及び天井の室内に面する部分の仕上げは，不燃材料とすること。
- (4) 前(2)の区画を貫通する換気，暖房又は冷房の設備の風道を設ける場合には，建基令第 112 条第 21 項に規定する特定防火設備（火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (5) 防災センターの床面積は概ね 40 m<sup>2</sup>とすること。
- (6) 入口の見やすい箇所に，防災センターである旨の表示をすること。





## 第3節 用途別審査要領

### 第1 社会福祉施設等に対する防火安全対策

障がい者及び高齢者が入所する社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）は、自力避難の困難者が多数建物内に存在する特殊性から、人命の安全確保を最優先に考え、出火、延焼拡大の防止、避難時の安全確保及び消防用設備等の設置に係る基準を具体的に定め、次により指導するもの。

なお、法令基準は人命安全確保のための最低限の要求であり、本指導基準はさらなる防火安全対策を講ずることにより、法令の目的を達成しようとするものであり、管理権原者の理解と協力のもとに安全対策を進めることを念頭において指導するもの。

#### 1 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 令別表第1(6)項イ((4)を除く。)、(6)項ロ及びハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる社会福祉施設等
- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で前(1)の用途に供する部分
- (3) その他これらに類する防火対象物

#### 2 指導事項

##### (1) 出火防止対策

##### ① 火気使用設備及び器具の管理

ア 入所又は入院患者（以下「入所者等」という。）の入室している居室（以下「入居室」という。）内では、原則としてストーブ等の火を使用する設備等は使用しないものとする。

イ 火遊びや悪戯を防止するため、入所者のマッチ、ライター等の持ち込みを必要最小限とすること。

##### ② 喫煙管理

ア 対象物内で喫煙する場合は、入居室以外の専用の喫煙場所を設けること。

イ 喫煙場所はその他の部分と区画し、必要に応じて「喫煙所」である旨の掲示（図記号を含む。）を行うこと。

##### ③ 厨房の出火防止対策

厨房設備については、条例第3条の4によるほか次によること。

ア 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備が設置されていない対象物については、電気等を熱源とする電磁誘導加熱式調理器具等とすること。

イ 揚げ物に使用する調理器具については、調理油過熱防止装置付とすること。

##### ④ 放火防止対策

ア 休日、夜間等においては、出入口を特定し、人の出入りを管理すること。

イ リネン室、倉庫、器材室、薬品庫及び常時使用しない室等は施錠すること。

⑤ 危険物品等の管理

消毒用アルコール等の引火性の高い危険物の保管，小分けは，火気のない専用の部屋で行い，保管場所は施錠をすること。

(2) 延焼拡大防止対策

① 防火区画等

ア 手術室，分娩室及び重症患者集中治療看護室等は，防火区画すること。

イ 火気使用室並びに室の面積が4㎡以上のリネン室及び倉庫等は，不燃区画(第2章第1節第8.7で定める不燃区画をいう。なお，スプリンクラー設備が設置されているものについては，開口部は不燃性のものとする)とすることができる。

ウ 建基令第114条第2項に規定する防火上主要な間仕切り壁に設置する室等の出入口等の開口部は，不燃性の扉(自動閉鎖装置付のものに限る。)とすること。

② 内装制限

入居室及びその他の居室は，壁及び天井の室内に面する仕上げを準不燃材料とすること。

③ 防災製品の使用促進

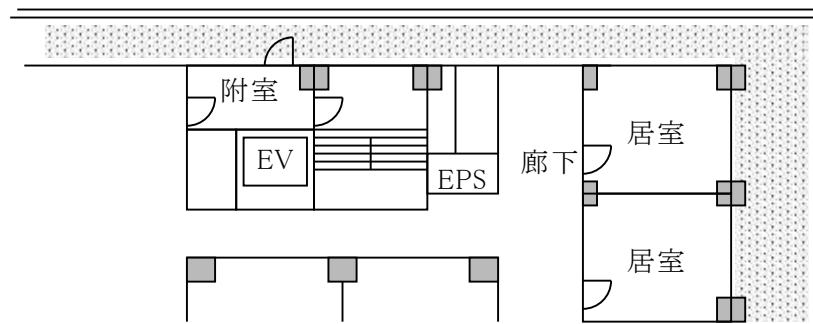
寝具類(敷布，カバー類，布団類，毛布類)は，防災製品を使用すること。

(3) 避難及び消防活動対策

① バルコニー等の設置

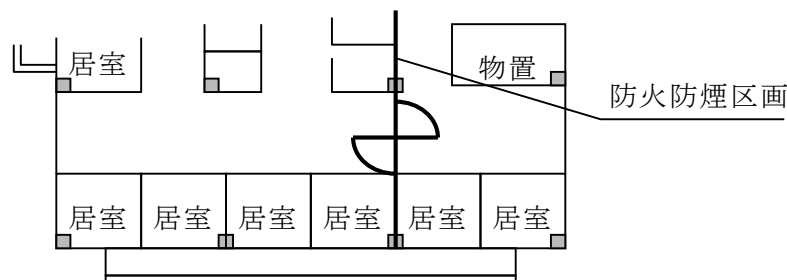
ア 避難階以外の階に入居室を有する社会福祉施設等は，原則として連続式のバルコニーを設置し，かつ，バルコニーから避難施設に通ずるようにすること。

(第1-1図参照)



第1-1図 避難階段に通ずるバルコニー

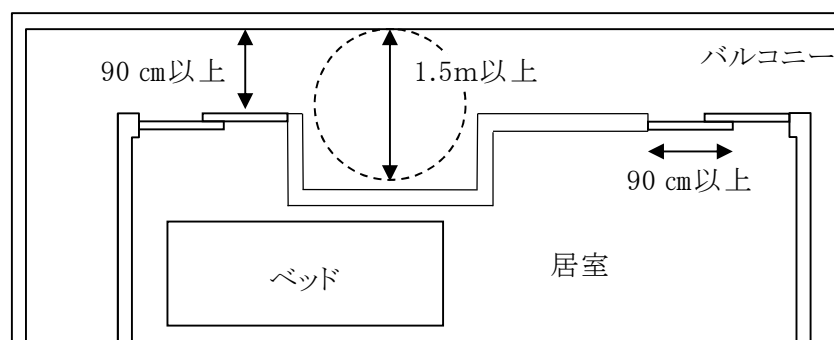
ただし，建物形態により，連続式のバルコニーを設けることが困難な場合は，バルコニーを介して他の防火区画に水平避難ができるもの(第1-2図参照)，又はバルコニーから直接地上等への避難ができる二方向避難を確保することで部分的なバルコニーとすること。



第1-2図 他の防火区画に通ずるバルコニー

イ バルコニーの有効幅員は、90 cm以上とし、車椅子が転回することができる2以上のスペース（有効幅員 1.5m以上）を設けるとともに、入居室等のバルコニーへの出口の幅員も車椅子が通行できるよう90 cm以上とすること。

（第1-3図参照）



第1-3図

② 段差の解消

避難経路の床には、段差を設けないものとする。ただし、やむを得ず段差を設ける場合にあっては、おおむね2 cm以下とすること。

③ 水平避難の確保（スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）

各階毎に水平避難が可能なように、ゾーン区画（前①.アただし書の区画をいう。以下同じ。）を行うこと。

なお、ゾーン区画は、耐火構造の壁、床及び防火戸等で区画し、次の措置を講ずること。

ア 区画壁の部分には、できる限り配管、ダクト等の貫通をしないこと。

イ 区画された各ゾーン内に避難施設を1箇所は設けること。

ウ バルコニーのみで水平避難を行うものは、バルコニーに面する開口部を防火設備とすること。

※ 水平避難とは、同一階においてブロックごとのゾーン区画に分け、1つのゾーン区画から次のゾーン区画へ避難することをいう。

④ 入所者等の管理

入所者等のうち自力避難困難者は、原則として避難階に入居させること。ただし、それが困難な場合は、避難施設の直近又はバルコニーに容易に避難可能な居室に入居させるよう配慮すること。

⑤ 火災時の施錠

入所者等の状況から、各居室等及び避難口（バルコニーに通ずる出入口を含む。）を施錠している施設にあつては、自動火災報知設備と連動し、解錠する装置又は、宿直室等から遠隔操作により一斉解錠できる機構とすること。

(4) 消防用設備等の充実・強化

① スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の設置を要しない社会福祉施設等についても、スプリンクラー設備の設置をすることが望ましい。

② 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備を設置する場合は、令第11条第3項第1号のうち規則第12条第1項第7号へのただし書に規定する消火栓（易操作性1号消火栓）、令第11条第3項第2号イ又はロに規定する消火栓（2号消火栓又は広範囲型2号消火栓）とすること。

③ 自動火災報知設備

ア 受信機を設置しない寮母室、ナースステーション等には副受信機を設置すること。ただし、設置ができない場合は、受信機の設置場所との間で相互に連絡できる措置を講じること。

イ 感知器、受信機等には、非火災報対策を講じること。

ウ 聴力の障がい者が入所する社会福祉施設等については、自動火災報知設備の作動と連動して光により火災の発生を知らせる光警報装置を設置することが望ましいこと。

なお、光警報装置の設置にあたっては「光警報装置の設置に係るガイドライン」（平成28年9月6日付け消防予第264号）を参考とすること。

エ 就寝の用に供する居室の感知器は、煙式のものとする。

④ 火災通報装置

火災通報装置の設置を要しない社会福祉施設等についても、火災通報装置の設置をすることが望ましい。

⑤ 非常警報設備

ア 非常警報設備は非常放送設備とし、自動火災報知設備と連動させること。

イ 非常警報設備の設置を要しないものは、寮母室、ナースステーション等からも放送できる業務用の放送設備を設置すること。

⑥ 避難器具

避難器具を設置する場合は、令第25条第2項第1号の表に掲げるもののうち、救助袋、滑り台、又は避難橋を設置すること。

⑦ 誘導灯

視力又は聴力の障害者が入所又は入院している社会福祉施設等の主要な避難口（直接地上に通ずる出入口及び直通階段の出入口をいう。）に設ける誘導灯は、点滅型誘導音声装置付誘導灯とすること。ただし、非常放送設備を設置した防火対象物については、点滅型誘導灯とすること。

⑧ その他

## 第1 社会福祉施設等に対する防火安全対策

厨房室等には、ガス事業法施行規則（昭和45年日通商産業省令第97号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年日通商産業省令第11号）に定めるガス漏れ火災警報器を設置すること。

## 第1 社会福祉施設等に対する防火安全対策

## 第2 百貨店等に対する防火安全対策

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗及び展示場（以下「百貨店等」という。）については、次に定めるところにより指導するものとする。

### 1 適用範囲

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 百貨店等で階数が3以上（地階を含む）で、かつ、延べ面積が3000㎡以上のもの、又は延べ面積が6000㎡以上のもの。
- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、百貨店等の用途に供する部分の階数が3以上（地階を含む）で、かつ、当該部分の床面積の合計が3000㎡以上のもの、又は百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計が6000㎡以上のもの。

### 2 指導事項

#### (1) 出火防止対策

- ① 喫煙、危険物品の持ち込み及び裸火の使用については、条例第24条の規定に基づくこと。
- ② 放火防止対策として、商品による死角を極力少なくするとともに、巡回の強化やモニターテレビの設置などの監視体制を強化する等の対策を講じること。

#### (2) 初期消火、通報及び避難誘導等に係る防火管理体制の充実

- ① 火災が発生した場合、設置されている消防用設備等を使用して有効に初期消火ができるよう日頃から消火訓練に努めること。
- ② 従業員（正社員、パート社員、派遣社員等）の形態に応じた、きめ細かな役割分担等を明確にし、消火、通報及び避難誘導体制の充実を図ること。

なお、避難誘導体制については、次によること。

ア 避難誘導員を各階の避難階段毎又は方面毎に指定しておくこと。

イ 避難誘導に使用するため、携帯用の照明器具及び拡声器を各階2個以上設置し、その設置場所には、非常用照明器具等の設置場所である旨の標識を設けること。

なお、法第8条の2の5に規定する自衛消防組織の装備として設置する携帯用の照明器具及び拡声器は、これを兼用することができるものとする。

#### (3) 延焼防止対策

##### ① 防火区画等

ア 売場とストックヤード部分を防火区画すること。

イ エスカレーター周囲の防火（堅穴）区画については、通行に必要な部分を除いて、エスカレーターの側面部分は可能な限り耐火構造の壁とし、防火シャッターで区画する場合は、閉鎖障害を防止のため、区画の外側に手摺等又はガラススクリーン（網入りガラス等）を併設すること。

ウ 売場内の排煙については、面積区画ごとに排煙ダクト系統を堅ダクトまで独立させることが望ましい。



(4) 避難、消火活動対策

① 避難経路の確保

避難通路等の取り扱い、避難施設の管理及び防火設備の管理については、条例第38条、第38条の2、第40条及び第41条の規定に基づき体制の確立を図ること。

② 消防隊進入口等の維持管理の徹底を図ること。

(5) その他

① 災害活動用の図面の常備

避難用施設及び消防用設備等を記入した各階平面図を、災害時の活動用として2部以上、防災センター、守衛室等常時人がいる場所に常時備えておくこと。

② 標識の表示方法（別図参照）

ア 主要避難通路（床面表示については、当該通路が明確な場合は除くことができる。）

イ 防火戸（くぐり戸）

ウ 防火戸（シャッター）降下位置

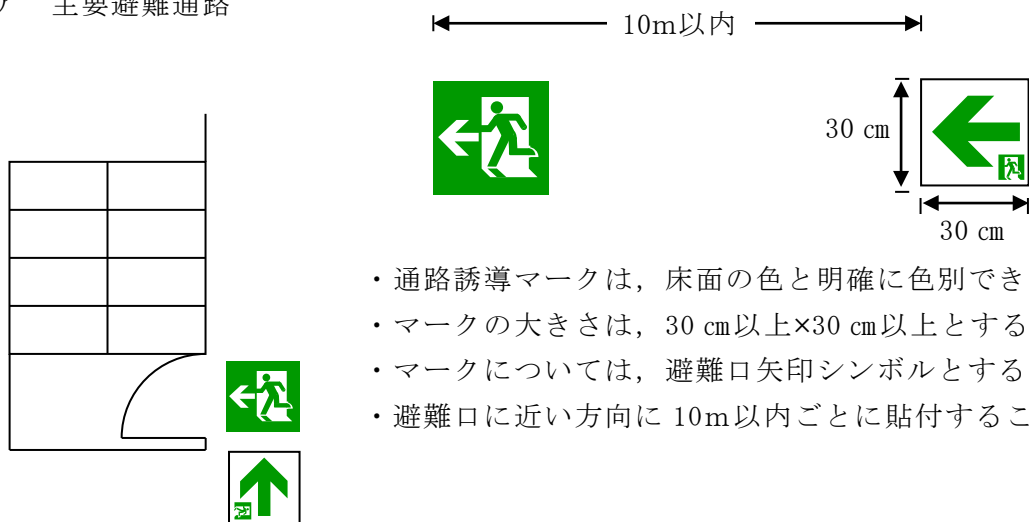
エ 屋内消火栓箱（補助散水栓）及び避難器具格納箱

(6) 液化石油ガスの持込み及び使用の制限

地階においては、液化石油ガスの持込み及び使用をしないこと。

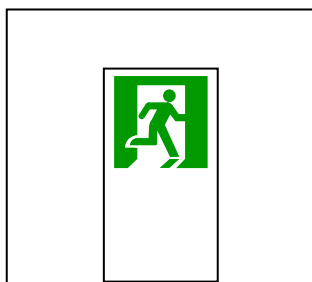
【別図】

ア 主要避難通路



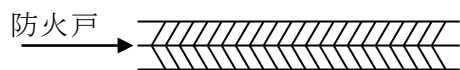
- ・ 通路誘導マークは、床面の色と明確に色別できること。
- ・ マークの大きさは、30 cm以上×30 cm以上とすること。
- ・ マークについては、避難口矢印シンボルとすること。
- ・ 避難口に近い方向に10m以内ごとに貼付すること。

イ 防火戸（くぐり戸）



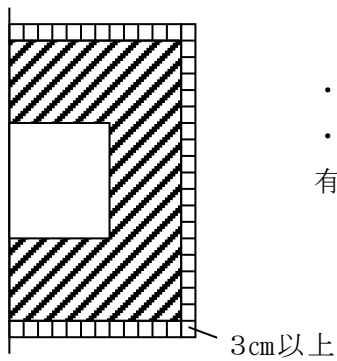
- ・ 表示については、避難口シンボル又は誘導標識とすること。
- ・ 避難階にあつては、階段室側に表示すること。

ウ 防火戸（シャッター）降下位置



- ・色は床の色と明確に色別できるものとする。

エ 屋内消火栓箱等及び避難器具格納箱



- ・色は床の色と明確に色別できるものとする。
- ・屋内消火栓及び避難器具を使用するに必要な広さを有すること。

## 【参考】

### 百貨店等の防火安全に関する条例の運用等

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の防火安全に係る条例及び予防規程の運用基準については、次に定めるところによる。

#### 1 百貨店等の指定場所における喫煙等の制限（条例第 24 条）

「喫煙等に係る事務の処理要綱」の制定について（平成 6 年 3 月 31 日付け消予第 807 号）に基づき運用するもの。

#### 2 避難通路等について（条例第 38 条）

##### （1）避難通路等の取扱い

- ① 避難通路は、商品、商品ケース等の配置により設けられた通路をいうものであること。
- ② 主要避難通路は、売場又は展示場内に幹線的に設けるもので、避難口に通じるものであること。
- ③ 補助避難通路は、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じるものであること。
- ④ 食堂の厨房及びストック場は売場には含まれないものであること。
- ⑤ 避難口は次に掲げるものであること。
  - ア 避難階の屋外へ通じる出入口
  - イ 直通階段への出入口（避難階を除く。）
  - ウ 隣接建築物への連絡通路の出入口
  - エ 連続式店舗とこれに類するものの各店舗から屋内通路へ通じる出入口

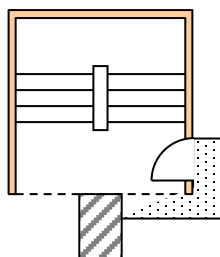
##### （2）主要避難通路及び補助避難通路の取扱い

主要避難通路及び補助避難通路は次によるものであること。

- ① すべての避難口は、主要避難通路が設けられていること。
- ② 一の避難口において複数の出入口がある場合は、すべての出入口に主要避難通路又は補助避難通路を設けるものであること。
  - ア 一の避難口において複数の出入口がある場合（第 4 - 1 図参照）

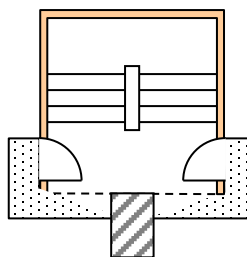
主要避難通路は一時的にシャッター等幅員の大きい出入口に通じさせ、袖扉等幅員の小さい出入口には二次的に補助避難通路を保有すること。

例 1



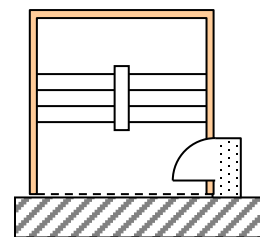
主要避難通路

例 2



補助避難通路

例 3



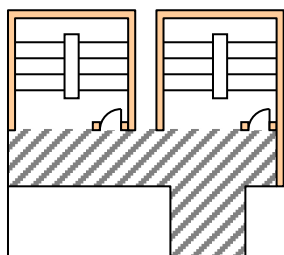
避難動線

第 4 - 1 図

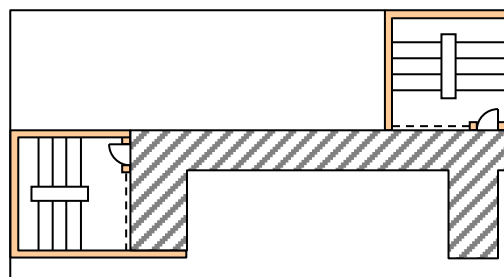
イ 避難口が隣接している場合は原則として次により保有すること。

(第4-2図参照)

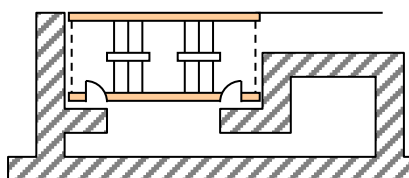
例1



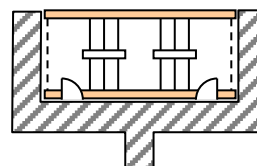
例2



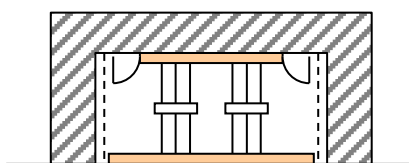
例3



例4



例5



第4-2図

ウ 防火区画（建基令第112条第1項に規定する防火区画をいう。）されている階における避難通路の保有は次によること。（第4-3図参照）

(ア) 防火区画内で二方向避難できる場合

階全体の主要避難通路が防火区画により分断され、その防火区画部分ごとに二方向避難が確保できる場合は、支障ないものとする。

(イ) 防火区画内で二方向避難できない場合

階全体の主要避難通路が防火区画シャッターにより分断される場合は、直近のくぐり戸等に通じる補助避難通路をシャッターの両側に保有するものとする。



- ② 前①の場所に階ごとに掲出すること。なお、複合用途防火対象物にあつては、当該用途が存する部分とする。

(2) 記載事項

- ① 避難施設及び避難器具等の設置位置（器具名を併記）
- ② 避難経路（2方向以上）
- ③ 避難経路及び消防用設備等は、シンボルマークで統一し避難経路のみ赤で記入すること。

(3) 規格等

- ① 材質は、難燃材料以上とし、破損又は汚損のおそれのあるものは保護のための措置をすること。
- ② 規格について、日本産業規格A3版以上とすること。

5 避難施設の管理（条例第40条）

条例第40条に規定する避難施設の管理については、次の各号に定めるところによること。

(1) ショッピングカート等の管理は、次によること。

- ① ショッピングカート等は、避難の支障とならない範囲で、必要最小限の個数に制限すること。
- ② ショッピングカート等は、保管場所を定め、常に整理し、避難の支障にならないように管理すること。

(2) 階段室には、前2.(2)に定める喫煙所を設ける場合を除き原則物件を置かないこと。

6 防火設備の管理（条例第41条）

条例第41条に規定する防火設備の管理は、次の各号に定めるところによること。

- (1) エスカレーター区画内には、延焼媒介となる可燃物品を置かないこと。
- (2) 防火設備の閉鎖障害及び延焼防止のため、商品等の物件は、防火戸から20cm以上の距離を保つこと。



## 第3 地下街

### 1 地下街に対する指導等の経緯

地下街については、交通結節機能の強化や歩行者の回遊性の向上といった都市機能の強化に資する一方、防災等の観点から課題が多く、また、これを公共空間である道路、駅前広場などの地下に設けることは、将来の他の利用を制限するおそれがあることから、昭和48年に国の通達により、都市計画、道路、建築、消防、警察等の関係機関による地下街中央連絡協議会（国）、地下街連絡協議会（地方）が設置され、続く昭和49年に地下街中央連絡協議会において地下街に関する基本方針を策定し、指導監督に関する連絡調整を行っていた。

しかしながら、地方分権の流れを受けて、平成13年6月1日付けで地下街に関する通達がすべて廃止されたことに伴い、地下街中央連絡協議会が廃止された。その後、本市においても、地下街設置案件がなく、当時建設中の新天神地下街も軽微な変更のみであったことから、福岡市地下街連絡協議会を廃止し、旧通達に準拠した対応をしていた。

その後、新地下街建設の指導監督に係る関係機関の連絡調整が急務となったことや、既設地下街における地下街利用者の多様なニーズに対応した公共地下歩道や地下広場の活用方策についての検討・整理とあわせ、適正な維持管理や安全性の確保及び向上を図っていく必要が生じてきた。このため、連絡調整機関として福岡市地下街連絡協議会を設置し、国の通達に代わる「基本方針」を定め、地下街に対する統一的な指導を行っていくこととした。

### 2 協議会及び基本方針の位置付け

福岡市地下街連絡協議会は、任意の連絡調整機関とする。

福岡市地下街基本方針は、地下街という特殊案件に係る事項であり、その設置にあたり、広く一般市民や民間事業者に係る事項ではないことから、各種許認可等に係る行政指導を目的とした要綱とする。



# 福岡市地下街基本方針

平成 19 年 1 月 15 日制定

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この基本方針は、地下街の防災性並びに歩行者の安全と円滑な通行の確保及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 地下街 道路又は駅前広場（建設中の道路又は駅前広場を含む。以下同じ。）の区域内にあって、公共地下歩道等と公共地下歩道に面して設けられる店舗等が一体となった地下施設（公共地下駐車場が併設されている場合には、当該公共地下駐車場を含む。）をいう。ただし、公共地下歩道に面して設けられるものが、次の各号に掲げるもののみの場合は、地下街として扱わないものとする。

- ① 機械室等もっぱら公共地下歩道等の管理運営のためのもの。
- ② 臨時的又は簡易な構造のもの。

(2) 公共地下歩道 道路又は駅前広場の区域内にあり、公共の用に供されている地下通路をいう。

(3) 公共地下歩道等 道路又は駅前広場の区域内にあり、公共の用に供されている地下通路、広場及び階段等をいう。

(4) 店舗等 店舗、事務所等をいう。

(適用)

**第 3 条** 地下街を新築、増築又は改修（既設地下街における全体の面積の変更を伴わない区画の変更または用途の変更をいう。）をする場合、地下街を相互に接続又は地下街と他の施設と接続しようとする場合及び地下街の管理については、建築基準法、消防法、福岡市福祉のまちづくり条例その他の関係法令の定めるところによるほか、この基本方針による。

2 この基本方針の規定を満たさない部分を有する地下街については、極力改善措置を講じさせるほか、特に、この基本方針に適合するものとして増設（他の地下街又は他の建築物の地下階と接続する場合を含む。）を認める場合には、既設部分についても所用の改善措置を講じさせるものとする。

## 第2章 地下街の新設及び増設に関する基準

### 第1節 地下街の計画

(新設、増設の計画)

**第4条** 地下街の設置は、駐車場整備地区若しくは自動車発着数及び駐車場需要の増加が著しい駅前広場における公共地下駐車場又は商業地域内の地上交通が著しく輻輳する地区において鉄道の主要駅、主要バスターミナルなどの主要交通施設相互間若しくはそれらと周辺を連絡する公共地下歩道で、第1号から第3号までの要件を満たすものを併せて建設するものであり、かつ、これらの公共地下駐車場又は公共地下歩道の管理の万全と利用効率の向上を図る等のためには地下街の設置が必要やむを得ない場合に限るものとする。

- (1) 道路又は駅前広場であつて、土地の高度利用を図るためその立体整備が必要と認められるものの区域に係るものであること。
- (2) 地上交通の安全と円滑を図るため、緊急に整備する必要があるものであること。
- (3) 当該地域の状況から、道路等の区域外又は上空に設けることが著しく困難又は不適当であること。

(他の計画との整合)

**第5条** 地下街の計画は、当該地区及び周辺地域の用途地域等の都市計画に合致したものであり、都市施設及び市街地開発事業に関する計画に適合し、かつ、それらの長期構想に支障を及ぼすおそれのないものとする。

- 2 公共地下駐車場又は公共地下歩道等は、都市計画として決定し、第7条の規定に該当する者が、都市計画事業として一体で整備することを基本とする。
- 3 公共地下歩道等及び公共地下駐車場の配置及び構造は、道路又は駅前広場の計画と調和し、一体として構成され、その機能を十分発揮するよう計画するとともに、それらの規模は、当該地域の長期的な開発整備の見通しに基づき計画するものとする。

(計画内容)

**第6条** 地下街の規模は、次の各号に規定する範囲内で公共地下歩道等又は公共地下駐車場を適正に管理し、利用するのに必要最小限のものとする。ただし、地下街の規模を算定するに当たって、「公共地下歩道」には地下広場、地上への避難階段及び歩行者支援施設を含み店舗内通路を含まないものとする。

- (1) 公共地下駐車場を併設する地下街にあつては、公共地下駐車場の部分を除く地下街の延べ面積は、公共地下駐車場の部分の延べ面積を超えないこと。
- (2) 地下街の店舗等（地下街の公共地下駐車場の部分又は附置義務駐車場及び公共地下歩道を除いた部分をいう。）の延べ面積は、公共地下歩道等の延べ面積を超えないこと。ただし、公共地下歩道及び店舗双方に必要な管理運営施設並びに地下歩道利用者の利便性、快適性を向上させる公共サービス施設については、安全上支障がないと認められる場合には、当該施設の面積を店舗等の延べ面積から除外できるものとする。

(事業主体)

**第7条** 地下街の設置者及び管理者（以下「事業者」という。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 地下街の設置及び管理に関し、确实かつ適正な計画を有するものであること。
- (2) 地下街の設置及び管理を適正に遂行するにたる十分な資金計画、安定した経営基盤、技術能力及び管理能力を有するものであること。

2 地下街の事業者は、原則として国、福岡県及び福岡市又はこれに準ずる公法人（駅前広場に設ける地下街にあつては、当該駅前広場に係る鉄道事業又はバスターミナル事業を営む法人を含む。）又はこれらからおおむね3分の1以上の出資を受けている法人でなければならない。ただし、公共主体の出資が3分の1を下回る場合にあつても、地下街連絡協議会において、地下街の適正な設置及び管理を十分確保し得る措置が講じられていると認められるときは、この限りでない。

## 第2節 公共地下歩道等

(公共地下歩道等)

**第8条** 公共地下歩道等は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 公共地下歩道等の配置等地下街の全体計画は、利用者の利便性及び緊急時の避難の容易さを考慮した簡明な形状とすること。
- (2) 公共地下歩道の幅員は、次の計算式によって定めるものとし、その数値が5メートルに満たない場合には、5メートル以上とすること。ただし、公衆便所、機械室、防災センター等への通路については、この限りでない。

$$W = P / 1600 + F$$

ただし、

W：公共地下歩道の有効幅員（メートル）

P：当該地域の開発整備状況の予測等を考慮したおよそ20年後の予想最大1時間あたり歩行者数（人）（店舗等又は公共地下駐車場により誘発される歩行者数及び他の建築物の地下階と接続する場合には、それにより誘発される歩行者数を含めること。）

F：2メートルの余裕幅員

- (3) 地上に通ずる階段の有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (4) 地上に通ずる階段の出口、給排気孔等の地上に設ける工作物は極力道路区域外に設け、やむを得ず道路区域内に設ける場合には、地上の交通及び景観等に支障を与えないよう配慮することとし、これらを歩道内に設ける場合には、原則として3メートル以上の残幅員を確保すること。
- (5) 地上に通ずる階段の出口、給排気孔等の地上に設ける工作物は、浸水対策のための止水板等を設けること。
- (6) 原則として公共地下歩道の端部及び公共地下歩道のすべての部分からの歩行距離が50メートル以内となる位置に、防災上有効な地下広場を設けること。なお、地下街を増設する場合にあつては、既存部分との接続部は、公共地下歩道の端部とみなすものとする。

- (7) 地下広場には、当該地下広場が分担する店舗等の床面積に応じて、防災上必要な排煙、採光等のための処置を講じ、かつ直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること。

(地下街と他の施設との接続)

**第9条** 地下街と他の建築物の地下階とは、公共性があり、十分な安全性が確保される場合に限り接続を認めるものとする。

2 地下街と他の建築物の地下階とを接続する場合は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、防災上支障ないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 接続部の構造は、建築物側の部分に直接地上に通ずる避難上有効な階段及び附室を設け、その附室を介して地下街と接続するものとする。又、地下街側の部分に非常時自動降下するシャッター、又は直接地上に通ずる階段の設置等の避難上の安全措施を講じるものとする（附室が直接地下道に接する場合を除く。）。
- (2) 当該建築物の地下街と接続する階は、建築基準法施行令第128条の3第5項に規定する区画をしなければならない。この場合において、「地下街」とあるのは「地下街と接続する階」と読み替えるものとする。
- (3) 当該建築物と地下街とは、非常時に同時通話できる通信設備を設けなければならない。

(4) 前3号の階段及び新たに接続することとなる建築物の地上開口部等の地上に設ける工作物には、浸水対策のため止水板等を設けなければならない。

3 前項第1号の附室は、次の各号に掲げる構造としなければならない。

- (1) 排煙設備（建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する構造又はそれと同等以上の性能を有するものに限る。）を設けること。
- (2) 附室から地下街又は建築物に通ずる出入口の部分を除き、建築基準法第2条第1項第7号に規定する耐火構造（以下「耐火構造」という。）の壁で囲むこと。
- (3) 天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料で行い、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- (4) 第2号の出入口には、それぞれ建築基準法施行令第112条第1項及び第19項第2号に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）を設けること。
- (5) 接続した場合においても、全体として前条第1項第1号の条件を満足するものであること。

4 地下街と地下駅（地下に設けるバスターミナルを含む。）とを一体として、あるいは接続して設置する場合には、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 地下街と地下駅相互の防災センター間において同時に通話できる設備を設けること。
- (2) 地下街と地下駅の利用者の流れを考慮し、円滑な通行を確保できるよう公共地下歩道を配置すること。
- (3) 地下街と地下駅とは防火区画により緊急時に完全に遮断できる構造とすること。この場合、地下駅より直接地上へ通ずる2以上の階段を確保すること。

(荷さばき場)

**第 10 条** 駐車場の有無に関わらず、地上の交通に支障を与えない場所に荷さばき場を設けること。

(防災センター)

**第 11 条** 地下街全体の状況を把握しやすい位置に、他の部分と防火区画がなされ、かつ、地上から容易に出入りできる構造の防災センターを設けること。なお、一団の地下街でその管理が二以上の者にわたる場合にあっては、当該一団の地下の防災管理が一の防災センターで行えるよう中央防災センターを設けること。ただし、各防災センター間の相互連携機能を持たせるなど、地下街連絡協議会で認める措置がなされる場合は、この限りでない。

2 地下街には、防災センターと消防機関、警察機関及びガス事業者（ガスを使用しない地下街にあってはガス事業者を除く。）との間で即時に通話できる設備を設けること。

(地下街駐車場と地下街の他の部分との接続)

**第 12 条** 地下駐車場とその他の部分とは、耐火構造の壁又は床で区画するものとし、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火、防煙性能を有する施設を設けるものとする。なお、地下駐車場には、地下街の他の部分を通過することなく直接地上へ通ずる 2 以上の階段を設けること。

(地下街の配置)

**第 13 条** 地下街の階層は、一層に限るものとする。ただし、駐車場、機械室、荷さばき場、倉庫及び消火用貯水槽については、この限りでない。

### 第 3 節 設備等

(設備等)

**第 14 条** 設備等は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 地上と無線交信が可能な無線通信補助設備を設けること。
- (2) 原則としてすべての部分を対象として、以下に列記する消防用設備を設けること。

- ア スプリンクラー設備
- イ 自動火災報知設備
- ウ 連結送水管
- エ 屋内消火栓設備
- オ 放送設備
- カ 排煙設備
- キ 非常コンセント設備
- ク 誘導灯
- ケ 水噴霧消火設備等

2 非常電源設備として、保安上必要な電力が供給できる蓄電池設備又は自家発電設備を設けること。

3 地下街の消防用設備等及びその他の設備は、地震、火災、水害などの災害に対して十分な措置を講ずること。

(空調設備)

**第 15 条** 地下街の空気調和設備は、公共地下歩道等の部分と店舗等の部分とを別系統とすること。

(店舗等の制限)

**第 16 条** 地下街の通路、階段、店舗等の内装は、下地、仕上げとも建築基準法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する不燃材料を用いること。

2 広告物、装飾品は、建築基準法施行令第 1 条第 1 項第 6 号に規定する難燃材料以上又はこれと同等以上の難燃性能を有する材料を用いること。

3 地下街には、次の各号に掲げる営業内容の店舗を設けないこと。

- (1) 大型の商品を取り扱うもの等公共地下歩道の一般歩行者の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの。
- (2) 爆発性の物件若しくは悪臭、騒音を発生する物件を保管し、又は設置し、公共地下歩道の一般歩行者に危害を及ぼし、又は不快の感を与えるおそれのあるもの。
- (3) 風俗営業等公共地下歩道の風紀を損なうおそれのあるもの。
- (4) 宿泊施設、興業場等地下街に設けることが適切でないもの。

(火気の制限及び火気使用店舗の配置)

**第 17 条** 店舗等においては、原則として裸火を使用してはならない。ただし、都市ガス等を配管方式で使用する場合は火気を使用する部分とその他の部分とを防火区画し、かつ、火気使用部分の周辺を防火上有効な構造とした場合は、この限りでない。

2 火気を使用する店舗等は、他の店舗等と防火区画された区域に集中配置しなければならない。ただし、福岡市地下街連絡協議会で、防災上支障がないと認めた場合は、この限りではない。

(ガス保安対策)

**第 18 条** 地下街においてガスを使用する場合には、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 地下街に設置する燃焼器は、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースを用いてガス栓と接続すること。ただし、移動式燃焼器（強制給排気式ストーブを含む）にあたっては、ゴム管（両端に迅速継手の付いたもの又は過流出安全弁を内蔵するガス栓に接続するものに限る）を用いて接続することができる。
- (2) 地下街に設置する燃焼器は、原則として、立ち消え安全装置付きのものとする。
- (3) 地下街へのガスの引込管は必要最小限の本数とし、配管は単純化するとともに、ガス管であることが容易に識別することができる識別措置を講ずること。
- (4) ガスの主要配管が天井裏等に設置される場合には、これらを保守管理するため点

検口を設けること。

- (5) 管理者等は、ガス保安対策について、関係者の教育及び訓練、ガス施設の保守管理に関する事項並びに緊急時の措置に関する事項を管理規程に定めなければならない。
- (6) 地下街には、防災センターで常時監視することができるガス漏れ（火災）警報設備を設けることとし、ガス漏れが発生した場合には、その情報を防災センターに集中するシステムとすること。
- (7) 地下街には、危急の場合に地下街へのガス供給を防災センターにおいて直ちにしゃ断する事ができる緊急ガスしゃ断装置を設けること。

### 第3章 地下街の管理

（公共地下歩道等の管理）

**第19条** 公共地下歩道等の管理においては、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 避難上支障となるおそれのあるものを設けないこと。
- (2) 歩行者の案内及び避難上に必要なわかりやすい案内板及び地図等を設けること。
- (3) 誘導灯及び歩行者の案内のための設備の視認性を妨げる広告等は設けないこと。

（管理規程）

**第20条** 地下街の設置者は、消防計画、駐車場管理等に関し、消防法、駐車場法などの定めるところによるほか当該地下街の供用開始に先立って、地下街に関する管理規程について地下街連絡協議会と協議し、提出しなければならない。また、管理規程を変更する場合も、同様とする。

2 管理規程には、次の各号に掲げる事項及びその他必要な事項を定めるものとする。

- (1) 公共地下歩道等に関する事項
  - ア 供用時間等に関する事項
  - イ 防災保安に関する事項
  - ウ 維持補修に関する事項
  - エ 広告等の掲出に関する事項
  - オ 禁止すべき行為に関する事項（催事等に関する事項を含む）
- (2) 店舗等に関する事項
  - ア 営業等に関する事項
  - イ 防災保安に関する事項
  - ウ 保安衛生に関する事項
  - エ 建物管理に関する事項

（地下街台帳）

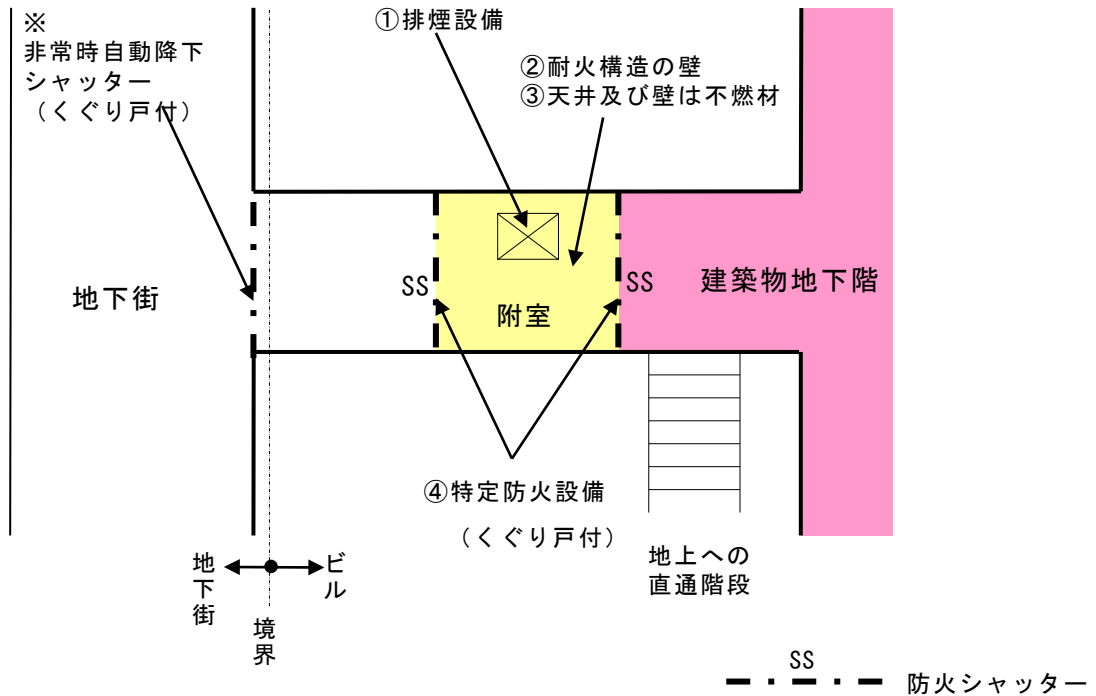
**第21条** 地下街の管理者は、別途定める様式の地下街台帳を作成するものとする。

### 附 則

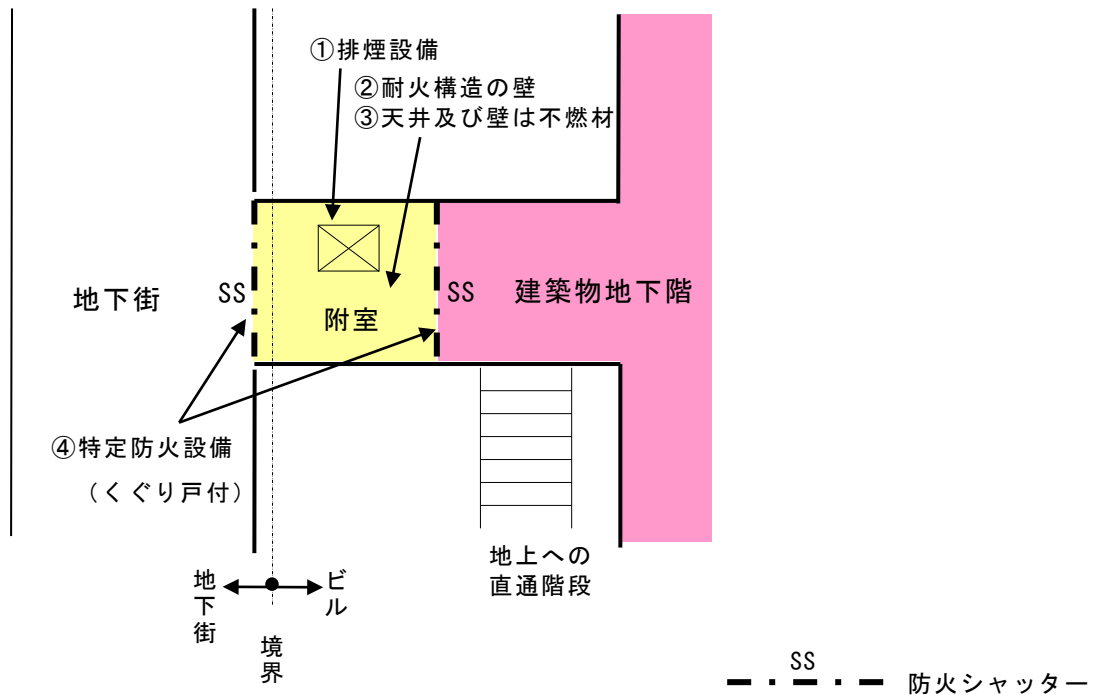
この要綱は、平成19年1月15日から実施する。

(地下街と他の施設との接続例) 基本方針第9条

非常時自動降下するシャッターを設置する例

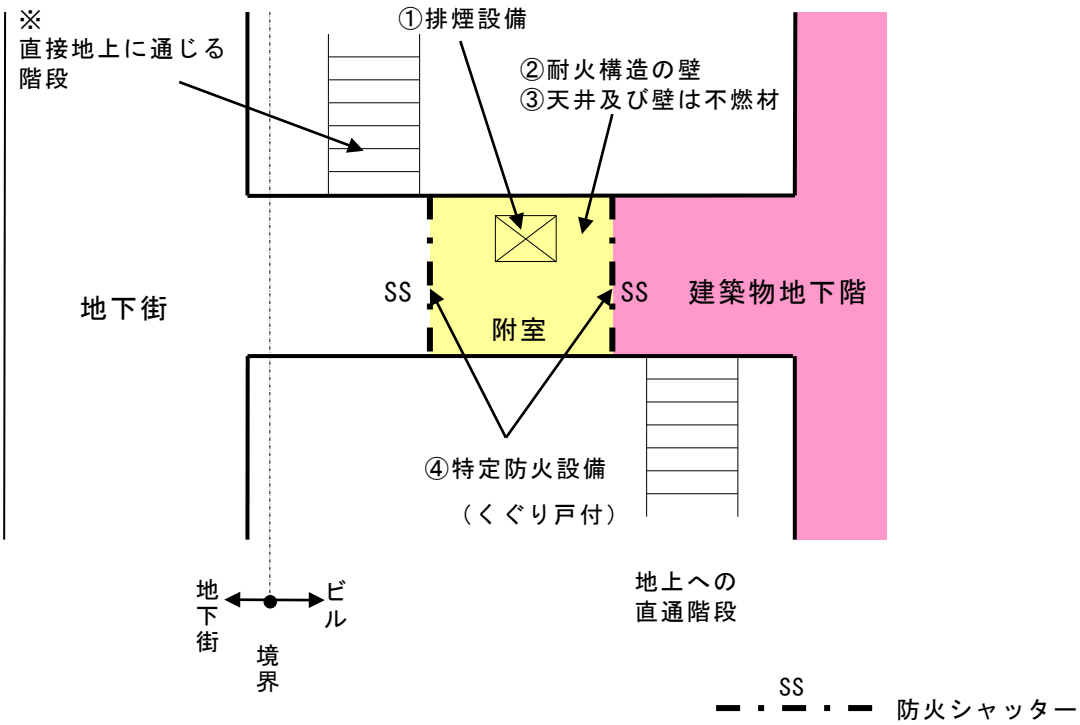


附室が直接地下道に接する例





直接地上に通じる階段を設置する例



## 福岡市地下街連絡協議会設置要領

(目 的)

**第1条** 福岡市における道路、駅前広場の区域に係る地下街の指導監督に関する連絡調整を行うため、福岡市地下街連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

**第2条** 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地下街の設置及び既設地下街の改善に関する許認可等の行政処分在先立つ、関係行政機関の連絡調整に関する事項  
なお、地下街の新設及び店舗部分等の増設を伴う地下街の増設計画については、主として地下街設置の必要性や緊急性及び基本的な配置計画に関する事項(以下「概要協議」という。)と主として防災、構造、維持管理等の計画に関する事項(以下「詳細協議」という。)の二段階による連絡調整を行うこととする。
- (2) 連絡調整にあたり必要となる技術基準（福岡市地下街基本方針）に関する事項
- (3) その他地下街に関し必要な事項

(組 織)

**第3条** 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

福岡県警察本部	交通部	交通規制課長
〃	警備部	警備課長
福岡市	道路下水道局	管理部長
〃	住宅都市局	建築指導部長
〃	消防局	予防部長
〃	市民局	防災・危機管理部長
〃	住宅都市局	都心創生部長

**第4条** 前条に掲げる者のほか、鉄道事業者をオブザーバーとすることができる。(ただし、駅との接続や当該鉄道事業者の財産の貸付け、譲渡又は交換に係わる場合に限る。)

(会 長)

**第5条** 協議会に会長を置き、福岡市住宅都市局都心創生部長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

**第6条** 協議会の協議は、会長が必要があると認めるときに招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

**第7条** 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる幹事をもって組織し、必要に応じて臨時幹事及びオブザーバー(鉄道事業者)を置くことができる。

福岡県警察本部	交通部交通規制課長補佐
〃	警備部警備課課長補佐
福岡市	道路下水道局管理部路政課長
〃	住宅都市局建築指導部建築指導課長
〃	〃 建築審査課長
〃	消防局予防部指導課長
〃	市民局生活安全・危機対策部防災・危機管理課長
〃	住宅都市局都市づくり推進部都心創生課長

3 幹事会においては、協議会の協議事項について、事前に検討又は調整を行う。

4 協議事項のうち、次の事項については、協議会に代わって幹事会で協議することができる。

- (1) 地下街の3,000 m<sup>2</sup>未満の新增設に係る概要協議に関する事項
- (2) 地下街の新增設に係る詳細協議(または同程度の内容)に関する事項
- (3) 階段、通路等の位置及び幅員の変更、階段の増設又は撤去に関する事項
- (4) 他の建築物及び地下駅との接続に関する事項
- (5) 店舗等の区画の変更、撤去並びに軽微な増設に関する事項
- (6) その他これらに類する軽易な変更

5 幹事会に代表幹事を置き、福岡市住宅都市局都市づくり推進部都心創生課長をもって充てる。

6 幹事会の会議は必要に応じて代表幹事が招集する。

(庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、福岡市住宅都市局都市づくり推進部都心創生課において処理する。

(委任)

**第9条** この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年12月15日から施行する。

## 第4 準地下街の取扱い

準地下街の取扱いについては、令別表第1(16の3)項の定義によるほか、次により運用するものとする。

### 1 準地下街の取扱い

次の事項のすべてに該当するものを、準地下街として扱うものとする。

(1) 形態

建築物の地階又は地下に存する建築物（令別表第1(16の2)項である各部分を除く。以下同じ。）が地下道に面していること。

(2) 連続性

前(1)の建築物の地階又は地下に存する建築物（以下「建築物の地階等」という。）の開口部相互間の歩行距離が20m以内となる建築物の地階等が2以上であること。

(3) 開口部の面積

前(2)の建築物の地階等と地下道との接続の開口部の面積の合計が40㎡以上であること。ただし、開口部の面積算定にあたっては、次によるものとする。

- ① 建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介して接続される開口部は、面積算定から除外する。
- ② 随時開くことができる自動閉鎖装置付の特定防火設備（以下「常時閉鎖式特定防火設備」という。）又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備（建基令第112条第19項第2号の規定に適合するもの。以下「煙感知器連動閉鎖式特定防火設備」という。）を有する開口部にあつては、当該開口部の1/2を面積として算出する。

(4) 用途

前(2)の建築物の地階等の一部又は全部に特定用途（令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途。以下同じ。）が存すること。

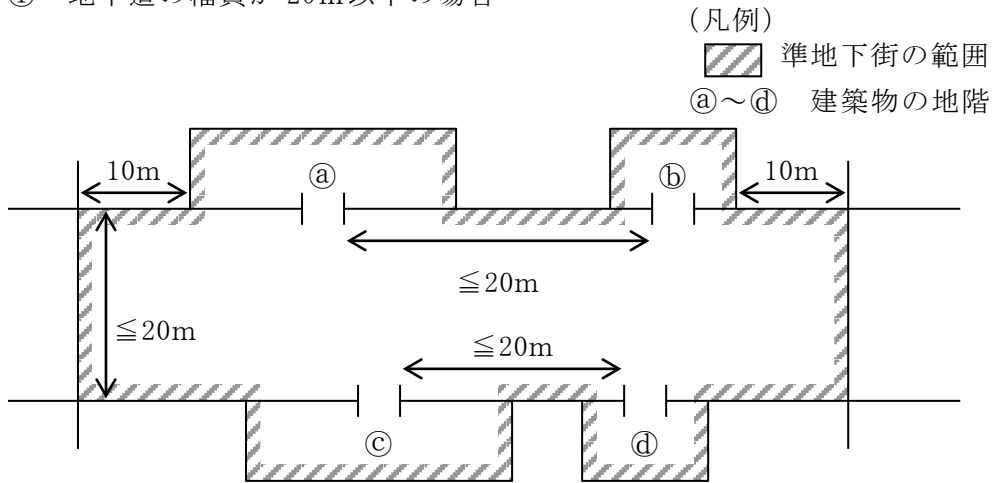
### 2 準地下街の範囲

前1により準地下街となるもののうち、その範囲は次のとおりとする。

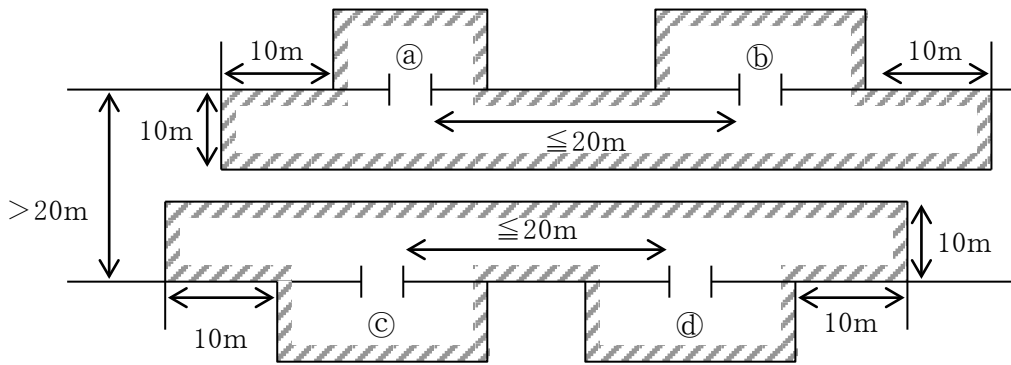
(1) 地下道の範囲

準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の範囲とする。

① 地下道の幅員が 20m 以下の場合

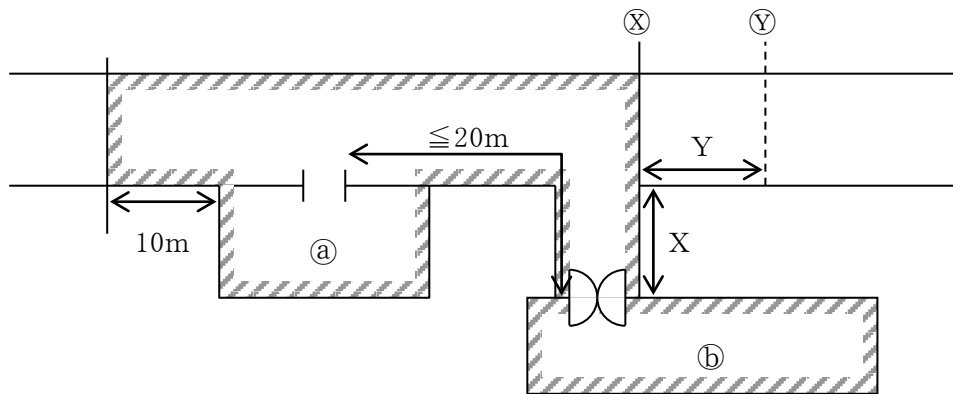


② 地下道の幅員が 20m を超えるもので両側に準地下街が形成される場合



この場合、準地下街は 2 となる。

③ 地下道の一部が枝分かれし、その奥に地階入口がある場合



地下道の範囲

$X \geq 10\text{m}$  の場合……㉑の範囲内

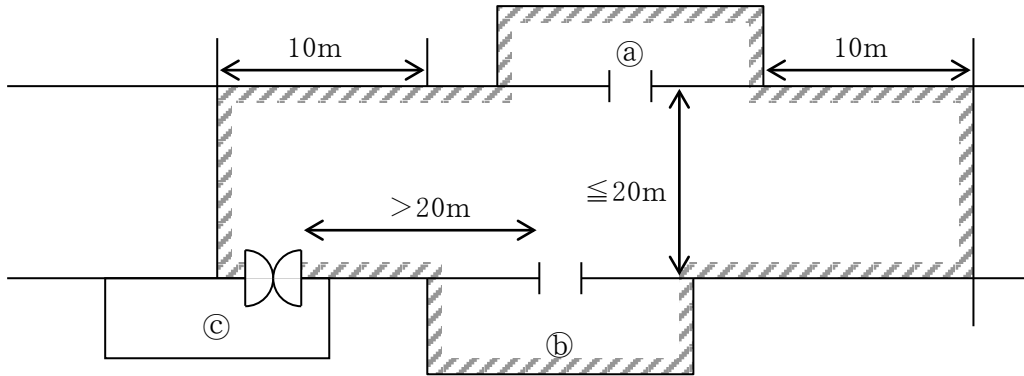
$X < 10\text{m}$  の場合……㉔の範囲内

ただし  $Y = 10 - X$

(2) 建築物の地階等の範囲

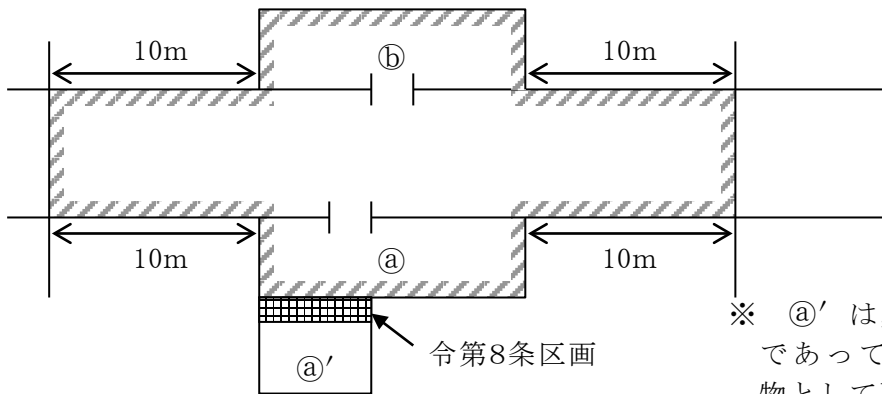
前(1)の図例によるほか、次によること。

- ① 準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等の開口部が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20m を超える場合は、当該建築物の地階等は含まないものであること。



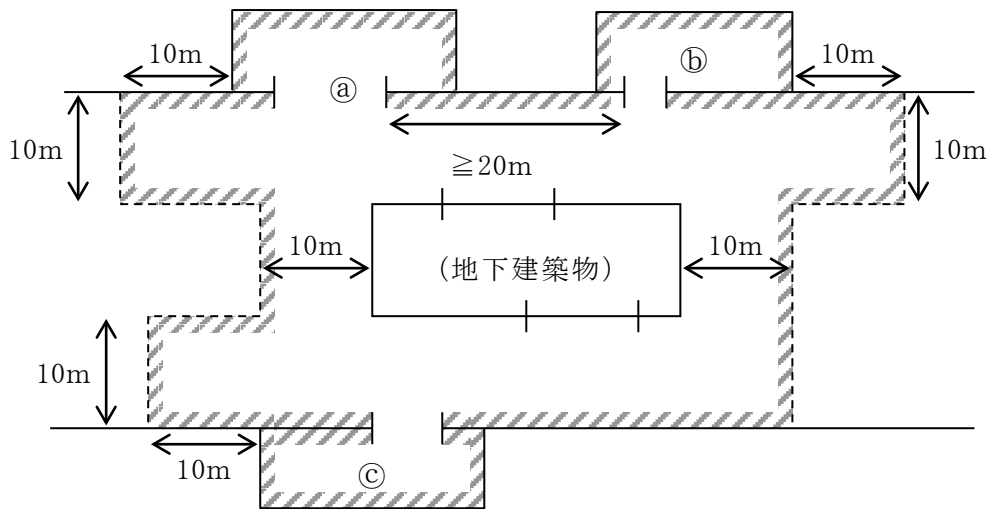
※ ③は準地下街とはならない。

- ② 建基令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介しての地下道と接続される建築物の地階等は、準地下街に含まれないものであること。
- ③ 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面する開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物が存在するものとして取り扱うものであること。



※ ③は、③と同じ建築物であっても別の防火対象物として取り扱う。

- ④ 地下道又は地下道に面して地下建築物が存する場合は、地下街の部分となるものを除き、当該建築物も建築物の地階と同等に扱うものであること。



(3) 地下鉄道施設の取扱い

鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（２段階下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている区域は、令別表第 1（16 の 3）項に掲げる防火対象物の「建築物」及び「地下道」に該当しないものとして取り扱うものであること。

**3 準地下街の通行の用に供される部分**

(1) 規則第 13 条第 3 項第 10 号の 2 に規定する「地下道で通行の用に供される部分」には、地下道に存する移動可能な売店等の存する部分も含むものであり、当該部分に対するスプリンクラーヘッドの設置を要しないものであるが、移動可能でない売店等は、当然通行の用に供される部分には該当しないので、スプリンクラーヘッドの設置が必要となるものであること。

(2) 「地下道で通行の用に供される部分」は、火災発生危険及び延焼のおそれが少ないことから、令第 32 条の規定を適用して、当該部分には自動火災報知設備の感知器の設置を要しないものとして取り扱って支障ないものであること。

**4 その他**

令別表第 1 の準地下街の定義中、地下道とは、法第 8 条の 2 でいう地下街の地下道と同様の意味であり、地下の工作物内に設けられた一般の通行の用に供される通路コンコースは含まれるが、建築物の地階内の通路等は含まれないものであること。

## 第5 アーケード

アーケードの取扱いについては、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日付け国消発第72号，建設省発住第5号，警察庁発備第2号）の通達に基づき，次により運用する。

### 1 運用上の留意事項

- (1) アーケードの設置は，防火，交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから，抑制の方針を取る。したがってこの基準は，その設置を奨励する意味を持つものではなく，相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。
- (2) この基準は，建基法第44条第1項第4号に規定する「公共用歩廊その他政令で定める建築物」に該当する建築物の許可，法第7条に規定する同意，道路法第32条第1項第4号に規定する「歩廊，雪よけその他これらに類する施設」の許可，道路交通法第77条第1項第2号に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから，この基準の実施についての別段の法的措置を要しないこと。  
なお，この基準に適合するアーケードについては，法第5条に基づく措置を命じないこと。
- (3) この基準に定めるアーケードのほか，アーケード類似のものは認めないこと。
- (4) アーケード設置の申請があつたときは，福岡市アーケード等連絡協議会設置要領（別添参照）に基づき連絡協議会を設け，許可等に関する連絡及び調整を行うこと。また，あらかじめその設置が予想されるような場合にあっては，当該申請を受ける前に当該連絡協議会を開催し，事務打合せ等を行つておくことが望ましいこと。
- (5) 各機関は，それぞれ自己の所管部分に関して責任を有するとともに，他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし，許可等は，連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものとする。
- (6) この基準に対する制限の付加（2.（5）参照）又はアーケードの設置禁止区域等（3.（1）.③及び⑤参照）は，アーケードの申請があつた際に定めても差し支えないが，でき得ればあらかじめ連絡協議会で決定して，適宜の方法によって周知させておくことが望ましいこと。
- (7) アーケードが設置されたときは，消防用設備等及び防災施設の整備，点検等を行うための責任者を定めておくこと。
- (8) アーケードが設置されたときはややもすれば道路上にみだりに商品，立看板，自転車等を存置する傾向があり，単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりではなく，火災等の災害時において，延焼の危険を増大し，避難及び防災活動を著しく阻害するおそれがあるので，このようなことのないように厳重に取り締まること。
- (9) アーケードの設置後これに臨時的な広告物，装飾等の添架，塗装を行うときは，消防長又は消防署長は防火上支障がないよう設置者に対し指導を行うこと。
- (10) 適法に設置された既存のアーケードで，この基準に適合しない部分があるものについては，この基準に適合するよう指導するものとし，特に道路の占用期間を更新しようとする場合には，厳に所要の事項を指示すること。



- (11) 仮設のアーケードで、期間を限って設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは撤去を励行させること。

## 2 通則

- (1) この基準において、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは、商業の利便の向上のためやむを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものでなければならない。
- (3) アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路（道路交通取締法第2条に規定する道路をいう。以下同じ。）の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。
- (4) アーケードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであってはならない。
- (5) 現地各機関はアーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上又は衛生上支障があると認めるときは、所要の制限を付加することができる。
- (6) この基準において風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、この基準の一部を適用する必要がある場合、又はこの基準の一部をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上若しくは衛生上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、その処理を行うものとする。

## 3 道路の一侧又は両側に設けるアーケード

- (1) 設置場所及び周囲の状況は、次の各号によらなければならないものとする。
- ① 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車馬の通行を禁止している道路であること。
  - ② 車道の幅員（軌道敷を除く。以下本号中において同じ。）が11m未満の一般国道又は道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9m未満の主要な都道府県若しくは市道でないこと。
  - ③ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
  - ④ 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと。
  - ⑤ 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。
  - ⑥ 防火地域内又は準防火地域内であること。
  - ⑦ アーケードに面する建築物（以下「側面建築物」という。）のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。

なお、防火上主要な位置とは、アーケードに面する側及び他の側面建築物に面する側の延焼のおそれのある部分とする。この場合、アーケードに面する側についてはアーケードを設ける道路との境界を隣地境界線とみなすものとする。

ア 防火上主要な位置にある外壁の開口部には防火設備を設けること。この場合、耐火建築又は準耐火建築物にあっては、アーケードの屋根の上方1階層（アーケードの屋根が階の途中にある場合は、その階を含めて2階層とする。）及びアーケードの屋根の

## 第5 アークード

下の階層にある開口部に限ることができる。

イ 既存の建築物で改修が困難なものにあたっては、次によることができる。

(ア) 外壁に亜鉛鉄板、石綿板等を張った戸が設けられている場合、防火戸が設けられているものとみなすことができる。

(イ) 外壁及び軒裏が JIS A1301 の屋外 3 級加熱試験に合格するもの（建基法第 23 条の土塗壁と同等以上の外壁構造）は、防火構造とみなすことができる。

(ウ) 当該側面建築物に消火設備及び自動火災報知設備等（住宅用火災警報器を含む。）が設けられ、かつ、アーケードを設ける街区としての自衛消防組織が確立した場合、アーケードに面する側の延焼のおそれのある部分を除いて外壁、軒裏及び開口部の構造はこの基準によらないことができる。

⑧ 街路樹の生育を妨げない場所であること。

(2) 構造は、次の各号によらなければならないものとする。

① 歩車道の区別のある道路においては、車道内又は車道部分に突き出して設けないこと。

② 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から 2 m 以内に又はその部分に突き出して設けないこと。ただし、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りではない。

③ 地盤面からの高さ 4.5m 以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く 2 階の窓から避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ 3 m を下らない範囲内で緩和することができる。

④ アークードの材料には不燃材料を用いること。ただし、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入りガラス以外のガラスをそれぞれ用いないこと。

⑤ 階数は、1 であること。

⑥ 壁を有しないこと。

⑦ 天井を設ける場合は防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。

⑧ 木造の側面建築物に支持させないこと。

⑨ アークードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。

⑩ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。

⑪ 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。

⑫ アークードに電気工作物を設ける場合は、側面建築物と電氣的に絶縁するように努めること。

(3) 屋根は、次の各号によらなければならないものとする。

① 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は 3 m 以下とすること。

② 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等を絶対に車道部分に突出させないようにすること。

③ 屋根には、アーケードの延長 50m 以下ごとに、桁行 0.9m 以上を開放した切断部、又は高さ 0.5m 以上を開放した桁行 1.8m 以上の断層部を設けること。ただし、屋根にアルミニウム等の火災の際溶けやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。

- ④ 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね 12m以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。ただし、前③ただし書の部分等で炎の伝送のおそれがない場合は、この限りではない。
- ※ 垂れ壁は、次によるものであること。
- ア 垂れ壁は、可能な限り側面建築物相互の境界位置とすること。
- イ 垂れ壁は、鉄製で厚さが 0.8 mm以上のもの又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。
- ウ 垂れ壁とアーケードの屋根面との間及び垂れ壁と側面建築物との間には、防火上支障となる隙間が生じないようにすること。
- ⑤ 屋根面上はおおむね 6 mごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の幅を 0.6m以上とし、かつ、その部分に着色等の標示をすると共にすべり止め及び手すりを設けること。(以下これらの部分を「消火足場」という。)
- なお、消火足場は次によること。
- ア 梁間方向の消火足場を 6 mごとに設け、かつ、梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向の消火足場を側面建築物寄りに設けること。
- イ 梁間方向の消火足場の勾配は、1/4 以下とし、1/5 以上の勾配となる場合にあってはすべり止め措置をすること。
- ウ 桁行方向の消火足場の床面は、おおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止め措置をすること。
- エ 消火足場に段差が生じる場合は、けあげが 25 cm以下の階段とし、段差の高低差が 1 m以上となる場合、又は階段の勾配が 45 度以上となる場合はその部分に高さ 80 cm以上の手すりを設けること。
- オ アーケードを設ける道路から梁間方向の消火足場の位置が容易にわかるような標示を行うこと。
- カ 消火足場及びその周囲には、消防活動上支障となる看板、電話、冷房機等を設置又は放置しないこと。
- キ 防錆の措置を講じること。
- ⑥ 屋根面（消火足場で 0.8m以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の 2/5 以上を地上から簡便かつ確実に開放しうる装置を設けること。ただし、屋根（天井を有するときは天井面）が 1/4 以上の勾配で側面建築物に向かって下っておりその水平投影幅が 3m以下であって、かつ、アーケードの下の排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りではない。
- (4) 柱の位置は、次の各号によらなければならないものとする。
- ① 道路に設置する場合にあっては路端寄りに設けること。ただし、歩車道の区別のある道路であって歩道幅員 3 m未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道幅員 3 m以上の場合には、歩道内の車道寄りにも設けることができる。
- ② 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の付属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路のすみ切り部分に設けないこと。
- ③ 側面建築物の非常口の直前及び両端から 1 m以内で避難の障害となるおそれのある位

## 第5 アーケード

置に設けないこと。

(5) 添架物等は、次の各号によらなければならないものとする。

- ① 恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は恒久的な装飾をしないこと。ただし、アーケードの両端（切断部，断層部等を含まないものとする。）における地名，街区名等の標示で，不燃材料のみで構成され，アーケードの梁以上の高さに設けられているものについては，この限りではない。
- ② 電気工作物は，アーケードの軒先から 0.2m以内又は消防用登はん設備から 1 m以内の部分その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。

### 4 道路の全面又は大部分を覆うアーケード

道路の全面をおおい，又は道路中心線から 2 m以内に突き出して設けるアーケードは，3（(1).②及び⑦，(2).①，②及び③並びに(3).①，④及び⑤（※ア，イ，ウ及びオに限る。）を除く。）によるほか，次の各号によらなければならないものとする。

(1) 道路の幅員が 4 m以上，かつ，8 m以下であること。

(2) 側面建築物の各部分から，側面建築物の前面以外の方向 25m以内に幅員 4 m以上の道路若しくは公園，広場の類があること。ただし，前段に規定する距離が 50m以内で，その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は，この限りではない。

- ① 側面建築物の各店舗には，アーケードを設ける道路以外の道路，公園又は広場等に通じる通路等があること。
- ② 前①の通路等はアーケードを設ける道路を経由しないもので，幅員はおおむね 60 cm以上であること。

(3) 側面建築物の延長がおおむね 50m以下ごとに避難上有効な道路があること。ただし，周囲の状況により避難上支障がないときは，この限りではない。

(4) 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり，かつ，それらの部分にある開口部には防火設備が設けられていること。ただし，この場合，敷地とアーケードを設置する道路との境界線は，隣地境界線とみなす。

側面建築物の外壁，軒裏及び外壁の開口部は 3.(1).⑦.ア及びイによることができる。

(5) 側面建築物は，既存のものについても，建基令第 114 条及び第 5 章第 2 節並びに消防法令の規定に適合していること。ただし，防火上，避難上支障がない場合は，この限りではない。

(6) 火災発生の際に，これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね 150m以下ごとに消防機関に火災を通報することができる火災報知機が設けられていること。

- ① 非常警報設備を令第 24 条の規定の例により設けること。
- ② 火災報知機については，側面建築物又はアーケードに電話が設けられている場合設けないことができる。

(7) 柱以外の構造部分の高さは，地盤面から 6 m以上であること。ただし，側面建築物が共同建築等で軒高が一定し，消防活動上及び通行上支障がないときは当該軒高及び地盤面からの高さ 4.5mを下らない範囲内で緩和することができる。

(8) 屋根面は，断層部分又は消火足場と交差する部分を除き，その全長にわたってアーケード

ドの幅員の1/8以上を常時開放しておくこと。ただし、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には越屋根の類を設けることができる。

なお、屋根面は、次により開放できる構造とすること。

- ① アーケードの屋根の部分には、長さが10m以上で、幅員がアーケードをもうける道路の幅員の50%以上の開口部を、おおむね10m間隔に設けること。
  - ② 前①の開口部は、道路上で開放できるものであり、かつ、開放した場合にはしご車等による側面建築物への消火活動が行えるものであること。
- (9) アーケードを設置しようとする道路の延長50m以下ごとに屋根面上に登はんできる消防進入用の設備及びこれに接して消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管及び送水口を設けること。ただし、街区又は水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

① 登はんできる消防進入用の設備（以下「登はん用はしご」という。）は、次のすべてに適合すること。

ア 登はん用はしごは、消防活動に耐えうる構造であること。

イ 登はん用はしごは、消火足場に直通していること。ただし、踊場等があり、かつ、消防活動上支障がない構造である場合は、この限りではない。

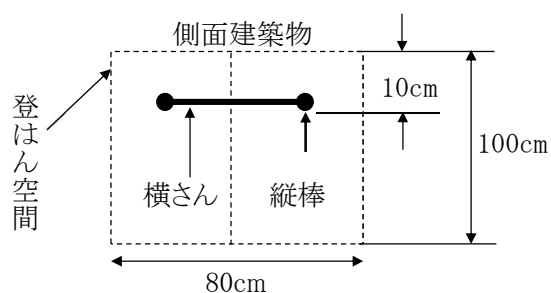
ウ はしごの縦棒の間隔は、35 cm以上 50 cm以下であること。

エ はしごの横さんの間隔は、25 cm以上 35 cm以下で、かつ、登はん用はしごの全長にわたって等間隔であること。

オ 横さんの断面は、円形又は円形に近い形状で、かつ、その直径（円形以外にあっては、平均値）が20 mm以上 35 mm以下であること。

カ 縦棒の上部は、消火足場の床面から上方に80 cm以上突き出していること。ただし、これと同等以上の効果のある構造のものにあってはこの限りではない。

キ 登はん用はしごの周囲には、登はんするための有効な空間（おおむね第7-1図の大きさ以上）を確保すること。



第7-1図

ク 登はん用はしごは、堅固に固定されていること。ただし、地盤面上3 m以下の部分にあっては、伸縮式等とすることができる。

ケ 登はん用はしごは、防錆の措置を講ずること。

② 連結送水管を令第29条の規定の例により設けること。

- (10) 前(9)の設備及び消火足場に連結する消火足場を道路の延長方向に設けること。

なお、消火足場は、次に適合すること。

① 道路の延長方向に連結する消火足場は、アーケードの両端に設けること。

## 第5 アーケード

- ② 消火足場はおおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止め措置を行うこと。
  - ③ 消火足場の周囲には、高さ 80 cm以上の手すりを設けること。
  - ④ 消火足場に設ける手すりは、有効な振れ止めを設けること。
- (11) その幅員の全部をアーケードで覆われた道路と交差させるときは、交差する部分を開放し、又は高さ 0.5m以上を開放した断層部とすること。

### 5 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防災処理をした天幕の類を使用し、その全部を簡単に撤去することができ、かつ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては、前3.(2).④、(3).②から④及び⑤並びに前4.(1)及び(8)から(10)は適用しない。

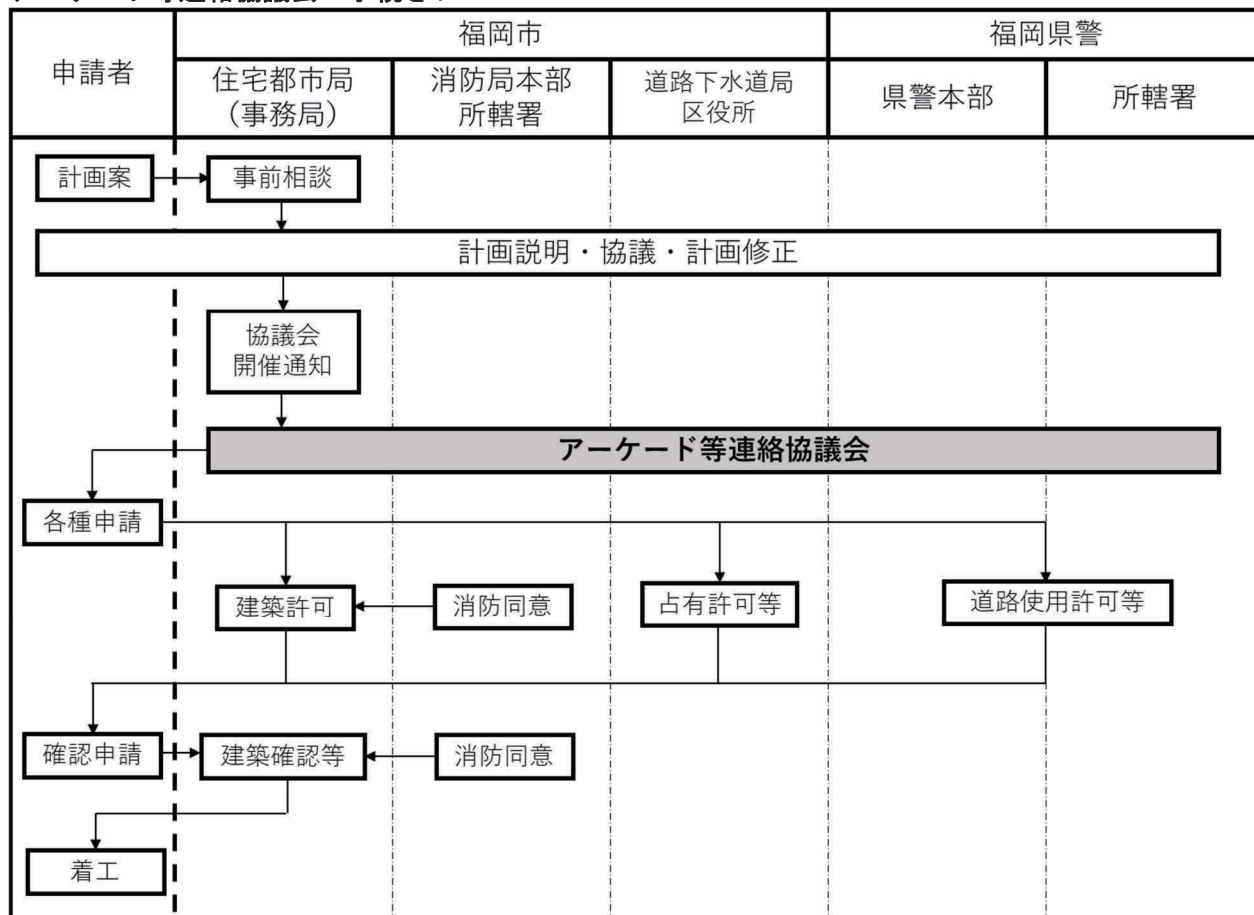
### 6 仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成が撤去されるものについては、前3.(1).①、③及び⑤、(2).①から③、⑤から⑦、⑨から⑪、(3).①から③及び(4)並びに前4.(7)及び(11)の規定を適用するほか、次の各号によらなければならないものとする。

- (1) 設置期間が6月から9月までの4ヶ月以内であること。
- (2) 歩車道の区別のある道路の歩道部分にのみ設けるものであること。ただし、歩車道の区別のない道路にあってアーケードの延長及び幅員並びに付近の建築物、道路、消防水利その他の周囲の状況から、通行上、消防上支障がない場合は、この限りではない。
- (3) 屋根の材料はビニール、よしず、天幕等軽量で、かつ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。
- (4) 構造は、容易に破壊消防を行いうるような簡単なものであること。
- (5) 延長12m以下ごとに少なくとも屋根の部分を撤去しやすいように独立の構造としたものであること。

《別図》

アーケード等連絡協議会 手続きフロー



《別添》

福岡市アーケード等連絡協議会設置要領

(目的)

**第1条** アーケード及び道路上空通路の設置許可等に関する連絡調整を行うため、福岡市アーケード等連絡協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

**第2条** 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) アーケードの設置等に関すること。
- (2) 道路上空通路の設置等に関すること。
- (3) その他道路内に設けられる建築物に関する事で委員が協議会の開催を必要としたものの。

(組織)

**第3条** 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

福岡県警察本部交通規制課長補佐

## 第5 アーケード

管轄の警察署交通管理官又は交通課長

福岡市道路下水道局管理部路政課長

管轄の各区役所維持管理課長（西区にあつては管理調整課長）

福岡市消防局予防部指導課長

管轄の消防署予防課長

福岡市住宅都市局建築指導部建築審査課長

福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課長

（特別委員）

### 第4条

福岡市住宅都市局都市計画部都市計画課長

福岡市住宅都市局都市計画部交通計画課長

福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室長

- 2 前条に掲げる者のほか、必要に応じて、関係する機関、又は、委員の所属する機関の関係者を特別委員として加えることができる。

（事務局）

**第5条** 協議会の事務局は、福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課に置く。ただし、案件に応じ、第3条に掲げる他の機関に事務局を置くことができる。

（会議）

**第6条** 協議会の会議は必要に応じて開催し、事務局が招集する。

- 2 協議会の会議に先立ち、関係者の説明を求めることができる。
- 3 会議は非公開を原則とする。
- 4 会議の進行は事務局が行う。

### 附則

この要領は平成14年7月11日から施行する。

平成22年7月13日一部改正

平成30年3月22日一部改正



## 事務要領

(開催の確認)

**第1条** 通達に掲げる道路交通法第77条1項2号許可，道路法第32条許可，建築基準法第44条第1項第4号許可及び同許可に係る消防法7条に基づく同意のいずれかの対象となる道路上空通路については、事務局はすみやかに建築主等に計画の報告を求め、各委員に通知して連絡協議会の開催の確認を行う。

### 附則

この事務要領は平成26年6月18日から施行する。

## 第4節 形態別審査要領

### 第1 高層の建築物

#### 1 指導の趣旨

関係法令で定める規定によるほか、高層建築物の特異性により出火防止、火災拡大防止、避難の安全確保、消防活動の容易性の確保等を図るため必要な事項を定め、指導するものとする。

#### 2 適用範囲

非常用エレベーター又は特別避難階段が建基法上必要とされ、設置されている高層の建築物に対して適用するもの。

#### 3 出火防止対策

##### (1) 火気使用設備器具

火気を使用する設備器具については、高層部（「地盤面からの高さが31mを超える階又は11階以上の階をいう。」以下同じ。）に適用するものとする。

##### ① 共同住宅以外の用途で使用する場合

ア 都市ガスを使用する火気使用設備器具を設置する場合、ガス配管等の設計施工、ガス漏洩防止及び機器の出火防止等について、高さが60mを超える建築物は「高層建築物のガス設備」（その1）（第1-1表）を、高さが60m以下の建築物は「高層建築物のガス設備」（その2）（第1-2表）による安全措置を講じること。

イ 燃料容器により供給される液化石油ガスを燃料とする火気使用設備器具は、使用しないことが望ましいこと。

ウ 設置機器は一定の場所に集中し当該部分は耐火構造の壁、床及び随時開くことができる自動閉鎖装置付の防火戸（以下「常時閉鎖式防火戸」という。）若しくは随時閉鎖することができ、かつ、熱感知器又は煙感知器と連動して閉鎖する防火戸で区画すること。

エ 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備の天蓋及び排気風道には、簡易自動消火装置を設けること。

※ 「油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備」とは、天ぷら、炒め物その他排気ダクトにおける火災の発生の原因となる油脂を含む蒸気が発生する調理に使用する厨房設備をいう。

オ 床置きパッケージ型温風暖房機等による局所暖房方式は努めて抑制すること。（電気を熱源とするものを除く。）

ただし、耐火構造の壁、床及び常時閉鎖式特定防火設備で区画した機械室に床置きパッケージ型温風暖房機を設けた場合及び密閉式強制給排気型温風暖房機等はこの限りではない。

② 共同住宅の用途で使用する場合

ア 都市ガスを使用する火気使用設備器具を設置する場合、ガス配管等の設計施工、ガス漏洩防止及び機器の出火防止等について、高さが60mを超える建築物は「高層建築物のガス設備」(その3)(第1-3表)による安全措置を講じること。また、高さが60m以下の建築物についても同様とすることが望ましい。

イ 液化石油ガスを燃料とする火気使用設備器具については、前①.イを準用すること。

ウ 火気使用設備器具は、努めて立ち消え安全装置付のもので、コンロ類は調理油過熱防止装置等の安全装置付のものとする。

エ 電気コンロ類は、努めて調理油過熱防止装置等の安全装置付のものとする。

(2) 受変電設備

変圧器及びしゃ断器は、不燃油使用機器又は乾式のものを使用すること。ただし、規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関によるキュービクル式非常電源専用受電設備の認定品は除く。

## 4 火災拡大防止策

(1) 防火区画

① 面積区画は次によること。

ア 一の防火区画には、居室のいずれの部分からも2以上の方向へ避難ができる経路を確保すること。ただし、おおむね200㎡以下の場合はこの限りではない。

イ 防火区画に防火戸を設ける場合は、当該防火戸の上部におおむね30cm以上の耐火構造の垂れ壁(小壁)を設けるものであること。

ウ 防火区画に用いる防火シャッターは、内のり幅が6.5m以下であること。

エ 防火区画に用いるALC(軽量気泡コンクリート)、PCコンクリート(プレキャストコンクリート)等の接合部及び取付部は、ロックウール又はモルタル等の不燃材料を充てんし、耐火性及び防煙性を高めるとともに、充てん材は長時間経過した後も震動や部材の動きにより脱落を生じないように対策を講じること。

オ 電線等が防火区画の壁及び床を貫通する場合は、当該貫通部を不燃材料で埋戻し、耐火性及び遮煙性を高めること。

カ ファンコイルユニット等の配管類が床を貫通する場合は、当該部分を気密性、耐火性を有する湿式のロックウール又はこれと同等以上の性能を有する材料で埋戻すこと。

② 避難経路等の区画

ア 高層部の主たる廊下と居室等とは耐火構造の壁で区画、又は不燃材料による壁で区画(10階以下の階に限る。)とすること。

なお、当該壁の開口部には常時閉鎖式防火戸(煙感知器連動の閉鎖機構を含む。)を設けること。

イ 高層部以外の階も努めて前アに準じること。

ウ 高さ 100m を超える建築物にあっては、中間階に設ける空気調和設備機械室、バルコニー等は火災時の一次避難場所として使用できるよう当該部分を耐火構造の床及び壁又は特定防火設備で区画すること。

③ 堅穴の区画

ア 階段、エレベーターの昇降路及び排煙シャフトを除き、建築物の全階層にかかわる堅穴を設けないものであること。

イ エレベーターロビーは、他の部分と耐火構造の壁、床及び常時閉鎖式の防火戸若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖することができる防煙性能を有する防火設備で区画すること。

ウ 高層部に設けるエスカレーターは 3 階層以上に通じないことを原則とすること。

エ エスカレーター区画は、乗降面以外の部分にあってはシャッターに近接する位置に網入りガラス等を固定して併設すること。

オ パイプシャフト、電線シャフト等は堅穴区画の他に努めて各階ごとの床に相当する部分で、耐火性能、防煙性能を有する材料でふさぐこと。

なお、当該部分には、延焼防止上有効な措置を行ったものを除き多量の電線ケーブルをグループ化して設けないこと。

カ 換気、暖房及び冷房設備の風道は、努めて階を貫通しないこと。このため各階に空調機械室を設け、各階方式とする。ただし、耐熱処理した金属ダクトによる新鮮空気供給用風道及び余剰空気用風道にあってはこの限りではない。

キ 前カによりがたい場合は、多層階にわたらないよう数階層ごとに水平区画を設けること。

ク その他、堅穴区画の壁の構造については、前①.イ及びエによること。

④ カーテンウォールと床板との区画等

ア 外壁の帳壁と床板との接続部は、気密性及び耐火性能を有するような湿式のロックウール、モルタル等の不燃材料を充てんすること。

イ カーテンウォールの支持部材、構造上重要な方立、ファスナー等は耐火被覆を行うこと。

ウ 外壁の帳壁の室内側は外壁面に要求される同等以上の耐火性能を有するものであること。

(2) 内装材料等の不燃、難燃化（住宅部分を除く。）

① 高層部の内装は下地、仕上げとも準不燃材料とすること。

② 天井面に設ける照明用のカバーは可燃材料以外のものとする。ただし、床面積の 1/10 以下とした場合はこの限りではない。

## 5 避難施設

(1) 廊下等屋内から付室に通じる出入口の防火戸の下方に、消防用ホース通過孔を設けること。(第 2 章第 2 節第 3.5.(8)参照)

(2) 屋内から付室に通じる出入口に設ける防火戸が両開きの扉の場合にあっては、閉鎖調整器を設け、扉が閉鎖した場合隙間を生じないものであること。

- (3) 各階において、特別避難階段に通じる廊下等の避難経路は単純なものとする。
- (4) 避難階において回転ドアを使用する場合は、別の避難用扉を設けるとともに回転ドアの事故防止のための措置を講じること。
- (5) 排煙設備の設置にあたっては、当該設備を作動した場合、扉内外の静圧差によって避難時に扉の開閉障害が生じないように、空気の流通に有効な外気に面する開口部を各階の避難経路の一部に設けること。

## 6 消防活動、救助施設

消防活動、救助施設は次によること。

### (1) 消防隊の進入路及び進入口

- ① 高層の建築物に道路、広場等から直接進入できるものを除き、消防車の使用する通路は2以上とし建築物の直近まで通じているものであること。
- ② 消防車の進入に使用する通路等に設けてある門、扉等は、開放できる構造であること。
- ③ 通路の幅員は、5 m以上で、かつ、通路が交差する部分又はコーナー部分は通行、回転上有効なすみ切りがなされていること。(第2章第2節第1.2.(2).④参照)
- ④ 通路は、はしご車の通行のため、輪荷重10 t以上の地盤支持力を有するものとする。

### (2) 非常用エレベーター

第2節第7によるほか、次の事項とすること。

- ① 非常用エレベーターは、耐震性を充分考慮するものであること。  
なお、耐震性(強度)については、第2節第7に示す地震時の管制運転の制御値を目安とすること。
- ② 共同住宅、病院、旅館、ホテル、福祉施設等に設ける非常用エレベーターについては、その1基以上を救急用担架が収容可能(エレベーターのかごの奥行等を、内法寸法で2 m以上確保する等)なものとする。ただし、一般の常用エレベーターのうち、1基以上を当該担架収容可能なものとした場合については、この限りではない。

なお、本項に該当しない対象物にあっても中高層部分に同用途が存する場合は、これに準ずること。

### (3) 非常用進入口

高層部以外の階で、建基令第129条の13の3第2項で規定された設置台数による最大床面積を超える階には、第2節第6の非常用進入口を設けること。

**第1-1表 高層建築物のガス設備（その1）（高さが60mを超える建築物に適用）**

<p>建築物全体遮断</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る、ガス遮断装置（引込管用）を設置する</li> <li>2 建築物引込近傍に感震器と連動可能なガス遮断装置（外壁貫通部近傍用）を次の各号により設置する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震時、感震器が250ガル（震度6）以上で作動するものとする。</li> <li>(2) 非常時に防災センター（管理人室）等から押しボタンによって、建築物へのガス供給を瞬時に遮断する。</li> <li>(3) 停電時でも閉操作可能なものとする。</li> <li>(4) 防災センターに作動を表示し警報を行う。</li> </ol> </li> </ol>
<p>建築物貫通部外壁近傍</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不等沈下対策を考慮した配管方法，支持方法を行う。</li> <li>2 絶縁継ぎ手等の防食措置を施す。</li> <li>3 外壁貫通部は固定支持材等により堅固に固定する。</li> </ol>
<p>建築物内部配管</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主立て配管は日本ガス協会発行「超高層建物用ガス配管耐震指針」に基づき設計する。</li> <li>2 立て配管には耐震支持をする。</li> <li>3 自重により座屈しない支持スパンとする。</li> <li>4 建築物と共振しない配管系とする。</li> <li>5 立て配管からの横引配管取出部は，立て配管の変位を吸収する形状とする。</li> <li>6 必要に応じて圧力上昇防止装置を設置すること等により，上層階における圧力上昇を防止する。</li> </ol>
<p>連動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス消費機器の使用箇所には，ガス漏れ警報器を設置する。</li> <li>2 フード等用簡易自動消火装置が設置されている場合は，連動ガス遮断装置と連動する。</li> <li>3 外壁貫通部近傍にはガス漏れ警報器を設置を奨励する。（供給圧力が中圧の場合は必ず設置すること。）</li> <li>4 店舗あるいは厨房単位（必要に応じ系統）に，ガス漏れ警報器と連動ガス遮断装置を連動する。</li> </ol>
<p>ガス・接続栓</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 常設型燃焼器の場合，ガス栓はその端部がネジ又はフランジ接合のものとし，接続具は，金属管・金属可とう管又は強化ガスホースとする。</li> <li>2 移動設置型燃焼器の場合，ガス栓はヒューズガス栓とし，接続具は強化ガスホース又は両端迅速継手付きガス用ゴム管とする。</li> </ol>
<p>消費機器</p>	<p>ガス燃焼器は，地震時に損傷のないよう設置する。</p>

第1-2表 高層建築物のガス設備（その2）（高さが60m以下の建築物に適用）

建築物全体遮断	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る、ガス遮断装置（引込管用）を設置する</li> <li>2 供給圧力が中圧（0.1Mpa以上1Mpa）の場合は建築物の飛込近傍に緊急ガス遮断装置を設置する。</li> </ol>
貫通部近傍 建築物外壁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不等沈下対策を考慮した配管方法，支持方法を行う。</li> <li>2 絶縁継ぎ手等の防食措置を施す。</li> </ol>
建築物内部配管	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として100A以下はネジ接合，150A以上は溶接接合とする。供給圧力が中圧の場合は，溶接接合及びフランジ接合とする。</li> <li>2 必要に応じて，圧力上昇防止装置を設置すること等により，上層階における圧力上昇を防止する。</li> </ol>
連動ガス遮断装置 ガス漏れ警報器等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス消費機器の使用箇所には，ガス漏れ警報器の設置を奨励する。</li> <li>2 フード等用簡易自動消火装置が設置されている場合は，連動ガス遮断装置と連動する。</li> <li>3 供給圧力が中圧の場合は外壁貫通部近傍にはガス漏れ警報器を設置する。</li> </ol>
ガス・接続器具	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 常設型燃焼器の場合，ガス栓はその端部がネジ又はフランジ接続のものとし，金属管・金属可とう管又は強化ガスホースとする。</li> <li>2 移動設置型燃焼器の場合，ガス栓はヒューズガス栓とする。</li> </ol>
消費機器	<p>ガス燃焼器は，地震時に損傷のないよう設置する。</p>

第1-3表 高層建築物のガス設備（その3）（高さが60mを超える共同住宅に適用）

建築物全体遮断	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る，引込管ガス遮断装置を設置する。</li> <li>2 建築物引込近傍に感震器と連動可能なガス遮断装置を次の各号により設置する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震時感震器が250ガル（震度6）以上で作動するものとする。</li> <li>(2) 非常時に防災センター等から押しボタンによって，建築物へのガス供給を瞬時に遮断する。</li> <li>(3) 停電時でも閉操作可能なものとする。</li> <li>(4) 防災センターに作動を表示し警報を行う。</li> </ol> </li> </ol>
貫通部近傍外壁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不等沈下対策を考慮した配管方法，支持方法を行う。</li> <li>2 絶縁継ぎ手等の防食措置を施す。</li> <li>3 外壁貫通部は固定支持材等により堅固に固定する。</li> </ol>
建築物内部配管	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主立て配管は日本ガス協会発行「超高層建物用ガス配管耐震指針」に基づき設計する。</li> <li>2 立て配管には耐震支持をする</li> <li>3 自重により座屈しない支持スパンとする。</li> <li>4 建築物と共振しない配管系とする。</li> <li>5 立て配管からの横引配管取出部は，立て配管の変位を吸収する形状とする。</li> <li>6 必要に応じて圧力上昇防止装置を設置すること等により，上層階における圧力上昇を防止する。</li> </ol>
連動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各住戸に自動ガス遮断装置付きのガスメーターを設置する。</li> <li>2 台所にガス機器を設置する場合には都市ガス警報器を設置する。また，ガス漏れ警報器とガスメーターの連動を推奨する。</li> <li>3 外壁貫通部近傍にはガス漏れ警報器の設置を推奨する。（供給圧力が中圧の場合は必ず設置すること。）</li> </ol>
ガス栓・接続具	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 常設型燃焼器の場合，ガス栓はその端部がネジ又はフランジ接合のものとし，接続具は，金属管・金属可とう管又は強化ガスホースとする。</li> <li>2 移動設置型燃焼器の場合，ガス栓はヒューズガス栓とし，接続具は強化ガスホース又は両端迅速継手付きガス用ゴム管とする。</li> </ol>
消費機器	<p>ガス燃焼器は，地震時に損傷のないよう設置する。</p>



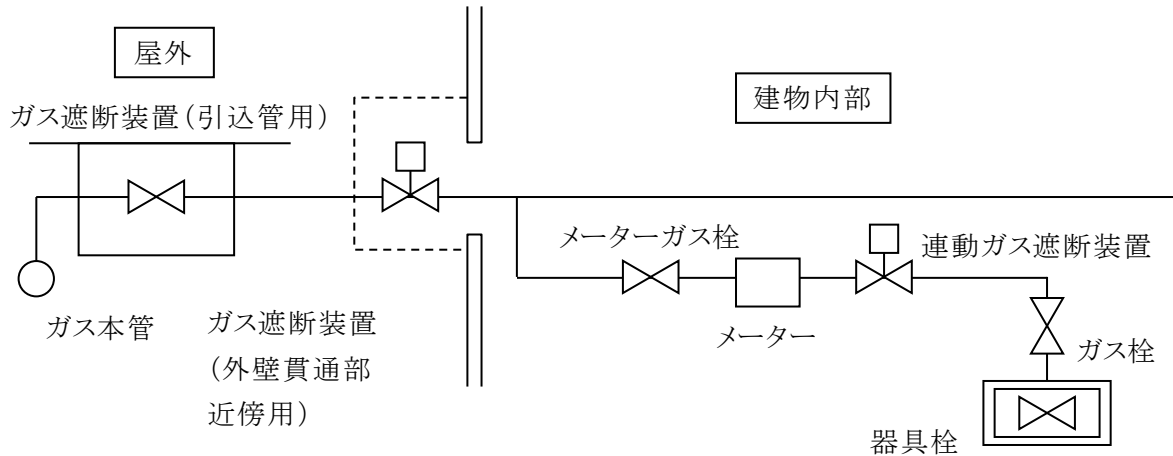
## 備考

### 1 ガス遮断装置（引込管用）

危急の場合に、手動により建物全体のガスの供給を遮断する引込管に設けるバルブで、建物の敷地内の容易に操作できる場所に設置するものをいう。

### 2 建築物引込近傍のガス遮断装置

危急の場合に保安状況を監視できる場所から直ちに建物全体のガスの供給を遮断できるバルブで、建物の外壁貫通部付近に設置するものをいう。

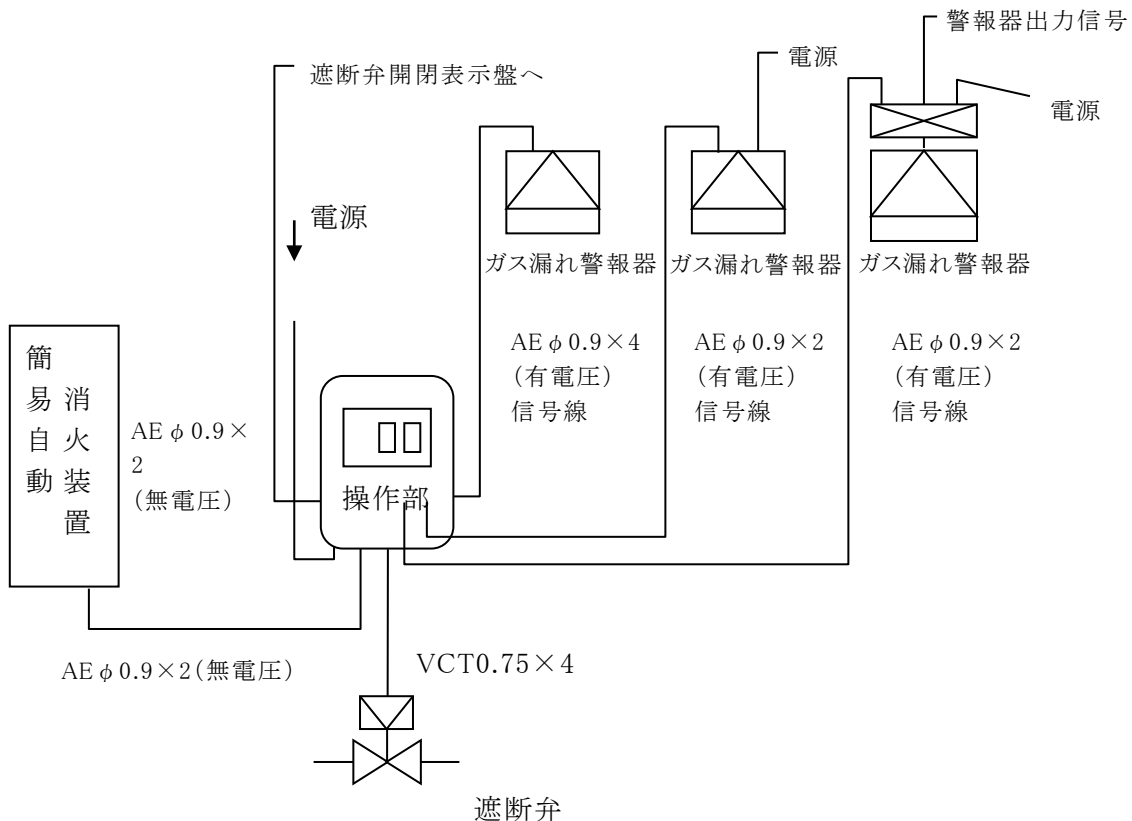


### 3 ガス漏れ警報器

ガス検知器と警報出力部で構成されており、単体でガス設備のある部屋に設置されるものをいう。

### 4 連動ガス遮断装置

ガス漏れ警報器及び不完全燃焼警報器と連動してガスを遮断するものをいう。



5 金属可とう管

ガス栓とガス機器との接続に用いられる可とう性を有する金属管をいう。

6 強化ガスホース

ガス栓とガス機器との接続に用いられる網状の硬鋼線及び繊維により補強されたゴム製のホースをいう。

7 両端迅速継手付ガス用ゴム管

ガス栓とガス機器との接続に用いられるゴム管であって、両端にコンセント継手が付いたものをいう。



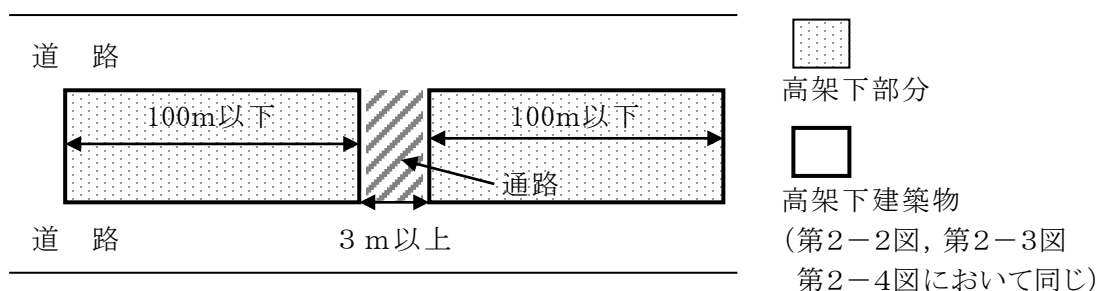
## 第2 高架下建築物

鉄道，道路等に使用される高架工作物の高架下に店舗，事務所，倉庫その他これらに類する施設を設けた場合（以下「高架下建築物」という。）は，次により指導すること。

### 1 避難及び消火活動上必要な通路並びに構えの出入口

#### (1) 高架工作物の両側に道路がある場合

- ① 高架工作物の延長方向 100m以内ごとに高架下を横断する幅員3m以上の通路を設け，それぞれの道路に有効に通じていること。（第2-1図参照）



第2-1図

- ② 高架下建築物の幅が30mを超える部分には，高架下を横断する道路若しくは前①により設けた通路に連絡する幅員3m以上の内部通路を設けること。

(第2-2図参照)

ただし，次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア 高架下部分の構えの一団の個々が，同部分の全幅を一構えとして使用する場合

イ 道路から直接出入りでき，かつ，他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された場合

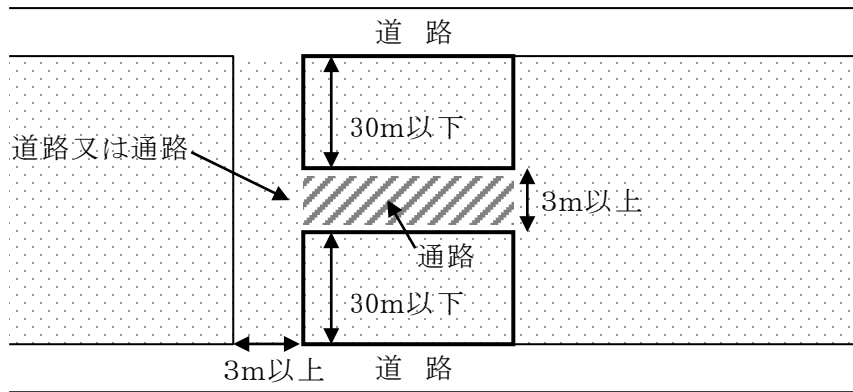
※ 連続式店舗(建築物(地下建築物に該当するものを除く。))の同一階において，共用の廊下に面して，それぞれ独立して区画された物品販売業を営む店舗又は飲食店の集合をいう。以下同じ。)が面する廊下は，次に定める構造とし，直接階段(避難階の場合は，外部への出入口とする。)まで有効に通じさせなければならない。ただし，その階における床面積の合計が500㎡以下のものについては，この限りではない。

(ア) 両側に店舗を有する廊下幅員は3m以上とし，その他の廊下幅員は2m以上とすること。

(イ) 天井の高さは，2.7m以上とすること。

(ウ) 床は勾配を20分の1以下とし，かつ，段を設けないこと。

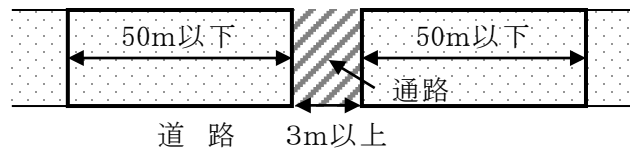
(エ) 地階の場合においては，行き止まり状としないこと。



第 2 - 2 図

(2) 高架工作物の片側に道路がある場合

- ① 高架工作物の延長方向 50m 以内ごとに高架下を横断する幅員 3 m 以上の通路を設け、道路に有効に連絡させること。(第 2 - 3 図参照)

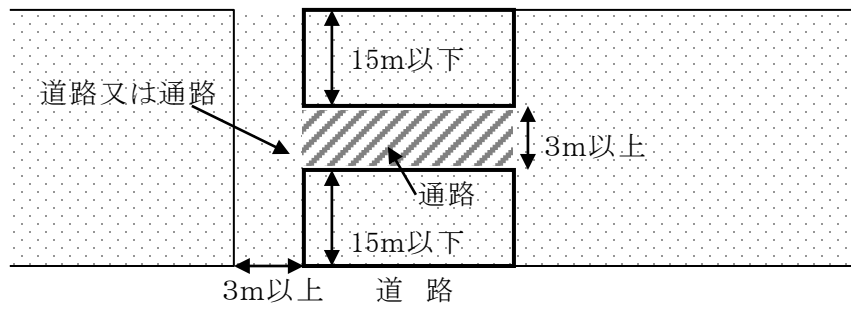


第 2 - 3 図

- ② 高架下建築物の幅が 15m を超える部分には、高架下を横断する道路若しくは前①により設けた通路に有効に連絡する幅員 3 m 以上の内部通路を設けること。

(第 2 - 4 図参照)

ただし、前(1). ②. ア又はイに該当する場合はこの限りでない。



第 2 - 4 図

(3) 高架工作物の両側に道路がなく、延長方向に対して高架下を横断する道路がある場合

- ① 横断道路を相互に連絡する幅員 3 m 以上の内部通路を設けること。ただし、道路から直接出入りができ、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものはこの限りではない。

- ② 前①により設けた通路の延長が 50m を超える場合は、当該通路の幅員を 4 m 以上とすること。

(4) 構えの出入口

各構えは、道路又は(1)から(3)までによって設けた通路若しくはその他の廊下に面して出入口を設けること。

- (5) 前(4)に掲げる道路等には、避難上支障となる施設を設け、また物品を置かないこと。

## 2 道路等に面する壁の構造

特定用途防火対象物で延べ面積が 500 m<sup>2</sup>以上となる建築物については、道路及び前 1 により設けた通路に面する壁は耐火構造とし、開口部は防火設備とすること。

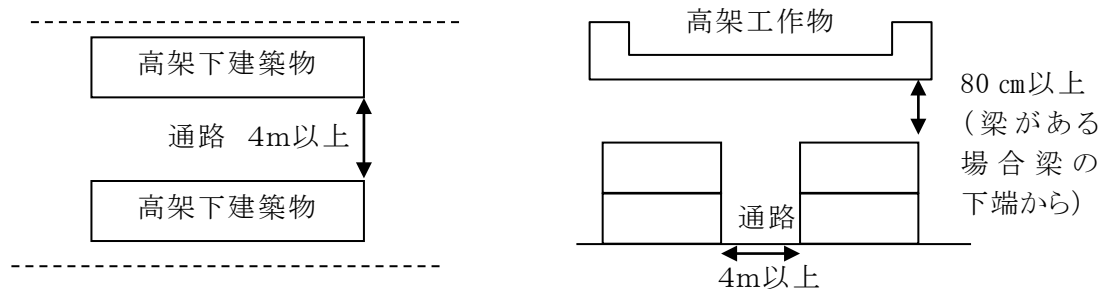
## 3 防火区画及び内装

- (1) 防火区画は、できるだけ各構えごとに行うこと。やむを得ない場合にあっては用途ごとの区画を行うこと。ただし、スプリンクラー設備が令第 12 条で定める基準に適合し設けられている場合にはこの限りではない。
- (2) 連続式店舗の構造は次によること。
- ① 床面積の合計 500 m<sup>2</sup>（スプリンクラー設備等で自動式のものを用いた場合は、1,000 m<sup>2</sup>）以内ごとに耐火構造若しくは主要構造部の準耐火性能に係る技術的基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は建基令第 112 条第 19 項第 2 号に定める特定防火設備で区画すること。
  - ② 地下 2 階以下の居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、30m 以下とすること。
  - ③ 連続式店舗の廊下については前 1.(1).②.イの※を参考とすること。
- (3) 室内に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料でしたものであること。

## 4 消防用設備等の設置単位

消防用設備等の適用にあたって、次の各号に適合する場合はそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

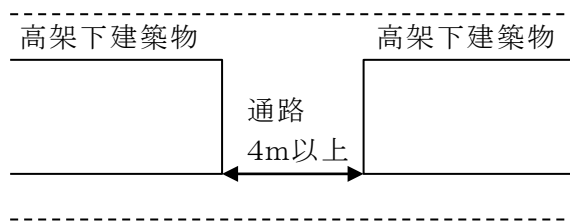
- (1) 桁行方向の通路を介して接続する高架下建築物（第 2 - 5 図参照）
- ① 当該通路の幅員が 4 m 以上であること。
  - ② 高架工作物と高架下建築物との間に高さ 80 cm 以上の排煙上有効な空間を設けること。
  - ③ 高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、前①に面する開口部には防火戸を設けること。



第 2 - 5 図

(2) 梁間方向の通路を介して接続する高架下建築物（第2-6図参照）

- ① 当該通路の幅員が4m以上であること。
- ② 高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、前①に面する開口部には防火戸を設けること。



第2-6図

(3) 防火対象物の接続がその特殊性から前(1)又は(2)に掲げる方法によりがたいもので火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上の観点から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

## 5 外気に開放された駐車場，倉庫等

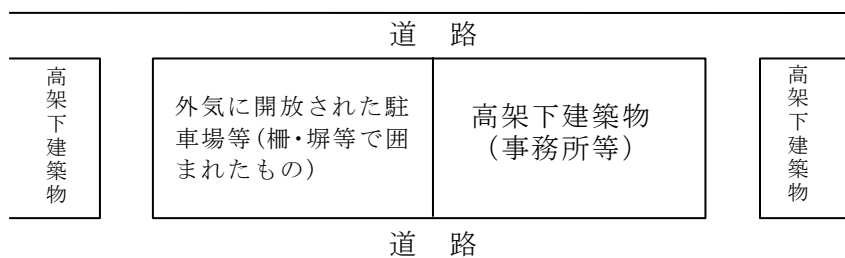
(1) 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）内を利用して、柵・塀等で区画された部分を駐車場，倉庫等の一定の用途に供するものは、「外気に開放された高架工作物内を利用した駐車場の用に供される部分の規制について」（昭和52年7月8日付け消防予第130号）に基づき令別表第1に掲げる防火対象物として扱うものとし、消防用設備等の設置にあたっては、柵・塀等により囲まれている当該部分を面積として算定すること。（第2-7図参照）



第2-7図

(2) 事務所等の高架下建築物に隣接して、機能的に従属している外気に開放された駐車場等（柵・塀等により囲まれたもの）を設ける場合は、当該駐車場等を機能的に従属している部分として扱い、防火対象物の用途を決定すること。（第2-8図参照）

なお、消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、高架下建築物の延べ面積と駐車場等の面積の合計によること。



第2-8図

- (3) 前(1)又は(2)に基づき算定した床面積により,消防用設備等を設置する場合は,当該防火対象物の外気への開放性及び使用実態等を勘案し,消防用設備等の設置について,令第32条の規定を適用し,免除することができるものとする。

## 6 その他

高架下建築物は,危険物等延焼拡大が速やかである物品又は核燃料物質,放射性同位元素,圧縮ガス,液化ガス,毒物その他消火困難である物品の貯蔵,取扱いを抑制するものであること。





### 第3 道路の上空に設ける通路

道路の上空に設ける通路の取扱いは、「道路の上空に設ける通路に係る法第7条の同意の運用について（通知）」（平成30年7月11日付け消防予第423号）に基づき、次により運用する。

#### 1 運用上の留意事項

- (1) 道路の上空に設ける通路の申請があったときは、福岡市アーケード等連絡協議会設置要領に基づき、連絡協議会を設け、許可等に関する連絡及び調整を行うこと。  
(第2章第3節第5.1.(4)参照)
- (2) 本基準については、道路の上空に設ける通路に係る法第7条の同意に関する一般的な考え方を示すものであるため、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所等の特殊性から、これによることが必ずしも適切ではないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図ること。
- (3) 道路の上空に設ける通路の消防用設備等の設置単位については、第2章第1節第4.2の基準によること。
- (4) 必要があると認める場合は、通路とこれを設けた建築物とを一の防火対象物として消防法第8条の規定を適用すること。

#### 2 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建基法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。
- (6) 通路の階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。
- (7) 通路の幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。

- (8) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。
- (9) 上記のほか、建基法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

### 3 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路は、同一建築物について一個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二個以上とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。
  - ① 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
  - ② 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所

### 4 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
  - ① 通路を設ける建築物から5m以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりには耐火構造とすること。
  - ② 通路と通路を設ける建築物との間には建基令第112条第19項第1号又は第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
  - ③ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適切な措置を講ずること。
  - ④ 通路には、建基令第126条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適切な排煙の措置を講ずること。ただし、②において建基令第112条第19項第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。
- (2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととすること。
- (3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
- (4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適切な構造とすること。
- (5) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
- (6) 通路には、適当な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。
- (7) 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

## 第4 建築物の屋上等に設けるビアガーデン・遊技施設等

建築物の屋上（ルーフバルコニー含む。）に設けるビアガーデン，遊技施設等（以下「ビアガーデン等」という。）については，下記により指導するものとする。

### 1 基本的事項

- (1) 収容人員の算定，消防用設備等の設置については，令別表第1に該当する用途に準じて取り扱うものとする。
- (2) 二方向避難を確保すること。
- (3) 建基令第126条に規定する屋上広場が必要な建築物にビアガーデン等を設ける場合は，屋上広場以外の部分に設けること。
- (4) 3㎡以上の面積を有する舞台等については，準不燃材料とすること。

### 2 消防用設備等の設置

- (1) 消火器
  - ① 令第10条，規則第6条及び条例第34条の2の2の規定に準じて設置するものとする。
  - ② 前①により歩行距離及び所要単位を満たす場合を除き，火気使用場所（裸火に限る。）ごとに1単位以上の消火器を設置すること。
- (2) 屋内消火栓設備（スプリンクラー設備の補助散水栓を含む。）
  - ① 屋上にテスト弁がある場合は，当該用途部分を包含するようホース，ノズルを設置すること。

また，屋上にテスト弁がない場合は，直下階の当該設備により当該用途部分を包含するようホースを増設すること。

なお，屋内消火栓により当該用途部分を包含することができない場合は，歩行距離10m以下となるように消火器を設置すること。ただし，当該用途部分が出火のおそれ著しく少ないと判断される場合は，この限りではない。
  - ② テスト弁にあつては，起動装置，起動表示灯，位置表示灯等の設置指導は行わないものとする。
- (3) 警報設備
  - ① 令第7条第3項（器具については携帯用拡声器に限る）に規定する警報設備を設置すること。
  - ② 下階の防災センター（保安室等）との間に相互連絡のための電話又はインターホンを設置すること。
  - ③ 災害発生時に直接かつ迅速に消防機関へ通報することができる電話等を設置すること。
  - ④ ビアガーデン等の飲食用途については，携帯用拡声器を設置すること。この場合の設置個数は，避難階段，避難器具等避難口に対応する数とする。
- (4) 避難施設

避難口誘導灯については，令第26条の規定の例により設置すること。

### 3 防火管理及び避難管理

- (1) 法第8条の規定に準じて防火管理者の選任及び消防計画を作成し、届出をすること。ただし、防火管理者の選任について、当該用途に供する部分とその他下階部分と管理経営が同一であり、兼任する場合は、当該用途部分に責任者を定めさせ防火管理の徹底を図ること。
- (2) ビアガーデン等を設ける場所には、一時避難のためのスペースを確保すること。
- (3) 避難通路を確保すること。また、当該用途部分が条例第5章の避難及び防火の管理等の規定に該当する場合は、当該規定に準じること。

### 4 その他

- (1) 電気配線等は、電気工作物に係る法令の規定によること。
- (2) 建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技施設等の設置については、条則第13条第1項第6号（様式第15号の2）により所轄消防署に提出すること。
- (3) 建築物の屋上に屋根又は壁を設けた建築物を設置する場合は、事前に住宅都市局建築指導部建築審査課に相談するよう指導すること。

## 第5 工事中の防火対象物の防火安全対策

工事中の防火対象物を使用する場合の防火安全対策の徹底を図るため、消防用設備等、防火管理体制等に関する審査基準等を定める。

### 1 審査の対象

- (1) 建基法第7条の6及び第18条第24項に規定する仮使用認定の対象となる建築物  
(参考1 仮使用認定制度参照)
- (2) 建基法第90条の3に規定する安全計画届出の対象となる建築物  
(参考2 安全計画届出制度参照)

### 2 事務処理要領

- (1) 特定行政庁による仮使用（建基法第7条の6及び第18条第24項）の場合  
住宅都市局建築指導部監察指導課長（以下「監察指導課長」という。）から所轄消防署予防課長（以下「予防課長」という。）に意見照会があり、それに回答するもの。
  - ① 監察指導課長より照会を受けた場合は、指導課で仮使用認定受付簿（様式第1号（その1））により受付したのち、予防課長に送付するものとする。
  - ② 仮使用認定照会専用簿（様式第1号（その2））で収受のうえ、申請図書を3「審査基準」により審査する。
  - ③ 回答書（様式第2号（その1））に仮使用認定照会専用簿の番号、意見等を記入し、監察指導課長へ全庁OAメールにて送付するものとする。
- (2) 指定確認検査機関による仮使用（建基法第7条の6）の場合  
指定確認検査機関（以下、「指定機関」という。）から予防課長に意見照会があり、それに回答するもの。
  - ① 指定機関より照会を受けた場合は、指導課で仮使用認定受付簿（様式第1号（その1））により受付したのち、予防課長に送付するものとする。
  - ② 仮使用認定照会専用簿（様式第1号（その2））で収受のうえ、申請図書を3「審査基準」により審査する。
  - ③ 回答書（様式第2号（その2））に仮使用認定照会専用簿の番号、意見等を記入し、指定機関へ電子メールにて送付するものとする。
- (3) 安全計画（建基法第90条の3）の場合  
安全計画は届出制であるため、監察指導課長からの意見照会ではなく、予防課長への安全計画書の届出により処理するものとする。
  - ① 安全計画に関する相談を受けた場合は、安全計画書の提出を3部求めるものとする。
  - ② 安全計画書が提出された場合、記載内容及び添付図書を確認し、3「審査基準」に準じて指導する。
  - ③ 予防課長が支障がないと認める場合は、予防業務管理システム内の「工事中の消防計画書」に必要事項を入力し、自動採番による受付番号及び受理番号で処理を行う。
  - ④ 処理後、安全計画書の3部に受理印を押印し、届出者に2部返付する。

なお、予防課長は1部を保管するものとする。

- ⑤ その後、監察指導課長が受理した安全計画書の写しを全庁OAメールにて予防課長に送付してもらい、決裁後の安全計画書に添付し保管するものとする。

(4) 仮使用認定に係る審査結果

- ① 審査基準に適合する場合は、「特になし」として取り扱うものとする。
- ② 審査基準に適合しない場合は、「あり」として取り扱うものとし、不適合内容を記入する。ただし、防火安全上、認定することが適切でない場合以外は、届出者等に計画変更（申請書類の訂正）を指導して「特になし」として取り扱う。
- ③ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等、自動火災報知設備又は放送設備に設置義務違反（過半にわたり未設置のものを含む。）がある場合、又は当該消防用設備等の効果が期待できないような重大な欠陥がある場合については、原則として「あり」として取り扱うものとする。

なお、意見「あり」の回答をする場合は、事前に監察指導課又は指定機関に連絡すること。

### 3 審査基準

(1) 審査要領

- ① 同一敷地内に複数棟ある場合は、棟単位で審査する。
- ② 審査は、工事中の使用（以下「仮使用」という。）部分について行い、仮使用部分以外の避難施設等がないものとみなして審査基準により行う。ただし、防火管理に関する事項については、仮使用部分以外の部分に係る事項も行う。

(2) 審査基準

- ① 新築、増・改築の場合（②に該当する場合を除く。）

ア 消防用設備等

法第17条の基準に従って設置され、維持されていること。

なお、法第17条の基準に従って設置され、維持されている防火対象物で、工事施工上やむを得ず機能を停止する場合は、停止する時間及び停止する部分は必要最低限するとともに工事内容等の状況に応じて次に掲げる必要な措置を講ずること。

(ア) 消火器具、非常警報器具、避難器具、誘導標識

機能の確保に支障が生じる場合は、当該機能が確保できる場所に移設すること。

(イ) 自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯

仮設工事により当該機能を確保すること。

(ウ) 屋内消火栓設備

a 未警戒部分には消火器具を歩行距離10m以下となるよう増設して配置すること。

b 部分的機能停止の場合はホースを増設する等の措置を講じて未警戒部分を包含すること。

c 全機能を停止させる工事は原則として仮使用時間外とすること。

(エ) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等

- a 未警戒部分には消火器具を歩行距離 10m以下となるよう増設して配置すること。
- b 屋内消火栓設備又は他の固定消火設備の機能を確保する等の代替措置を講ずること。
- c 自動火災報知設備の機能を確保すること。(未警戒の部分は仮設すること。)
- d 全機能を停止させる工事は原則として仮使用時間外とすること。

(オ) 機能停止する消防用設備等の種類、時間及び部分は必要最小限度とし、ホテル、病院等仮使用時間が 24 時間のものについては努めて日出から日没までに工事を行うなど考慮すること。

(カ) 工事期間中は消防用設備等の自主点検整備を強化すること。

#### イ 防火管理体制

(ア) 工事中に仮使用する防火対象物の部分について、工事部分及びスケルトン部分を含め、防火対象物全体における法第 8 条及び第 8 条の 2 の規定に該当する場合は、防火管理者及び統括防火管理者が選任され、かつ、消防計画が作成されていること。

(イ) 工事部分と仮使用部分の防火管理体制の確立及び相互の連絡体制を有効に機能させる必要があることから、関係者の組織体制、任務分担等を明確にしておくこと。

なお、この場合の防火管理者については、工事地区工事監督者に読み替えることができる。

(ウ) 火気管理の徹底を行い、巡回の回数を増やす等、監視体制を強化すること。

#### ウ 出火危険防止

(ア) 工事部分の各種作業に対しては、条例第 28 条に基づき火災予防上必要な措置が講じられているほか、発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を使用している工事現場では、火気使用設備・器具等の使用は原則として行わないこと。

また、溶接・溶断作業等を行う場合には、次のことを遵守すること。

- a 作業を行う前には、防火責任者等による事前の安全確認を行い、作業中の監視、作業後の点検を行うこと。
- b 溶接等を行う場合は、発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を確実に除去したことを確認した後作業を行うこと。

また、除去できない場合は、あらかじめ散水し、火気使用範囲は不燃材による区画を行うなどの防護措置を講ずること。

- c 切断作業を行う場合には、努めて火花の発生しない方法（ワイヤーカッター、ワイヤーソー等）によること。

(イ) 工事部分に持ち込む可燃物及び危険物は最小限度とし、かつ、危険物については条例第 30 条、第 31 条及び第 31 条の 2 の規定に基づき、適切に取



り扱われていること。

(ウ) 工事用シート（養生ネットを含む）は、防火性能を有するものを使用すること。

(エ) 工事部分の整理、整頓を徹底すること。

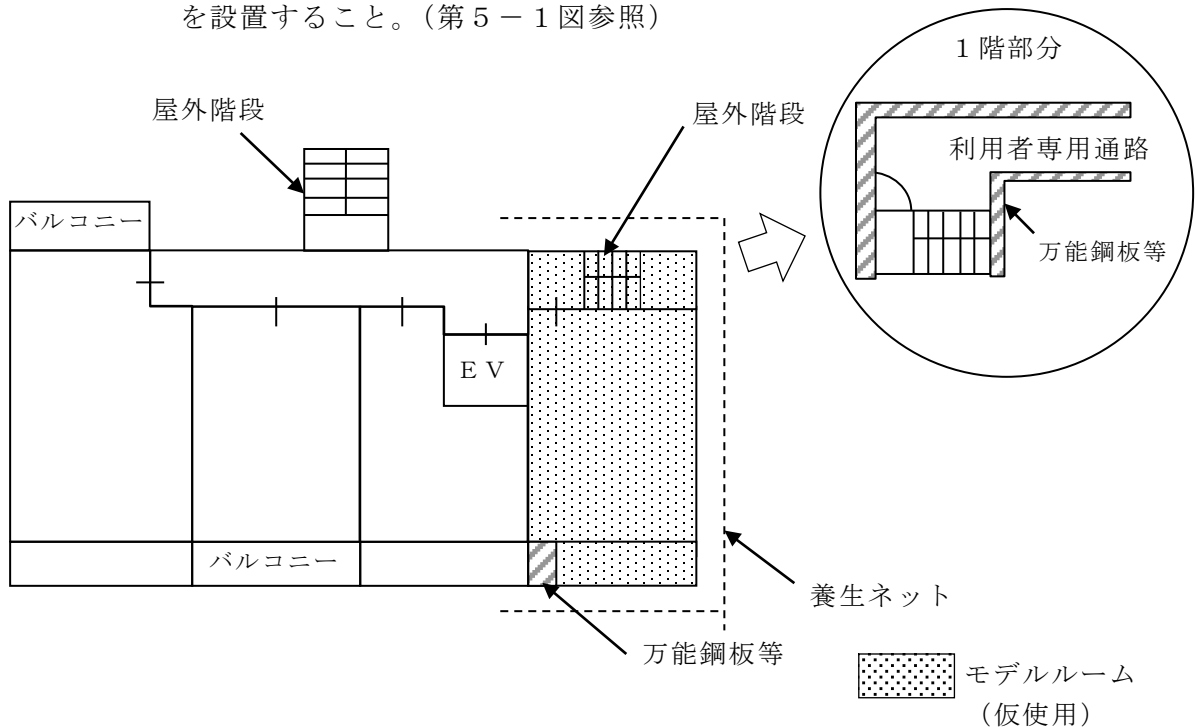
② 工事中に共同住宅の一部をモデルルームとして使用する場合

ア 消防用設備等

工事中に共同住宅の一部をモデルルームとして使用する場合（以下「棟内モデルルーム」という。）、仮使用部分の消防用設備等については、次によること。

(ア) 棟内モデルルームとなる住戸ごとに消火器を設置すること。

(イ) 養生ネット等により外光が遮られる場合は、避難方向を明示する誘導灯を設置すること。（第5-1図参照）



第5-1図 棟内モデルルームを2階とした場合

イ 防火管理体制

前①. イによること。

ウ 出火危険防止

前①. ウによるほか、次によること。

(ア) 当該工事中の建築物が高層建築物（高層建築物を予定して建設中のものを含む。）に該当する場合、棟内モデルルーム内で使用されるカーテンやじゅうたん等については防火性能を有するものを使用すること。

(イ) 共同住宅の工事中における棟内モデルルーム内については、火気の使用及び喫煙をしないこと。

エ 避難管理

(ア) 仮使用部分は、敷地内通路を含め単独の避難導線を確認すること。

(イ) 利用にあたり建物内へは誘導員を配置する等，利用者の安全を確保すること。

(ウ) 棟内モデルルームは避難階若しくはその直上階とすること。

#### 4 検査等

(1) 消防用設備等の検査（棟内モデルルームを除く。）

① 法第17条の3の2に規定する防火対象物の場合，消防用設備等の設置届を受理後，仮使用部分の検査を行い，設備等技術基準に適合していると認められるときは，検査済証を交付すること。

なお，防火対象物の一部の仮使用の場合，検査済証の消防用設備等・特殊消防用設備等の種類欄の末尾に仮使用部分に限る旨を記入し交付するものとする。

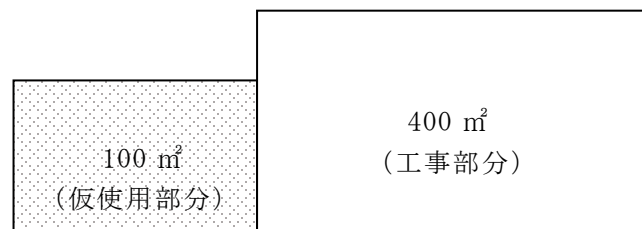
② 消防用設備等の検査義務の有無については，防火対象物全体の用途・規模等により判断すること。

③ 仮使用部分に設置を要する消防用設備等については，防火対象物全体の用途・規模等により判断すること。（第5-2図参照）

④ 仮使用部分に設置を要する消防用設備等が，工事施工上やむを得ず設置できない場合や機能を確保できない場合等においては，前3.(2)により必要な措置を講ずるよう指導すること。

(2) 仮使用に伴う現地調査

前(1)のほか，必要に応じ現地調査を行うこと。



例：(3)項ロ 延べ面積 500 m<sup>2</sup>の防火対象物

仮使用部分に必要な消防用設備  
→消火器，自動火災報知設備，誘導灯

第5-2図 仮使用部分に必要な消防用設備等の例

#### 5 留意事項

(1) 仮使用認定に係る運用上の留意事項

立入り検査等において仮使用認定条件と異なり防火に関する法令に適合していない場合，又は仮使用認定を受けずに使用していることを現認した場合においては，適正な指導を行うとともに，その旨，指導課建築物係を通じて監察指導課に通知すること。

(2) 事務処理上の留意事項

- ① 消防計画の届出の取扱いは、予防規程第3条の規定に準じて行うこと。
- ② 審査の対象とならない工事中の防火対象物について相談等があった場合には、前3.(2)審査基準に準じて指導すること。

様式第 1 号 (その 1)

仮使用認定受付簿

番号	課長	受付日 管轄署	用途	照会番号	署送付日	備考
	係長					
	係員	名称				

番号	課長	受付日 管轄署	用途	照会番号	署送付日	備考
	係長					
	係員	名称				

番号	課長	受付日 管轄署	用途	照会番号	署送付日	備考
	係長					
	係員	名称				

様式第1号（その2）

仮使用認定照会専用簿

受理 第 号  年 月 日	申請者氏名	住 所		照会 第 号  年 月 日	送付 第 号  年 月 日
	設計・施工者等氏名	敷地の位置			
		TEL			
受理 第 号  年 月 日	申請者氏名	住 所		照会 第 号  年 月 日	送付 第 号  年 月 日
	設計・施工者等氏名	敷地の位置			
		TEL			
受理 第 号  年 月 日	申請者氏名	住 所		照会 第 号  年 月 日	送付 第 号  年 月 日
	設計・施工者等氏名	敷地の位置			
		TEL			
受理 第 号  年 月 日	申請者氏名	住 所		照会 第 号  年 月 日	送付 第 号  年 月 日
	設計・施工者等氏名	敷地の位置			
		TEL			
受理 第 号  年 月 日	申請者氏名	住 所		照会 第 号  年 月 日	送付 第 号  年 月 日
	設計・施工者等氏名	敷地の位置			
		TEL			
受理 第 号  年 月 日	申請者氏名	住 所		照会 第 号  年 月 日	送付 第 号  年 月 日
	設計・施工者等氏名	敷地の位置			
		TEL			
受理 第 号  年 月 日	申請者氏名	住 所		照会 第 号  年 月 日	送付 第 号  年 月 日
	設計・施工者等氏名	敷地の位置			
		TEL			
受理 第 号  年 月 日	申請者氏名	住 所		照会 第 号  年 月 日	送付 第 号  年 月 日
	設計・施工者等氏名	敷地の位置			
		TEL			

様式第2号 (その1)

第 号  
令和 年 月 日

住宅都市局監察指導課長 様

消防署予防課長

建築基準法第7条の6又は第18条第24項の規定に基づく仮使用認定について(回答)

令和 年 月 日 第 号にて照会があった標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 受付番号 第 号
- 2 申請部分の用途
- 3 申請についての意見  
イ 特になし  
ロ あり  
(不適合内容等)
- 4 消防用設備等の検査(検査済証の交付)  
イ あり  
ロ なし

様式第2号 (その2)

第 号  
令和 年 月 日

指定確認検査機関 様

消防署予防課長

建築基準法第7条の6の規定に基づく仮使用認定について(回答)

令和 年 月 日 第 号にて照会があった標記のことについて、  
下記のとおり回答します。

記

- 1 受 付 番 号 第 号
- 2 申 請 部 分 の 用 途
- 3 申 請 に つ い て の 意 見  
イ 特になし  
ロ あり  
(不適合内容等)
- 4 消 防 用 設 備 等 の 検 査 ( 検 査 済 証 の 交 付 )  
イ あり  
ロ なし

## 参 考

### 1 仮使用認定制度（建基法第7条の6及び第18条第24項）

建基法第6条第1項第1号から第3号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物の増築，大規模の修繕等の工事で，建基令第13条で定める避難施設等に関する工事を行う場合は，検査済証（建基法第7条第5項）の交付を受けた後でなければ使用することはできない。これを使用制限という。

この使用制限を受けた建築物に対して，特定行政庁，建築主事又は指定確認検査機関が，安全上，防火上及び避難上支障がないと認めるときは，使用することができる。この使用制限を一時的に解除する制度を『仮使用認定制度』という。

#### （1）使用制限について

建基法では，建物の種類や工事の内容により，検査済証の交付を受ける前に建物を使用することを禁じている。ただし，特定行政庁等が安全上防火上及び避難上支障がないと認めるときは使用することができる。

① 建築物の使用とは，人が相当時間継続して建築物に立ち入ることをいう。

当該工事の関係者等や保守管理等の業務に直接従事する者が当該業務のために立ち入る場合は，建築物の使用とはならない。

② 使用制限を受ける建築物の判定は，建築物の棟別に行う。

同一の敷地内に複数の棟がある場合においても，建基法第7条の6に係る工事を行っていない棟は，使用制限を受けない。

#### （2）対象となる建築物の種類

建基法第6条第1項第1号から第3号までの建築物（※）で，新築の場合又は増築，改築，移転，大規模な修繕，大規模な模様替（以下「増築等」という。）で，既存の部分に建基令第13条で定める避難施設等に関する工事（（3），（4）参照）を含むものをする場合が対象となる。

なお，増築等の場合は，その工事の後においても建基法第6条第1項第1号から第3号までの建築物となるものが対象となる。ただし，共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。

#### ※建基法第6条第1項

第1号	別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
第2号	木造の建築物で3以上の階数を有し，又は延べ面積が500㎡，高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
第3号	木造以外の建築物で2以上の階数を有し，又は延べ面積が200㎡を超えるもの



(3) 避難施設等に関する工事（建基令第13条）

仮使用認定制度及び安全計画届出制度における避難施設等に関する工事とは、下記の部分に支障を及ぼす工事とする。

- ① 避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）以外の階にあつては居室から建基令第120条又は第121条の直通階段に、避難階にあつては階段又は居室から屋外への出口に通ずる出入口及び廊下その他の通路
- ② 建基令第118条の客席から出口の戸、建基令第120条又は第121条の直通階段、同条第3項ただし書の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの、建基令第125条の屋外への出口及び建基令第126条第2項の屋上広場
- ③ 建基令第128条の3第1項の地下街の各構えが接する地下道及び同条第4項の地下道への出入口
- ④ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの
- ⑤ 建基令第126条の2第1項の排煙設備。
- ⑥ 建基令第126条の4の非常用の照明装置。
- ⑦ 建基令第129条の13の3の非常用の昇降機。
- ⑧ 建基令第112条（建基法第128条の3第5項において準用する場合を含む。）又は建基令第128条の3第2項若しくは第3項の防火区画。

(4) 避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事（建基令第13条の2）

- ① バルコニーの手すりの塗装。
- ② 出入口又は屋外への出口の戸に用いるガラスの取替え。
- ③ 非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替え。
- ④ その他当該避難施設等の機能の確保に支障を及ぼさないもの。

(5) 仮使用認定基準

仮使用認定は原則として仮使用承認準則に基づき行う。

## 「仮使用承認準則」

(昭和 53 年 11 月 7 日 建設省住指発第 805 号 別紙)

### 第 1 審査方針等

- (1) 仮使用承認の審査に当っては、第 2 の承認基準に従い、対象となる工事中の建築物について想定できる危険要因を具体的に検討し、個々の危険要因印に対応した安全対策が適切に講じられているか否かを建築物の使用状況等を勘案して総合的な見地から判断すること。
- (2) 仮使用承認の申請の際に提出を求める安全計画書は別記様式(※省略)によるものとし、工事の内容、建築物の用途、構造、規模等により、別記様式に記載されている事項で十分でないと思われる場合においては、必要に応じて、報告を求めるなど所要の措置を講じること。
- (3) 仮使用期間が著しく長くなることは、その期間中に工事の状況が変化することが予想され、工事中の建築物の安全確保が図れないおそれがある。したがって、仮使用を承認する期間は、工事計画等を勘案し、原則として 3 年以内で定めること。

### 第 2 承認基準

#### 1 特定行政庁が承認を行う場合

##### (1) 新築の建築物等

仮使用の対象が、新築の建築物又は増築工事における増築部分である場合は、次の①から③までによるものとする。

① 仮使用部分は、下記項目について、建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合していること。

イ 建築基準法施行令(以下「令」という。)第 112 条の防火区画

ロ 令第 5 章第 2 節の廊下、避難階段及び出入口

ハ 令第 5 章第 3 節の排煙設備

ニ 令第 5 章第 4 節の非常用の照明装置

ホ 令第 5 章第 5 節の非常用の進入口

ヘ 令第 5 章の 2 の特殊建築物等の内装

ト 令第 129 条の 13 の 3 の非常用の昇降機

チ 消防法第 17 条の消防設備等

② 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事の内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。

③ 工事計画に応じて、工事に使用する火気、資材等の管理方法、防火管理の体制が適切に計画されていること。

##### (2) 既存建築物

仮使用の対象が、増築、改築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事を行う既存の建築物である場合には、次の①から③までによるものとする。

① 仮使用部分は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 令第 112 条第 11 項及び同条第 19 項(第 11 項に係る部分に限る。)の規定

に適合していること。ただし、この場合において、防火区画に用いられる防火戸は、同条第 19 項第 2 号に規定する遮煙性能を有さないものであってもよい。

ロ 仮設屋外階段、仮設梯子等が、建築物の形態、使用状況等に応じて適切に設置されている場合を除き、令第 120 条、第 121 条及び第 125 条第 1 項の規定に適合していること。

ハ 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階における直通階段の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積 100 m<sup>2</sup>につき 30 cm の割合で計算した数値以上確保されていること。

ニ 小規模な居室、バッテリー内蔵型の非常用照明装置等の設置により床面においておおむね 1 ルックス程度の明るさが確保されている建築物の部分又は夜間使用がない建築物で十分な明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている建築物の部分を除き、令第 126 条の 4 及び第 126 条の 5 の規定に適合していること。

ホ 消防機関において、消防活動上支障がないと認める措置が講ぜられている場合を除き、令第 126 条の 6 及び第 126 条の 7 の規定に適合していること。

②イ 使用部分とのその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事の内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。

ロ 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙の設備の風道の吹出口等が鉄板その他の不燃材料で塞がれていること。

③ 工事計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制が適切に計画されていること。

## 2 建築主事が承認を行う場合

仮使用部分は、下記項目について現行の建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合しており、かつ、手直し工事等がある場合は、当該工事が避難施設等の機能に支障を及ぼさないものであること。

イ 令第 112 条の防火区画

ロ 令第 5 章第 2 節の廊下、避難階段及び出入口

ハ 令第 5 章第 3 節の排煙設備

ニ 令第 5 章第 4 節の非常用の照明装置

ホ 令第 5 章第 5 節の非常用の進入口

へ 令第 5 章の 2 の特殊建築物等の内装

ト 令第 129 条の 13 の 3 の非常用の昇降機

チ 消防法第 17 条の消防設備等

(6) 棟内モデルルームの認定基準

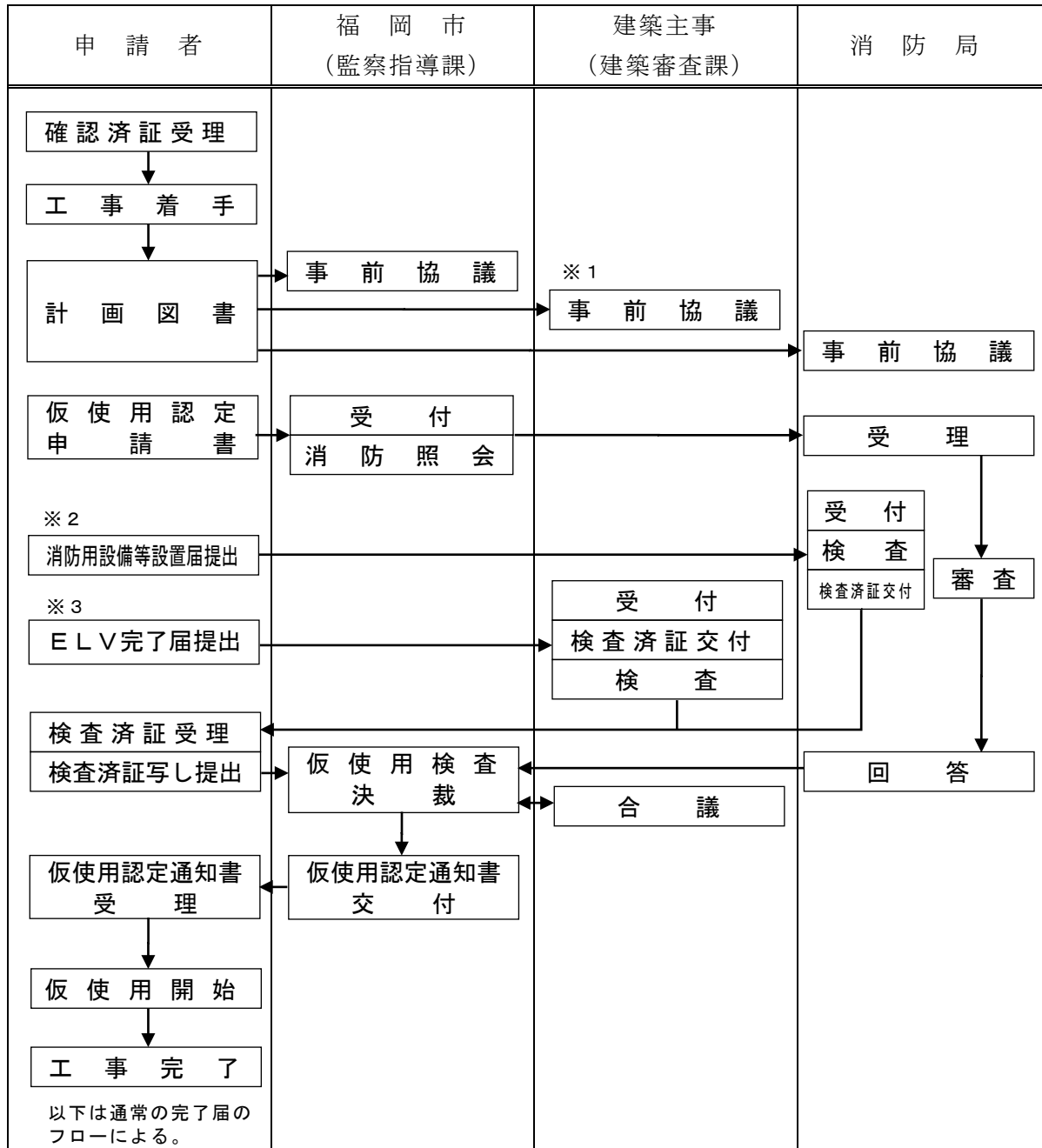
仮使用承認準則のほか，原則として，次によること。

- ① 仮使用対象部が，建築基準法の規定・消防法の規定に適合していること。
- ② 棟内モデルルームは展示用として使用し，販売事務所として使用しないこと。  
(住宅都市局建築指導部監察指導課へ誓約書・同意書の提出をすること。)
- ③ 棟内モデルルーム内で火気の使用はしないこと。
- ④ 仮使用部分は住戸単位（住戸の一部などは認めず，原則一住戸のみ）とし，避難階若しくはその直上階の部分であること。
- ⑤ 躯体工事（コンクリート，鉄骨建て方等）は全て完了し，使用部分は仕上げまで完了していること。（安全上支障がない場合，アプローチの仕上げ未完了については養生措置で可とする。）
- ⑥ 開発許可を受けているものは，事前に住宅都市局建築指導部開発・建築調整課と協議すること。
- ⑦ 仮使用部分と工事部分が区画されていること。（外部・内部，仮設足場との区画等）
- ⑧ 避難経路（原則，幅員は 1.5m程度），出入口同線は専用で安全なものとし，必要に応じて誘導員を配置すること。
- ⑨ 住戸からの2方向避難を確保すること。
- ⑩ 誘導灯等で避難方向を明示すること。
- ⑪ 利用時間・駐車場等，近隣に配慮した計画にすること。

(7) 仮使用認定申請フロー（新築の建築物及び増築工事における増築部分）

関連条文：建基法第7の6

窓口：監察指導課



※1 確認申請書（建築物）を建築主事以外の指定確認検査機関に提出している場合は、不要。

※2 対象物件により処理方法が異なるため、事前協議の際に確認すること。

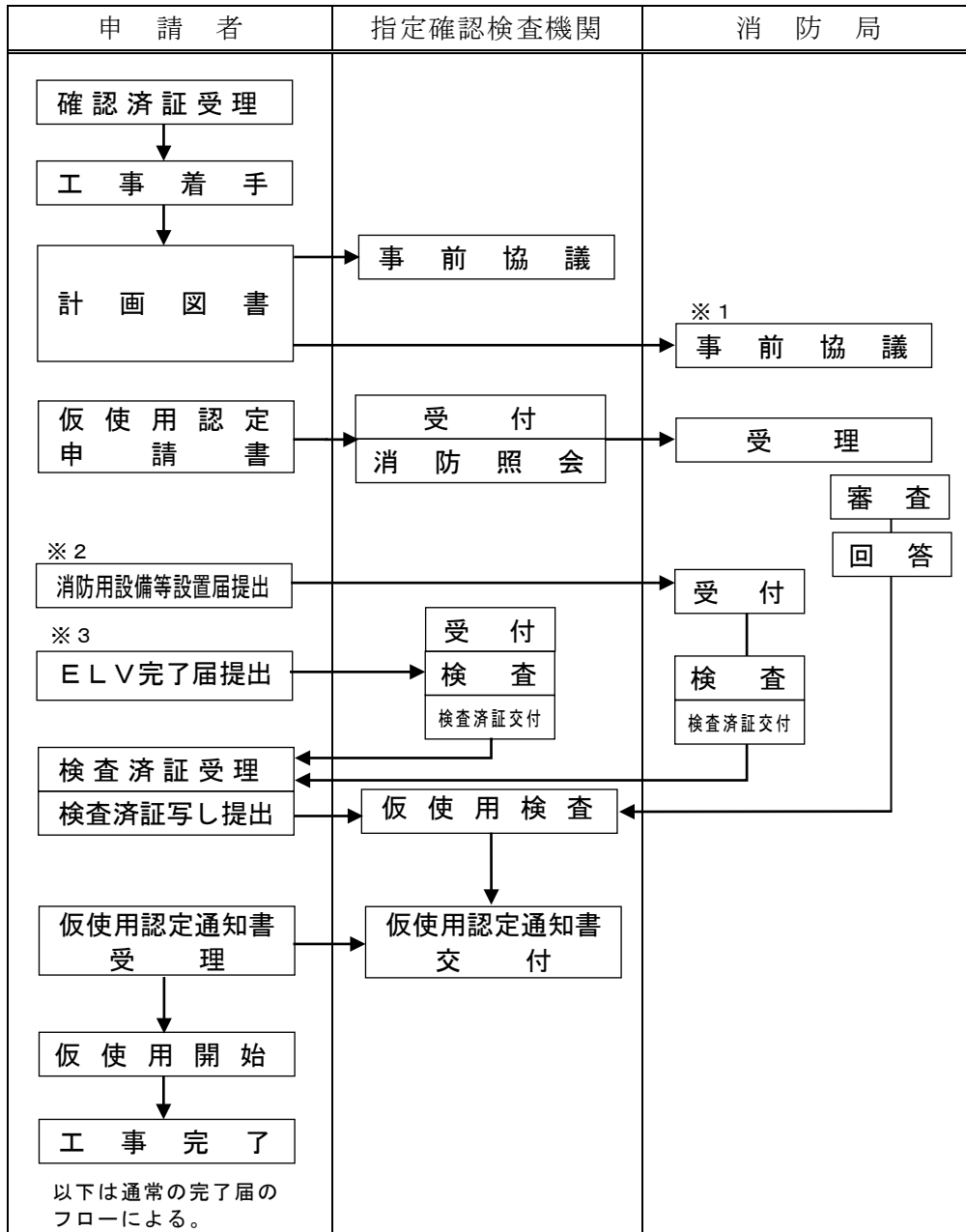
※3 確認申請書（昇降機）を建築主事以外の指定確認検査機関に提出している場合は、その機関へ提出すること。

なお、仮使用の対象が建築物以外の場合についても上記フローを準用する。

(8) 仮使用認定申請フロー（新築の建築物及び増築工事における増築部分）

関連条文：建基法第7の6

窓口：指定確認検査機関



※1 計画敷地管轄の消防署と協議すること。

※2 対象物件により処理方法が異なるため、事前協議の際に確認すること。

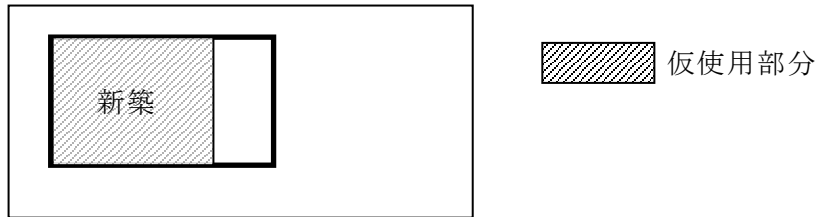
※3 確認申請書（昇降機）を提出している場合。

なお、仮使用の対象が建築物以外の場合についても上記フローを準用する。

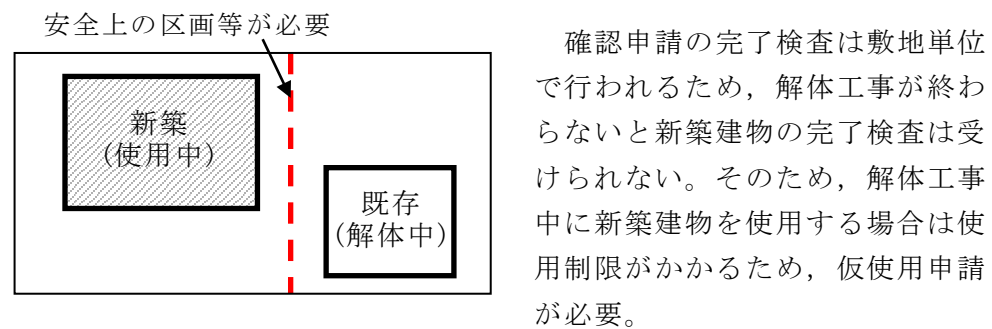
(9) 前フロー（新築工事及び増築部分の仮使用の場合）の例

① 新築工事の場合

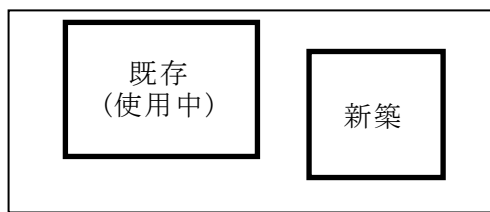
ア 新築建物の一部を仮使用する場合



イ 同敷地内の建物を解体工事中に新築の建物を使用する場合



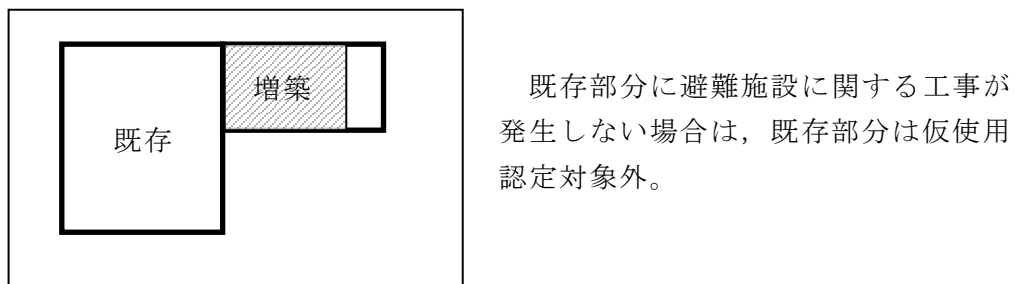
【仮使用が不要な例】 既存建物がある同敷地内に別棟新築する場合



既存建物の仮使用が必要かどうかは棟単位で判断するため、新築と同時に既存建物の改修をする場合で、確認申請が必要な大規模な模様替等に該当しなければ、仮使用申請は不要。また、確認申請が必要な場合でも、避難施設等に関する工事がなければ、仮使用申請は不要。

② 増築工事の場合

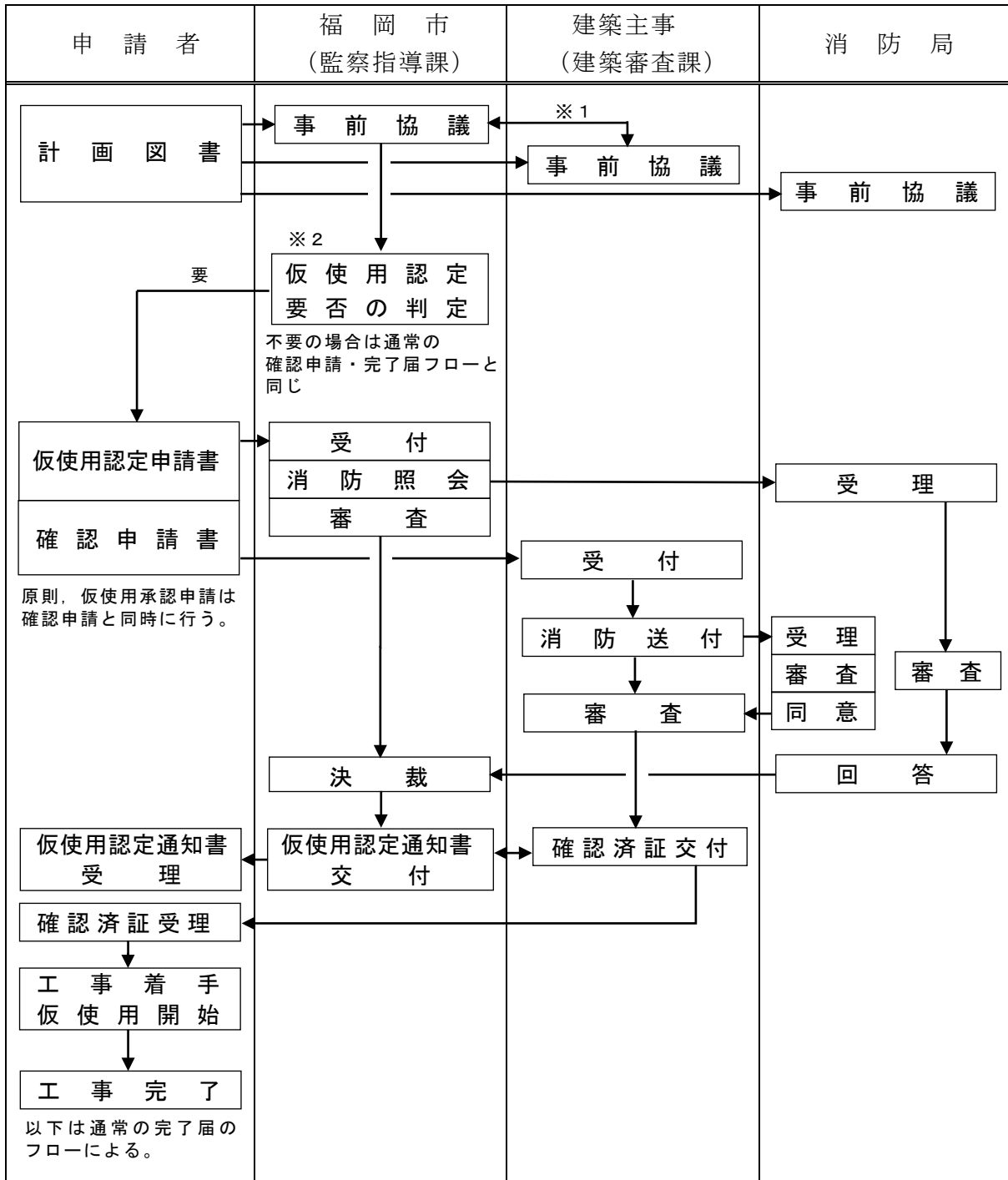
増築の一部を仮使用する場合



(10) 仮使用認定申請フロー（増築等の工事における既存部分）

関連条文：建基法第7条の6，建基令第13条

窓口：監察指導課

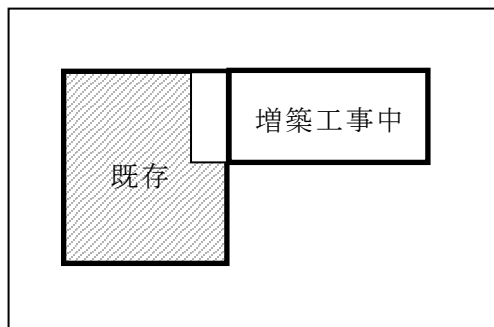


※1 確認申請書を指定確認検査機関に提出している場合を除き、必要に応じて相互で調整する。

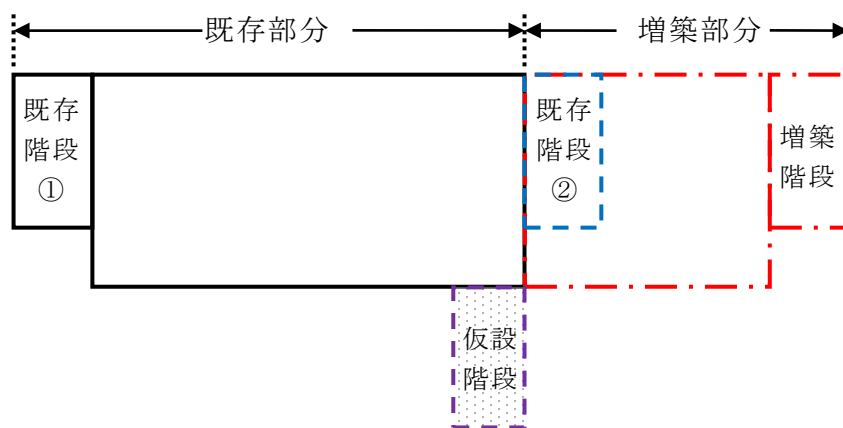
※2 既存部分の仮使用については、工事内容により取り扱いが異なるため、詳細な工事計画を作成すること。



- (11) 前フロー（増築部分の既存部分仮使用の場合）の例  
増築する時に既存の仮使用が必要な場合

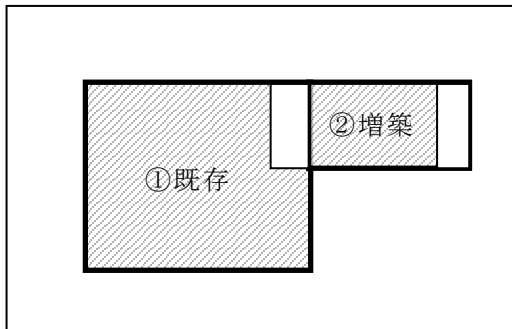


【具体例】既存部分の仮使用認定が必要な場合



2以上の直通階段が必要な建物の増築をするときに、既存階段②を撤去することにより、既存部分に必要な避難設備がなくなるため、既存部分に使用制限がかかる。そのため、既存階段を撤去する前に仮設階段を設置し、監察指導課が現地確認後、既存部分の仮使用認定を得て既存階段②を撤去し増築工事を行う。増築工事が完了し、検査済証交付後に仮設階段を撤去する。

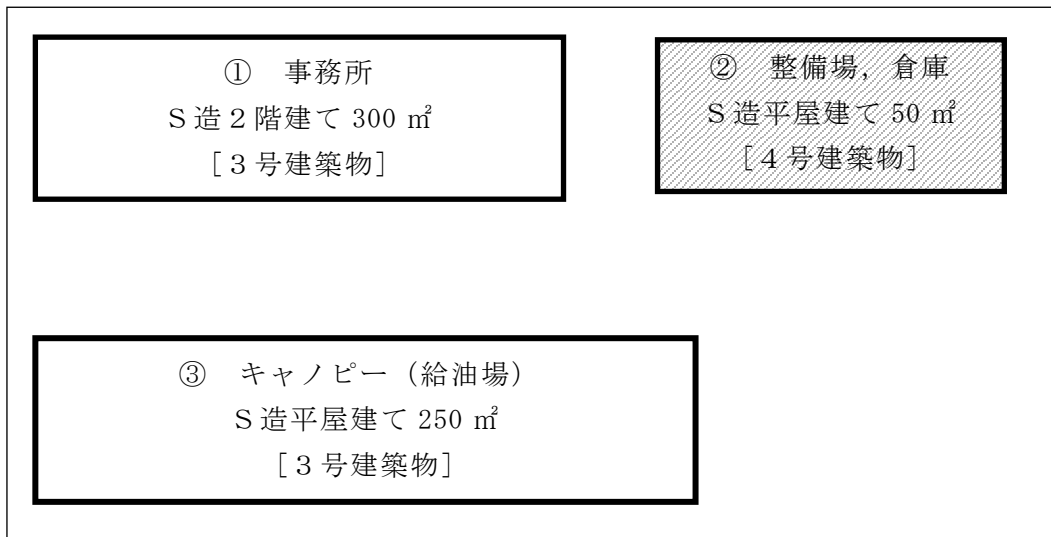
(12) 増築工事の既存部分と増築部分両方を仮使用する場合の例



①既存は増築部分の既存部分の仮使用のフロー、②増築は増築部分の仮使用のフローによる。審査基準が違うので、仮使用認定申請は2回必要。

【4号建築物が仮使用認定不要の例】

ガソリンスタンド



ガソリンスタンドの新築工事で、①、②、③の順番で工事が完了し、敷地単位で完了検査（検査済証）を受ける前に工事が完了した順に使用開始する場合には、①は建基法第6条第1項第3号建築物なので仮使用認定が必要ですが、続いて②が完成し使用したい場合は建基法第6条第4号建築物なので仮使用認定は不要となる。

※ 一の確認申請でも全ての建物に使用制限がかかるのではなく、棟ごとに判断する。

## 2 安全計画届出制度（建基法第 90 条の 3）

百貨店、病院、ホテル、飲食店等の用途に供する特殊建築物並びに地下の工作物内に設ける建築物で、建基令第 147 条の 2 で定めるものは、当該建築物の新築の工事又は避難施設等に関する工事の施工中にこれを使用する場合は、工事を着手する前に当該工事の施工中における安全上、防火上及び避難上の措置に関する計画書を特定行政庁に届ける必要がある。

この制度を「安全計画届出制度」という。

### (1) 安全計画の届出を要する建築物（建基令第 147 条の 2）

下記に該当する建物が対象で、工事範囲が当該用途以外の部分であっても届出は必要になる。

- ① 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積が 10 m<sup>2</sup>以内のものを除く。）又は展示場の用途に供する建築物で 3 階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup>を超えるもの。
- ② 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で 5 階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup>を超えるもの。
- ③ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店の用途又は前①、②に掲げる用途に供する建築物で 5 階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>を超えるもの。
- ④ 地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup>を超えるもの。

#### ※補足事項

- ・①の床面積が 10 m<sup>2</sup>以内のものを除くとは、新聞販売所、牛乳販売店等を対象とし、一般的な物販店舗は床面積合計に算入する。
- ・③は①から③までの用途の合計で判断し、③の用途が単独で 2,000 m<sup>2</sup>を超えるものではない。
- ・④は地下街を対象とする。

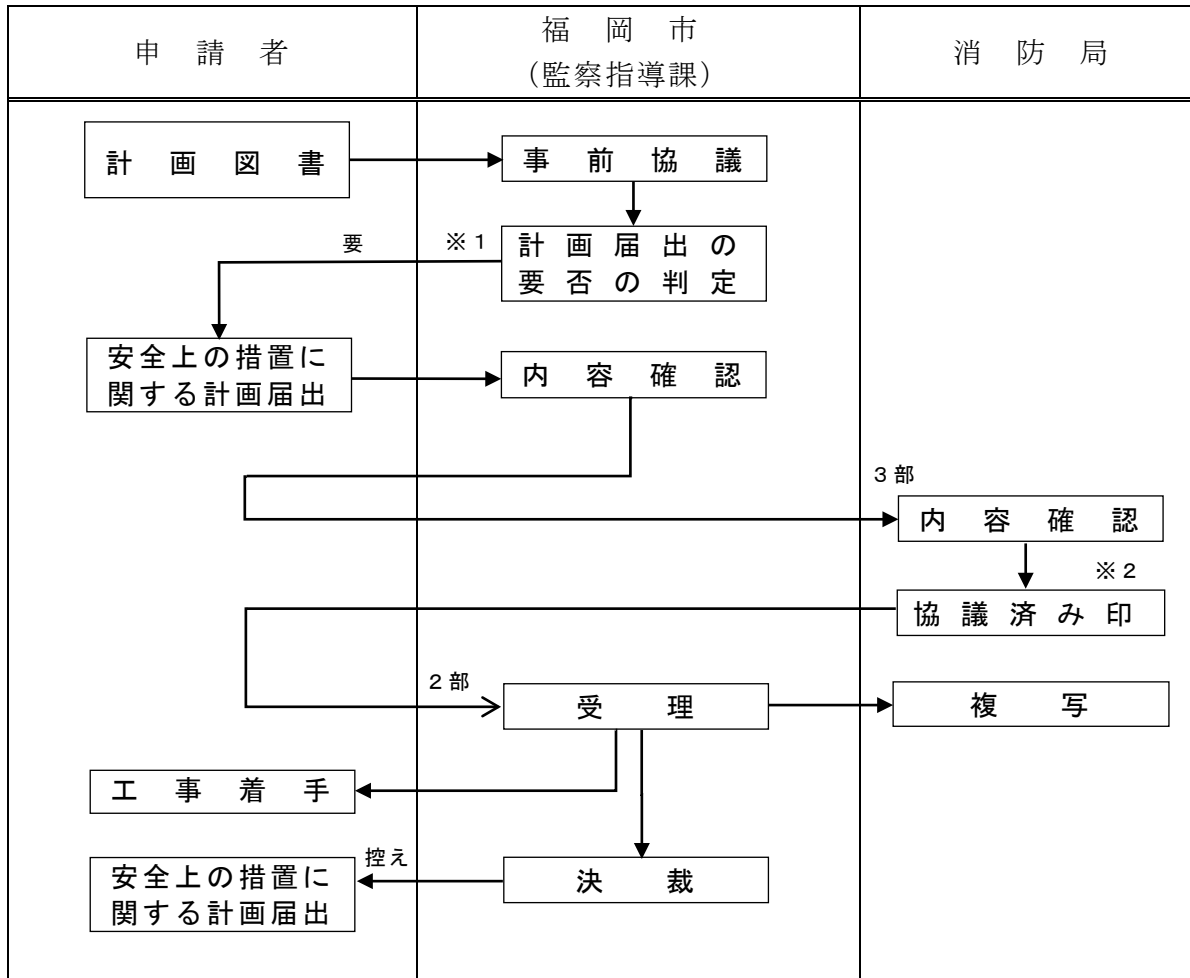
### (2) 安全計画の受理基準

原則、仮使用の認定基準（前 1.(5)参照）に準ずる。

(3) 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出フロー

関連条文：建基法第90条の3，建基令第13条，建基令第147条の2

窓口：監察指導課



※1 下表の対象建築物において、建基令第13条に規定する避難施設等の工事を行う際に提出が必要。  
なお、工事内容により取り扱いが異なるため、詳細な工事計画を作成すること。

※2 消防局（所轄）において、協議後に3部とも受領印を押印する。1部を消防局（所轄）が保存し、  
2部を監察指導課（第1係）に提出する。

対象の建築物

建築物の用途		面積及び階数
1	百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）又は展示場の用途に供する建築物	3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
2	病院，診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物	5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
3	劇場，映画館，演芸場，観覧場，公会堂，集会場，ホテル，旅館，キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店若しくは飲食店の用途に供する建築物又は上記1，2の用途に供する建築物	5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの
4	地下の工作物内に設ける建築物	居室の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの



## 第6 ずい道の敷設工事現場等の火災予防対策

### 1 適用範囲

原則として条例第45条の2により防災計画が必要とされるずい道の工事, 地下街の工事及び圧気を用いる工事に対して適用するものである。

なお, これらの工事に係る立て坑(斜坑を含む。)の工事であっても, 当該工事の一部となる場合にも, 適用するものである。

### 2 指導の原則

#### (1) 一般的事項

##### ① 防災計画を含めた施工計画の策定

ずい道の掘削施工計画を定めるにあたっては, 災害予防組織体制, 災害予防対策及び災害発生時の通報連絡体制等, 条例第13条の2に掲げる事項を含めた防災計画を策定し, 工事施工区域を管轄する消防署長に届け出ること。

(別添防災計画作成例参照)

##### ② 不燃性, 難燃性の材料等を用いる工法の採用

ずい道の工事現場等(以下「工事現場」という。)での可燃物の使用は可能な限り抑制し, シールドマシン等の油圧機器作動油は, 難燃性又は不燃性のものを用いる等の工法を検討すること。

#### (2) 可燃物及び危険物品の管理等

##### ① 工事現場への可燃物の搬入は極力避け, やむを得ず搬入する場合は必要最小限とし, できる限り不燃処理を行うこと。

##### ② 工事現場には, 発泡ポリエチレン等の合成樹脂等は持ち込まないこと。ただし, やむを得ず使用する場合には, 必要最小限とし, 酸素指数26以上の難燃製品を使用すること。

##### ③ 工事現場で使用する各種配管やパレット等についても, 努めて鋼管, 鋼板等の不燃材料を使用すること。

##### ④ 工事現場への危険物品の搬入は極力避け, やむを得ず搬入する場合は必要最小量とし, 法令上の所定の手続きを行うとともに有効な消火手段を確保する等, 安全管理を徹底すること。

##### ⑤ 危険物及び危険物品は, 常に整理整頓し, 不燃性の容器又は不燃材料で囲まれた場所に格納し, 終業時には点検を実施すること。

#### (3) 火気管理

工事現場においては, 火気使用設備, 器具等の使用は原則として行わないこと。ただし, やむを得ず溶接作業等を行う場合は次によること。

##### ① 溶接, 溶断作業等を行う場合は, 逆火防止装置を設置すること。

##### ② 作業を行う前には, 作業場所周囲を整理整頓するとともに, あらかじめ散水し, 当該作業箇所周囲概ね20m以内の可燃物の除去や火気使用範囲は不燃材料による区画を行うなど, 防護措置を行うこと。

##### ③ 作業を行う前には, 防火責任者等による事前の安全確認を行い, 作業中は監視

を行うこと。

- ④ 切断作業を行う場合には、努めて火花の発生しない工法（ワイヤーカッター、ワイヤーソー等）により工事を行うこと。

(4) 喫煙管理

工事現場では喫煙は禁止すること。

(5) 通報・警報設備

- ① 工事現場には、電話等の通報設備及び非常ベル、手動式サイレン等の警報設備を設けるものとし、非常ベル、手動式サイレンは、あらかじめ警報音の種類を定めておくこと。
- ② 電源を必要とする通報、警報設備には、停電時における機能の保持を図るため非常電源を設けること。
- ③ 通報、警報設備の設置場所には、設置箇所が容易に判断できるような措置（非常灯又は標識等（蓄光塗料を塗布したもの等））を行うこと。

(6) 消火設備等

① 消火器（第6-1図参照）

ア 工事現場には、坑内の特殊性に適合した消火器を、それぞれの消火器に至る歩行距離が50m以下となるように設置すること。

なお、消火器の種類については、工事現場の特殊性により不適當なものもあるので部分的に設けるものを除き、強化液消火器又は機械泡消火器（水成膜泡消火薬剤を用いる消火器）を設けること。

イ 溶接・溶断作業を行う場所、変圧器、電動機、分電盤その他の電気設備・機器が設けられる場所及び危険物品等の存置場所等には、それぞれに適応した消火器を設置すること。

② 連結送水管（第6-2図～第6-5図参照）

坑内及び坑外からの出入りが極限される、圧気を用いる工事現場には、連結送水管を設置し、坑内に連結送水管の放水口を設けること。

③ 連結散水設備・排煙設備等

火災発生危険及び人命危険を有し、かつ、消防活動が困難であると思われるずい道工事等にあつては、その深さ、規模、可燃物の量等から判断し、連結散水設備又は水噴霧消火設備等の固定式消火設備並びに排煙設備の設置について検討すること。

(7) 避難・救護対策

① 工事現場には、空気呼吸器等の避難用器具及び非常電源を有する誘導灯を設置するとともに、懐中電灯、非常用照明器具等を備えること。

② 火災発生に際し、救護活動を行うため、呼吸用保護具、副木、担架等の救急用具等を備えること。

なお、呼吸用保護具は十分な能力を有するものを備えておくこと。

③ 工事現場は、常に整理整頓し、避難用の通路を確保しておくとともに、避難に支障のないように歩行用の踏板等は固定しておくこと。

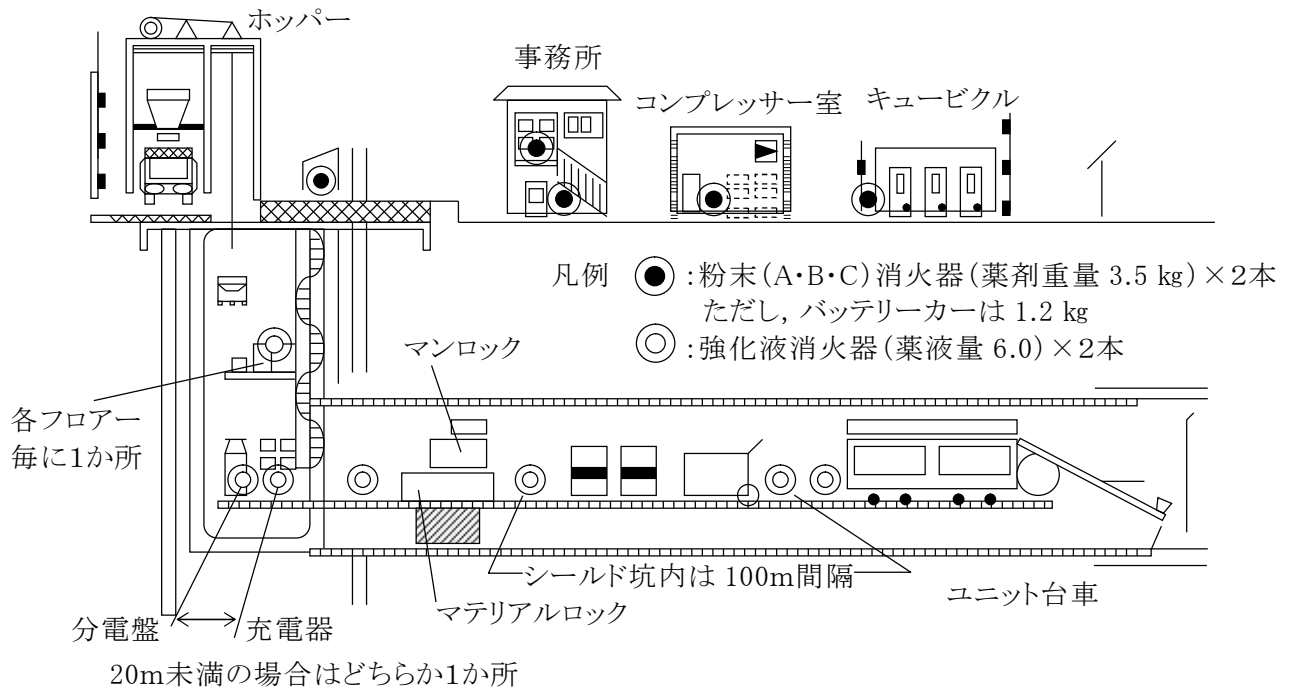
(8) 点検整備

第6 ずい道の敷設工事現場等の火災予防対策

消火設備，避難，救護設備，通報設備等は定期的に点検整備し，機能の保持を図ること。

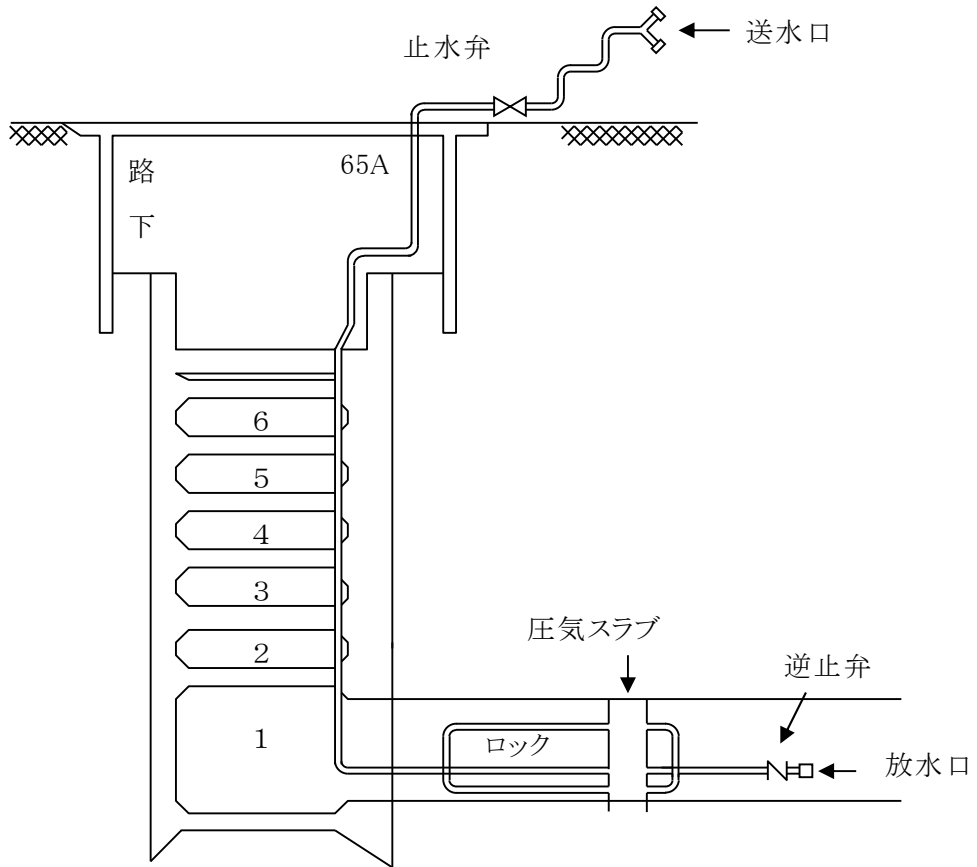
(9) 教育・訓練

- ① 火災発生に備え，あらかじめ工事従業者等に対し，火災予防上の遵守事項，消火方法，避難，救護方法等について教育を実施すること。
- ② 防災計画に基づき，1年に1回以上適宜，通報，初期消火及び避難等について総合訓練を実施すること。



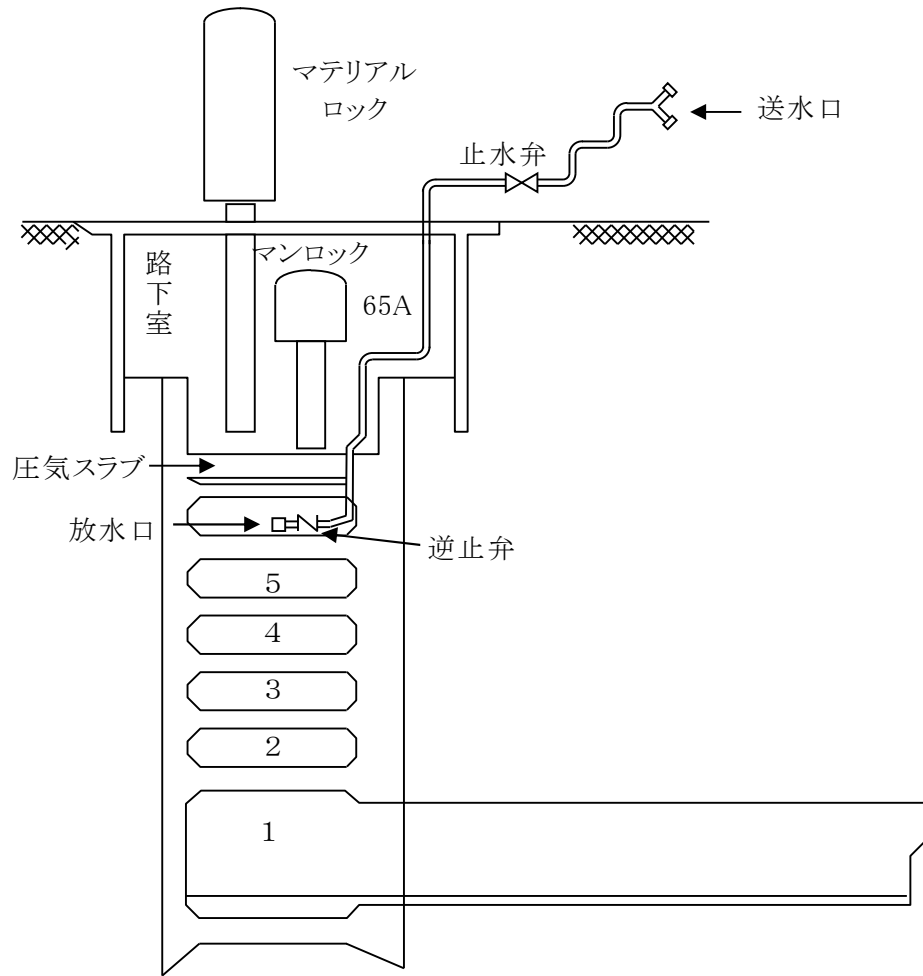
第6-1図 シールド推進中の消火器配置図例



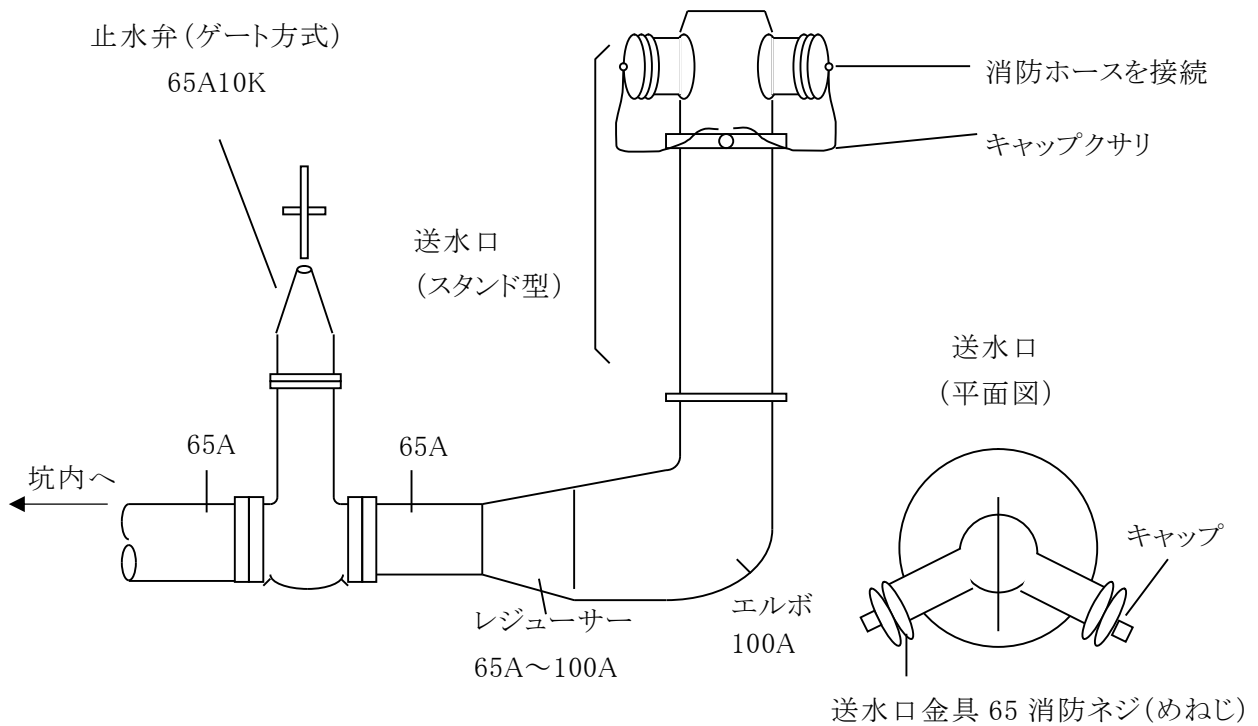


第6-2図 連結送水管の設置例（シールド圧気の場合）

第6 ずい道の敷設工事現場等の火災予防対策

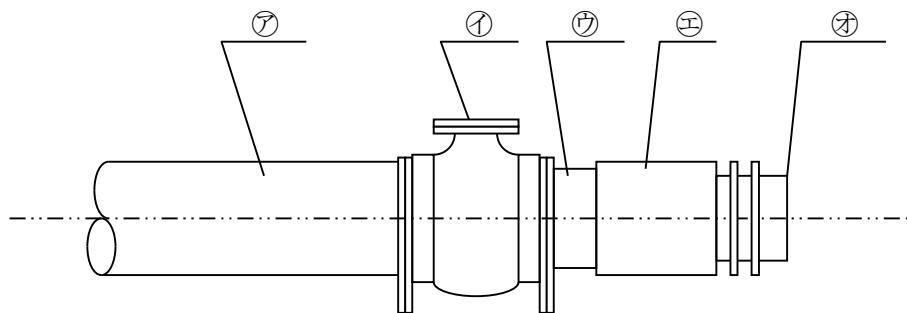


第6-3図 連結送水管の設置例（立坑圧気の場合）



- 注 (1) 送水口は青銅製で重い上、送水時にかなりの振動があるので、支持を堅固にする必要がある。
- (2) 送水口のホースの接続口は、地盤面より 0.5~1.0m の位置に設ける。

第6-4図 送水口



- ㊦ 65A 鋼管 10K フランジ付
- ㊩ 逆止弁 (スイング式) 65A
- ㊪ ネジ込みフランジ 65A 10K
- ㊫ ソケット 65A
- ㊬ ホースジョイント金具 ガスネジ~65A 消防ネジ (おねじ)

第6-5図 放水口

《別添》

防 災 計 画

第1章 総 則

(目 的)

**第1条** この計画は、福岡市火災予防条例第45条の2に基づき、〇〇地下ずい道工事（圧気工事）における防災業務について必要な事項を定めて、工事期間中の火災等の災害を防止するとともに自主防災体制を確立することを目的とする。

(適 用)

**第2条** この計画に定める事項は、この地下ずい道建設工事現場に出入りするすべての者に適用する。

第2章 防災組織

(防災組織の設置)

**第3条** この地下ずい道建設工事における防災業務の運営の適正化を図るため、防災組織を置く。(防災組織の編成)

**第4条** 防災組織は、別表第1のとおりとし、防災責任者は所長、総括班長は事務長、点検班長及び点検員は防災責任者が指名した者をあてる。

(防災責任者の業務)

**第5条** 防災責任者は、次の業務を行う。

- (1) 防災組織の統轄
- (2) 関係機関との連絡
- (3) 各点検班の調整

(各班長の業務)

**第6条** 各班長は、それぞれ次の業務を行う。

- (1) 総括班長
  - ① 防災責任者の補佐
  - ② 関係機関との連絡
  - ③ 各点検班の調整
- (2) 各点検班長
  - ① 自己担当班の業務の遂行
  - ② 自己担当班の点検員に対する指導
  - ③ 点検結果の記録及び防災責任者への報告

(各点検班の業務)

**第7条** 各点検班は、それぞれ班別に次の業務を行う。

- (1) 地下埋設物点検班  
ガス管、送電用及び通信用ケーブル等の防護措置並びに亀裂、損傷等の有無の点検及び応急措置
- (2) 火気使用設備器具点検班  
暖房用設備器具、火花を発生する機械器具及び喫煙等の規制又は安全管理及び点検

(3) 危険物高圧ガス点検班

石油類の貯蔵、取扱い並びにアセチレンガスボンベ等の規制又は安全管理及び点検

(4) 消防用設備点検班

消火器、消火設備、手動式サイレン、呼吸保護具、担架、ガス測定器及び照明器具等の維持管理及び点検

(5) 電気設備点検班

受電設備、電気配線、電気機器等の適正使用の管理及び点検

(防災組織の会議の開催)

**第8条** 防災責任者は、地下埋設物の安全対策、従業員に対する防災教育、消防訓練の実施及び隣接工区との協力等に関し、審議をする必要があると認める場合は、各班長を招集し、会議を開催する。

2 前項の会議を開催した場合は、総括班長が会議結果を記録し、保存する。

### 第3章 防災対策

(危険物の規制)

**第9条** 工事現場には、原則として危険物品の搬入は行わないものとする。

2 工事内容から、やむを得ず危険物品を搬入する場合は、必要最少量とし、法令上の所定の手続きを行うとともに、有効な消火手段を確保し、常に安全管理を徹底するものとする。

3 危険物品は、常に整理整頓し、不燃性の容器又は不燃材料で囲まれた場所に格納、保管し、終業時には点検を実施する。

4 シールドマシン等の油圧機器作動油は、努めて難燃又は不燃性のものを用いるものとする。

(可燃物の規制)

**第10条** 工事現場には、可燃物及び発泡ポリエチレン等の合成樹脂等の搬入及び持込みは行わないものとする。

2 やむを得ず発泡ポリエチレン等の合成樹脂等を使用する場合には、使用量を限定し、酸素指数 26 以上の難燃製品を使用する。

3 工事現場で使用する各種配管やパレット等についても、努めて鋼管、鋼板等の不燃材料を使用する。

(火気使用設備、器具の規制)

**第11条** 圧気工事現場には、火気使用設備、器具の搬入は行わないものとする。

2 工事内容から、やむを得ず搬入する場合は、必要最小限とし、防災責任者の許可を受けて行うとともに、逆火防止装置等必要な措置を行って搬入するものとする。

3 工事内容から、やむを得ず溶接作業等を行う場合は、作業実施前に作業場所周囲を整理整頓するとともに、あらかじめ散水し、火気使用範囲は不燃材料による区画を行う等、火災予防上有効な防護措置を実施する。

4 工事内容から、やむを得ず溶接作業等を行う場合は、防災責任者等による安全確認を行い、作業中は常時監視を行う。また、作業後の点検等火災予防上十分な管理を行

## 第6 ずい道の敷設工事現場等の火災予防対策

う。

5 切断作業を行う場合は、努めて火花の発生しない工法（ワイヤーカッター、ワイヤーソー等）により工事を行う。

（喫煙の禁止）

**第12条** 圧気工事現場内においては、喫煙は行わないものとする。

（地下埋設物の防護）

**第13条** ガス管、送電用ケーブル及び通信用ケーブル等の地下埋設物の防護措置は、亀裂、損傷等が生じないように防災責任者が指示した方法で完全に行う。

2 地下埋設物を移設する工事を行う場合は、当該地下埋設物の管理及び隣接工区との連絡を緊密にし、移設工事中における災害防止に万全を期する。

3 前項の移設工事を昼夜兼業で行う場合は、地下埋設物点検班は、防災責任者が指定した時間ごとに点検を行い、点検班長が防災責任者に異常の有無を報告する。

（地下埋設物の応急措置）

**第14条** ガス管、送電用ケーブル及び通信用ケーブル等の地下埋設物に亀裂、折損及び短絡等の欠陥が生じた場合は、当該欠陥事項を発見したものが保安バルブの閉鎖、絶縁物による保護等の応急措置を講ずるとともに、防災責任者に報告する。

2 地下埋設物点検班は、防災責任者から前項の地下埋設物の欠陥事項の是正について指示された場合は、その指示内容をすみやかに履行し、災害防止に努める。

（非常警報装置）

**第15条** 事故発生時における作業員に対する非常警報装置として、非常ベルを設置し、工事現場と地上との連絡は、電話又はインターホンとする。

## 第4章 火災等の災害発生時の初動体制

（災害発生時の初動体制）

**第16条** 火災等の災害が発生した場合は別表第2により指定された者がそれぞれの班の任務分担により、通報、初期消火、避難誘導、傷病者の救助及び応急救護等を行う。

2 災害発生時の社内非常連絡体制は、別表第3のとおりとする。

（自衛消防隊の本部の任務）

**第17条** 本部任務は、次のとおりとする。

- （1） 全般の指揮
- （2） 消防機関への通報、消火、避難状況等の把握
- （3） 消防隊に対する情報の提供及び連絡
- （4） 通報者等、人員の確認

（非常警報及び連絡）

**第18条** 火災等の事故の発生を発見した者は、近くの非常ベルを鳴動させて、全作業員に事故の発生を知らせるものとする。

2 工事現場内にいる作業員は、電話又はインターホン等により地上に事故の発生を直ちに通報するものとする。

3 事故発生の連絡を受けた地上作業員は、直ちに消防機関及びその他の関係機関に連絡するものとする。

4 地上作業員は、あらかじめ締結された相互応援協定に基づき、他業者に連絡し、緊急応援を要請するものとする。

(初期消火)

**第 19 条** 火災発生現場にいる者は、必要な初期消火を行うとともに、初期消火班は任務に従って次の措置を講ずるものとする。

- (1) 消火器、水バケツその他の消火設備器具等による初期消火及び延焼の防止
- (2) ガス漏洩等の防止及び仮設電源の遮断
- (3) 危険物、高圧ガス等の爆発防止の措置

(避難誘導)

**第 20 条** 火災等の災害が発生した場合、別表第2に指定された避難誘導救護班は、防災責任者があらかじめ指定した工事現場の地上〇〇空地へ地下工事現場内の従業員等を誘導し避難者の人数を確認して本部へ連絡する。

(救助及び救護等)

**第 21 条** 火災等の災害が発生した場合、避難誘導救護班は、工事現場に設置されている救助用指揮材を十分活用して、地下工事現場内の傷者等の救助を行う。

2 前項の傷者等を救助した場合、応急救護を行うものとし、負傷者等の人数及び程度を本部へ連絡する。

## 第5章 消防隊との連絡等

(情報の提供)

**第 22 条** 別表第2に定める本部員は、消防隊が現場に到着した場合に当該消防隊の最高指揮者に対し、次に定める事項を情報として提供する。

- (1) 火災等の災害が発生した場所及びその状況
- (2) 逃げ遅れた者の有無
- (3) 第18条及び第19条による初期消火、延焼拡大防止、避難誘導及び救出救護等の措置の状況
- (4) 二次的災害発生のおそれのある事項

## 第6章 防災教育及び訓練

(防災教育)

**第 23 条** 従業員に対する防災教育は、毎月1回異常、防災訓練の実施後に行うものとする。

2 新しく入った従業員に対しては、必ず2時間以上の防災教育を実施した後でなければ業務に従事させないものとする。

3 作業に従事する前後には、必ず一定の場所に集まって、防災責任者は作業上の注意事項、反省事項及び防災上必要な事項等について徹底するものとする。

(防災訓練)

**第 24 条** 防災訓練は、事故発生時における工事現場からの連絡訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練等を中心に行うものとする。

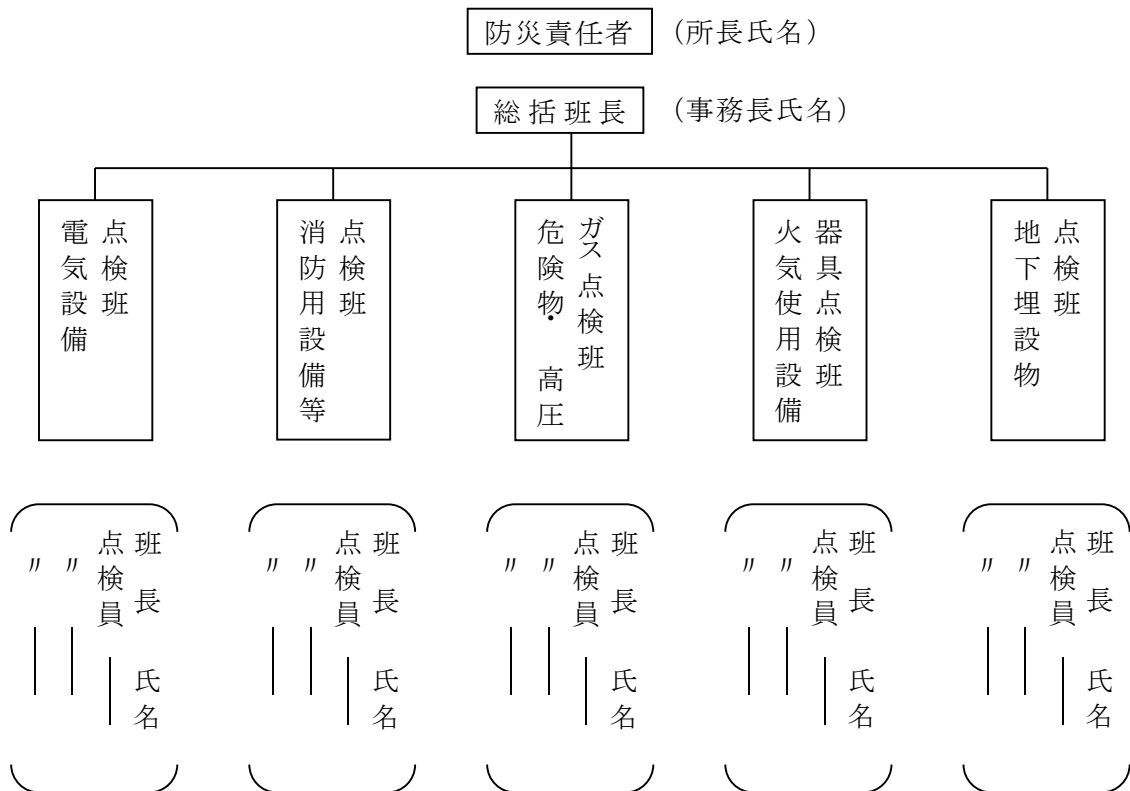
第7章 その他

(届出)

第25条 消防隊の活動上支障となる行為については、事前に所轄消防署に届け出るものとする。

別表第1

防災組織編成表





別表第2

自衛消防組織編成表

(本部隊)

(自衛消防本部)

自衛消防隊長
副隊長
本部員
〃
〃

(地区隊)

通報，連絡係  
(消防隊への情報提供等)

┌	班 長	氏 名
└	係 員	〃

消 火 係

┌	班 長	氏 名
└	係 員	〃

避難，誘導係

┌	班 長	氏 名
└	係 員	〃

救出，救護係

┌	班 長	氏 名
└	係 員	〃

通報，連絡班

┌	班 長	氏 名
├	隊 員	〃
└	〃	〃
└	〃	〃

消 火 班

┌	班 長	氏 名
├	隊 員	〃
└	〃	〃
└	〃	〃

避難，誘導班

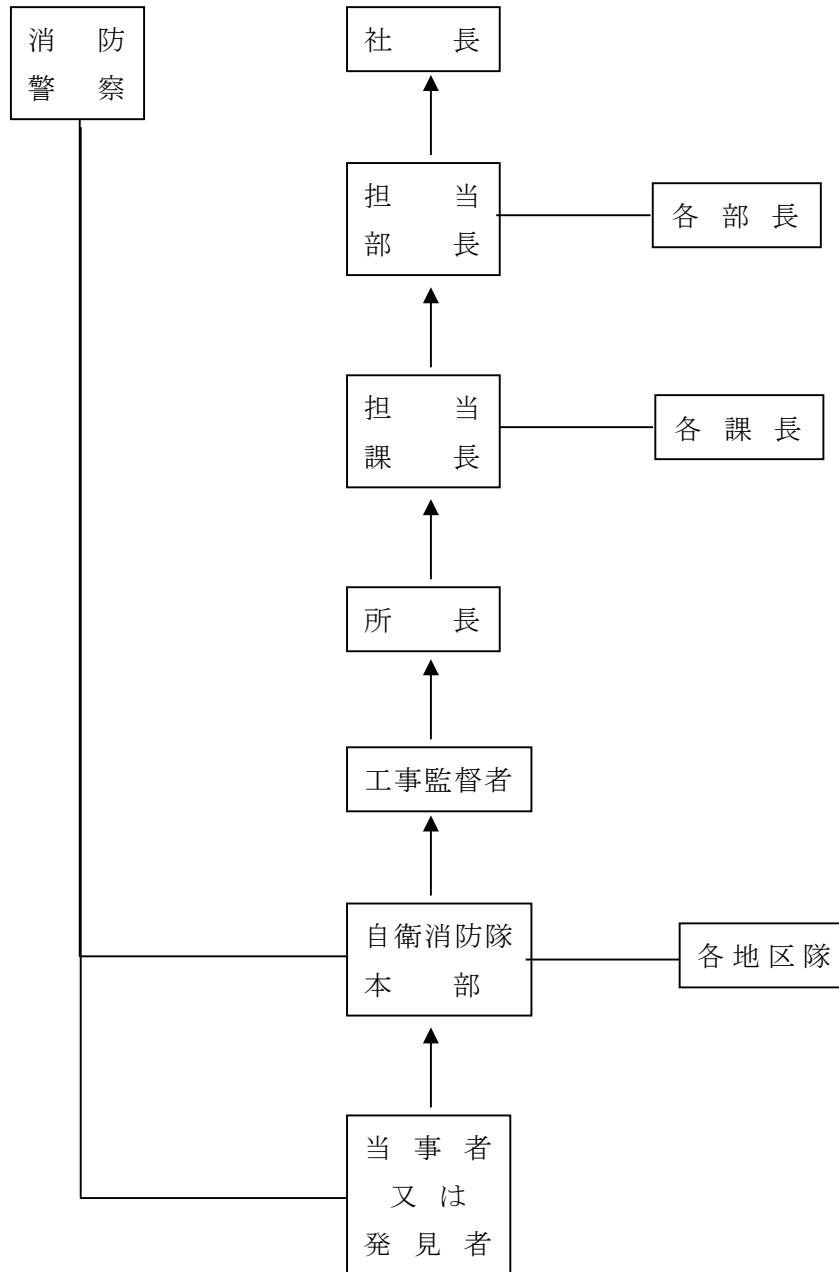
┌	班 長	氏 名
├	隊 員	〃
└	〃	〃
└	〃	〃

救出，救護班

┌	班 長	氏 名
├	隊 員	〃
└	〃	〃
└	〃	〃

別表第3

非常時連絡体制



(注1) 夜間等においても、当該連絡体制が確保できるようにしておくこと。

(注2) 不在時の連絡先を明らかにしておくこと。



## 第7 道路上に設置するバス停留所等の上屋

### 1 運用上の留意事項

- (1) この基準は、道路上に設置する建築物のうち、バス事業者が設置するバス停留所上屋及びタクシー事業者が設置するタクシー乗車上屋（以下「バス停上屋」という。）について適用する。
- (2) 道路上に設置するバス停上屋は、建基法第44条第1項第2号に規定する「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」に該当するものであること。
- (3) バス停上屋の道路占用許可申請は、各区役所地域整備部維持管理課に申請され、当該維持管理課において福岡市道路占用許可事務処理要領（参考資料参照）に基づき審査を行うものであること。

### 2 審査基準

- (1) バス停上屋の柱は、消火栓、防火水槽等の消防水利から、概ね1m以上離して計画されていること。
- (2) 防火対象物に設置されている連結送水管、連結散水設備若しくはスプリンクラー設備の送水口又は消防用水の採水口の操作障害とならない位置に計画されていること。
- (3) 防火対象物に設置されている避難器具の降下障害とならない位置に計画されていること。
- (4) その他、消防活動上支障が生じる位置を避けて計画されていること。

### 3 事務処理要領

- (1) バス停上屋設置の調査申請書が申請者（道路占有者）から提出された場合は、文書管理システムで収受し処理すること。
- (2) 前2の基準に基づく審査は、申請書に添付された図書により行うものとし、必要がある場合は現地調査を実施すること。
- (3) 審査の結果は、申請者から提出された「バス停上屋の道路（占有・使用）許可申請に伴う調査書」に、消防上の支障の有無を記入し返付すること。

「バス停上屋の道路（占有・使用）許可申請に伴う調査書」

バス停上屋の道路（占有・使用）許可申請に伴う調査書	
申請場所	福岡市 区 バス停（上り 下り）
建築計画 の概要	造 葺
	建築面積 延べ面積
本件調査の結果は右記のとおりです。 平成 年 月 日  福岡市 消防署  消防署長 ㊟	1 消防上支障がない。  2 下記条件を満たした場合は支障がない  3 下記理由により支障がある。 （条件，理由等）

### 広告添加看板付バス停留所上屋（シェルター）

#### 【 基 準 】

- 1 バス停留所上屋の設置者は、路線バス事業者であること。  
広告添加看板の設置者は、広告事業者であること。
- 2 占用の場所は、歩道上であること。  
設置位置の決定にあたっては、沿道の土地利用を配慮すること。
- 3 歩道は壁面・広告添加看板から2 m以上の幅員が確保されること。
- 4 上屋の幅は2 m（横断方向）以下とすること。  
ただし、駅前広場などの島式乗降場については、この限りではない。
- 5 上屋内には、装飾のための電気設備を設置してはならない。
- 6 上屋には、別に定める場合を除き、広告物等の添加又は塗装をしないこと。
- 7 上屋の最下部と路面との距離は、2.5m以上とすること。  
ただし、その最上部は、路面から3.5mを超えてはならない。
- 8 上屋に壁面を設置する場合は、以下のことを遵守すること。
  - (1) 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。
  - (2) 壁面の面数は三面以内であること。
  - (3) 壁面の材質は、透明なものであること。
  - (4) 必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。
- 9 広告添加看板の設置は以下のことを遵守すること。
  - (1) 掲示される広告物は、明らかに運転者に対する訴求の対象となるものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場については、この限りではない。
  - (2) 添加広告看板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。
  - (3) 広告添加看板の材質・形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく難、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
  - (4) 添加広告看板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのあるものではないこと。
  - (5) 添加広告看板は内照式とすることができる。ただし、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがあると認められる場合は、この限りではない。
  - (6) 掲示する広告物の表示面積は、1面につき2 m<sup>2</sup>以内であること。
  - (7) 広告添加看板の表示面は2面以内であること。ただし、3面以上の掲示面を設けても、車両または歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対する直接の訴求対象とならないことが明らかであると認められる場合には、この限りではない。
  - (8) 広告物の掲示により生ずる死角からの飛び出しによる事故を回避する観点から、必要と認められる安全策が講じられるものであること。  
特に、車道から上屋に正対して右側の壁面等に添加される広告添加看板については、当該広告添加板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保すること。ただし、

当該上屋の外側における防護策等の設置その他の手段により十分な安全策が講じられているものと認められる場合は、この限りではない。

10 上屋の広告添加看板は交差点の付近，沿道からの出入りがある場所等，運転者の視界を妨げることのない場所に設置すること。

11 他の建築物又は工作物に接続しないこと。

12 関連文書

・「バス停日よけ，雨よけの取り扱いについて」

(昭和52年4月6日付け土道第508号)

・「バス停留所上屋の道路占用の取り扱いについて」

(昭和54年6月20日付け土木第968号)

・「バス停等上屋設置事務処理要領」(昭和62年4月1日施行)

・「ベンチ及び上屋の道路占用の取り扱いについて」

(平成6年6月30日付け建設省道政発第32号建設省道路局長通達)

・「ベンチ及び上屋の道路占用の取り扱いについて」の一部改正について

(平成15年1月31日付け国道利第22号国土交通省道路局長通知)

・「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取り扱いについて」(平成20年3月25日付け国道利第27号国土交通省道路局長通知)

### バス停留所及びタクシー乗場の上屋（シェルター）

#### 【 基 準 】

- 1 バス停留所上屋の設置者は、路線バス事業者であること。  
タクシー乗場の上屋の設置者は、社団法人福岡市タクシー協会であること。
- 2 バス利用者及びタクシー利用者の利便に供するために設けるものであること。
- 3 占用の場所は、歩道上であること。  
設置位置の決定にあたっては、沿道の土地利用を配慮すること。
- 4 歩道の有効幅員が原則として2 m以上（自転車歩行者道にあつては、3 m以上、自転車歩行者専用道路にあつては、3.5 m以上）確保できる歩道（ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、3.5 m以上（自転車歩行者道にあつては4 m以上））であること。  
なお、歩道と車道の幅員は0.25 m以上を確保すること。
- 5 上屋の幅（横断方向）は2 m以下とすること。ただし、駅前広場などの島式乗降場については、この限りではない。
- 6 上屋の最下部と路面との距離は、2.5 m以上とすること。ただし、その最上部は、路面から3.5 mを超えてはならない。
- 7 広告物は添加しないこと。（バス停留所上屋にあつては、別途申請を要する広告添加看板付バス停、時刻表などバスの運行に関する事項を除く。）
- 8 他の建築物又は工作物に接続しないこと。
- 9 関連文書
  - ・「バス停日よけ、雨よけの取り扱いについて」  
(昭和52年4月6日付け土道第508号)
  - ・「バス停留所上屋の道路占用の取り扱いについて」  
(昭和54年6月20日付け土木第968号)
  - ・「バス停等上屋設置事務処理要領」(昭和62年4月1日施行)
  - ・「ベンチ及び上屋の道路占用の取り扱いについて」  
(平成6年6月30日付け建設省道政発第32号建設省道路局長通達)
  - ・「ベンチ及び上屋の道路占用の取り扱いについて」の一部改正について  
(平成15年1月31日付け国土交通省国道利第22号国土交通省道路局長通知)





## 第8 可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた防火対象物に係る防火安全対策

ウレタン樹脂，スチロール樹脂等の可燃性合成樹脂発泡体を用いた断熱材等（以下「発泡樹脂等」という。）は，優れた断熱性，経済性及び施工方法の容易性等から広く普及しているものであるが，火災が発生した場合は，燃焼拡大及び爆燃までの時間が短時間であるとともに，発泡樹脂等を金属製薄板等で挟んだサンドイッチパネル（以下「サンドイッチパネル」という。）を吊り天井等に用いた場合には，金属製薄板等が脱落するなど，当該防火対象物関係者の避難や初期消火活動及び消防隊員の消火活動等に大きな危険を伴うばかりではなく，防火対象物そのものの物的，経済的損害等についても莫大な被害を与えることとなるものである。

このことから，発泡樹脂等を使用していることを示す内装表示マーク（以下「内装表示マーク」という。）を防火対象物の出入口に掲出することにより，防火対象物の関係者及び消防隊員等に対して火災時における危険性を予め周知するとともに，自主防火管理の推進を図り，消火活動時の危険性を軽減するため，次のとおり防火安全対策を講じるものとする。

### 1 対象となる発泡樹脂等

- (1) ポリエチレンフォーム（指定可燃物）
- (2) ビーズ法ポリスチレンフォーム（発泡スチロール）（指定可燃物）
- (3) 硬質ウレタンフォーム（指定可燃物）

プラスチック発泡体で，断熱効果が非常に高く，現場発泡品もある。「不燃外装材で覆われた当該断熱材の燃焼性は，適度な空気が空気層に流入した場合，壁体内で着火し，延焼拡大する可能性があり，外被面の目地割れや亀裂等の発生により噴出火炎が長時間継続する。」とされている。また，硬質ウレタンフォームの原料，原液は法に定める危険物第4類第2石油類から第4石油類に該当するものがある。

- (4) その他前(1)から(3)と同等以上の火災危険性を有するもの

### 2 対象となる防火対象物

発泡樹脂等を使用する防火対象物で，次に掲げるものとする。

令別表第一に掲げる防火対象物のうち，定温倉庫，冷凍・冷蔵倉庫等の部分で発泡樹脂等を使用する部分の床面積の合計が500㎡以上のもので次の(1)から(3)に該当するもの。ただし，発泡樹脂等を使用する部分を天井裏まで耐火構造又は準耐火構造の壁等（開口部を設ける場合は防火設備とすること。）により，有効に区画する等の措置を講じた場合で，当該区画された部分の床面積が500㎡未満のものを除く。

- (1) 発泡樹脂等を露出して使用するもの
- (2) サンドイッチパネルを使用するもの
- (3) 発泡樹脂等をプラスターボード等で覆ったもの

〈用途例〉

定温倉庫，冷蔵倉庫，冷凍倉庫，病院等の調剤室・測定室，食品工場の作業所，精

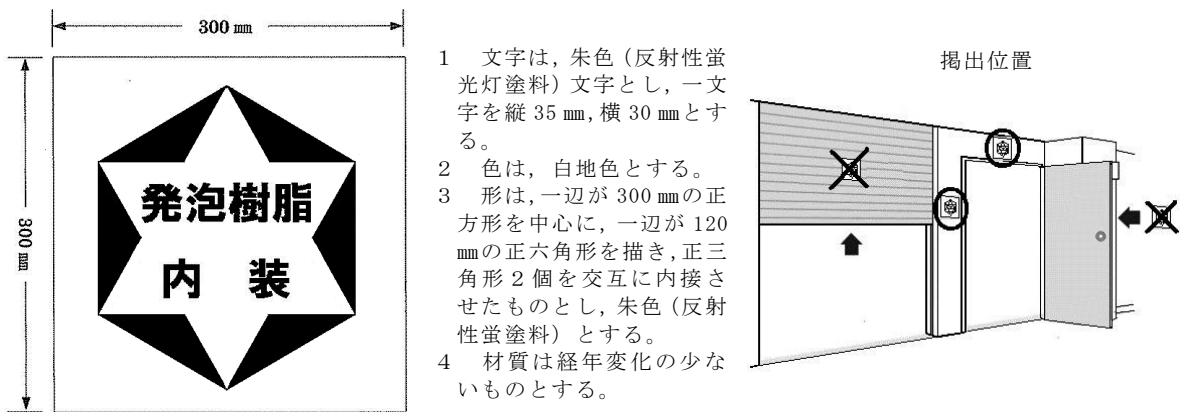
密機械工場のクリーンルーム・電子部品機器組立工場，研究機関等の実験室・測定室等，その他これらに類するもの

### 3 具体的な防火安全対策

#### (1) 内装表示マークの掲出

防火対象物又はその部分において，屋外に面する主たる出入口（消火活動が容易に行うことができる場所に面して設けられた扉やシャッター，その他これに類する開口部とする。）及び発泡樹脂等を使用する部分の出入口付近等の必要な箇所には，標識を，次のとおり設けること。（第7-1図参照）

- ① 掲出位置は，常時確認できる位置に掲出することとし，扉表面上や扉の開放する側の壁等の開放時見えなくなるおそれがある場所へは掲出しないこと。
- ② 掲出方法は，ビス留め又は接着剤などにより容易に脱落しないように固定すること。



第7-1図

#### (2) 不燃材料の断熱材等の使用

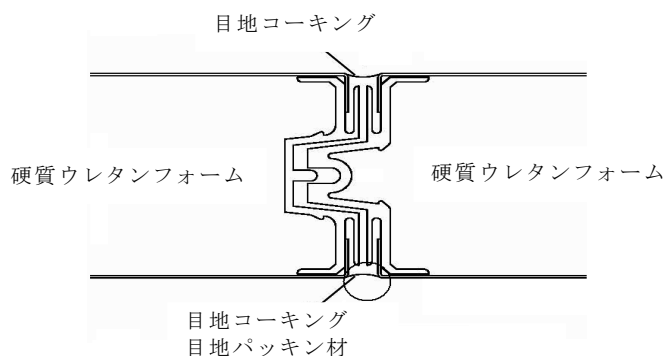
断熱材は以下に掲げるものとする。

- ① 不燃材料の断熱材（ロックウール，グラスウール等の耐熱性能を有するもの）
- ② 断熱材をコンクリート，モルタル塗（塗厚 2 cm 以上），又はこれと同等以上の防火性能を有するもので覆ったもの
- ③ 断熱材，表面材等の構成材を不燃材料としたもの（一体として国土交通大臣の認定を受けたものに限る）

#### (3) 継ぎ目処理等の徹底

断熱材等を被覆する仕上げ材（サンドイッチパネル等）を使用するものにあつては，次によること。

- ① サンドイッチパネル等は，火災が発生した際にも脱落しない施工とすること。
- ② 目地や部材取合部などの継ぎ目が防火上弱点とならないように，それぞれの製品仕様による適正な施工処理を行うこと。（第7-2図参照）
- ③ 既存防火対象物でリフトによる商品搬入等により，サンドイッチパネル等に亀裂等が生じている場合は，適正に補修すること。



第7-2図

(4) 自主防火管理の推進

火災時における発泡樹脂等の燃焼による建物利用者の避難障害，自衛消防隊の初期消火活動における危険，困難性を鑑み，火災の未然防止と防火意識の向上のため，次の事項を遵守すること。

- ① 消防用設備等の設置，維持管理の徹底
- ② 区画を形成する防火戸及び防火シャッターの管理徹底
- ③ 避難経路の確保及び避難障害の生じる物品の除去
- ④ 防火対象物の改装，増改築等の工事中，溶接・溶断等の火気使用時に火災が多く発生していることから，出火防止のための必要な措置を講じること。

(例)・火気使用範囲は不燃材料により覆うなどの防護措置

- ・切断作業を行う際には，不燃シート等で養生をして直接火種が当たらないようにする
- ・火花が発生しないような器具の使用
- ・断熱材吹付施工前に，溶接・溶断作業の完了
- ・作業中の監視及び作業後の点検など

- ⑤ 出火防止のための火気使用の制限の指導
- ⑥ 防火対象物に出入りする従業員等に対する喫煙管理の徹底を行い，喫煙場所の指定，喫煙場所での灰皿・吸い殻の後始末，始業終業時の点検等に留意すること。
- ⑦ 放火火災を防止するため，死角となりやすい場所の整理，整頓及び施錠の管理等

4 その他

本指導基準の施行前に既に存する防火対象物において，発泡樹脂等の使用がある場合は，内装表示マークを掲出するとともに，改修等の機会を捉えて，本指導基準に適合させること。

